

# **第5次朝霞市総合計画後期基本計画 (案)**

**令和3(2021)年2月  
朝霞市**

## 目次

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 第1部 後期基本計画          | 1   |
| 序論                  | 2   |
| 1 後期基本計画の目的と経緯      | 3   |
| 2 総合計画の構成と後期基本計画の期間 | 3   |
| 3 人口・財政に関する整理       | 4   |
| 4 基本概念（コンセプト）の実現状況  | 18  |
| 5 社会の潮流・まちづくりの課題    | 23  |
| 6 SDGsの視点を踏まえた施策の推進 | 27  |
| 序章 後期基本計画について       | 28  |
| 1 後期基本計画の概要         | 29  |
| 2 後期基本計画の考え方        | 30  |
| 3 財政見通し             | 31  |
| 4 施策体系              | 33  |
| 第1章 災害対策・防犯・市民生活    | 40  |
| 1 防災・消防             | 42  |
| 2 生活                | 44  |
| 第2章 健康・福祉           | 46  |
| 1 地域福祉              | 48  |
| 2 子育て支援・青少年育成       | 50  |
| 3 高齢者支援             | 54  |
| 4 障害者支援             | 58  |
| 5 保健・医療             | 60  |
| 6 社会保障              | 64  |
| 第3章 教育・文化           | 66  |
| 1 学校教育              | 68  |
| 2 生涯学習              | 74  |
| 3 スポーツ・レクリエーション     | 76  |
| 4 地域文化              | 78  |
| 第4章 環境・コミュニティ       | 82  |
| 1 環境                | 84  |
| 2 ごみ処理              | 88  |
| 3 コミュニティ            | 90  |
| 4 市民活動              | 92  |
| 第5章 都市基盤・産業振興       | 94  |
| 1 土地利用              | 98  |
| 2 道路交通              | 102 |

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 3 緑・景観・環境共生.....               | 106 |
| 4 市街地整備 .....                  | 110 |
| 5 上下水道整備.....                  | 112 |
| 6 安全・安心 .....                  | 114 |
| 7 産業活性化 .....                  | 118 |
| 8 産業の育成と支援.....                | 122 |
| 9 勤労者支援 .....                  | 124 |
| 第6章 基本構想を推進するために.....          | 126 |
| 1 人権の尊重 .....                  | 128 |
| 2 男女平等 .....                   | 130 |
| 3 多文化共生 .....                  | 132 |
| 4 市民参画・協働.....                 | 134 |
| 5 行財政 .....                    | 136 |
| 第2部 第5次朝霞市総合計画 総論.....         | 141 |
| ※基本構想策定時（平成28年3月時点）の内容です。      |     |
| 第1章 総合計画について.....              | 142 |
| 1 総合計画の目的と経緯.....              | 142 |
| 2 総合計画の構成と期間.....              | 143 |
| 第2章 総合計画策定の背景・前提.....          | 144 |
| 1 朝霞市の概況.....                  | 146 |
| 2 人口・財政・都市計画に関する整理.....        | 146 |
| 3 社会の潮流・まちづくりの課題.....          | 165 |
| 第3部 第5次朝霞市総合計画 基本構想.....       | 171 |
| ※平成27年12月29日に朝霞市議会で議決された内容です。  |     |
| 第1章 基本構想について.....              | 172 |
| 1 基本構想の構成図.....                | 172 |
| 2 基本構想の概要.....                 | 173 |
| 3 基本構想の構成.....                 | 173 |
| 第2章 朝霞市の将来像.....               | 174 |
| 1 将来像（ビジョン）.....               | 174 |
| 2 将来像の基本概念（コンセプト）.....         | 174 |
| 第3章 政策を立案・推進する際の留意点（ポイント）..... | 179 |
| 第4章 政策分野（ジャンル）.....            | 181 |
| 第4部 資料編 .....                  | 183 |



# 第1部 第5次朝霞市総合計画 後期基本計画



## 序論

## 1 後期基本計画の目的と経緯

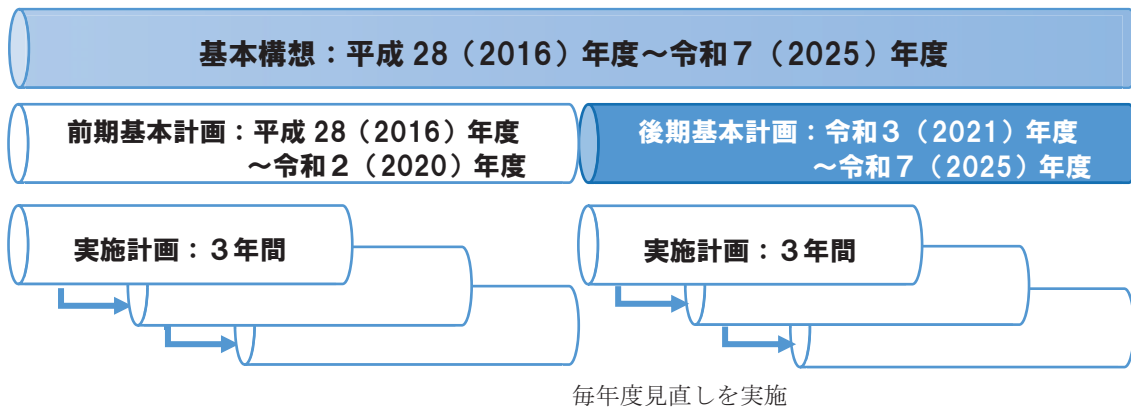
朝霞市総合計画は、本市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画です。中・長期的な視点から市民の皆さんと市がともに目標とする将来像を描き、その実現に向けて、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを総合的、体系的に示しています。

本市は、昭和 50（1975）年から平成 18（2006）年まで、おおむね 10 年ごとに総合振興計画を策定し、計画的な市政運営に努めてきました。平成 28（2016）年度からは、第 5 次総合計画を策定し、前半 5 年を前期基本計画と位置付け、各種施策を計画的に実施してきました。

令和 2（2020）年度末で前期基本計画が終了することから、引き続き計画的に施策を実施していくため、令和 3（2021）年度からの 5 年間を計画期間とする後期基本計画を策定します。

## 2 総合計画の構成と後期基本計画の期間

【基本構想・基本計画・実施計画の計画期間】



### 3 人口・財政に関する整理

後期基本計画を検討する際の基本的なデータとして、人口・財政の観点から本市の現状を分析しました。

#### (1) 人口

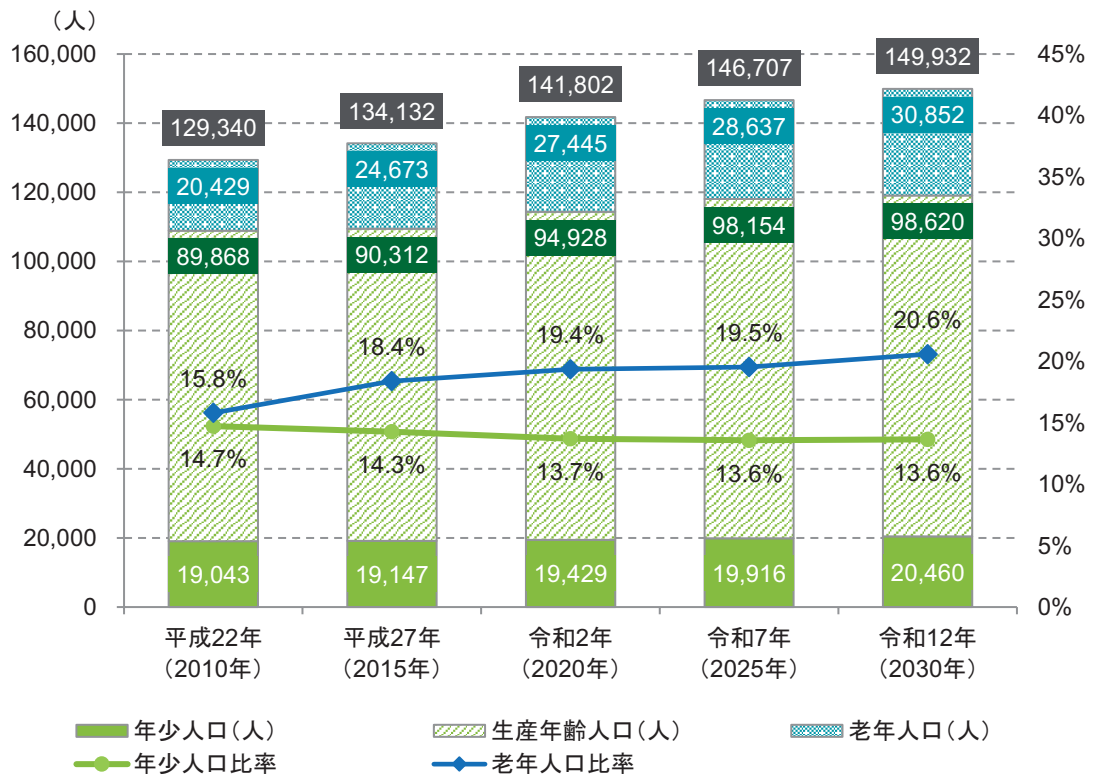
##### ■ 人口動態・将来人口推計

全国的には人口の減少局面へと移行していますが、本市の人口は今後もしばらく増加傾向で推移すると見込まれます。今後の人口増加は徐々にゆるやかになり、長期的には令和 32（2050）年頃から減少に転じると考えられます。

他方で、人口構成比をみると、年少人口は減少傾向、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進展しています。

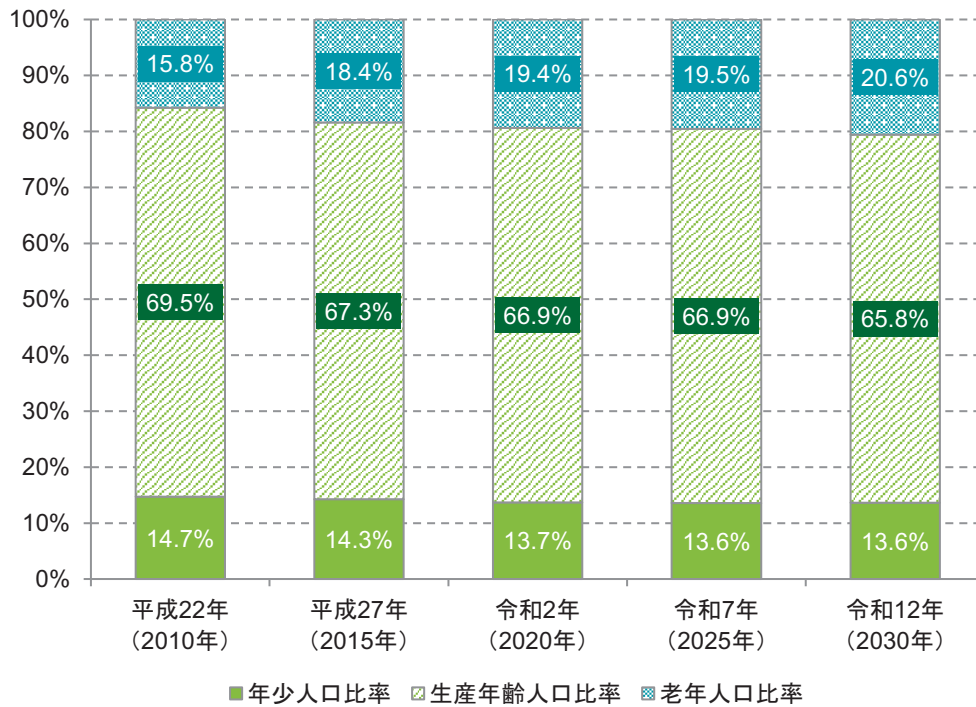
#### 【本市の人口の推移と将来推計】

（年齢3区分別人口の推移）





(年齢3区分別人口比率の推移)



推計の条件

|                  |                                                                  |
|------------------|------------------------------------------------------------------|
| データ出典            | 総務省「住民基本台帳」                                                      |
| 基準日              | 各年1月1日                                                           |
| 期間               | 令和2（2020）年以前の実績値を用い、推計は令和42（2060）年まで、1年ごとに、男女1歳階級別に実施            |
| 移動率              | 平成23（2011）年から令和2（2020）年までの毎年の人口動態の比率を平均（10か年分）して算出               |
| 生残率              | 厚生労働省の第22回完全生命表（平成27年国勢調査人口を基に作成）の生残率を使用                         |
| 出生時の男女性比         | 国立社会保障・人口問題研究所が平成30（2018）年に公表した朝霞市男女性比（男105.2：女100）を使用           |
| 社会移動<br>（移動率の補正） | 転入出者数が人口に占める割合に比例して、純移動率は令和42（2060）年までにかけて、推計開始時の40.6%まで低下するよう補正 |
| 合計特殊出生率          | 平成29（2017）年の1.43から増加傾向で推移し、令和22（2040）年までに1.6に達して、以後一定            |

## (2) 財政

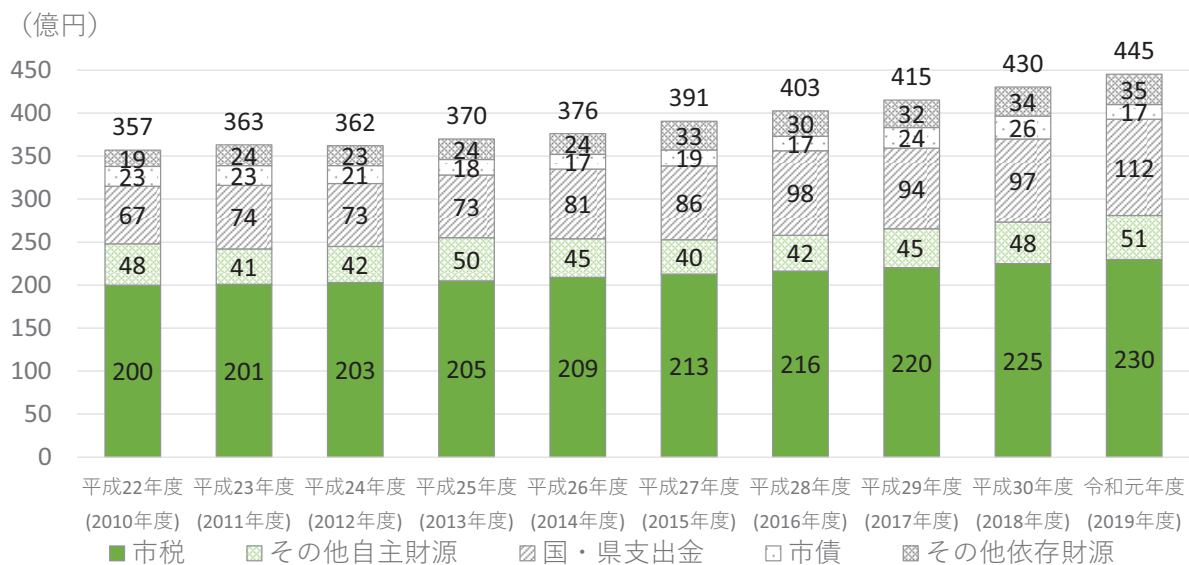
### ① 一般会計

#### ■ 歳入・歳出

歳入の5割以上を占める市税は、リーマンショックの影響により平成22(2010)年度に大きく落ち込んだものの、近年はリーマンショック前の水準以上に回復してきています。しかしながら、今後の生産年齢人口の減少もあり、市税をはじめとする自主財源の大幅な伸びは期待できないと見込まれます。また、新型コロナウイルス感染症の影響も予想されます。

歳出については、少子高齢化の進展が予想されることから、生活保護や高齢者福祉、障害福祉などの扶助費が増加傾向にあり、今後も一層の増加が見込まれます。

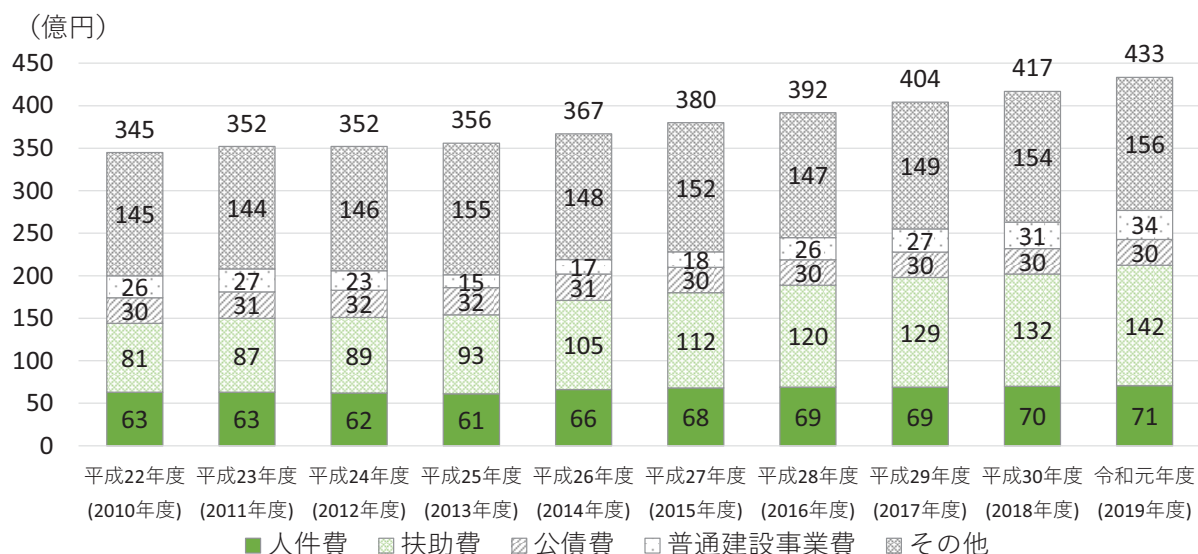
【歳入決算額の推移】



自主財源…市税や使用料及び手数料、分担金及び負担金などの市が自主的に収入することができる財源です。

依存財源…国・県支出金や地方交付税、地方譲与税など国・県から交付されるものや、市債などの財源です。

### 【歳出決算額（性質別）の推移】

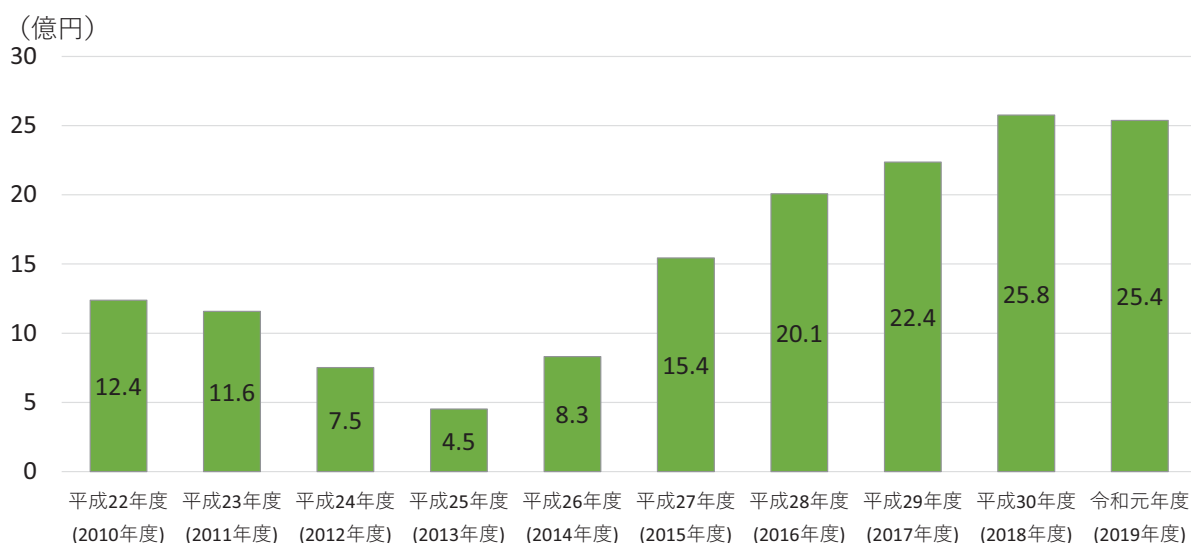


### ■ 財政調整基金

財政調整基金とは、大幅な税収の減少や災害の発生による思わぬ支出の増加など、予期しない収入減少や不時の支出増加に備え、長期の計画的な財政運営を行うために積み立てているお金で、ある程度の残高は確保しておく必要があることから、今後も積み増しを行う必要があります。

本市では平成 25（2013）年度以降、増加傾向にあります。

### 【財政調整基金残高の推移】



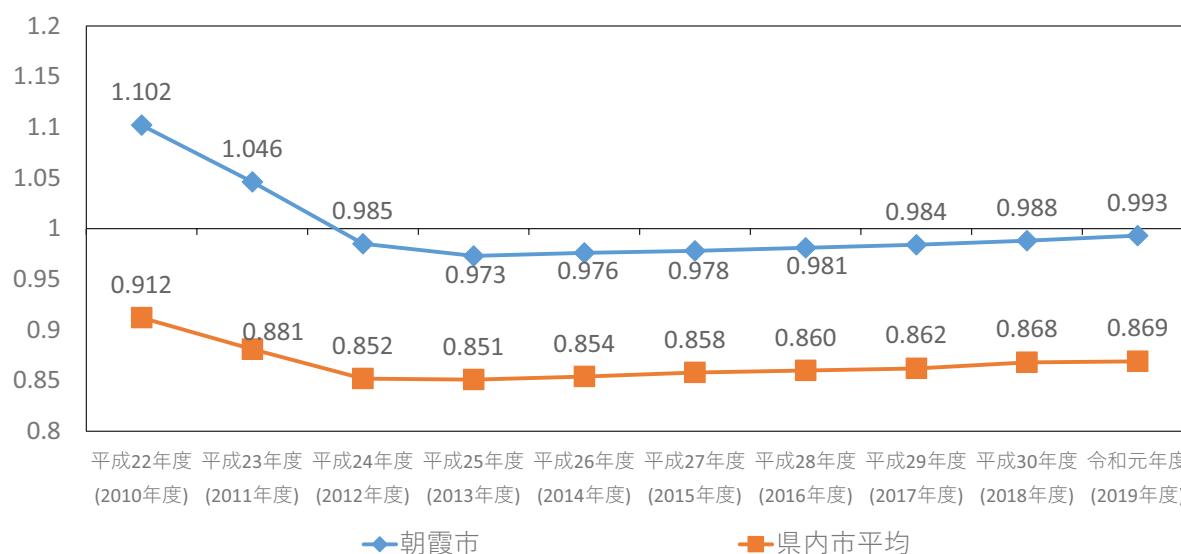
## ■ 主要な財政指標

### ● 財政力指数

標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で調達できるかを示した指標で、財政力指数が大きいほど財政力が強いと見ることができます。

本市では県内市平均に比べ財政力指数が高く、平成 25（2013）年度以降上昇傾向にあります。

【財政力指数の推移】

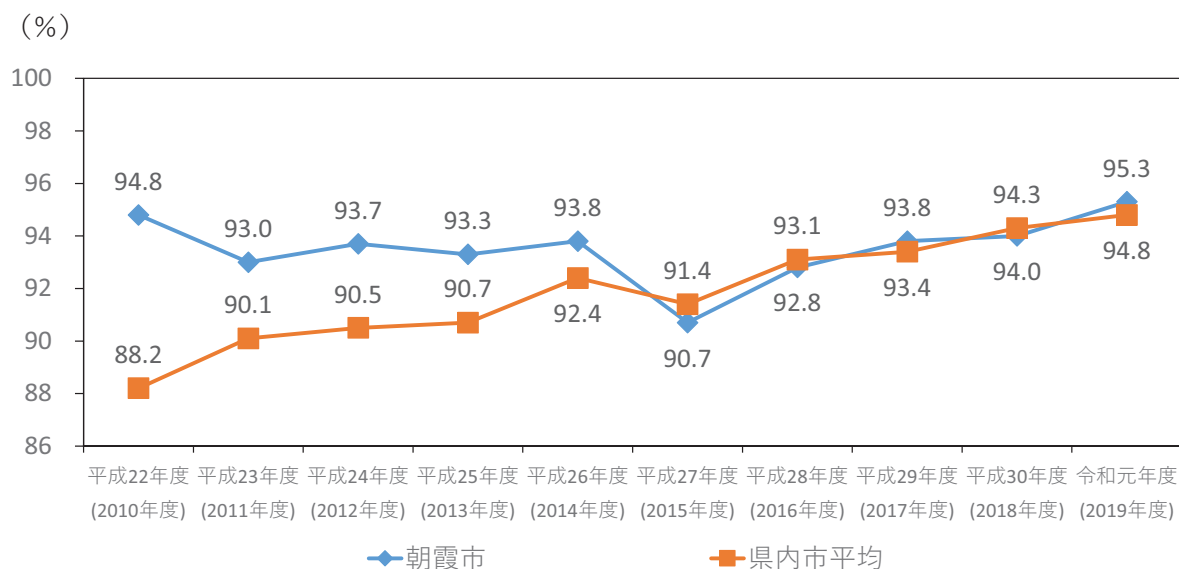


## ● 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための比率で、人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、市税、地方交付税、地方譲与税など経常一般財源や減税補てん債（特例分）及び臨時財政対策債がどの程度充当されているかを見る指標です。この比率が低いほど財政構造に弾力性があることになります。

本市では県内市平均と同様、比較的高い水準で推移しており、財政が硬直化しつつあります。

【経常収支比率の推移】

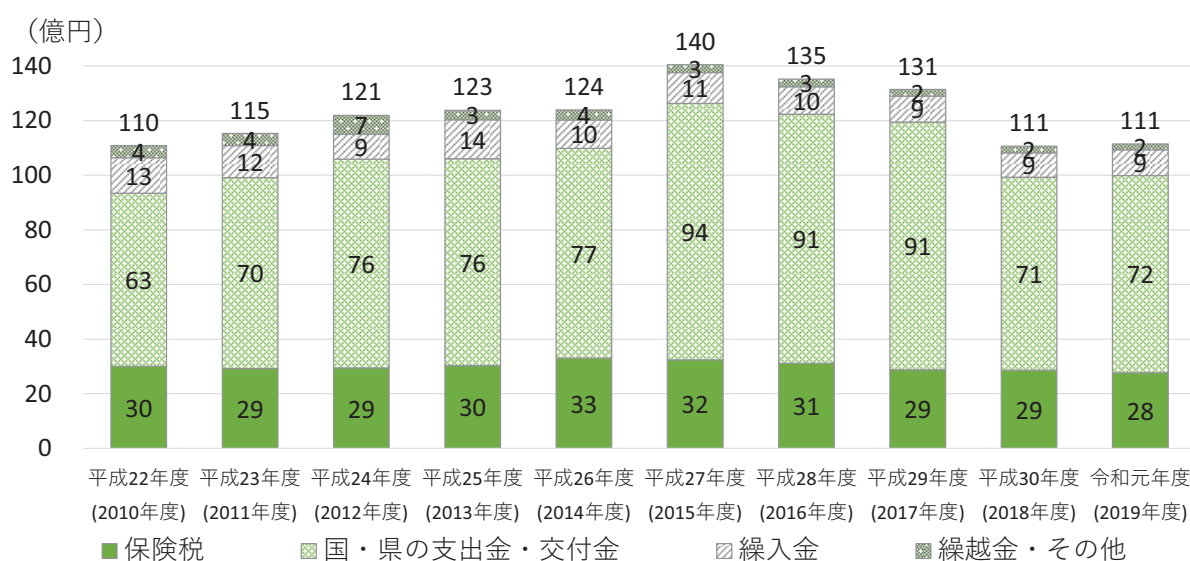


## ② 特別会計

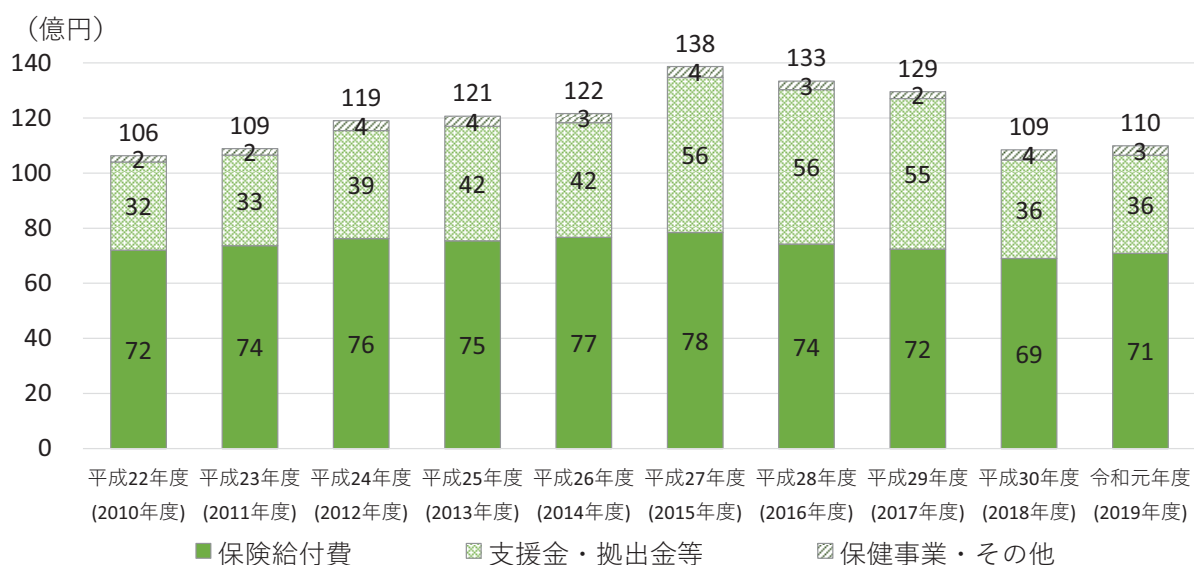
### ■ 国民健康保険

国民健康保険は被保険者数が減少傾向にあることから、歳入については、保険税が減少傾向に推移しており、歳入全体額においても減少傾向にあります。また、歳出についても、被保険者の年齢構成が高く、医療技術の高度化等による医療費水準の上昇などから、1人当たりの保険給付費は増加しているものの、保険給付費全体額としては減少傾向にあります。

【歳入決算額の推移】



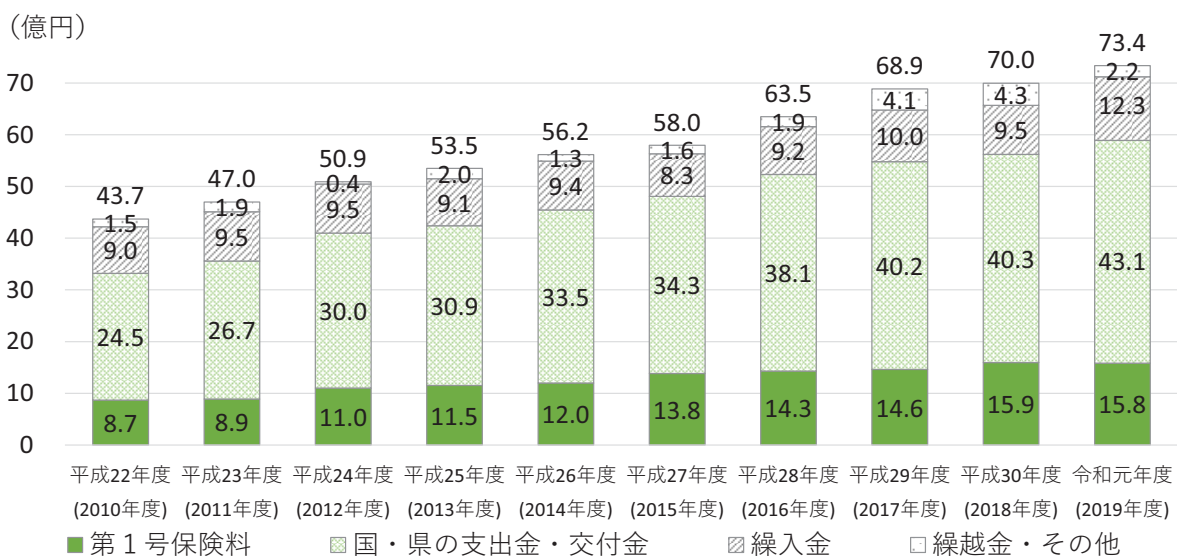
【歳出決算額の推移】



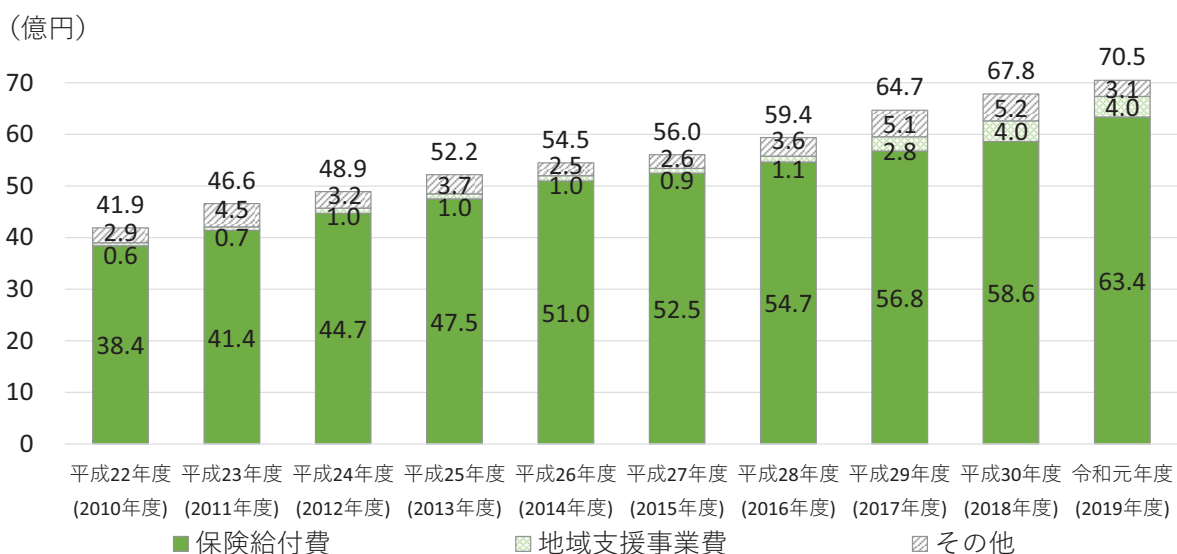
## ■ 介護保険

団塊の世代が全て後期高齢者（75 歳以上）となる令和 7（2025）年には、65 歳以上の高齢者に占める後期高齢者の割合は 58.4%となります。要介護認定者に占める後期高齢者の割合は 8 割以上となっていることから、歳出における保険給付費の増加とそれに伴う第 1 号被保険者（65 歳以上）保険料の上昇が見込まれます。

【歳入決算額の推移】



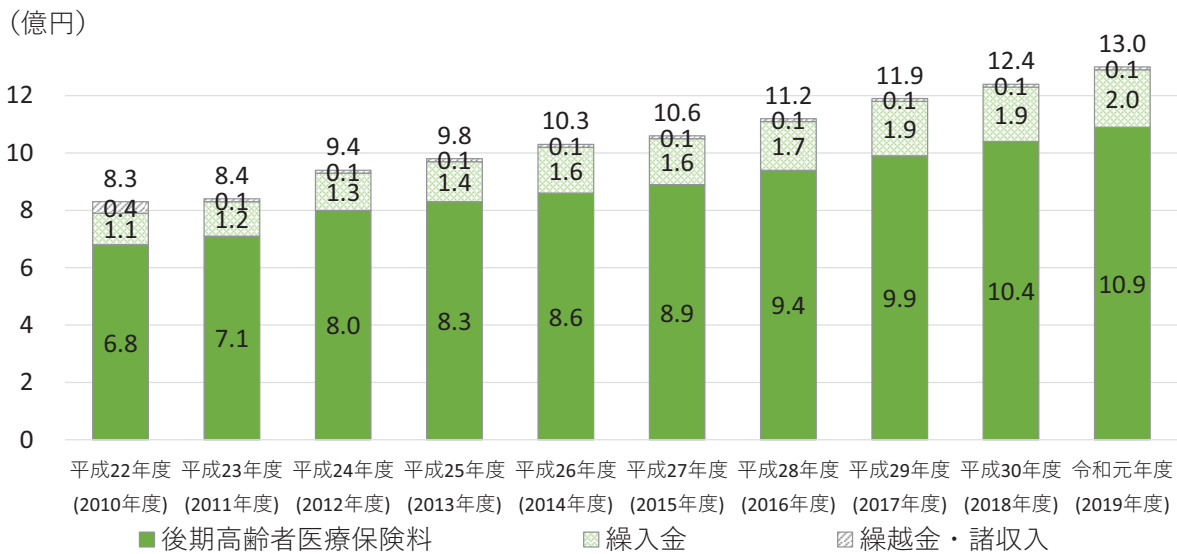
【歳出決算額の推移】



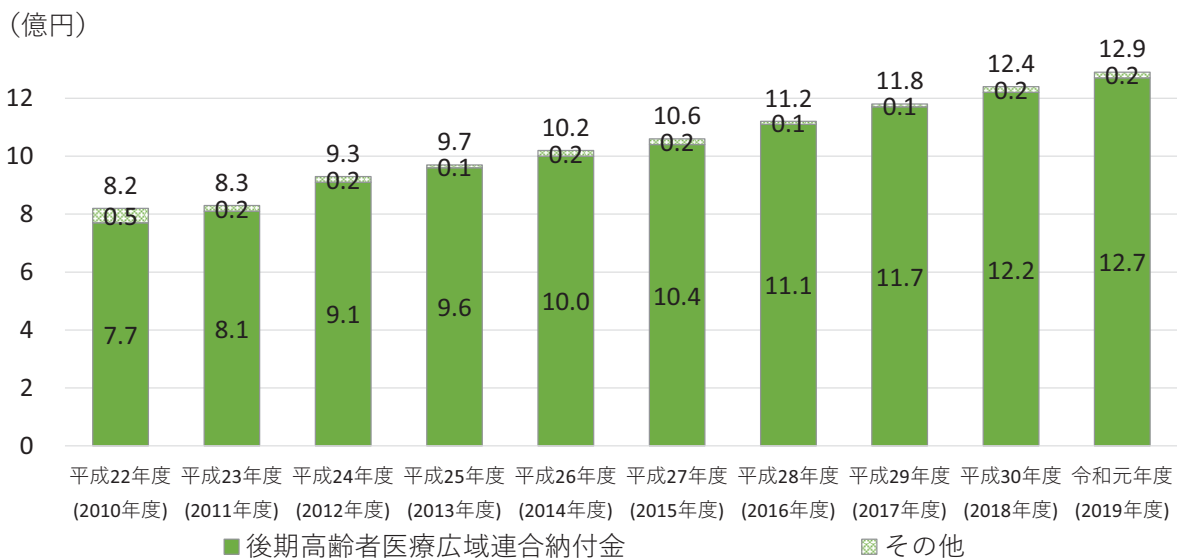
## ■ 後期高齢者医療

今後、団塊の世代の75歳年齢到達により、被保険者数が急増するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合が負担する医療給付費の増加と後期高齢者が負担する保険料の上昇が見込まれます。

【歳入決算額の推移】



【歳出決算額の推移】





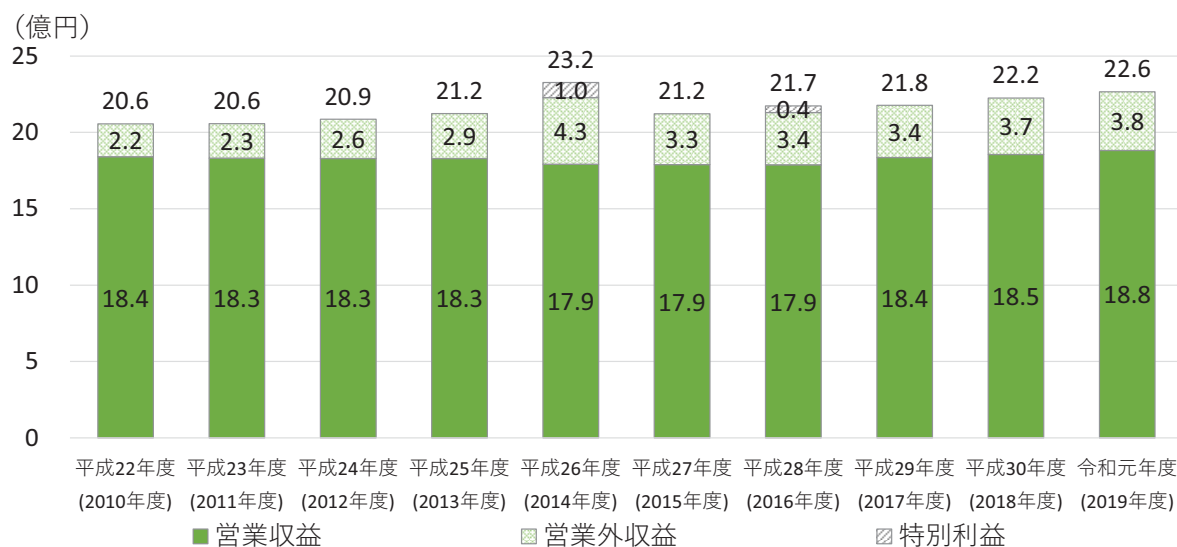
### ③ 公営企業会計

#### ■ 水道事業

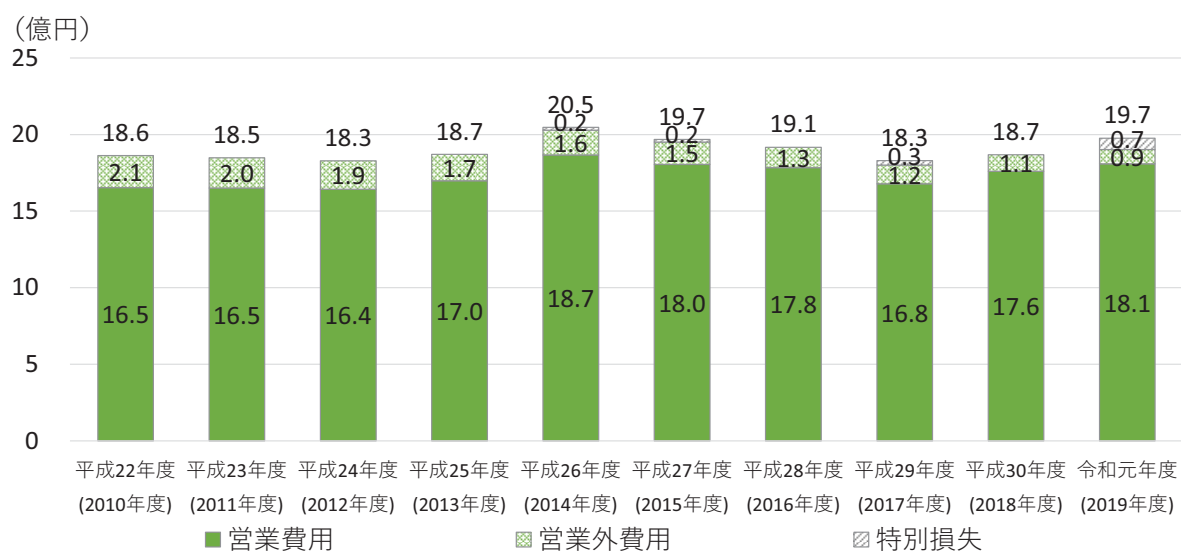
将来にわたって安定した水道サービスを提供するには、老朽化した管路施設や浄水場等の適切な時期の更新、耐震化などを図ることが必要です。

事業の財源となる水道料金収入の確保を図るとともに、効率的な運営に努めなければなりません。

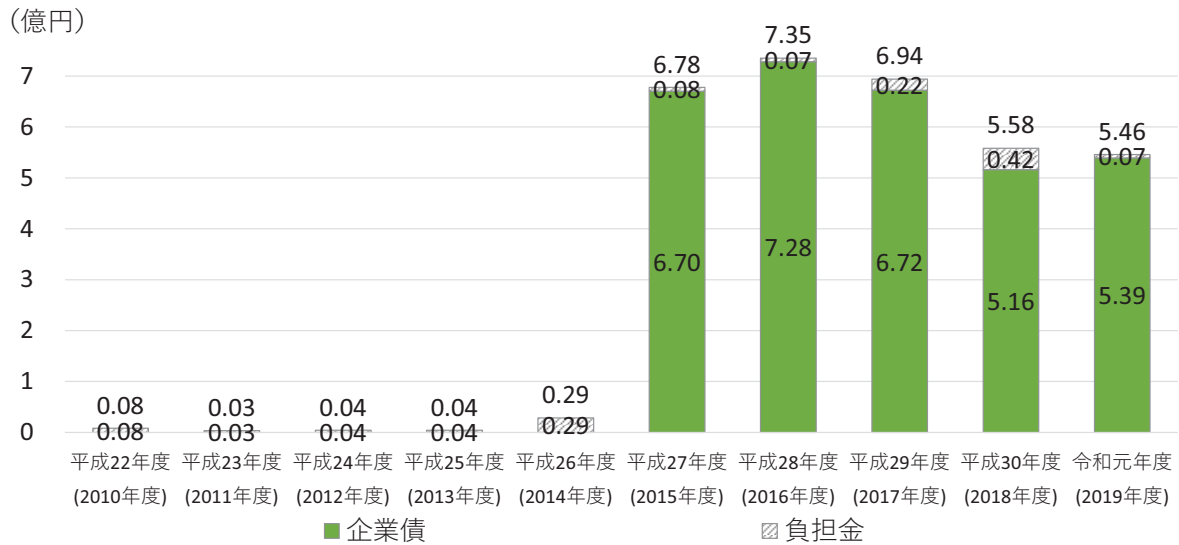
【収益的収入（税抜）の推移】



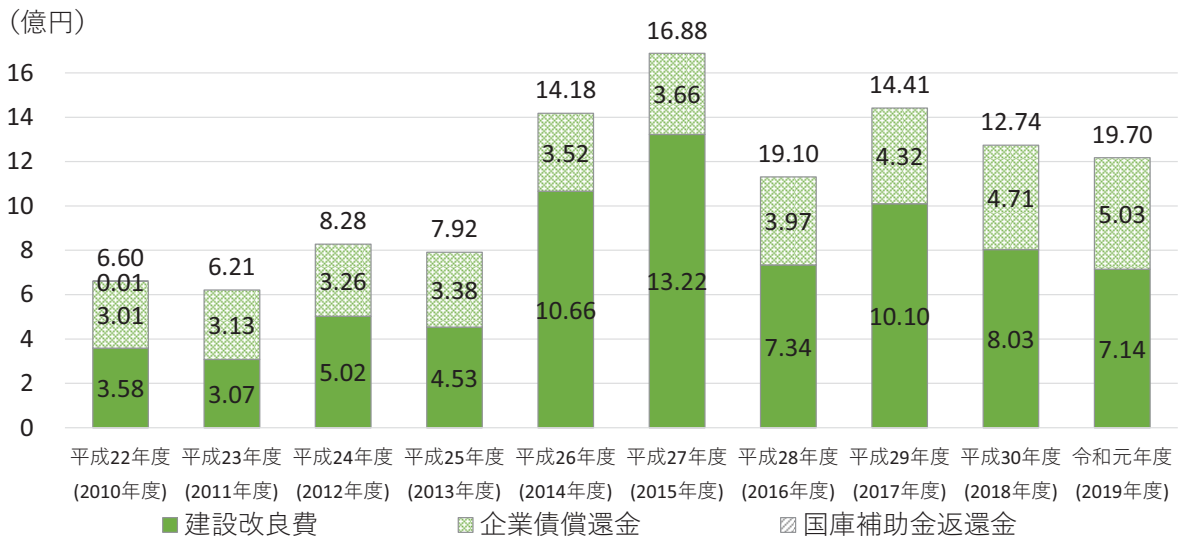
【収益的支出（税抜）の推移】



### 【資本的収入（税込）の推移】



### 【資本的支出（税込）の推移】



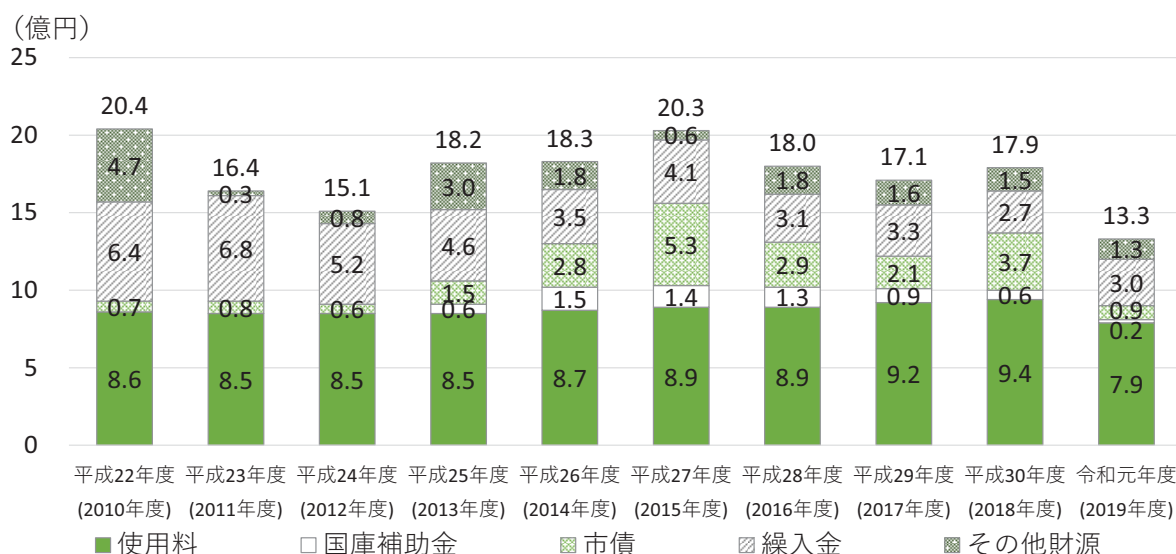
## ■ 下水道事業

将来にわたって安定した下水道サービスを提供するには、既存管路施設の老朽化対策などを図ることが必要です。

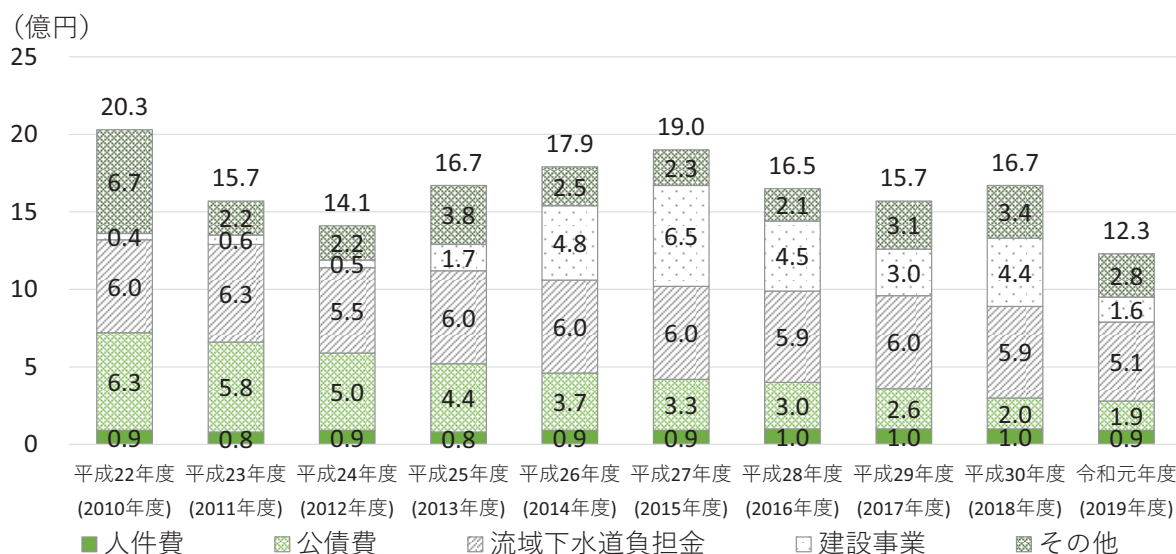
また、事業の財源となる下水道使用料収入の確保を図るとともに、効率的な運営に努めなければなりません。

なお、下水道事業は、令和2（2020）年4月1日より、特別会計から公営企業会計に移行しています。

【歳入決算額の推移】



【歳出決算額の推移】

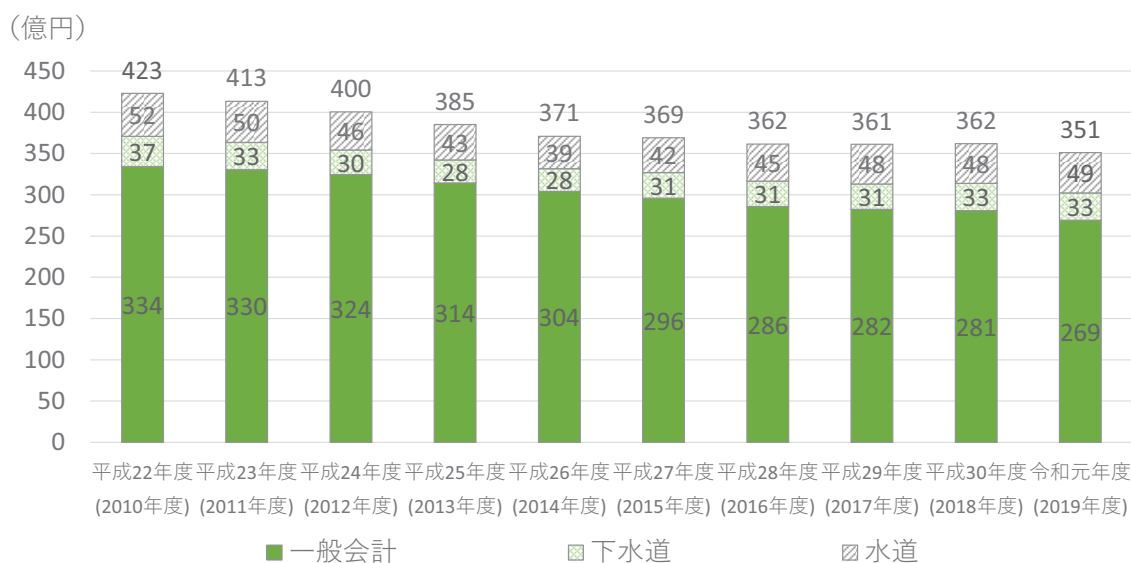


#### ④ 市債残高

市債残高とは、市が資金調達のために行う借金の残高のことで、市債は、道路や学校、保育園などの公共施設を整備するときなどに借り入れるものです。

本市では平成 22（2010）年度以降、減少傾向にあります。

【市債残高の推移】





## 4 基本概念（コンセプト）の実現状況

「私が暮らしつづけたい」と思えるまちにしていけるため、「安全・安心なまち」、「子育てがしやすいまち」、「つながりのある元気なまち」、「自然・環境に恵まれたまち」という4つの基本概念（コンセプト）をまとめていますが、第5次総合計画における基本概念の実現状況について整理しました。

市民満足度アンケートを毎年度実施し、「政策づくりに当たって重視すべき事項」（34項目）のそれぞれについて、「不満」から「満足」までの5段階で点数化し、平均値により、市の取組に対する満足度を算出しています。

### 【アンケートの例】

**問 市では、『市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などの支援』を行っています。これについて、日々の生活の中でどのように感じていますか。**

<主な取組内容>

- ・ 防犯パトロールの実施
- ・ 交通安全運動による啓発
- ・ 防犯カメラ設置への支援 など



防犯パトロール



交通安全教室

1. 不満    2. やや不満    3. どちらともいえない    4. やや満足    5. 満足

### 【算出式】

$$\text{満足度} = \frac{1 \times A + 2 \times B + 3 \times C + 4 \times D + 5 \times E}{(\text{無回答を除く回答者の総数})}$$

- A 「不満」と答えた回答者の数
- B 「やや不満」と答えた回答者の数
- C 「どちらともいえない」と答えた回答者の数
- D 「やや満足」と答えた回答者の数
- E 「満足」と答えた回答者の数

## 安全・安心なまち

【政策づくりに当たって重視すべき事項】

[市民満足度]

|                                                        | H28  | H29  | H30  | R 元  |
|--------------------------------------------------------|------|------|------|------|
| ◆ 人にやさしいまちへ                                            |      |      |      |      |
| ・ 誰もが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保                              | 2.57 | 2.76 | 2.58 | 2.66 |
| ・ ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備                               | 2.88 | 2.89 | 3.02 | 3.09 |
| ◆ 支え合う心で安全・安心なまちへ                                      |      |      |      |      |
| ・ 地震災害時の避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備                            | 2.95 | 3.03 | 2.98 | 3.12 |
| ・ 集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策                                   | 3.01 | 3.10 | 2.98 | 2.98 |
| ・ 上下水道などのインフラ、公共施設などの計画的な耐震化・老朽化対策                     | 3.23 | 3.21 | 3.35 | 3.36 |
| ・ 防災、減災のための自助、共助、公助による地域防災計画の推進                        | 3.17 | 3.31 | 3.21 | 3.27 |
| ・ 市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などの支援                        | 3.31 | 3.51 | 3.30 | 3.39 |
| ・ 警察や消防などの関係機関、地域の事業者との連携                              | 3.38 | 3.48 | 3.35 | 3.43 |
| ・ 社会的弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人、低所得者などが地域で自立した生活を営むために必要な支援 | 3.19 | 3.19 | 3.09 | 3.27 |
| ・ 市民が安心して暮らせるための社会保障制度の適正な運営                           | 3.10 | 3.13 | 3.23 | 3.26 |

前期基本計画期間中の状況

「安全・安心なまち」については、前期基本計画開始時と比較すると、概ね全ての項目において、市民満足度が上昇していることから、日常生活において安全で安心して暮らせることをより実感できていると考えられます。

なお、「集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策」については横ばいか低下で推移しています。引き続き、災害による被害をできるだけ少なくするよう日頃から備えをするとともに、万一、災害が起きても助け合って乗り越えていけるまちを目指し、取組を進めることが求められます。

## 子育てがしやすいまち

【政策づくりに当たって重視すべき事項】

[市民満足度]

|                                                                    | H28  | H29  | H30  | R 元  |
|--------------------------------------------------------------------|------|------|------|------|
| ◆ 子育てしやすいまちへ                                                       |      |      |      |      |
| ・ 妊娠から出産・子育てと、ライフスタイルに合わせた支援体制とサービスの充実                             | 3.32 | 3.45 | 3.39 | 3.28 |
| ◆ 子どもたちがいきいきと育つまちへ                                                 |      |      |      |      |
| ・ 全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりの推進                                      | 3.50 | 3.64 | 3.65 | 3.38 |
| ・ 急激な社会の変化に対応するための教職員の資質向上や教育内容の充実                                 | 3.30 | 3.40 | 3.12 | 3.05 |
| ・ 虐待やいじめ、不登校等の問題を解決するための、子どもの個性と人権を尊重した教育の推進                       | 3.09 | 3.24 | 2.95 | 3.01 |
| ・ 障害のある人とない人がともに学ぶことのできる教育制度（インクルーシブ教育システム）を踏まえた、一人一人の障害等に応じた教育の充実 | 3.18 | 3.37 | 3.16 | 3.21 |

前期基本計画期間中の状況

「子育てがしやすいまち」については、前期基本計画期間中、概ね全ての項目において、市民満足度が横ばいか低下で推移しています。「子育てがしやすいまち」であることが実感できるよう、引き続き、子どもたちがのびのびと成長し、学び、遊べる良好な環境を整えていくことが求められます。

特に、「全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりの推進」及び「急激な社会の変化に対応するための教職員の資質向上や教育内容の充実」については、今後重点的に取り組んで行く必要があります。



## つながりのある元気なまち

【政策づくりに当たって重視すべき事項】

[市民満足度]

|                                                         | H28  | H29  | H30  | R 元  |
|---------------------------------------------------------|------|------|------|------|
| ◆ つながりのあるまちへ                                            |      |      |      |      |
| ・自治会やボランティアなどコミュニティ活動の活性化と連携の促進による住民の地域意識の醸成            | 3.18 | 3.25 | 3.27 | 3.34 |
| ・生涯学習に対する市民の関心の高まりに対するスポーツや芸術文化などの活動支援及び学び合いによるまちづくりの推進 | 3.48 | 3.43 | 3.55 | 3.59 |
| ・NPOなど市民活動団体への支援                                        | 3.16 | 3.41 | 3.21 | 3.23 |
| ・多文化共生の考えのもと、お互いを理解しあうためのコミュニケーションの促進                   | 3.28 | 3.30 | 3.24 | 3.17 |
| ・コミュニティバス運行や路線バスとの連携による公共交通ネットワークの充実                    | 3.19 | 3.13 | 3.07 | 3.29 |
| ◆ 元気なまちへ                                                |      |      |      |      |
| ・高齢者の豊富な知識や経験の活用、学習活動・就業への支援                            | 3.25 | 3.33 | 3.21 | 3.25 |
| ・いつまでも、住み慣れた地域で暮らし続けるための福祉サービスの質の向上                     | 3.30 | 3.37 | 3.15 | 3.24 |
| ・健康づくりの取組の充実                                            | 3.50 | 3.59 | 3.30 | 3.34 |
| ・消費者ニーズに対応できる商業の振興、商店街の活性化                              | 3.34 | 3.27 | 3.35 | 3.37 |
| ・起業家や中小企業への効果的な支援                                       | 3.09 | 3.13 | 3.07 | 3.16 |
| ・雇用機会の創出と労働環境の充実の支援                                     | 3.09 | 3.08 | 3.03 | 3.04 |

前期基本計画期間中の状況

「つながりのある元気なまち」については、前期基本計画期間中、市民満足度が上昇した項目、横ばいの項目、低下した項目が混在しています。それぞれの項目についての市民満足度の推移を踏まえながら、「つながりのある元気なまち」であることが実感できるよう、いきいきと暮らし、様々な人々と絆（きずな）を結び、自分らしい人生を送れる環境を整えていくことが引き続き求められます。

前期基本計画開始時と比較して市民満足度が低下した、「多文化共生の考えのもと、お互いを理解しあうためのコミュニケーションの促進」及び「健康づくりの取組の充実」について、特に重点的に取り組んで行く必要があります。

## 自然・環境に恵まれたまち

【政策づくりに当たって重視すべき事項】

[市民満足度]

|                                            | H28  | H29  | H30  | R 元  |
|--------------------------------------------|------|------|------|------|
| ◆ 自然・環境がいきるまちへ                             |      |      |      |      |
| ・ 自然と調和した適正な土地利用の促進                        | 3.40 | 3.47 | 3.49 | 3.50 |
| ・ 市民との協働による河川環境や樹林地、湧水、公園緑地などの保全・活用        | 3.69 | 3.49 | 3.60 | 3.57 |
| ・ 地域の特色を生かした美しい景観の保全・創出                    | 3.46 | 3.46 | 3.38 | 3.46 |
| ・ 環境保全のための活動の支援、環境にやさしいまちづくり               | 3.45 | 3.46 | 3.41 | 3.49 |
| ・ 循環型社会の構築に向けた市民と行政が一体となった取組の推進            | 3.40 | 3.48 | 3.19 | 3.32 |
| ◆ 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ               |      |      |      |      |
| ・ 朝霞のあゆみを後世に伝えていくための地域の歴史や伝統文化の継承・保護       | 3.50 | 3.55 | 3.43 | 3.57 |
| ・ 恵まれた自然や環境を生かした朝霞独自の文化の継承・創出・育成           | 3.37 | 3.54 | 3.34 | 3.49 |
| ・ まちの活性化を図るため、市民と市の協力によるまちの魅力（文化・環境・ひと）の発信 | 3.44 | 3.38 | 3.76 | 3.79 |

前期基本計画期間中の状況

「自然・環境に恵まれたまち」については、前期基本計画期間中、概ね全ての項目において、市民満足度が横ばいか上昇で推移しています。「自然・環境に恵まれたまち」であることが実感できるよう、引き続き、まちの自然・環境のすばらしさを誰もが自信を持って語り合い、歴史や文化伝統に誇りを持って次の世代に引き継いでいけるまちを創り出していくことが求められます。

前期基本計画開始時と比較して市民満足度が低下した、「市民との協働による河川環境や樹林地、湧水、公園緑地などの保全・活用」及び「循環型社会の構築に向けた市民と行政が一体となった取組の推進」については、今後重点的に取り組んで行く必要があります。

## 5 社会の潮流・まちづくりの課題

私たちを取り巻く社会経済環境は目まぐるしく変化し続けています。前期基本計画中には、新型コロナウイルス感染症が世界中で蔓延し、私たちの生活に大きな影響を及ぼしました。こうした、社会の潮流の変化や本市の取組を踏まえ、その後の課題を整理しました。

### (1) 人口構造の変化

全国的には人口が減少する中で、今後の5年間においても本市の人口は増加傾向が続き、また、高齢化率は全国平均と比べて低く推移していく見込みです。

このような状況を前提とした施策に取り組みつつも、将来的には人口減少や高齢化の進展が予測されていることを踏まえ、地域の活力を維持し続けられるまちづくりを推進していく必要があります。

また、平成31(2019)年4月に出入国管理法が一部改正されたことにより、今後ますます外国人市民が増えることも予測されます。

### (2) 災害対策

近年、豪雨等の自然災害が激甚化・頻発化しており、本市においても浸水等の被害が発生しています。今後は想定を超える災害等に備え、行政の「公助」だけでなく、地域住民との連携を強め、「自助・共助」の取組を一層推進していく必要があります。

### (3) 地域福祉

平成30(2018)年4月の社会福祉法改正により、地域福祉計画が高齢者・障害のある人・児童等の各福祉分野の上位計画として位置付けられ、すべての人が地域で共に暮らし続ける地域共生社会を目指すことになりました。

今後は、地域包括ケアシステムを深化させるなど、地域福祉を推進する体制の充実を図るととともに、すべての福祉分野において、将来を見据えた、新たな支援体制の構築に努める必要があります。

#### （４）子育て支援

本市ではこれまで、保育園や放課後児童クラブ等の整備、保育士の処遇改善、平成 29（2017）年度には、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築するため、子育て世代包括支援センターを開所するなど、子育て支援の充実に向けた取組を実施してきました。

また、令和元（2019）年 10 月から幼児教育・保育の無償化が始まり、保護者の経済的負担が軽減されることで、更なる需要が見込まれています。

保育園及び放課後児童クラブについては、現在も需要が供給を上回っており、引き続き待機児童の解消が求められています。また、子育て家庭の孤立化や地域のつながりの希薄化が指摘される中で、子育てに悩む保護者や経済的困難を抱える家庭など支援が必要な子どもや家庭が増えていることから、子育てのしやすさを実感できるまちづくりを進めていく必要があります。

#### （５）学校教育

令和 2（2020）年度から小学校、令和 3（2021）年度から中学校で実施の新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点が重視されています。

また、従来の取組に加え、グローバル化の進展に対応する力を育む教育の推進、GIGA スクール構想の実現、インクルーシブ教育の推進等、質の高い、新しい教育の在り方を整理することが求められています。

#### （６）生涯学習

人生 100 年時代を迎えるに当たっては、誰もがあらゆる機会に学び続けることができる環境づくりが求められており、生涯学習の重要性はより一層増えています。

本市では、一人一人が生涯にわたって学び続けられる支援体制の一層の充実に取り組むとともに、その学びの成果を生かせる環境整備を推進していく必要があります。

#### （７）自然・環境

平成 27（2015）年に温室効果ガス削減の新たな国際的枠組みとなるパリ協定が採択されるなど、地球温暖化による気候変動への対応が求められています。本市においても、自然との共生や持続可能な地域づくりに対して、社会全体で取り組んでいく必要があります。

#### （８）コミュニティ

本市では、地域コミュニティの要である自治会・町内会の加入率の低下が続いています。自治会・町内会は地域の防災力や快適で住みよいまちづくりの重要な基盤であることから、市民が自治会・町内会活動に参加しやすい環境を整備していく必要があります。

#### （９）都市基盤の整備

本市では、令和元（2019）年 7 月に市民や交通事業者、関係機関等で組織する地域公共交通協議会を設置し、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現を目指し協議を進めています。

本市の上下水道施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、今後急速に老朽化することが見込まれることから、計画的に更新事業を進めて行く必要があります。

近年、局地的な豪雨が多発し、浸水被害が発生していることから、浸水被害地域の軽減対策を進めていく必要があります。

#### （10）産業活性化

本市では、令和元（2019）年度から 10 年間を計画期間とする朝霞市産業振興基本計画を策定しており、市民生活と調和し豊かな暮らしを実現する産業の振興が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業績が悪化している企業等も多いことから、引き続き市内事業者を支援するなど、地域経済を活性化させることが必要です。

#### (11) 情報化社会

AI、5Gなどといった最新テクノロジーが、経済活動を取り巻く環境を変革させるとともに、市民の暮らしを大きく変えようとしています。多様化する市民ニーズに応えるため、ICTを活用して、行政事務の効率化・高度化を図り、市民サービスを向上していくことが求められています。

#### (12) 人権の尊重

市民の人権尊重意識の醸成に向け、様々な人権教育や啓発事業、各種相談などの取組を進めていますが、社会情勢や価値観の変化、情報化に伴い、国際的な課題や、新たな人権課題が顕在化しています。

「私が暮らしつづけたいまち 朝霞」の実現に向け、お互いの能力や特性を尊重し、市民一人一人の気づきを促す教育、啓発と、関係機関による連携をさせていく必要があります。

#### (13) 市民参加・協働の推進

幅広い世代、まちの課題についてよく知る団体との連携など、多様化する市民ニーズや地域の課題に対応するため、引き続き、市民のまちづくりへの関心を高め、市政への参画の機運醸成が求められています。

また、子どもの権利条約において、子どもの市政への参画機会の充実が求められており、本市においても、主権者教育の推進を通じて機会拡充を図ることが必要です。

#### (14) 適正な行財政運営

全国的に社会保障関係経費の増大傾向が続く中、本市では、歳入において税収の確保や依存財源の活用を行うとともに、歳出においても事務事業の見直しや徹底した経費の節減などの取組を行うことにより健全な財政運営に努めてきました。しかしながら、経常収支比率が徐々に高くなってきており、財政の硬直化も進んでいます。

また、社会情勢が刻々と変化する中、新たな行政課題や行政需要等に対応するため、組織機構を柔軟に見直すとともに、職員の育成に取り組んできました。今後も、市民が必要とするサービスが将来にわたって適切かつ持続的に提供されるよう、業務の効率化と生産性向上を図りながら、計画的に行財政運営を続けていくことが求められます。



## 6 SDGsの視点を踏まえた施策の推進

平成 27（2015）年に国連サミットで、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals＝SDGs）が採択されました。

令和 12（2030）年を期限として、先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標と、それを実現するための 169 のターゲットから構成されています。「誰一人取り残さない」を理念とし、経済、社会、環境を巡る広範囲な課題に取り組むものです。

本市では、「私が 暮らしつづけたいまち 朝霞」の実現に向け、第 5 次朝霞市総合計画の施策を推進しており、暮らし続けたいと思える魅力的なまちにしていくことが、持続可能な社会を目指す SDGs の目標と結び付いています。よって、SDGs が掲げる理念や目標を身近なものに感じながら、後期基本計画の施策を推進し、持続可能な社会や人々が安心して暮らすことができる社会の実現を目指していきます。

### SDGs の 17 の目標



※後期基本計画では、施策ごとに関連する SDGs の 17 の目標のアイコンを掲載しています。

## 序章 後期基本計画について



## 1 後期基本計画の概要

基本計画は、基本構想に掲げた将来像を実現するため、具体的な施策を分野別に、体系的に示すもので、前期と後期に分け、それぞれ5年間を計画期間とします。

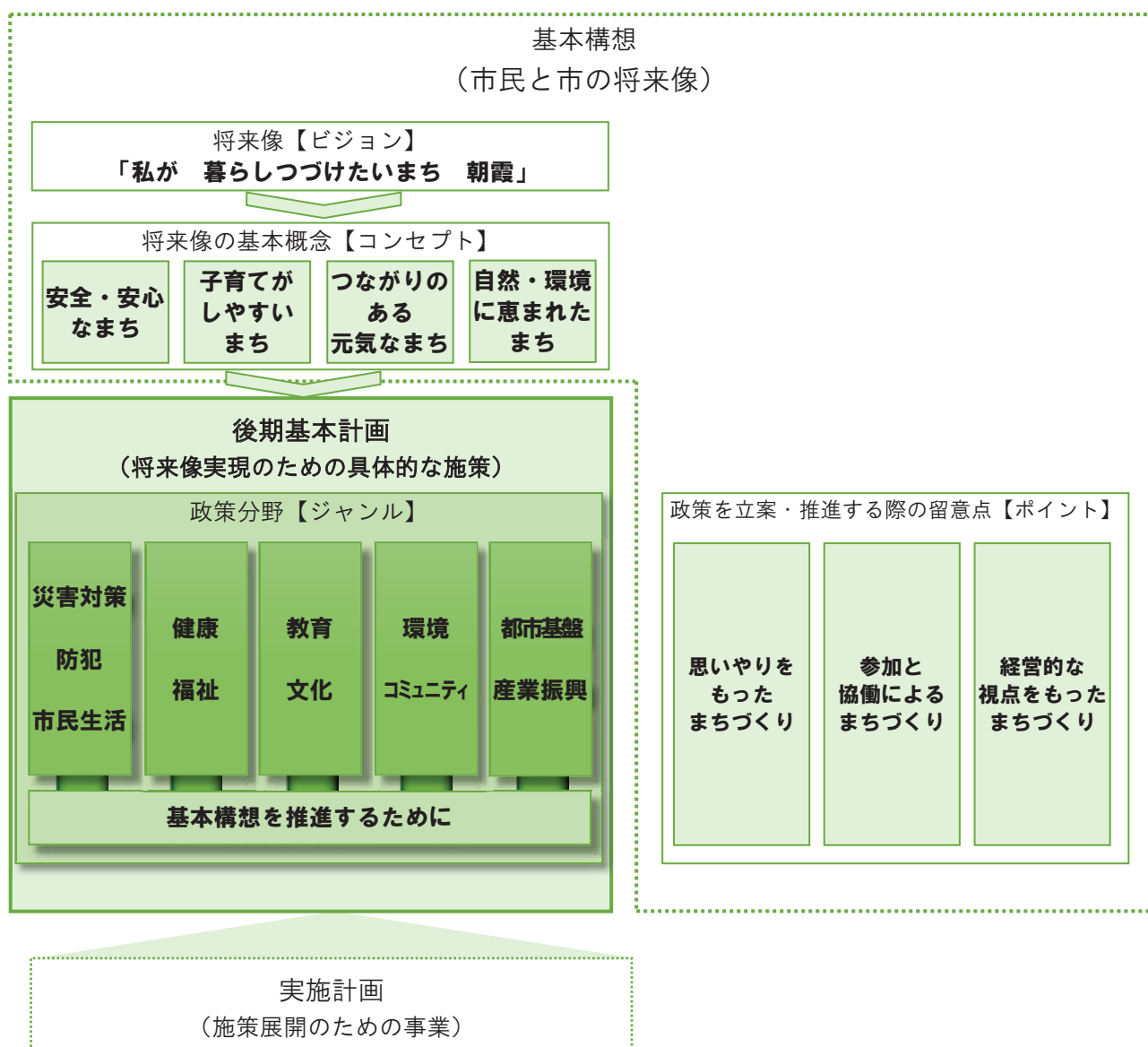
### 【基本構想・基本計画の計画期間】

基本構想：平成 28（2016）年度～令和 7（2025）年度

前期基本計画：平成 28（2016）年度  
～令和 2（2020）年度

後期基本計画：令和 3（2021）年度  
～令和 7（2025）年度

### 【基本構想・後期基本計画・実施計画の構成】



## 2 後期基本計画の考え方

第5次総合計画後期基本計画は、以下の考え方に基づき策定しています。

(1) 成果を検証できる計画

施策の実行の成果を具体的に検証できるようにするため、「大柱」ごとに主な成果指標（目標値など）を掲載しています。

(2) 組織マネジメントにつながる計画

各部・課の使命と責任を明確にし、総合計画に基づき組織マネジメント（事業立案、業務展開、進行管理など）を進めることにつながる計画としています。

具体的には、「中柱」と「主担当課」を明確にし、複数課の担当する「中柱」については、取りまとめの「主担当課」を位置付けて、組織間の連携を重視して施策を推進していくこととしています。また、行政分野ごとに策定されている個別計画との関連性を明確にし、効率的かつ透明性の高い計画としています。

(3) 事務事業の立案・選定・見直しの拠り所となる計画

最少の経費で最大の効果が得られる行財政運営を行うため、事務事業を立案・選定する際の基準としてこの基本計画を活用します。

また、事務事業については、本計画（後期基本計画、実施計画）と対応している行政評価（施策・事務事業評価、外部評価）の結果を活用し、毎年度見直しを行うこととしています。

### 3 財政見通し

我が国の経済状況は、景気については内需を中心に回復基調を示してきましたが、令和元（2019）年10月に実施された消費税率の引上げや、米中貿易摩擦などの海外の情勢、また、新型コロナウイルス感染症などの影響により、先行きは不透明な状態にあります。

本市では、今後、歳入の大幅な伸びは期待できないと見込まれる中、歳出では、少子高齢化の進展、都市基盤の老朽化対策、安全・安心のまちづくりなど、社会の変化や市民の価値観の多様化に対応しながら、計画的にまちづくりを進めていく必要があります。

こうした状況のもと、第5次総合計画後期基本計画においては、計画策定時の税財政制度等が続くものとして、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5か年の財政見通しを立てるものとします。

なお、我が国の経済は極めて厳しい状況にありますが、新型コロナウイルス感染症の影響による減収等については、現時点では把握が困難なため、今回の財政見通しには反映していません。

市は、今後も引き続き社会経済環境、国の経済予測及び財政計画の動向を注視しながら、計画的で健全な財政運営に努めます。

推計方法（参考） **※新型コロナウイルス感染症の影響による減収等は反映していません。**

計画策定時における税財政制度や手当・医療制度が続くものとして、令和2（2020）年度当初予算をベースに財政見通しを試算しています。

#### ○歳入の見通し

市 税：令和2（2020）年度の収入見込額をもとに、過去の実績などを踏まえて試算しています。

譲与税・交付金：令和2（2020）年度予算をベースに、過去の実績などを踏まえて試算しています。

国・県支出金：現行補助制度の対象事業を前提に扶助費の増加に伴い6.7%ずつ増加すると見込み試算しています。

市 債：対象事業を想定し、試算しています。

その他：分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入を推計しています。

#### ○歳出の見通し

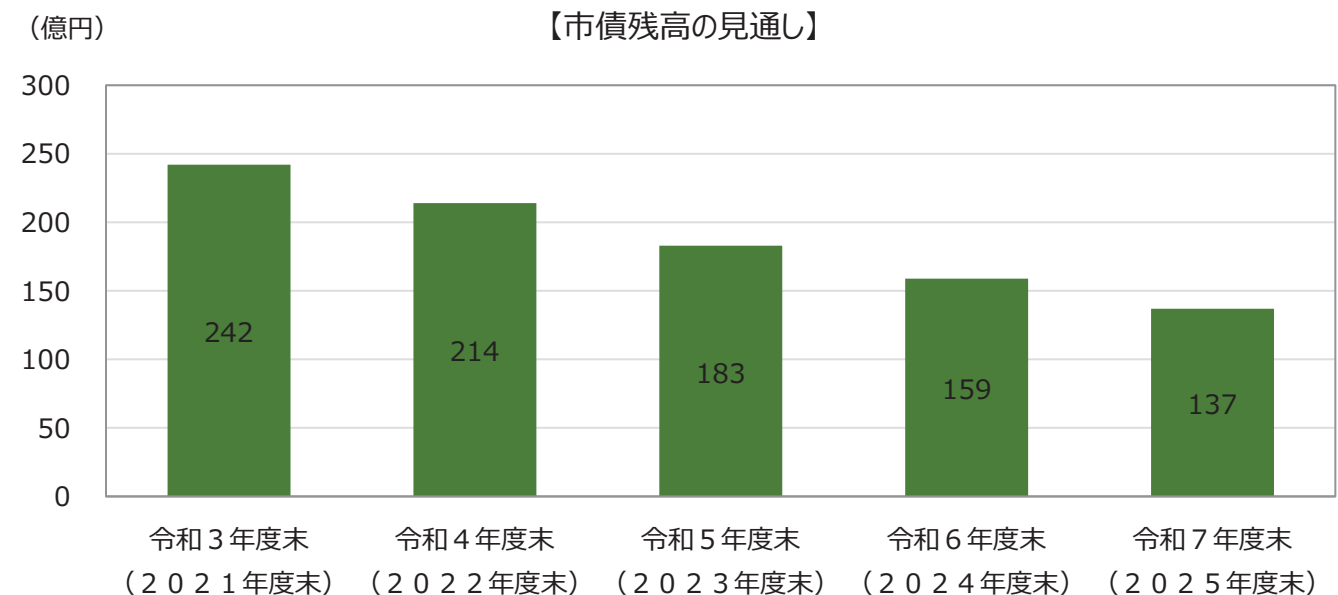
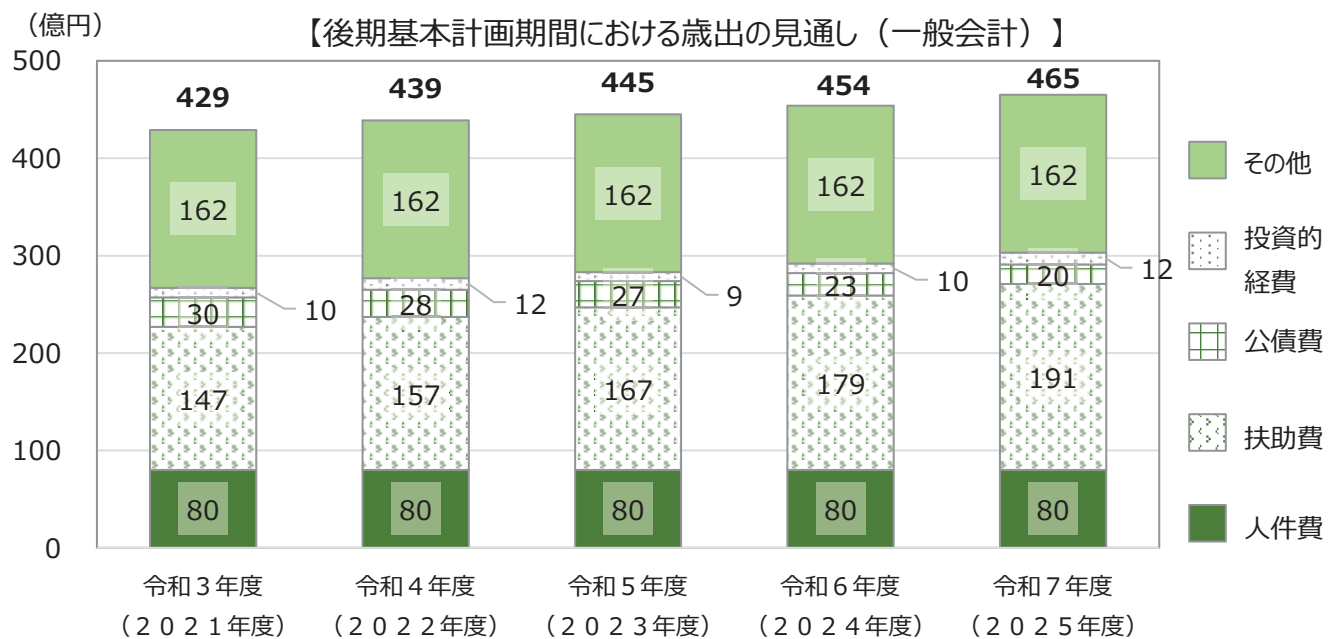
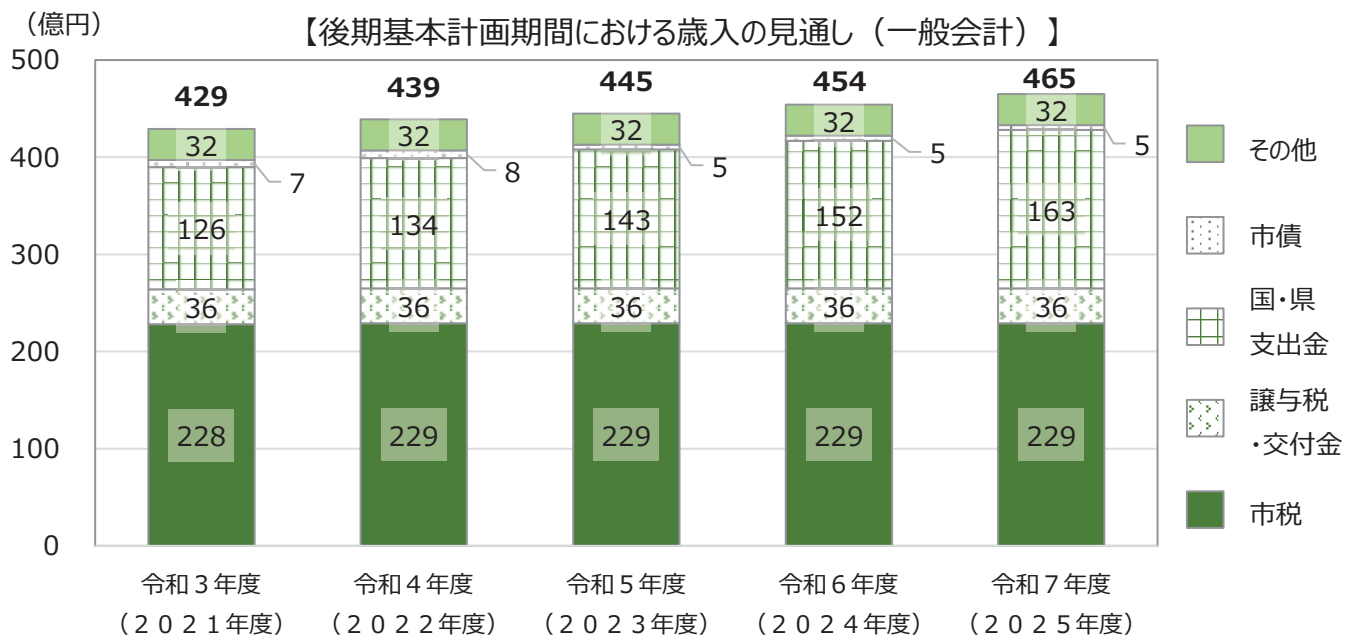
人件費：現行の給与制度等に変更がないものとして、令和2（2020）年度予算をベースに試算しています。

扶助費：現行制度に変更がないものとして、令和2（2020）年度予算をベースに平成26年度から平成30年度までの平均伸び率6.7%ずつ増加すると見込み試算しています。

公債費：令和元（2019）年度までの市債借入額と、令和2（2020）年度以降の市債借入見込額をもとに、元利償還金額を試算しています。

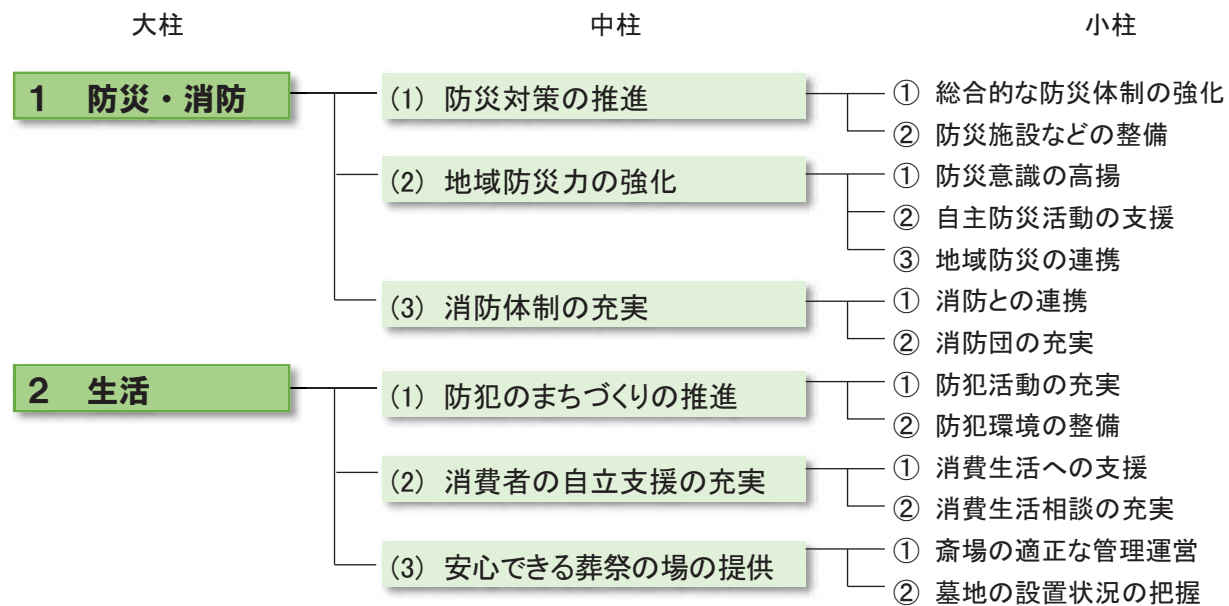
投資的経費：基本計画に連動する事業費を試算しています。

その他：物件費、維持補修費、補助費等、積立金、貸付金、繰出金を推計しています。

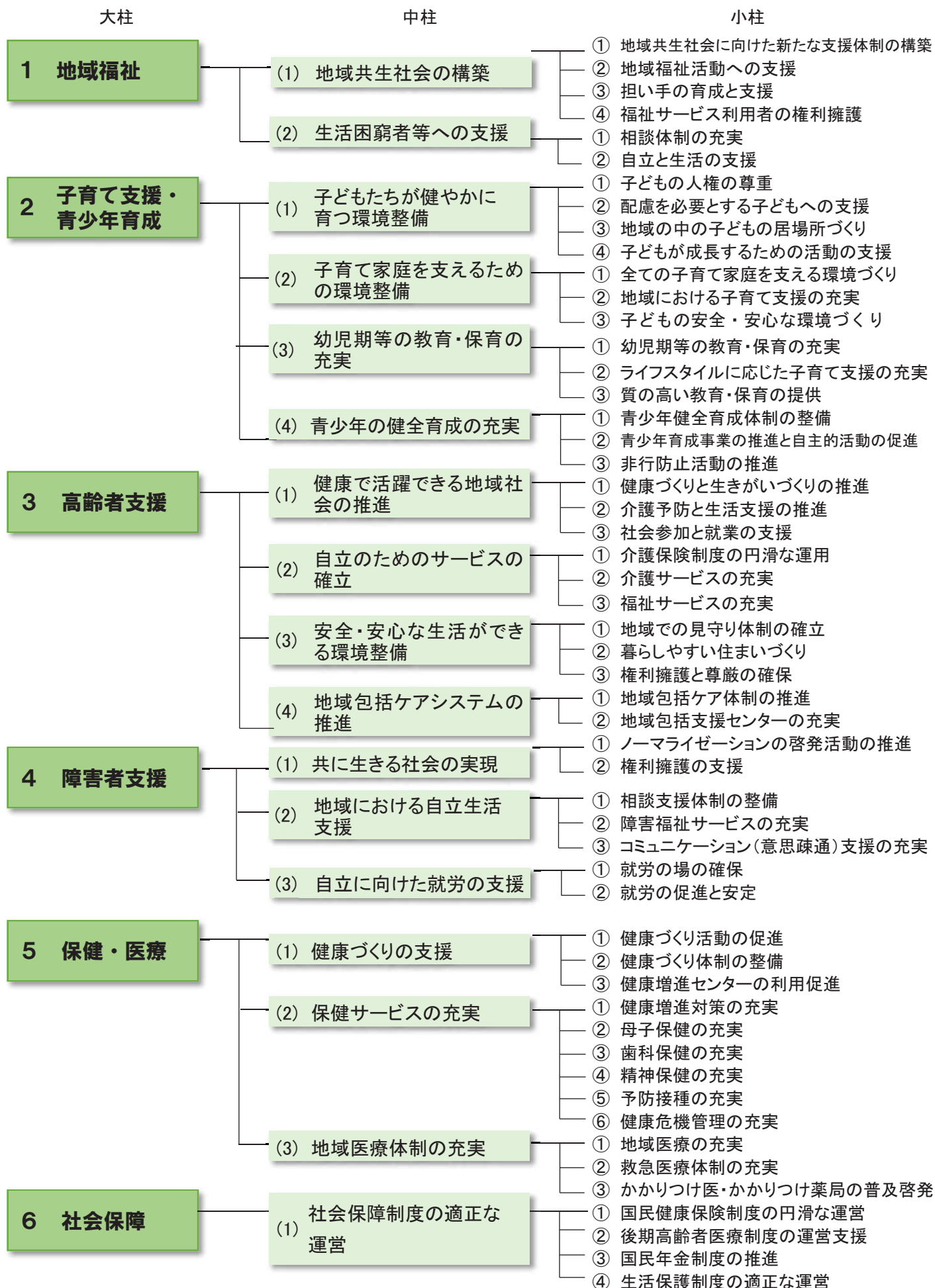


## 4 施策体系

### 第1章 災害対策・防犯・市民生活



## 第2章 健康・福祉

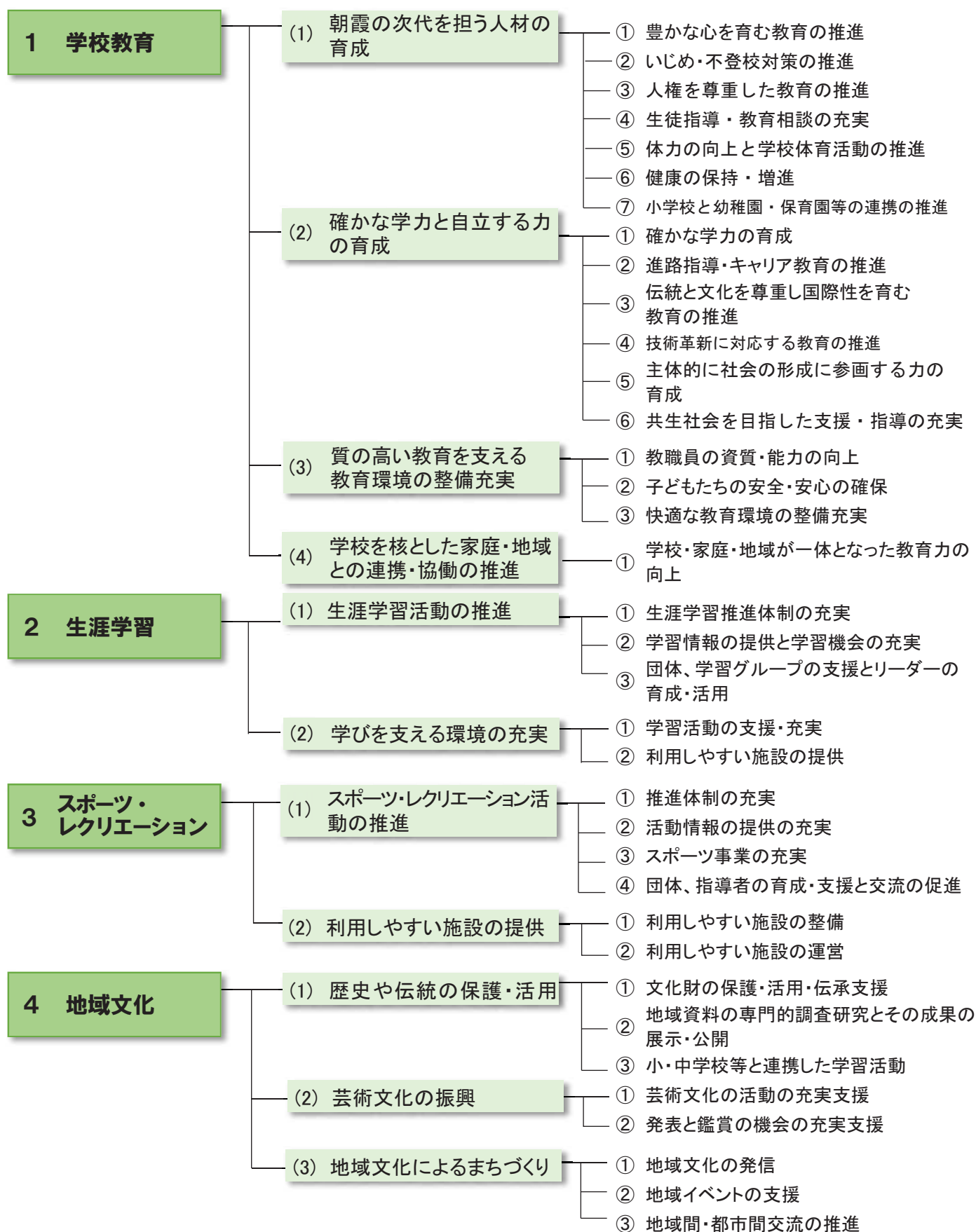


## 第3章 教育・文化

大柱

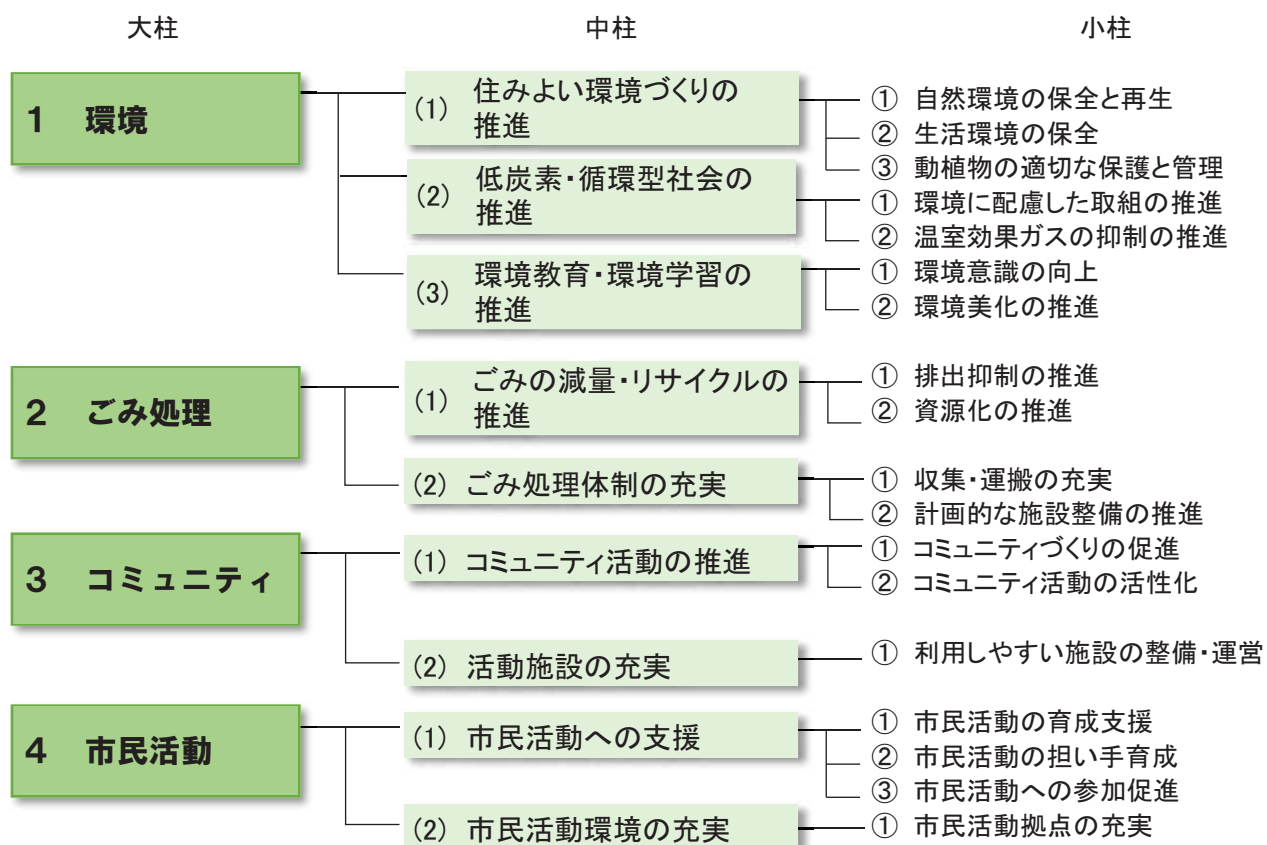
中柱

小柱



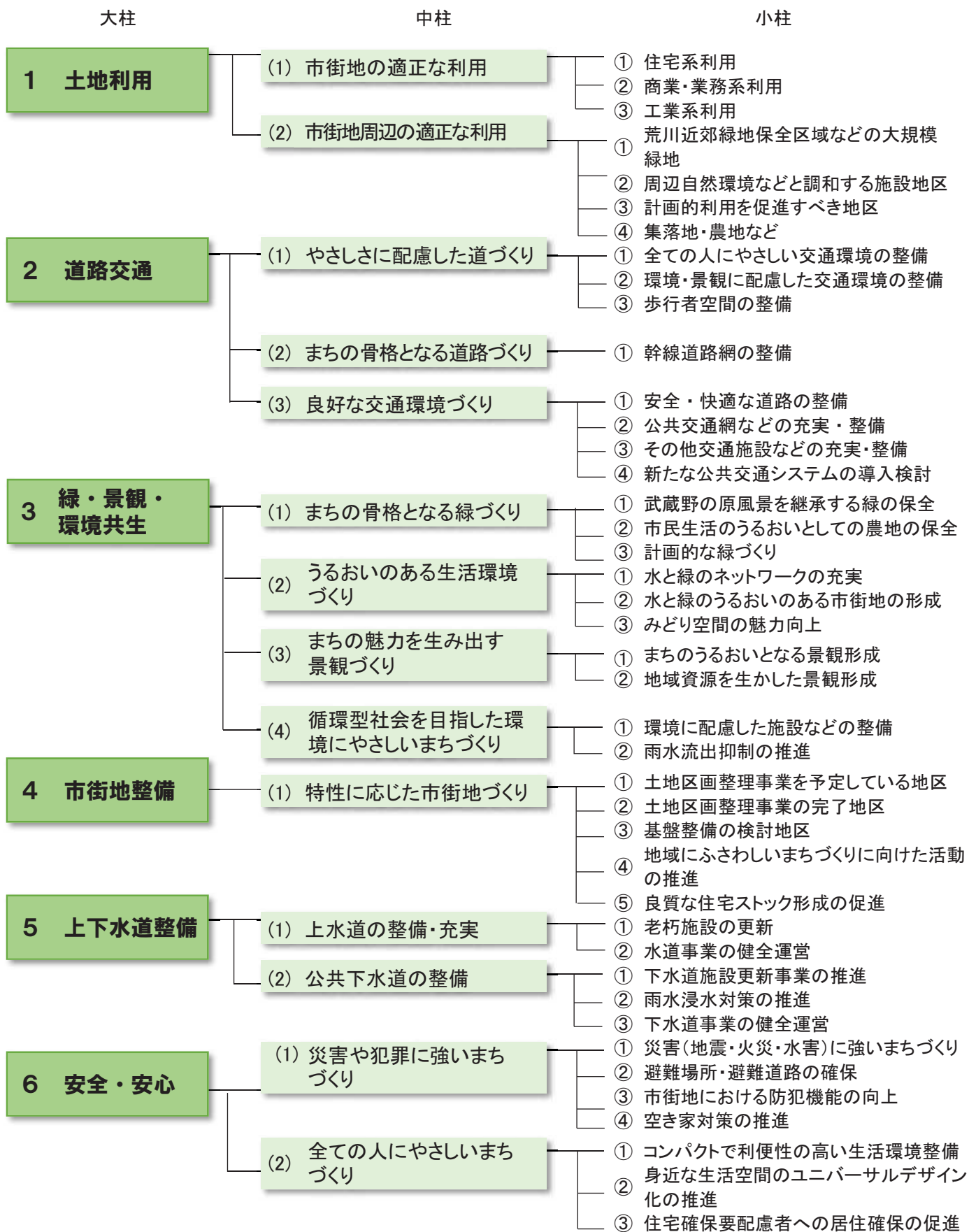


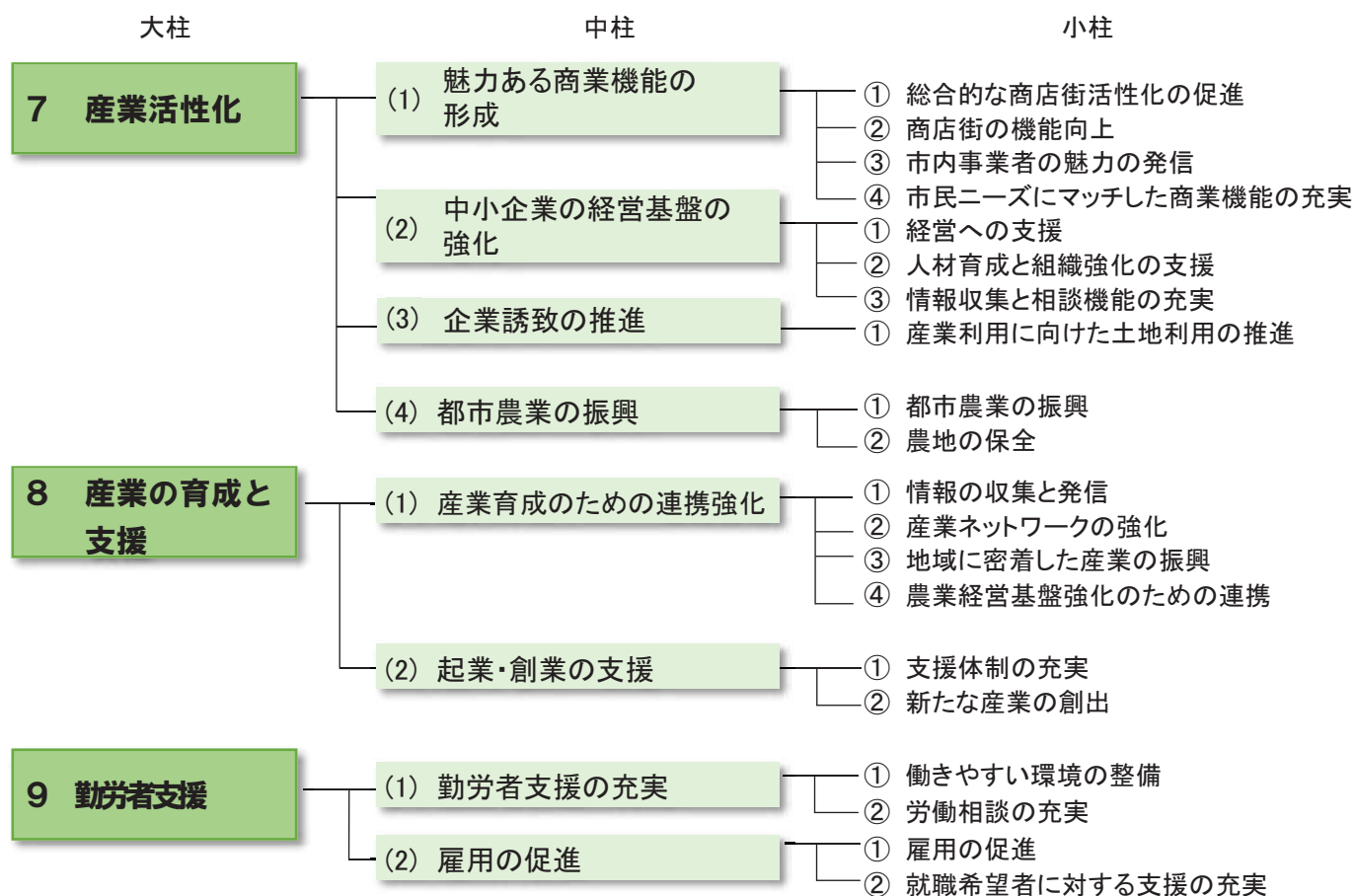
## 第4章 環境・コミュニティ



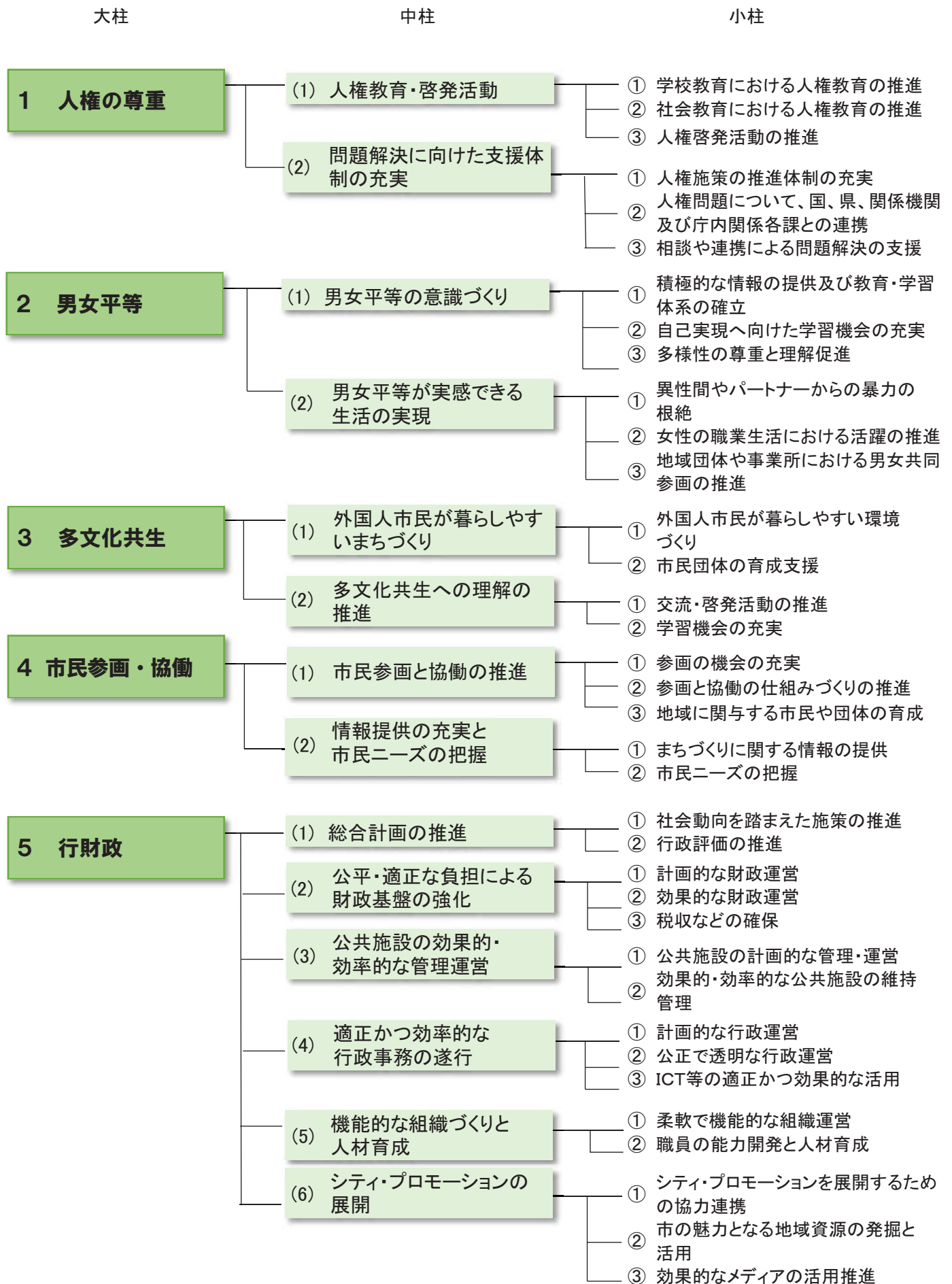


## 第5章 都市基盤・産業振興





## 第6章 基本構想を推進するために



# 第1章 災害対策・防犯・市民生活

## この章の施策の推進方針

### 「安全・安心なまち」と実感できるように

- 災害時に被害軽減を図るため、迅速な対応が可能な防災体制を構築します。また、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりや、消費者被害の未然防止に努めます。

### 「子育てがしやすいまち」と実感できるように

- 災害時なども子どもの安全が守られ、また、子どもが犯罪や交通事故に遭うことのないよう、安全な環境づくりに努めます。

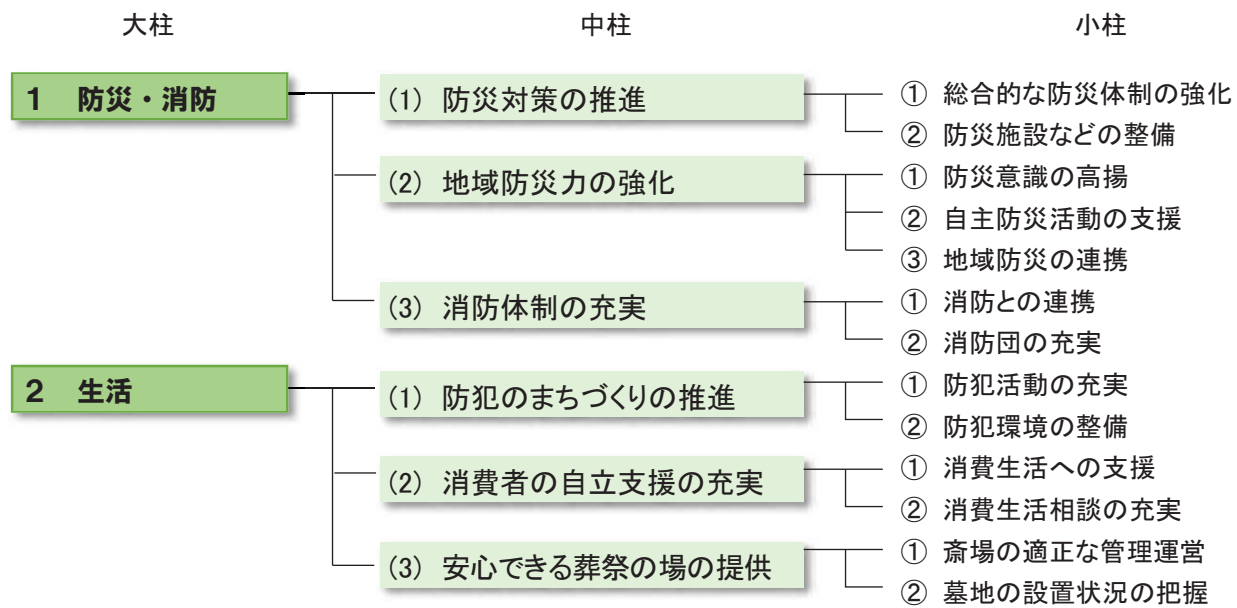
### 「つながりのある元気なまち」と実感できるように

- 地域での防災の取組を通じて、災害時に助け合えるまちの実現に努め、日頃の地域のつながりを強化します。また、地域における生活の安全を守るため、地域での見守り活動を支援します。

### 「自然・環境に恵まれたまち」と実感できるように

- 自然・環境を活用した災害への対応や、空き家対策等を含めた防犯環境の整備に取り組み、市民の良好な生活環境の確保に努めます。

## 第1章 災害対策・防犯・市民生活



## 1 防災・消防



### 目指す姿

地震、豪雨、噴火、原発事故などの災害時に被害軽減を図るために、迅速な対応が可能な防災体制を構築し、災害に強いまちを目指します。また、地域における防災意識・危機対応の意識を醸成し、市民とともに地域防災力の向上に積極的に取り組むまちを目指します。

| 主な成果指標                     | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度)    | 目標値<br>(年度)    | 指標の説明                      |
|----------------------------|----|-------------------|----------------|----------------|----------------------------|
| 想定避難者数の 1.5 日分の<br>備蓄食料確保率 | %  | 100<br>(H26)      | 100<br>(R 元)   | 100<br>(R7)    | 地域防災計画に基づき市<br>が備蓄すべき必要な総数 |
| メール配信サービスへの<br>登録者         | 人  | —<br>(H26)        | 5,134<br>(R 元) | 10,000<br>(R7) | メール配信サービスに登<br>録している住民の数   |
| 消防団の充足率                    | %  | 98.6<br>(H26)     | 93.5<br>(R 元)  | 100<br>(R7)    | 消防団定員(138名)に対<br>する充足率     |

#### 関連する個別計画

- ・朝霞市地域防災計画(平成 28 年度～)
- ・国民保護計画(平成 19 年度～)

### 具体的な施策

#### (1) 防災対策の推進

主担当課:危機管理室

##### 現状と課題

朝霞市地域防災計画や災害対策別マニュアルに基づき、市域に係る災害対策全般に対し、総合的かつ計画的な防災行政を推進し、市民の生命、身体及び財産を保護することを進めてきました。今後においても、災害種別や地域特性に考慮した活動体制を確立し、防災関係機関との連携、協力体制の強化を引き続き推進するとともに、防災行政無線などの設備の整備を行う必要があります。

##### ①総合的な防災体制の強化

市民との協働により、防災に関する課題の把握や情報の共有化を積極的に進めます。地域防災計画を見直し、災害種別や地域特性を考慮した全市的な活動体制を確立するとともに、消防機関や気象台など防災機関との協力体制の整備に努め、総合的な防災体制の強化を図ります。

##### ②防災施設などの整備

災害時の迅速な応急対策を行うため、避難所や防災行政無線などの設備や備蓄食料、資機材などの整備、充実を図ります。

| 主な関連指標の推移            | 単位 | H28    | H29    | H30    | R 元    |
|----------------------|----|--------|--------|--------|--------|
| 備蓄食料の購入数             | 食  | 13,500 | 13,800 | 13,800 | 13,800 |
| 設備の適切な維持管理           | —  | 維持管理   | 維持管理   | 維持管理   | 維持管理   |
| 災害の種類及び規模に応じた活動体制の施行 | —  | 適切に施行  | 適切に施行  | 適切に施行  | 適切に施行  |
| 被害の軽減・早期復旧           | —  | 被害の軽減  | 被害の軽減  | 被害の軽減  | 被害の軽減  |
| 災害時の適切な被災者支援         | —  | 被災者支援  | 被災者支援  | 被災者支援  | 被災者支援  |



**（２）地域防災力の強化**

主担当課：危機管理室

**現状と課題**

地域防災力の向上を図るため、自助・共助の役割を担う自主防災組織の組織化を推進するとともに、市民一人一人の防災意識の高揚を図っていく必要があります。

**①防災意識の高揚**

地震、台風をはじめ、近年頻発している集中豪雨、竜巻などの自然災害に対する市民の防災意識を高めるとともに、身近にできる防災対策の普及などを通じて、自助及び共助の必要性を啓発していきます。

**②自主防災活動の支援**

災害時に被害を最小限にするため、自治会や町内会で組織する自主防災組織の組織化率向上に努めます。また、災害時に自主防災組織が避難行動要支援者への対応を適切かつ効果的に行えるよう、地域防災アドバイザーの協力の下、自主防災組織の活動の支援に努めます。

**③地域防災の連携**

災害時に地域において、迅速かつ適切な応急活動が行えるよう、消防署、消防団、地域防災アドバイザー、自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会や応援協定を締結している商工会などと、日頃からの連携を強化し、「顔の見える」連携に努めます。

| 主な関連指標の推移           | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|---------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 地域自主防災活動等事業補助金交付団体数 | 団体 | 22  | 29  | 25  | 32  |
| 自主的に防災訓練等が行われている団体数 | 団体 | 29  | 23  | 26  | 22  |

**（３）消防体制の充実**

主担当課：危機管理室

**現状と課題**

消防救急業務は、平成10(1998)年10月から本市及び志木市、和光市、新座市で広域化され、朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部で行っており、引き続き消防救急体制を支援していく必要があります。また、災害時の防災、減災のため、地域防災の要である消防団員を安定的に確保し、消防団員の災害対応能力の向上を図るとともに、計画的に資機材等の整備充実を図っていく必要があります。

**①消防との連携**

消防と連携を図り、高度化する消防救急業務を支援します。

**②消防団の充実**

消防団による効果的な防災、消防活動を支援するため、消防団員を確保するとともに、消防団員の技術向上に努めます。また、近年、多発している風水害に対応するため、消防団の役割を見直していきます。さらに、老朽化している消防団詰所を計画的に整備するとともに、消防車両や資機材の整備、充実に努めます。

| 主な関連指標の推移                   | 単位 | H28        | H29        | H30        | R 元        |
|-----------------------------|----|------------|------------|------------|------------|
| 防火水槽設置数(公設)                 | 基  | 412        | 420        | 416        | 406        |
| 消防(救急)行政の運営                 | —  | 消防行政<br>運営 | 消防行政<br>運営 | 消防行政<br>運営 | 消防行政<br>運営 |
| 消防ポンプ車、無線設備の維持管理            | —  | 維持管理       | 維持管理       | 維持管理       | 維持管理       |
| 訓練活動の回数                     | 回  | 37         | 32         | 39         | 30         |
| 消防団詰所の機能不全により消防団活動に支障をきたす件数 | 件  | 0          | 0          | 0          | 0          |

## 2 生活



### 目指す姿

犯罪発生を抑止力としての地域の防犯意識が高まり、地域コミュニティによる見守り活動が推進され、犯罪などが起こりにくいまちを目指します。

消費者に必要な情報、消費者教育の機会が提供されるとともに、消費者被害の未然防止、被害回復のため消費生活相談を受けることができ、安心して消費生活を送れるまちを目指します。

市民の葬祭が滞りなく行うことができるまちとします。

| 主な成果指標            | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度)   | 目標値<br>(年度)   | 指標の説明                       |
|-------------------|----|-------------------|---------------|---------------|-----------------------------|
| 市内における刑法犯認知<br>件数 | 件  | 1,385<br>(H26)    | 924<br>(R 元)  | 831<br>(R7)   | 埼玉県警察本部が公表した市内発生該当犯罪などの認知件数 |
| 消費生活相談件数          | 件  | 711<br>(H26)      | 824<br>(R 元)  | 1,070<br>(R7) | 消費生活に関する年間の相談件数             |
| 斎場利用率             | %  | 66.1<br>(H26)     | 56.7<br>(R 元) | 56.7<br>(R7)  | 斎場の利用可能枠に対する利用率             |

### 関連する個別計画

- ・第4次朝霞市防犯推進計画(令和3年度～)
- ・朝霞市公共施設等総合管理計画(平成 28 年度～)
- ・朝霞市公共施設等マネジメント実施計画(令和3年度～令和7年度)

### 具体的な施策

#### (1) 防犯のまちづくりの推進

主担当課:危機管理室

##### 現状と課題

市民意識調査をはじめとする各種調査において、安全・安心な暮らしを求める声は非常に多く、市民にとって安全な生活が維持されることは、朝霞市の魅力づくりにとって欠かせない要素となっています。さらなる防犯の推進のために対策強化と、地域住民及び関係機関との連携を進める必要があります。

##### ①防犯活動の充実

第4次防犯推進計画に基づいて、警察署及びその他の関係機関との連携のもと、複雑巧妙化する犯罪などの防犯情報を市民に提供し、防犯意識の高揚に努めます。

また、防犯パトロールやスクールガードなどによる地域の自主的な防犯活動の支援に努めます。

##### ②防犯環境の整備

防犯灯や道路照明灯を適正に設置するほか、危険個所を把握し対応するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。

また、高齢化や核家族化が進む中、防犯的視点からも空き家問題に取り組み、市民の良好な生活環境の確保に努めます。



## 第1章 災害対策・防犯・市民生活

| 主な関連指標の推移       | 単位 | H28   | H29   | H30   | R 元   |
|-----------------|----|-------|-------|-------|-------|
| 防犯灯 LED 灯への改修灯数 | 灯  | —     | —     | 301   | 329   |
| 自主防犯パトロール団体数    | 団体 | 65    | 65    | 65    | 65    |
| 夜間の照明确保         | —  | 適切に確保 | 適切に確保 | 適切に確保 | 適切に確保 |
| 空き家相談の受付件数      | 件  | —     | —     | 23    | 32    |
| 空き家相談の解決件数      | 件  | —     | —     | 8     | 9     |

### (2) 消費者の自立支援の充実

主担当課:地域づくり支援課

#### 現状と課題

近年、悪質商法や架空請求など、消費生活に関するトラブルは多岐に渡っています。被害の未然防止のため、一般的な消費者トラブル事例や最近多発している消費者被害事例などの情報発信に努める必要があります。

また、複雑化・多様化する消費者トラブルに対応するため、消費生活相談の充実を図る必要があります。

#### ①消費生活への支援

消費者トラブル未然防止の観点から、若年層から高齢者層までの幅広い市民に対し、消費者教室などの学習機会及び関係機関との連携による良質で広範囲な消費生活情報の提供等に努め、消費者教育や啓発活動を推進します。

#### ②消費生活相談の充実

複雑・多様化しながら増加し続ける消費者トラブルから消費者を守るため、消費生活相談員のスキルアップを図るとともに、関係機関との連携体制を強化し、消費生活相談の充実に努めます。

| 主な関連指標の推移             | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|-----------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 広報あさかへの消費者情報アンテナの掲載回数 | 回  | 2   | 2   | 2   | 3   |
| 通話録音装置貸与件数            | 件  | —   | 51  | 34  | 34  |
| 消費者教室開催回数             | 回  | 3   | 3   | 2   | 2   |

### (3) 安心できる葬祭の場の提供

主担当課:地域づくり支援課

#### 現状と課題

近年、葬儀形態の多様化により、斎場の利用率が低下傾向にあることから、市民ニーズの把握に努め、様々な葬儀等の形態に対応した施設を目指して、安心して利用できる施設運営を行っていく必要があります。

また、墓地や埋葬に関する考え方も多様化しているため、市内の墓地の需給状況を注視していく必要があります。

#### ①斎場の適正な管理運営

家族葬など葬儀形態の多様化に対応するため、小規模葬儀への早期の対応や高齢者の利便性の向上を図り、今後も安心して利用できるように、計画的、継続的に施設の改善を行います。

#### ②墓地の設置状況の把握

墓地、葬儀及び埋葬に関する考え方も多様化している状況にあるため、市内の墓地の設置、需給状況について、今後も把握に努めます。

| 主な関連指標の推移         | 単位 | H28  | H29  | H30  | R 元  |
|-------------------|----|------|------|------|------|
| 斎場利用率             | %  | 68.1 | 62.4 | 57.3 | 56.7 |
| 市民葬利用件数           | 件  | 328  | 331  | 340  | 316  |
| 市民葬利用率(利用件数/死亡者数) | %  | 37   | 33   | 34   | 31   |

## 第2章 健康・福祉

### この章の施策の推進方針

#### 「安全・安心なまち」と実感できるように

- 全ての人が安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉サービス・住環境などの充実のほか、社会保障制度の適正な運営に努めます。

#### 「子育てがしやすいまち」と実感できるように

- 妊娠から出産・子育てと、継続した支援体制とサービスの充実に努めます。また、全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりに努めます。

#### 「つながりのある元気なまち」と実感できるように

- 一人一人の個性や能力を生かして暮らし続けることができるよう、高齢者、障害のある人、子育て中の家庭など全ての人が、地域の中で支え合う仕組みづくりに努めます。

#### 「自然・環境に恵まれたまち」と実感できるように

- 高齢者、障害のある人、子育て中の家庭など全ての人が、それぞれ朝霞の豊かな自然に触れることができる場や機会を提供できるように努めます。

## 第2章 健康・福祉



## 1 地域福祉



### 目指す姿

地域住民が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことができる「地域共生社会」を実現するまちを目指します。

| 主な成果指標            | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度)   | 目標値<br>(年度)   | 指標の説明          |
|-------------------|----|-------------------|---------------|---------------|----------------|
| 民生委員・児童委員の相談・支援件数 | 件  | 2,473<br>(H26)    | 2,514<br>(R元) | 2,600<br>(R7) | 民生委員・児童委員の活動状況 |
| 福祉の総合相談件数         | 件  | —<br>(H26)        | 1,211<br>(R元) | 1,400<br>(R7) | 福祉の総合相談件数      |

#### 関連する個別計画

・第4期朝霞市地域福祉計画(令和3年度～令和7年度)

### 具体的な施策

#### (1) 地域共生社会の構築

主担当課:福祉相談課

##### 現状と課題

少子高齢化、人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造が変化したことにより、社会的に孤立する世帯が増えています。

また、8050問題やダブルケアなど、住民の生活における課題が複合化かつ複雑化してきています。住民が住み慣れた地域で暮らせるよう、身近な圏域において、分野を超えた生活課題に関わる相談を包括的に受け止め、支援していく新たな体制を構築する必要があり、そのために地域における担い手の育成が求められています。

##### ① 地域共生社会に向けた新たな支援体制の構築

全ての人が地域で共に暮らし続けていくために、社会福祉協議会、民生委員児童委員をはじめ地域の住民と連携し、地域福祉を推進するとともに、地域福祉計画をはじめ、高齢者、障害のある人、児童などの様々な計画を踏まえ、将来を見据えた新たな支援体制の構築に努めます。

##### ② 地域福祉活動への支援

高齢者、障害のある人、子育てや介護をしている人などを見守り、地域の身近な相談相手として活動する民生委員児童委員をはじめ、地域福祉活動に取り組む団体等に必要情報を提供するほか、住民に活動への参加を促すとともに、団体の活動の活性化に向けた支援を行います。

##### ③ 担い手の育成と支援

地域におけるボランティアの掘り起こしや地域福祉を支える担い手を育成するため、住民に対する情報の提供や研修の充実に努めます。

また、福祉サービスの質の向上を図るため、専門的な人材の確保と育成に努めます。

### ④福祉サービス利用者の権利擁護

高齢者、障害のある人、子育てや介護をしている人などに適正な福祉サービスを提供するとともに、福祉サービスを利用する方の権利を擁護するための仕組みづくりを検討します。

| 主な関連指標の推移        | 単位 | H28    | H29    | H30    | R元     |
|------------------|----|--------|--------|--------|--------|
| 民生委員児童委員数        | 人  | 149    | 150    | 153    | 150    |
| 民生委員児童委員活動(延べ日数) | 日  | 14,252 | 13,400 | 12,241 | 12,750 |
| 市民団体への補助金交付件数    | 件  | 20     | 20     | 20     | 21     |
| ボランティアセンターの利用者数  | 人  | 817    | 1,491  | 1,581  | 1,255  |

## (2) 生活困窮者等への支援

主担当課:福祉相談課

### 現状と課題

生活困窮者や中高年のひきこもりの方などの自立を促進するため、様々な相談に応じた情報提供や助言、必要な支援を行う必要があります。

#### ①相談体制の充実

市の関係部署や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、日常生活における様々な困りごとや悩みごとをはじめ、ひきこもりの方、8050問題、ダブルケアなどの複合化かつ複雑化する問題を、包括的に受け止める相談体制等を整えます。

#### ②自立と生活の支援

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関と連携し、生活困窮者等の自立に向けた支援に努めます。

| 主な関連指標の推移   | 単位 | H28 | H29 | H30 | R元    |
|-------------|----|-----|-----|-----|-------|
| 福祉の総合相談件数   | 件  | —   | —   | 944 | 1,211 |
| 学習支援事業の申込人数 | 人  | 14  | 20  | 23  | 26    |

## 2 子育て支援・青少年育成



### 目指す姿

子どもたちが「このまちで育ってよかった」と思い、保護者が「このまちで育ててよかった」と実感し、地域の人たちが「子育て・子育てのよろこびをわかちあえるまち」を目指します。

また、学校、家庭、地域、市民団体などとの協働により、青少年健全育成が推進され、青少年が健全に育つまちを目指します。

| 主な成果指標                | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度)    | 目標値<br>(年度)    | 指標の説明                                               |
|-----------------------|----|-------------------|----------------|----------------|-----------------------------------------------------|
| 要保護児童対策地域協議会実務者会議開催回数 | 回  | 6<br>(H26)        | 6<br>(R元)      | 6<br>(R7)      | 要保護児童などの適切な保護又は適切な支援を図るため、開催された要保護児童対策地域協議会実務者会議の回数 |
| 子育て支援センター利用者数         | 人  | 32,258<br>(H26)   | 23,035<br>(R元) | 34,000<br>(R7) | 子育て中の親子の交流の場として、各種事業や子育てに関する相談を行っている子育て支援センターの利用者数  |
| 保育園待機児童数              | 人  | 38<br>(H26)       | 44<br>(R元)     | 0<br>(R7)      | 保護者の就労等の理由により、保育園に入園申請をしたにもかかわらず、入園することができなかった児童数   |
| 青少年を守り育成する家の数         | 箇所 | 541<br>(H26)      | 508<br>(R元)    | 550<br>(R7)    | 青少年を守り育成する家の趣旨に賛同し、協力していただける住宅・店舗・公共施設登録数           |

### 関連する個別計画

- ・第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)
- ・第3次朝霞市生涯学習計画(平成29年度～令和8年度)
- ・第2期朝霞市教育振興基本計画(令和3年度～令和7年度)



## 具体的な施策

### (1) 子どもたちが健やかに育つ環境整備

主担当課：こども未来課、保育課

#### 現状と課題

本市における児童虐待の相談件数は増加傾向にあり、社会的にも子どもの命にかかわる虐待事例が頻発しています。児童の権利や擁護に関心が高まる中、児童虐待の未然防止と適切な対応を図るため、市、関係機関、地域が連携した体制を充実させていく必要があります。

子どもの貧困が社会的な問題となっており、本市においても、経済的な困難を抱える子育て家庭が一定数存在することから、子どもの貧困対策やひとり親家庭の支援などに取り組む必要があります。

#### ①子どもの人権の尊重

児童虐待を防止するため、子育て家庭の孤立を防止するとともに、家庭内の課題を解決していくよう、関係機関と連携を図りながら支援を行います。

また、子どもが心身共に健全に成長するよう保健対策を推進するとともに、いじめ被害や不登校の児童が安心して相談できる環境をつくります。

#### ②配慮を必要とする子どもへの支援

育成保育などの充実に努め、障害の有無に関わらず、子どもの個性を認め、その子の持つ力や可能性を最大限に伸ばすことのできるような社会を目指します。

また、家庭環境や経済的要因等により、子どもが不利益とならず、豊かで充実した生活が営めるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

#### ③地域の中の子どもの居場所づくり

地域の中で、伸び伸びとした自由な遊び体験を通して、豊かな人間性や社会性を身に付けられるよう、児童館や公園などの子どもの居場所や遊び場を整備・充実させ、子どもを対象にした教室などを開催します。

また、中学生・高校生世代が利用できる取組の充実を図り、居場所づくりを進めます。

#### ④子どもが成長するための活動の支援

子どもや保護者が自発的に地域団体による活動やイベントなどの地域資源を活用し、多様な遊びや体験活動の機会を利用するなど、経験を積みながら豊かに成長していけるよう応援します。

| 主な関連指標の推移                    | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|------------------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 支給日に児童扶養手当が遅滞なく支給されている割合     | %  | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 支給日にひとり親家庭等医療費が遅滞なく支給されている割合 | %  | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 支給対象者に就学支度金が遅滞なく支給されている割合    | %  | —   | 100 | 100 | 100 |
| 育成児童に係る巡回相談実施回数(保育園)         | 回  | 47  | 52  | 67  | 69  |

**(2) 子育て家庭を支えるための環境整備**

主担当課:こども未来課、保育課

**現状と課題**

市外からの転入や共働き世帯、外国につながるのある子どもと保護者の増加などが進む中で、周りに相談できる人がいない、子育てに不安や孤立感を抱えているなど、保護者の負担が大きくなっており、地域で支える仕組みづくりが必要です。

子育てにかかる経済的負担の軽減や、子どもの保健と福祉の増進を図るため、子育てや生活に関する支援が必要です。

**① 全ての子育て家庭を支える環境づくり**

子育てに関する情報を必要とする人に、わかりやすい情報提供と相談体制のさらなる充実に努めます。医療費等、子育てにかかる経済的経費負担を軽減するため、手当や助成を行います。

**② 地域における子育て支援の充実**

地域における子育て支援策として、子育て支援センターや児童館など、気軽に集まれる場の充実に努めます。

また、地域の中で、子ども、保護者、高齢者の3世代が、子育てを通じて交流することで、子どもにとっては社会性や協調性を育み、保護者にとっては子育てを学び、高齢者にとっては生きがいを持てるよう世代間交流を通じた子育て支援を推進します。

**③ 子どもの安全・安心な環境づくり**

子どもや子育て家庭が、犯罪や事故等の危険を感じることなく生活できる安全なまちづくりを推進します。万一の場合の緊急避難所として、「青少年を守り育成する家」の設置に努めます。

| 主な関連指標の推移               | 単位 | H28     | H29     | H30     | R 元     |
|-------------------------|----|---------|---------|---------|---------|
| 子ども・子育て支援事業計画推進状況       | %  | 100     | 100     | 100     | 100     |
| 支給日に医療助成費が滞滞なく支給されている割合 | %  | 100     | 100     | 100     | 100     |
| 支給日に児童手当が滞滞なく支給されている割合  | %  | 100     | 100     | 100     | 100     |
| 子育て情報誌の改訂               | —  | 改定      | 一部改訂    | 一部改訂    | 一部改訂    |
| 児童館来館者数                 | 人  | 213,205 | 208,366 | 206,529 | 192,056 |
| 子育て支援センター事業参加者数         | 人  | 8,844   | 8,601   | 9,648   | 7,800   |

**(3) 幼児期等の教育・保育の充実**

主担当課:保育課

**現状と課題**

本市の未就学児童数は、ほぼ横ばいで推移しており、今後も同様に推移すると見込まれます。そうした中で多様化している保護者ニーズに応えるため、引き続き、計画的に保育所等を整備するとともに幼稚園の利用促進を図る必要があります。

また、今後とも保育士等の人材を確保し、保育士等に対する研修を実施するなど保育の質を確保する必要があります。

放課後児童クラブにおいても同様に利用希望者が増加していることから、引き続き、放課後の居場所づくりとなる施設の整備が必要です。

**① 幼児期等の教育・保育の充実**

幼児期の教育・保育の充実のために、保育所等の整備などにより待機児童の解消を図るとともに、保育の質を確保しつつ、保育サービスの拡充などに努めます。

さらに、小学校就学後も安心して児童を預けることができるよう、放課後児童クラブ



の拡充に努めます。

### ②ライフスタイルに応じた子育て支援の充実

多様な子育て支援策として、ファミリー・サポート・センター、延長保育事業、一時保育事業、休日保育事業、病児保育事業などの充実に努めます。

### ③質の高い教育・保育の提供

保育士や幼稚園教諭の資質向上を目指す研修を推進するとともに、安定した雇用により人材の確保を図るため処遇の改善などに努めます。

| 主な関連指標の推移           | 単位 | H28   | H29   | H30   | R 元   |
|---------------------|----|-------|-------|-------|-------|
| 保育園等定員数             | 人  | 2,846 | 3,163 | 3,359 | 3,641 |
| 待機児童数               | 人  | 79    | 114   | 106   | 44    |
| 放課後児童クラブ定員数         | 人  | 1,243 | 1,323 | 1,443 | 1,553 |
| 放課後児童クラブ入所保留者数      | 人  | 101   | 75    | 138   | 175   |
| ファミリー・サポート・センター利用回数 | 回  | 3,136 | 3,181 | 3,628 | 4,392 |

## (4) 青少年の健全育成の充実

主担当課:こども未来課

### 現状と課題

家族構成や生活形態の変化などから、青少年の社会性や自立がますます困難になっており、地域では「子ども会」離れなど、青少年の健全な育成を推進していく基盤となる、青少年と地域とのつながりの希薄化が懸念されています。

このため、青少年の地域社会への帰属意識や社会参加意識を高めていくような機会を充実する必要があります。

また、引きこもり等の青少年や若者にふりかかっている問題については、家庭・学校・地域等と連携して支援する必要があります。

### ①青少年健全育成体制の整備

青少年健全育成に関する市民への啓発、関係団体への助成及び支援、学校、事業所などとの連携による「青少年を守り育成する家」の増設など、地域全体で青少年健全育成を進めるほか、青少年が抱える課題を把握し、必要な支援の検討を行います。

### ②青少年育成事業の推進と自主的活動の促進

青少年のリーダー育成を図るとともに、青少年のボランティア活動や子ども会活動などの自主的活動の促進を支援します。

### ③非行防止活動の推進

青少年が抱える課題を把握し、関係団体、学校、事業所などと連携するとともに市民の理解を得ながら、地域全体で青少年が事件や事故に巻き込まれないよう、非行を防ぐ活動を推進します。

| 主な関連指標の推移           | 単位 | H28   | H29   | H30   | R 元   |
|---------------------|----|-------|-------|-------|-------|
| 青少年健全育成啓発活動事業数      | 事業 | 33    | 33    | 33    | 31    |
| 青少年健全育成啓発活動事業延べ参加者数 | 人  | 7,726 | 8,712 | 9,157 | 8,515 |

### 3 高齢者支援



#### 目指す姿

みんなで支え合い、いつまでも笑顔と生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、高齢者の主体性を重んじ、地域のつながりを大切にしながら、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアの確立されたまちを目指します。

| 主な成果指標              | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度)   | 目標値<br>(年度)    | 指標の説明                                                             |
|---------------------|----|-------------------|---------------|----------------|-------------------------------------------------------------------|
| 元気高齢者率              | %  | 85.5<br>(H26)     | 83.4<br>(R元)  | 79.9<br>(R7)   | 第1号被保険者のうち、要支援・要介護認定を受けていない人の割合                                   |
| 地域包括支援センターの<br>相談件数 | 件  | 4,256<br>(H26)    | 3,797<br>(R元) | 5,000<br>(R7)  | 身近な地域で、適切に介護や福祉のサービスを活用し、高齢者の自立を相談支援している機関である地域支援包括支援センターの相談件数の累計 |
| 認知症サポーターの数          | 人  | 1,802<br>(H26)    | 6,830<br>(R元) | 10,000<br>(R7) | 地域で認知症高齢者を見守り・支援する人である認知症サポーター養成講座を受講しサポーターとなった人の数                |
| 高齢者の地域活動団体数         | 団体 | —<br>(H26)        | 59<br>(R元)    | 200<br>(R7)    | 高齢者を中心とした、サロンや体操など、地域で様々な社会参加の活動を定期的に行っている活動団体数                   |

#### 関連する個別計画

・第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)

## 具体的な施策

### (1) 健康で活躍できる地域社会の推進

主担当課：長寿はつらつ課

#### 現状と課題

団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年(2025年)に向けて、高齢化は比較的緩やかに進行するものの、要介護状態となるリスクの高い75歳以上の人口は年々増加するものと見込まれており、介護が必要となる方や、認知症の方が増加するとともに、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加も見込まれます。

元気高齢者でありつづけるためには、健康寿命を伸ばすことを目標に、健康づくりと生きがいづくりを推進する必要があります。

#### ①健康づくりと生きがいづくりの推進

高齢者が身近な地域で、自身の能力や経験等を生かし、文化・スポーツ・健康づくりの活動へ参加できることなど、様々な社会参加による活躍ができるよう、情報提供や講習会など基盤整備を進めます。

#### ②介護予防と生活支援の推進

介護の状態になることを予防するための情報提供や、予防活動を直接・間接的に支援します。

あわせて、地域のつながりや仲間同士、グループ等による介護予防活動、一人暮らしの方への声掛けや買い物などの生活支援を行うなどの「お互い様の活動づくり」を進めます。

#### ③社会参加と就業の支援

高齢者の就業機会の確保を図るため、シルバー人材センターの活動がより一層充実したものとなるよう支援します。

また、元気高齢者による生活を支援するサービスの事業化を支援し、就業の機会を拡充します。

| 主な関連指標の推移                | 単位 | H28     | H29     | H30     | R 元    |
|--------------------------|----|---------|---------|---------|--------|
| 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画進捗率     | %  | 60      | 100     | 20      | 60     |
| 一般介護予防事業における介護予防教室参加延べ人数 | 人  | —       | 9,587   | 8,513   | 8,070  |
| 老人クラブ数                   | 団体 | 26      | 25      | 25      | 24     |
| 老人福祉センター個人利用者数           | 人  | 122,157 | 113,955 | 114,144 | 94,368 |
| シルバー人材センター就業率(就業人数/会員数)  | %  | 81.0    | 82.6    | 77.3    | 77.7   |

## (2) 自立のためのサービスの確立

主担当課：長寿はつらつ課

### 現状と課題

高齢者が自立した生活を営むためには、高齢者一人一人が、健康づくりと介護予防に取り組みながら、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。

また、高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数も年々増加しています。このため、介護予防事業の推進をはじめ、介護サービス及び高齢者福祉サービスの適切な利用を図り、介護保険制度の円滑な運用を図る必要があります。

### ①介護保険制度の円滑な運用

介護保険制度が円滑に運営できるよう、情報の提供や制度の周知及び理解の促進に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。

また、認知症施策の推進や介護者への支援の充実を図ります。

### ②介護サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した生活を営むことができるよう、必要な介護予防及び介護サービスの充実とともに、適正な活用を進めます。

### ③福祉サービスの充実

高齢者の自立生活を支援するために、介護サービスにはない、生活支援を充実させ、併せて、介護者の支援に取り組みます。

| 主な関連指標の推移           | 単位 | H28   | H29   | H30   | R 元   |
|---------------------|----|-------|-------|-------|-------|
| 要介護認定者数             | 人  | 4,660 | 4,303 | 4,519 | 4,708 |
| 介護保険賦課徴収の収納率        | %  | 96.05 | 96.08 | 96.61 | 97.0  |
| ねたきり老人等紙おむつ利用者数(延べ) | 人  | 1,702 | 1,819 | 1,931 | 1,896 |
| 生活支援員派遣回数(延べ)       | 回  | 481   | 424   | 420   | 467   |
| 移送サービス利用回数(延べ)      | 回  | 4,507 | 4,675 | 4,812 | 4,163 |

**（３）安全・安心な生活ができる環境整備**

主担当課：長寿はつらつ課

**現状と課題**

一人暮らしなどの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加が見込まれる中、全ての高齢者が地域とつながっていくことが大切です。今後、地域で安全・安心な生活を送ることができるよう、見守り体制や暮らしやすい住まいづくりなど、環境を整備する必要があります。

**①地域での見守り体制の確立**

地域の関係団体や企業等と連携した見守り体制を推進し、災害時も想定した支援体制を確立します。

**②暮らしやすい住まいづくり**

関係団体と連携し、住宅確保要配慮者への情報提供や、住宅改善の助成などにより、暮らしやすい住まいづくりを支援します。

**③権利擁護と尊厳の確保**

高齢者虐待防止に向け、認知症の理解と対応について啓発するとともに、高齢者世帯の増加を踏まえ、成年後見制度の普及と活用を推進します。

| 主な関連指標の推移              | 単位 | H28   | H29   | H30   | R 元   |
|------------------------|----|-------|-------|-------|-------|
| 配食サービス延べ利用者数           | 人  | 2,856 | 2,956 | 2,927 | 3,044 |
| 緊急通報・安心見守り通報システム機器設置台数 | 台  | 494   | 496   | 488   | 475   |
| 住宅改善費補助件数              | 件  | 70    | 62    | 43    | 74    |
| 虐待通報件数(年間延べ数)          | 件  | 317   | 94    | 152   | 245   |
| 高齢者の成年後見等市長申し立て人数      | 人  | 5     | 6     | 8     | 6     |

**（４）地域包括ケアシステムの推進**

主担当課：長寿はつらつ課

**現状と課題**

誰もが住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らせるよう、医療・介護の連携や地域のつながり、助け合いの仕組みづくりなど地域包括ケアシステムを深化させ、地域共生社会を促進する必要があります。

**①地域包括ケア体制の推進**

地域における助け合いの活動づくりを推進するとともに、活動団体を育成・支援し、同時に、介護予防を進めること、在宅医療と介護の連携体制を確立するなどにより、地域包括ケアシステムの深化を目指します。

**②地域包括支援センターの充実**

身近な地域における高齢者の総合相談支援などにより、地域包括ケアシステムの深化・推進の一翼を担う地域包括支援センターについては、役割や担当圏域、人員体制の見直しなどにより、機能強化を図り、地域共生社会への対応に備えます。

| 主な関連指標の推移                      | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|--------------------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 生活支援体制の構築に向けた協議体の開催回数          | 回  | —   | —   | 6   | 55  |
| 在宅医療・介護連携推進事業研修・情報交換・講演会等の開催回数 | 回  | —   | 3   | 9   | 9   |
| 地域ケア会議開催回数                     | 回  | 11  | 12  | 12  | 11  |

## 4 障害者支援



### 目指す姿

障害のある人に対する理解が深まり、差別等による社会的障壁が取り除かれ、障害のある人となない人が共に生きる社会の実現を目指します。

また、障害のある人の日常生活や社会生活を支援するためのサービス等により、住み慣れた地域での生活や社会参加の充実を目指します。

| 主な成果指標               | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度)    | 目標値<br>(年度)    | 指標の説明                       |
|----------------------|----|-------------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 啓発・広報活動件数            | 件  | 56<br>(H26)       | 82<br>(R元)     | 100<br>(R7)    | 様々な媒体を活用して行う障害に関する啓発・広報活動件数 |
| 障害福祉サービス等の利用件数       | 件  | 9,832<br>(H26)    | 20,295<br>(R元) | 24,000<br>(R7) | 障害福祉サービスなどの年間利用件数           |
| 障害者就労支援センター利用による就職者数 | 人  | 42<br>(H26)       | 41<br>(R元)     | 50<br>(R7)     | 障害者就労支援センターの利用による年間就職者数     |

### 関連する個別計画

- ・第5次朝霞市障害者プラン(平成30年度～令和5年度)
- ・第6期朝霞市障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)

## 具体的な施策

### (1) 共に生きる社会の実現

主担当課:障害福祉課

#### 現状と課題

障害のある人もない人も共に生活し、活動できる社会を目指し、日常生活を営む上で様々な障壁(バリア)のある環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の障壁についても「バリアフリー」を推進することが求められています。

#### ① ノーマライゼーションの啓発活動の推進

障害のある人についての理解を深めるため、ノーマライゼーションの理念の普及、施策の充実に努め、様々な機会を通して、障害の特性に関する情報提供、啓発、広報を行うとともに、障害のある人となない人との交流の機会を広げます。

#### ② 権利擁護の支援

障害者虐待防止センターの機能を充実させるとともに、障害のある人が安心して地域で生活できるように成年後見制度や権利擁護に関する制度の活用を支援します。

障害のある人に対する虐待への対応や障害福祉サービスの利用に当たっての苦情やその解決のための仕組みづくりに努めます。

| 主な関連指標の推移       | 単位 | H28 | H29 | H30 | R元  |
|-----------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 障害者プラン推進委員会開催回数 | 回  | 3   | 5   | 3   | 3   |
| 障害者自立支援協議会開催回数  | 回  | 4   | 3   | 3   | 3   |
| 障害に関する啓発・広報活動件数 | 件  | 71  | 80  | 79  | 82  |
| ふれあいスポーツ大会参加人数  | 人  | 280 | 239 | 261 | 287 |



**(2) 地域における自立生活支援**

主担当課:障害福祉課

**現状と課題**

障害に関わる相談は、児童から大人まで幅広く、それぞれが抱える悩みや課題が多様化しており、ライフステージの節目においても異なるため、相談支援体制の整備及び充実を図るとともに、障害が生じたときの本人や家族の不安などの解消に向けて、総合的な相談体制の確立を図っていく必要があります。

**①相談支援体制の整備**

ライフステージの各段階に応じ、各種相談や情報提供の充実を図るとともに、必要な保健・医療・福祉サービスが総合的に行える体制を確立します。

**②障害福祉サービスの充実**

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実を図ります。

**③コミュニケーション（意思疎通）支援の充実**

障害のある人の意思疎通、意思伝達支援のための基盤の整備に努めます。

| 主な関連指標の推移        | 単位 | H28    | H29    | H30    | R 元    |
|------------------|----|--------|--------|--------|--------|
| 更生訓練費支給件数        | 件  | 421    | 445    | 420    | 539    |
| 重度心身障害者医療費支給件数   | 件  | 54,404 | 53,404 | 50,907 | 49,190 |
| 障害福祉サービス等の延べ利用件数 | 件  | 12,661 | 16,156 | 16,201 | 20,295 |

**(3) 自立に向けた就労の支援**

主担当課:障害福祉課

**現状と課題**

障害のある人の自立に向けて、「障害者の雇用の促進等に関する法律」による法定雇用率に基づき、地域において、障害のある人の働く場が拡充されていくことが必要です。

障害のある人の経済面での自立の促進に資するため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」では、国や地方自治体などの公共機関は、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から、優先的・積極的に購入することとなっています。これにより、障害のある人の収入の増加に結び付けていく必要があります。

障害のある人の自立と社会参加を進めるため、就労の場の確保に向けて、啓発活動の実施や関係機関等との連携を図る必要があります。

**①就労の場の確保**

民間事業者に対し、障害のある人の雇用を働きかけることを推進します。

また、一般就労が困難な方に対し、障害者就労施設等の福祉的就労の場の確保及び情報提供に努めます。

**②就労の促進と安定**

障害者就労支援センター、就労移行支援事業所などが連携し、一般就労を支援することを促進します。

| 主な関連指標の推移        | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 就労支援事業登録者数       | 人  | 36  | 42  | 54  | 34  |
| 就労支援事業利用者のうち就職者数 | 人  | 32  | 41  | 47  | 41  |

## 5 保健・医療



### 目指す姿

くらしの中からの健康づくりへの関心が高まり、意識向上が図られ、多くの市民に健康づくり活動の輪が広がっているまちを目指します。

また、市民ニーズに対応した保健サービス、健康増進事業、健康危機管理体制などが展開され、健康長寿なまちを目指します。

| 主な成果指標                | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度)                       | 現状値<br>(年度)                            | 目標値<br>(年度)                     | 指標の説明                                           |
|-----------------------|----|-----------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------|
| 「健康あさか普及員」の人数         | 人  | 67<br>(H26)                             | 400<br>(R元)                            | 450<br>(R7)                     | 平成26年3月策定の「あさか健康プラン21(第2次)」により創設した「健康あさか普及員」の人数 |
| 女性のがん(子宮頸がん・乳がん)検診受診率 | %  | 子宮頸がん<br>17.5%<br>乳がん<br>19.2%<br>(H26) | 子宮頸がん<br>15.2%<br>乳がん<br>17.9%<br>(R元) | 子宮頸がん<br>50%<br>乳がん 50%<br>(R7) | 子宮頸がん検診は20歳以上の女性<br>乳がん検診は40歳以上の女性              |
| 乳幼児のかかりつけ医普及率         | %  | 81.1<br>(H26)                           | 79.2<br>(R元)                           | 100<br>(R7)                     | 乳幼児健診の受診児で、かかりつけ医を持っている割合                       |

### 関連する個別計画

- ・あさか健康プラン21(第2次)(平成26年度～令和4年度)
- ・朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画(平成26年度～)
- ・朝霞市自殺対策計画(令和2年度～令和6年度)



## 具体的な施策

### (1) 健康づくりの支援

主担当課：健康づくり課

#### 現状と課題

生活習慣や社会環境が大きく変化し、様々な要因が私たちの心や身体に及ぼす影響により、健康への不安も増加してきています。このような中、健康長寿社会を目指した動きが進んできています。そのためには、市民の健康への意識向上を図り、市民一人一人が、主体的に健康づくりに取り組める活動の輪が広がることへの支援が求められています。

#### ①健康づくり活動の促進

市民の健康への意識が高まっていくよう、各種イベントなどを活用しながら、「健康あさか普及員」の健康づくり活動を展開していきます。

また、健康づくりの取組の輪が市民に広がるよう、健康に関する情報を提供していくことについても取り組みます。

#### ②健康づくり体制の整備

多くの市民が、健康で充実した人生が送れるよう、教育・保健・医療・福祉機関や各種関係団体と連携しながら、社会参加を組み合わせた事業の実施を図り、健康で長生きできる(健康長寿)市民を増やすよう取り組みます。

#### ③健康増進センターの利用促進

健康増進センター(わくわくどーむ)の施設を生かした各種運動教室などの事業展開を図るとともに、プールなどの利用促進を図り、子どもから高齢者までの市民の健康づくりに努め、安全・安心な施設運営と適切な維持管理を行います。

| 主な関連指標の推移             | 単位 | H28     | H29     | H30     | R 元     |
|-----------------------|----|---------|---------|---------|---------|
| 「健康あさか普及員」の登録人数(累計)   | 人  | 243     | 324     | 369     | 400     |
| 「健康あさか普及員」の活動回数       | 回  | 18      | 28      | 21      | 15      |
| 健康増進センター施設入場者数        | 人  | 273,227 | 275,804 | 286,581 | 259,109 |
| 健康増進センター自主事業参加人数(有料)  | 人  | 36,584  | 36,470  | 39,221  | 35,223  |
| 健康増進センター施設顧客満足度(ハード面) | 点  | 80.8    | 86.9    | 81.2    | 87.5    |

**(2) 保健サービスの充実**

主担当課:健康づくり課

**現状と課題**

母子保健をはじめとする様々なライフステージにおいて、健康の保持増進のための健診や相談などの支援体制、感染症予防事業、健康危機管理体制を展開しています。今後においても、市民がより健康な生活を送れるよう、一人一人のライフステージにおけるニーズを把握し、保健サービス体制を進めていく必要があります。

**①健康増進対策の充実**

家族や自分自身などの健康状態を、日ごろから把握するためにも、各種検診や健康相談、健康教育、訪問指導などの充実を図り、生活習慣病などの予防に取り組めます。

**②母子保健の充実**

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援が重要であり、各種健診や健康相談などを実施し、母子保健の充実に取り組めます。

また、子どもの発育発達支援、虐待防止、未熟児支援、食育の推進など、近年の課題にも取り組めます。

**③歯科保健の充実**

健康で長生きをするためには、健全な歯・口腔機能維持が重要となります。各ライフステージにおける課題に対応した歯科保健事業に取り組めます。

**④精神保健の充実**

複雑な社会においては、精神保健の充実が求められています。健康相談や健康教育などを通し、心の健康づくりの推進に取り組めます。

また、自殺予防対策の充実に向けて、関係機関との連携に取り組めます。

**⑤予防接種の充実**

各種予防接種率向上に努めるとともに、感染症の発生・予防及び拡大防止に努め、具体的対策と情報提供を積極的に行うことにより、市民の安全・安心に努めます。

**⑥健康危機管理の充実**

新型コロナウイルスなどの感染症や熱中症、食中毒などについて、市民に対して情報提供を行い、関係機関と連携し、発生予防及び感染拡大防止に取り組めます。

また、災害時の対策として救護所や災害時医療救護マネジメントセンターの設置・運営に取り組めます。

| 主な関連指標の推移               | 単位 | H28  | H29   | H30   | R 元   |
|-------------------------|----|------|-------|-------|-------|
| 乳幼児健康診査受診率              | %  | 97   | 97    | 97    | 97    |
| 専門職が面談する妊婦数             | 人  | —    | 799   | 1,322 | 1,320 |
| 精神保健相談延べ件数(保健師・精神保健福祉士) | 件  | 175  | 121   | 233   | 207   |
| 予防接種率(A 類個別接種)          | %  | 96.4 | 100.4 | 114.5 | 93.8  |
| 熱中症による高齢者の搬送件数          | 件  | 16   | 21    | 43    | 30    |

### (3) 地域医療体制の充実

主担当課：健康づくり課

#### 現状と課題

安心して適切な医療が受けられるよう、地域の医療機関の体制や施設整備の充実への取組が行われ、身近な医療から高度な医療まで展開されています。今後においても、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関と連携を図り、市民に対して、医療に関する情報を提供し、地域医療体制の維持、充実に努めていく必要があります。

#### ①地域医療の充実

地域の医療機関と連携しながら、市民が適切な医療を受けられるよう体制を維持します。

また、医療に関する情報を提供し市民の意識向上を図り、身近な医療から高度な医療までの地域医療の充実に努めます。

#### ②救急医療体制の充実

救急時には、適切な対応がとれ安心できる医療体制を確保するためにも、救急医療における在宅当番医制度や病院の輪番体制、小児の救急体制の保持及び休日・夜間診療の充実に努めます。

#### ③かかりつけ医・かかりつけ薬局の普及啓発

日ごろから適切な医療に接することができるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携して、市民に対し、かかりつけ医、かかりつけ薬局の普及啓発活動を行います。

| 主な関連指標の推移    | 単位 | H28   | H29   | H30   | R 元   |
|--------------|----|-------|-------|-------|-------|
| 献血(採血)者数(市内) | 人  | 1,946 | 1,612 | 1,973 | 2,069 |
| 小児救急利用者数     | 人  | 4,297 | 4,354 | 4,235 | 4,058 |
| 在宅当番医利用者数    | 人  | 1,675 | 1,629 | 1,836 | 1,680 |
| 病院群輪番制病院利用者数 | 人  | 1,402 | 1,454 | 1,405 | 1,379 |

## 6 社会保障



### 目指す姿

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者が安心して医療サービスを受けられ健康な生活を送ることができるとともに、適切な年金の届け出を行ない年金受給による安定的な生活を送れるまちを目指します。

また、生活に困窮した市民が、生活保護制度を活用し、自立に向けた支援を受けながら安心して生活できるまちを目指します。

| 主な成果指標    | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度)      | 現状値<br>(年度)            | 目標値<br>(年度)  | 指標の説明                                                  |
|-----------|----|------------------------|------------------------|--------------|--------------------------------------------------------|
| 特定健康診査受診率 | %  | 41.6<br>(法定値)<br>(H26) | 44.8<br>(速報値)<br>(R 元) | 60.0<br>(R7) | 受診対象者(国保被保険<br>者で40歳～75歳未満)<br>のうち、特定健康診査を<br>受診した人の割合 |

### 関連する個別計画

- ・第2期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)(平成30年度～令和5年度)
- ・第3期朝霞市特定健康診査等実施計画(平成30年度～令和5年度)

## 具体的な施策

### (1) 社会保障制度の適正な運営

主担当課：保険年金課、生活援護課

#### 現状と課題

医療保険制度は、被保険者数の減少や医療費水準の上昇、年齢構成が高い状態が続いており、取り巻く環境は厳しい状況にあります。このような状況において、一人当たり医療費が上昇傾向にあることから、被保険者が安心して医療を受けることができるように制度の安定化を図ることが課題です。

後期高齢者医療は、高齢化の進展による被保険者数の増加に伴い、医療費が増加の傾向にあります。このため、埼玉県後期高齢者医療広域連合が安定した制度を実施できるよう、医療費の適正化に関する周知等の支援が課題です。

国民年金は、少子高齢化が進む中で、老後の生活の安定や、万一障害を負ったときにも安心して暮らすことができるよう、適切な加入と負担が求められます。そのためには、広報活動や年金相談等を通じて市民に制度を正しく理解してもらい、適正な届け出等を行っていただく必要があります。

生活保護は、生活保護法に基づき適正に実施するとともに、生活保護受給者の生活の安定と自立促進に向けて相談・支援・指導を充実させていくことが必要です。

#### ① 国民健康保険制度の円滑な運営

国民健康保険制度について広く市民に理解をいただくとともに、適正な資格管理、保険税の賦課・徴収及び市民の健康の保持・増進のため、特定健康診査の受診勧奨や重症化予防対策事業等の保健事業の推進を図ります。

#### ② 後期高齢者医療制度の運営支援

後期高齢者医療制度の理解を促進するとともに、被保険者が安心して医療を受けることができるよう、また、埼玉県後期高齢者医療広域連合が安定した保険財政の運営が図られるよう支援をします。

#### ③ 国民年金制度の推進

国民年金制度を市民に正しく理解していただき、適正な年金受給に繋がられるように、日本年金機構と連携を図り、情報提供や相談体制の充実を図ります。

#### ④ 生活保護制度の適正な運営

生活保護世帯の自立助長を図るため、的確な方策を助言できるケースワーカーの充実に努めるとともに、要保護世帯の相談に対しては生活保護申請などの相談業務を適切に実施し、確実な支援につなげます。

| 主な関連指標の推移      | 単位 | H28    | H29    | H30    | R元            |
|----------------|----|--------|--------|--------|---------------|
| 国民健康保険被保険者数    | 人  | 28,450 | 27,163 | 25,859 | 24,995        |
| 国民健康保険税収納率(現年) | %  | 88.8   | 88.7   | 89.4   | 89.4          |
| 特定健康診査受診率      | %  | 41.8   | 42.5   | 42.4   | 44.8<br>(速報値) |
| 後期高齢者医療被保険者数   | 人  | 11,919 | 12,473 | 13,151 | 13,614        |
| 年金相談者数         | 人  | 88     | 68     | 63     | 61            |
| 保護率            | %  | 1.37   | 1.36   | 1.32   | 1.27          |

## 第3章 教育・文化

### この章の施策の推進方針

#### 「安全・安心なまち」と実感できるように

- 学校生活における子どもの安全・安心を守るための取組を学校・家庭・地域が一体となって推進できるよう、努めます。

#### 「子育てがしやすいまち」と実感できるように

- 子どもたちがのびのびと学び、生きる力を育めるよう、教育の内容や質の高い教育を支える教育環境の充実を図ります。

#### 「つながりのある元気なまち」と実感できるように

- 生涯学習やスポーツ活動、継続的な地域イベントの開催を通じて、地域コミュニティの活性化に努めます。

#### 「自然・環境に恵まれたまち」と実感できるように

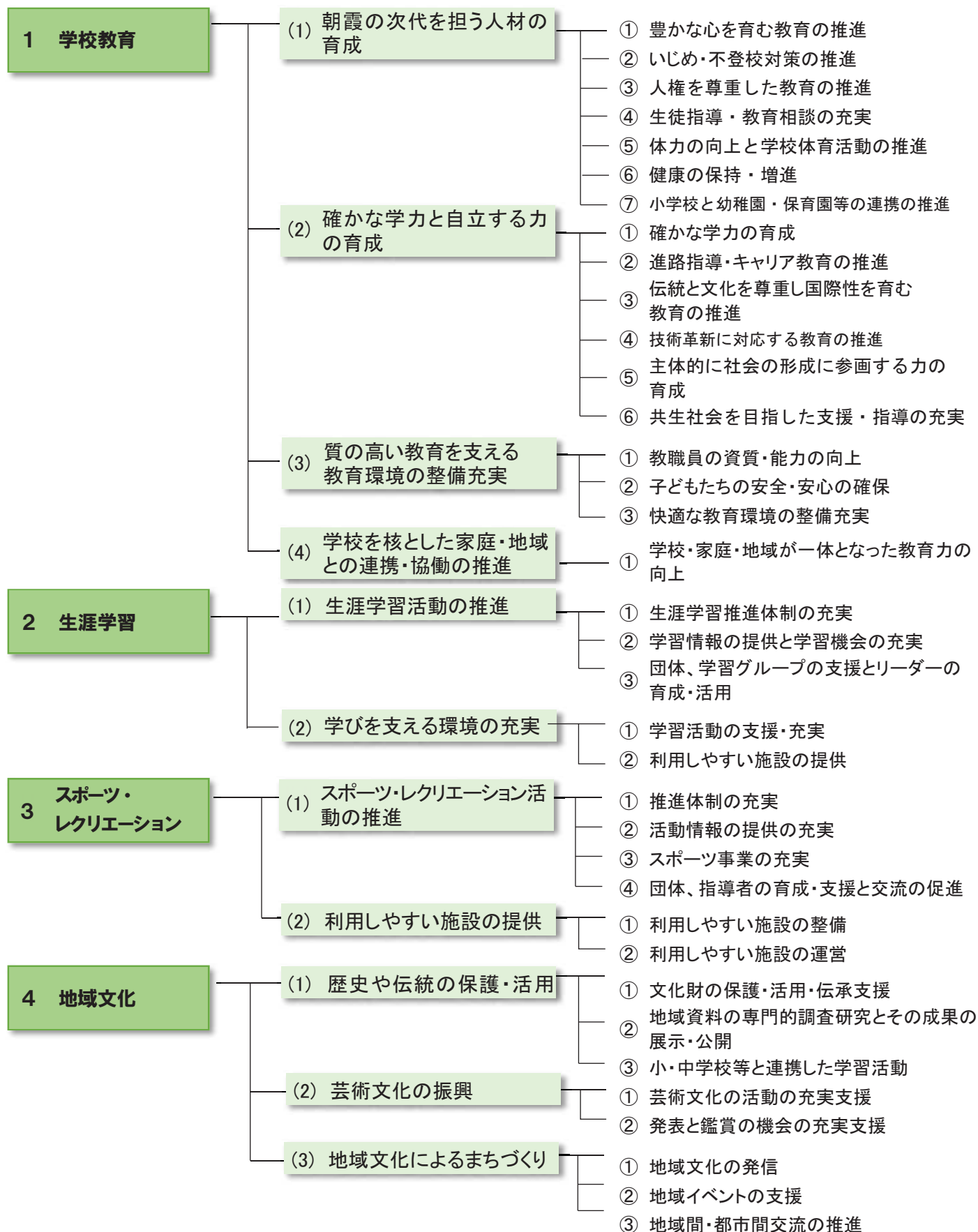
- 朝霞の貴重な文化財や自然環境について学ぶ機会を積極的に提供し、理解を深めます。

## 第3章 教育・文化

大柱

中柱

小柱





# 1 学校教育



## 目指す姿

子どもに豊かな心と健やかな体を育むとともに、主体的・対話的で深い学びにより確かな学力と自立する力を身に付け、質の高い教育を支える教育環境が充実したまちを目指します。

また、学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、地域全体の教育力が向上しているまちを目指します。

| 主な成果指標             | 単位  | 前期基本計画<br>開始前(年度)                                               | 現状値<br>(年度)                                                                       | 目標値<br>(年度)                      | 指標の説明                                      |
|--------------------|-----|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------|
| 規律ある態度の達成状況        | %   | 69.8<br>～98.5<br>(H26)                                          | 小学校<br>88.1<br>中学校<br>89.5<br>(R元)                                                | 小・中学校とも全項目の平均達成率が90%を上回る<br>(R7) | 「規律ある態度」のアンケート結果における平均達成率                  |
| 学習状況調査の達成状況        | %   | 小学校<br>国語 74.1<br>算数 78.8<br>中学校<br>国語 80.2<br>数学 67.3<br>(H26) | 小学校<br>国語 68<br>算数 69<br>中学校<br>国語 74<br>数学 63<br>英語 59<br>全て全国平均値を上回っている<br>(R元) | 全国平均値を上回る<br>(R7)                | 小学校6年生と中学校3年生を対象に実施される全国学力・学習状況調査における平均正答率 |
| 「教科等指導員」を任命した教科等の数 | 教科等 | 6<br>(H26)                                                      | 10<br>(R元)                                                                        | 15<br>(R7)                       | 指導のリーダーとなる知識や技能を持つ「教科等指導員」を任命する教科等の数       |
| 学校応援団の活動人数         | 人   | 2,710<br>(H26)                                                  | 3,421<br>(R元)                                                                     | 3,850<br>(R7)                    | 市内小・中学校で1年間に活動した学校応援団の総人数                  |

## 関連する個別計画

- ・第2期朝霞市教育振興基本計画(令和3年度～令和7年度)
- ・第2期朝霞市教育大綱(令和3年度～令和7年度:予定)
- ・朝霞市 ICT 教育推進計画(令和2年度～令和5年度)



## 具体的な施策

### (1) 朝霞の次代を担う人材の育成

主担当課:教育指導課

#### 現状と課題

本市では、一人一人の児童生徒へきめ細かな指導を行うため、生徒指導や教育相談体制の整備充実などに取り組んでいます。今日の多様化・複雑化する社会に対応して、朝霞に住み、日々成長する子どもたちが、心豊かに生きる力を育むことができるよう学校教育の充実が求められています。

#### ①豊かな心を育む教育の推進

答えが一つではない道徳的な課題に児童生徒が向き合い、考え、議論する態度を育みます。

また、基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに豊かな人間性や社会性を育むため、発達段階に応じた様々な体験活動や読書活動を推進します。

#### ②いじめ・不登校対策の推進

家庭・地域・関係諸機関と連携しながら教育相談体制を充実し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び不登校児童生徒への支援に向けた組織的な取組を進めます。

#### ③人権を尊重した教育の推進

各学校において、教育活動全体を通じて、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、豊かな人権感覚を育成できる教育活動を行います。

#### ④生徒指導・教育相談の充実

多様化する家庭環境にある子どもたちの悩みや課題に寄り添い、家庭・地域及び関係諸機関と連携した教育相談活動などにより、きめ細かい支援や指導を行います。

#### ⑤体力の向上と学校体育活動の推進

生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現させるため、学校での授業や体育的行事などにより、子どもたちに運動習慣を身に付けるための教育活動を行います。

#### ⑥健康の保持・増進

生涯にわたって健康な生活を送るための基礎を作るために、自らの健康を適切に管理し、改善していく能力を身に付けられるよう健康教育を推進します。

また、食事についての正しい知識や望ましい食習慣を子どもたちが身に付けられるよう、食育等を推進します。

#### ⑦小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた学校教育を推進するため、小学校と幼稚園、保育園等の円滑な接続を推進します。

| 主な関連指標の推移    | 単位 | H28    | H29    | H30    | R 元    |
|--------------|----|--------|--------|--------|--------|
| 教育委員会開催回数    | 回  | 16     | 18     | 17     | 16     |
| 人権作文応募者数     | 人  | 8,723  | 8,795  | 8,931  | 8,708  |
| 健康診断実施者数     | 人  | 10,481 | 10,496 | 10,572 | 10,753 |
| 1日平均の給食残菜排出量 | kg | 433.7  | 417.0  | 466.0  | 466.7  |

**(2) 確かな学力と自立する力の育成**

主担当課:教育指導課

**現状と課題**

未来を生きる子どもたちには社会的に自立する力が不可欠です。先行きが不透明な時代に子どもたちが将来、社会の形成者としての役割を果たすためには、確かな学力を身に付けるとともに基盤となる自己肯定感や規範意識をしっかりと持たせることなどが必要です。そのためには、子どもたちが人との関わりの中で自分の価値を見出し、社会での職業や勤労について理解し、働くことについてしっかりとした認識を持てるよう教育することが求められています。

**① 確かな学力の育成**

児童生徒の基礎的・基本的な知識や技能、思考力・表現力などを活用する力と学習意欲・態度を把握し、主体的・対話的で深い学びにより児童生徒一人一人の学力を確実に伸ばす学習指導を進めます。

また、児童生徒に対する指導方法などの工夫・改善を進めます。

**② 進路指導・キャリア教育の推進**

家庭や地域、企業等と連携して、児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に進路を選択することができるよう、発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育・進路指導を推進します。

**③ 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進**

小学校専任外国人講師、中学校英語指導助手を活用し、英語をはじめとした外国語教育を推進するとともに、帰国児童生徒や外国人児童生徒などへの日本語指導を支援します。

また、博物館などと連携しながら我が国の伝統・文化に関する学習を推進します。

**④ 技術革新に対応する教育の推進**

あふれる情報の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなすことができるよう、子どもたちの情報活用能力などを高めるための取組を推進するとともに、教育のICT化に向けた環境整備を推進します。

**⑤ 主体的に社会の形成に参画する力の育成**

公共の精神に基づいて個人と社会との関係を適切に理解するとともに、社会的課題に対応し、将来の社会を担っていくことができる力を育成するとともに、環境などの持続可能な開発のための教育を推進します。

**⑥ 共生社会を目指した支援・指導の充実**

ノーマライゼーションの理念に基づき、共生社会を目指し、発達段階に応じたボランティア体験活動や福祉体験活動を実施するとともに、多様な学びの場を充実させ、インクルーシブ教育を推進します。

| 主な関連指標の推移                   | 単位 | H28   | H29   | H30   | R 元   |
|-----------------------------|----|-------|-------|-------|-------|
| スクールサポーター・小学校低学年補助教員派遣数     | 人  | 44    | 44    | 44    | 44    |
| 中学校社会体験チャレンジ事業協力事業所数        | 社  | 318   | 323   | 342   | 335   |
| 英語指導助手配置人数(小学校、中学校)         | 人  | 5、5   | 5、5   | 6、5   | 6、5   |
| 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒に支援した割合  | %  | —     | 100   | 100   | 100   |
| 特別支援学級補助員の配置人数(小学校/中学校)     | 人  | 17/7  | 19/9  | 24/9  | 24/9  |
| 通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒支援回数 | 回  | 3,300 | 3,301 | 3,393 | 3,619 |

### (3) 質の高い教育を支える教育環境の整備充実

主担当課：  
教育総務課、教育指導課

#### 現状と課題

次代を担う子どもたちを育むためには、教職員が学び続ける存在として、個性を生かし、能力を発揮することが大切です。本市では、教職員の資質・能力の向上に努めるとともに、心や身体の健康保持増進、働き方改革に基づく取組を進めるなどの支援を行っています。

また、快適な教育環境を目指し、自校給食室の設置、老朽化した学校の改修、エアコンの整備やICT環境の充実、柔軟な通学区の運用などに取り組んでいます。今後、しばらくの間、人口増が続くと推計されている中、老朽化する学校施設の長寿命化を図り、児童生徒数の変動を見据えた、安全・安心で持続的な教育環境を確保することが求められています。

#### ①教職員の資質・能力の向上

様々な主任会、あさか教師塾などの研修や研究開発学校の指定、教科等指導員の指定、教育奨励費受給者研修会などの教育方法の改善に向けた調査研究の充実を図ります。

また、教育に関する調査研修資料等の共有化により、教員の資質及び指導力の向上を図ります。

#### ②子どもたちの安全・安心の確保

児童生徒が危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できるように様々な状況に応じた避難訓練を計画的に実施するとともに、家庭や地域、関係機関と連携・協働し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。

#### ③快適な教育環境の整備充実

子どもたちが安全・安心に学習ができるよう、老朽化した学校施設の改修等を計画的に実施するとともに教材や図書、通信ネットワーク等の整備を図ります。

また、経済的な理由等により、就学が困難な児童生徒の保護者や生徒・学生のための援助を充実します。

| 主な関連指標の推移       | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|-----------------|----|-----|-----|-----|-----|
| ICT研修会の実施回数     | 回  | 3   | 3   | 3   | 3   |
| 交通指導員立哨実施箇所事故件数 | 件  | 0   | 1   | 0   | 0   |
| 中学校自由選択制度申込件数   | 件  | 119 | 124 | 130 | 142 |

#### (4) 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進

主担当課：  
教育指導課、教育管理課

##### 現状と課題

核家族化や地域社会のつながりの希薄化等により子どもたちを取り巻く環境や生活様式が大きく変化する中、子どもの頃から社会や人々と関わり多様な経験をする必要があります。子どもたちは地域の大人との日常的なふれあいや様々な経験を通して、地域の構成員としての社会性などを身に付けることができます。そのためには、学校と家庭、地域が連携・協働する双方向の関係に発展させ、地域全体で子どもの学びや育ちを支えることが求められています。

##### ① 学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上

地域住民や保護者等、幅広い市民等の参画の下、子どもたちの学びや成長を支える活動や学校運営への参画を促進します。

家庭や地域の教育力の向上を図るため、子育てに関する団体やPTA等の関係団体、地域住民の活動を支援します。

| 主な関連指標の推移    | 単位 | H28   | H29   | H30   | R 元   |
|--------------|----|-------|-------|-------|-------|
| 学校運営協議会の設置   | 校  | —     | —     | —     | 2     |
| ふれあい推進事業参加者数 | 人  | 7,560 | 8,224 | 8,345 | 8,776 |
| 家庭教育学級参加者数   | 人  | 2,916 | 2,527 | 3,138 | 3,268 |



## 2 生涯学習



### 目指す姿

市民の学習ニーズに応えた学習、文化活動など、学習情報の提供や活動を通して「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、生涯にわたって行う「学び」を支え、「学び」の成果を生かすことのできるまちを目指します。

| 主な成果指標   | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度)    | 目標値<br>(年度)    | 指標の説明                       |
|----------|----|-------------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 事業参加者満足度 | %  | 91.7<br>(H26)     | 89.1<br>(R元)   | 92.0<br>(R7)   | 生涯学習各種事業における満足度             |
| 事業参加者数   | 人  | 79,000<br>(H26)   | 65,137<br>(R元) | 70,000<br>(R7) | 公民館、図書館、文化財課が行う生涯学習事業の参加者総数 |

#### 関連する個別計画

- ・第2期朝霞市教育振興基本計画(令和3年度～令和7年度)
- ・第3次朝霞市生涯学習計画(平成29年度～令和8年度)
- ・第3次朝霞市立図書館サービス基本計画(令和3年度～令和7年度)
- ・第2次朝霞市子ども読書活動推進計画(平成29年度～令和3年度)
- ・第2期朝霞市教育大綱(令和3年度～令和7年度:予定)

### 具体的な施策

#### (1) 生涯学習活動の推進

主担当課：生涯学習・スポーツ課

##### 現状と課題

学び、学び合いを支える環境は整いつつありますが、今後、学びの成果の活用を支える仕組みづくりを整えていく必要があります。

地域コミュニティの希薄化や外国人住民の増加、価値観の多様化などが進展しています。これらの諸課題に対応するための学習も重要となってきています。

##### ①生涯学習推進体制の充実

各種計画や事業の進捗管理を行い、本市における総合的な生涯学習推進体制の整備充実を図ります。

また、今後の社会教育の在り方とする「社会教育」を基盤とした「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を学びの好循環として念頭に置き、つながる社会教育の実現に努めます。

##### ②学習情報の提供と学習機会の充実

市民の学習ニーズに応えた学習や情報の提供を行うとともに、活動の場の充実を図り、「いつでも」「どこでも」「誰でも」学べる生涯学習環境の整備を進めます。



### ③団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用

市民や学習団体の主体的な学習活動を尊重、支援するとともに、学習の中心となるリーダーの人材育成と活用を進めます。

また、公民館や図書館などにおける主催事業においても市民が主体となる学習プログラムづくりを進めていきます。

| 主な関連指標の推移                | 単位 | H28   | H29   | H30   | R 元   |
|--------------------------|----|-------|-------|-------|-------|
| 人権に関する各種研修会・講座参加者数(社会教育) | 人  | 654   | 756   | 751   | 621   |
| 成人式満足度                   | %  | 72.4  | 75.2  | 65.2  | 67.1  |
| 生涯学習体験教室の延べ参加者数          | 人  | 775   | 890   | 571   | 648   |
| 市民企画講座延べ参加者数             | 人  | 1,455 | 1,242 | 962   | 910   |
| 放課後子ども教室の延べ参加人数          | 人  | 1,541 | 1,650 | 1,512 | 1,272 |

## (2) 学びを支える環境の充実

主担当課：  
中央公民館、図書館、文化財課

### 現状と課題

生涯学習活動拠点としての教育施設(公民館・図書館・博物館)については、適切な老朽化対応や社会状況に応じた環境整備を行う必要があります。

また、利用者が安全・安心に利用でき、快適な環境の中で学習できるよう、計画的に修繕などを進めるとともに、有効かつ効果的な施設運営を行っていく必要があります。

人生100年時代を見据えた生涯学習を推進していくことが求められています。このため、生涯学習施設には「学び」を継続的に支援する専門的な職員などの配置が必要です。

### ①学習活動の支援・充実

社会教育施設は、市民の学習活動の拠点になる施設であり、市民の学習ニーズに応える役割を担っています。

公民館は、現代的・社会的課題に対応した事業を実施し、地域の生涯学習の拠点として子どもから高齢者までが学ぶことができる環境整備に努めるとともに、地域コミュニティを醸成する場としての役割を担っていきます。

図書館は、乳幼児から高齢者まで誰もが気軽に利用でき、市民の自主的な学習を支援する施設、また、地域の文化を支援する拠点としてますます重要性が増しています。利用者ニーズの多様化や情報資源が多様化している状況を踏まえ、図書館司書の配置により質の高いサービスを提供できるよう図書館サービスの充実を図ります。

博物館は、専門職である学芸員の配置や職員の研修などを通して、市民の様々な学習動機に応じることができるよう、レファレンス機能を強化するとともに、幅広い分野の学習ニーズを満たすことができるよう、多様な講座・講演会の開催に努めます。

### ②利用しやすい施設の提供

市民が行う生涯学習活動に対して、安全・安心な施設提供により、学習機会を保障していくため、各施設ともに、施設の老朽化が著しいことから計画的に修繕を進めるなど、誰でも快適に利用できる施設管理を推進します。

| 主な関連指標の推移    | 単位 | H28     | H29     | H30     | R 元     |
|--------------|----|---------|---------|---------|---------|
| 公民館利用人数(6館計) | 人  | 306,945 | 302,722 | 299,077 | 285,799 |
| 図書館利用者満足度    | %  | —       | 87.2    | 86.9    | 93.2    |
| 博物館企画展示等開催回数 | 回  | 7       | 6       | 6       | 6       |

## 3 スポーツ・レクリエーション



### 目指す姿

スポーツ・レクリエーション施設、事業が充実し、新たな指導者が育ち、市民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるまちを目指します。

| 主な成果指標              | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度)  | 目標値<br>(年度)  | 指標の説明               |
|---------------------|----|-------------------|--------------|--------------|---------------------|
| 週1回以上スポーツを行っている人の割合 | %  | 45.0<br>(H26)     | 48.4<br>(R元) | 60.0<br>(R7) | 週1回以上スポーツを行っている人の割合 |
| 体育施設(14施設)の利用率      | %  | 59.9<br>(H26)     | 60.6<br>(R元) | 62.0<br>(R7) | 体育施設(14施設)の利用率      |

### 関連する個別計画

- ・第2期朝霞市教育振興基本計画(令和3年度～令和7年度)
- ・第3次朝霞市生涯学習計画(平成29年度～令和8年度)
- ・第2期朝霞市スポーツ推進計画(令和3年度～令和12年度)
- ・第2期朝霞市教育大綱(令和3年度～令和7年度:予定)

### 具体的な施策

#### (1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

主担当課:生涯学習・スポーツ課

##### 現状と課題

スポーツ・レクリエーションは、健康でいきいきとした生活を送るために欠かせないものです。多くの市民にスポーツに親しんでいただくよう各種事業の実施に当たっては、様々な広報媒体を活用して積極的にPRしていくことが必要です。

また、公共施設以外でもスポーツ活動ができる場所を活用することなど、地域にある資源の活用がさらに求められています。

指導者の高齢化、人材不足が進む中、社会状況やスポーツ環境の変化に対応できる人材が求められており、今後、新たな指導者の育成が必要です。

##### ①推進体制の充実

市民の誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができるよう、スポーツ関係団体や大学、学校といった教育機関、民間企業などと連携し、健康で豊かな生活ができるようスポーツ・レクリエーションの推進を図ります。

##### ②活動情報の提供の充実

広報紙、ホームページのほか、多様な伝達手段を活用した分かりやすい情報発信に努めます。

##### ③スポーツ事業の充実

スポーツ団体、スポーツ施設利用者等、スポーツする方の声を参考とし、多くの市民がスポーツに親しむ機会となるよう、市民体育祭や各種スポーツ教室事業の充実を図ります。



#### ④団体、指導者の育成・支援と交流の促進

スポーツ指導者の資質向上を図るため研修会等を実施し、次世代の担い手の育成・支援を図るほか、各団体が主体的で繋がりのある活動が行えるよう支援します。

| 主な関連指標の推移      | 単位 | H28   | H29   | H30   | R 元 |
|----------------|----|-------|-------|-------|-----|
| スポーツ教室・大会の開催回数 | 回  | 10    | 10    | 10    | 7   |
| スポーツ教室・大会参加者数  | 人  | 1,502 | 239   | 1,498 | 372 |
| 市民体育祭参加者数      | 人  | 0     | 9,200 | 8,900 | 0   |
| 種目別大会          | 種目 | 32    | 32    | 32    | 32  |

## (2) 利用しやすい施設の提供

主担当課：生涯学習・スポーツ課

### 現状と課題

各施設とも老朽化が進んでいることから、安全・安心の観点からも、計画的な施設整備が求められています。

#### ①利用しやすい施設の整備

スポーツ施設の修繕や大規模改修を計画的に進めるとともに、ユニバーサルデザインなど、誰でも安心して利用できる施設づくりを推進します。

#### ②利用しやすい施設の運営

スポーツ施設の管理運営については、予約管理システムの適切な運用と利用者の声を反映した施設の管理運営を行うとともに、管理体制の効率化や計画的な維持管理に努めます。

| 主な関連指標の推移     | 単位 | H28     | H29     | H30     | R 元     |
|---------------|----|---------|---------|---------|---------|
| 公園体育施設利用者数    | 人  | 542,207 | 536,388 | 583,787 | 583,694 |
| 溝沼子どもプール入場者数  | 人  | 31,103  | 30,565  | 32,187  | 27,326  |
| 総合体育館利用者数     | 人  | 218,958 | 234,679 | 225,172 | 108,184 |
| 滝の根テニスコート利用者数 | 人  | 53,351  | 52,620  | 52,720  | 25,389  |
| 武道館利用者数       | 人  | 27,074  | 26,346  | 27,978  | 35,755  |

## 4 地域文化



### 目指す姿

市民が芸術文化活動の成果を発表できる場と機会が確保され、様々な芸術文化にふれあうことができるとともに、「彩夏祭」などの地域イベントが市民の手で継続して開催され、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や誇りを持てるまちを目指します。

| 主な成果指標               | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度)     | 目標値<br>(年度)     | 指標の説明                          |
|----------------------|----|-------------------|-----------------|-----------------|--------------------------------|
| 博物館展示回数              | 回  | 6<br>(H26)        | 6<br>(R元)       | 6<br>(R7)       | 博物館のテーマ展、企画展、ギャラリー展の開催回数       |
| 文化祭入場者数              | 人  | 15,524<br>(H26)   | 12,366<br>(R元)  | 14,500<br>(R7)  | 朝霞市文化祭の入場者数                    |
| 朝霞市民まつり「彩夏祭」<br>来場者数 | 人  | 660,000<br>(H26)  | 710,000<br>(R元) | 720,000<br>(R7) | 朝霞市民まつり「彩夏祭」<br>に来場した人数(3日間合計) |

### 関連する個別計画

- ・第2期朝霞市教育振興基本計画(令和3年度～令和7年度)
- ・第3次朝霞市生涯学習計画(平成29年度～令和8年度)
- ・第2期朝霞市教育大綱(令和3年度～令和7年度:予定)

## 具体的な施策

### (1) 歴史や伝統の保護・活用

主担当課:文化財課

#### 現状と課題

地域の歴史や文化財の保護・活用を行うとともに、次世代へ適切に文化・歴史における地域的特色を学術的に明らかにすることが必要です。

また、学校との連携を密にして、子どもたちが郷土の歴史や文化を学ぶ機会を広げていく必要があります。

#### ①文化財の保護・活用・伝承支援

重要文化財旧高橋家住宅をはじめ、市内に残されている様々な文化財を後世に伝えていくため、維持管理や修繕、保存環境の整備などを行っていきます。

また、根岸野謡や溝沼獅子舞などの伝統芸能については、その伝承が絶えることがないように、様々な支援を行っていきます。

#### ②地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開

市民の学習ニーズに応えるため、地域に残された資料について専門的、科学的に研究を行い、その成果を展示や講座で提供していきます。

また、調査成果を刊行物にし、継続的に研究成果が使用できるように努めていきます。

#### ③小・中学校等と連携した学習活動

小・中学校等が、来館や調べ学習の場として博物館を利用するなど、学校教育の中の様々な場面で博物館を利用してもらうことで、より豊かに郷土の歴史、文化を学習することができるよう、博物館と学校教育の連携を図っていきます。

| 主な関連指標の推移        | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 県・市指定文化財件数       | 件  | 33  | 33  | 33  | 33  |
| 文化財保護関係団体の事業開催回数 | 回  | 5   | 5   | 5   | 4   |
| 埋蔵文化財整理済遺跡数      | 件  | 4   | 4   | 3   | 3   |
| 埋蔵文化財調査報告書作成件数   | 件  | 1   | 1   | 2   | 2   |

**(2) 芸術文化の振興**

主担当課:生涯学習・スポーツ課

**現状と課題**

市民の芸術文化活動は、伝統文化や芸術文化に関心を示す若者が少ないことや活動団体などの高齢化が進んでいるため、次世代への伝承や育成を図ることが課題となっています。市民が多様な芸術文化にふれあうことができるとともに、芸術文化活動に参加する機会の充実を図ることが必要です。

**①芸術文化の活動の充実支援**

各芸術文化団体やグループ等と協働し、市民とともに参加できる文化事業を開催します。

また、芸術文化の継承に必要な次世代の担い手育成に努め、芸術文化事業を通して、多くの市民が心豊かで暮らしやすいまちを目指します。

**②発表と鑑賞の機会の充実支援**

文化祭を通して、参加する市民が異世代交流を図ることで、地域コミュニティの活性化にも繋がることから、子どもから地域の学生、高齢の方、また障害のある方等全ての方が参加できる文化事業を開催します。

| 主な関連指標の推移      | 単位 | H28    | H29   | H30    | R 元    |
|----------------|----|--------|-------|--------|--------|
| 朝霞市文化祭延べ参加者数   | 人  | 13,071 | 8,118 | 12,894 | 12,366 |
| 朝霞市芸術文化展延べ参加者数 | 人  | 3,585  | 3,940 | 4,143  | 4,261  |

**(3) 地域文化によるまちづくり**

主担当課:地域づくり支援課

**現状と課題**

市民が主役の朝霞市民まつり「彩夏祭」は、コミュニティ協議会加盟団体を中心とした実行委員会が運営する仕組みが確立されています。人口の流出入が多い都心のベッドタウンである本市は、ふるさと意識が希薄になりがちで、独自の文化が育ちにくい土壌です。今後のまちづくりにおいては、ふるさと意識を形成し、市民が地元に着と誇りを持てるよう、「彩夏祭」、「黒目川花まつり」、「朝霞アートマルシェ」、「どんぶり王選手権」などの地域イベントに代表される市民が共有できる地域独自の文化を、いかに市民の間に根付かせていくかが課題です。

**①地域文化の発信**

朝霞市民まつり「彩夏祭」、「黒目川花まつり」、「朝霞アートマルシェ」、「どんぶり王選手権」などの地域文化や郷土芸能などを、朝霞の魅力として市内外に知ってもらうためのPRに努めます。

**②地域イベントの支援**

商工会や商店会が実施する地域活性化のためのイベントの開催を支援します。

**③地域間・都市間交流の推進**

市独自の文化を大切に、より豊かな地域文化を育みます。

また、「彩夏祭」や「農業祭」への交流自治体の参加や交流先の地域イベントの市内開催など、活発化している地域間・都市間の交流をさらに推進し、まちの活性化を図ります。

| 主な関連指標の推移           | 単位 | H28    | H29    | H30    | R 元    |
|---------------------|----|--------|--------|--------|--------|
| 朝霞市民まつり「彩夏祭」来場者数    | 万人 | 70     | 71     | 70     | 71     |
| どんぶり王選手権及び産業フェア来場者数 | 人  | 25,000 | 26,000 | 30,000 | 30,000 |
| 災害時相互応援協定締結市相互交流回数  | 回  | 28     | 36     | 32     | 36     |



## 第4章 環境・コミュニティ

### この章の施策の推進方針

#### 「安全・安心なまち」と実感できるように

- 日常生活を取り巻く環境の質をより向上させるための施策の推進に努めていきます。

#### 「子育てがしやすいまち」と実感できるように

- 緑豊かな環境を守り育て、子育て世代に選ばれる住みよい環境づくりをこれからも進めていきます。

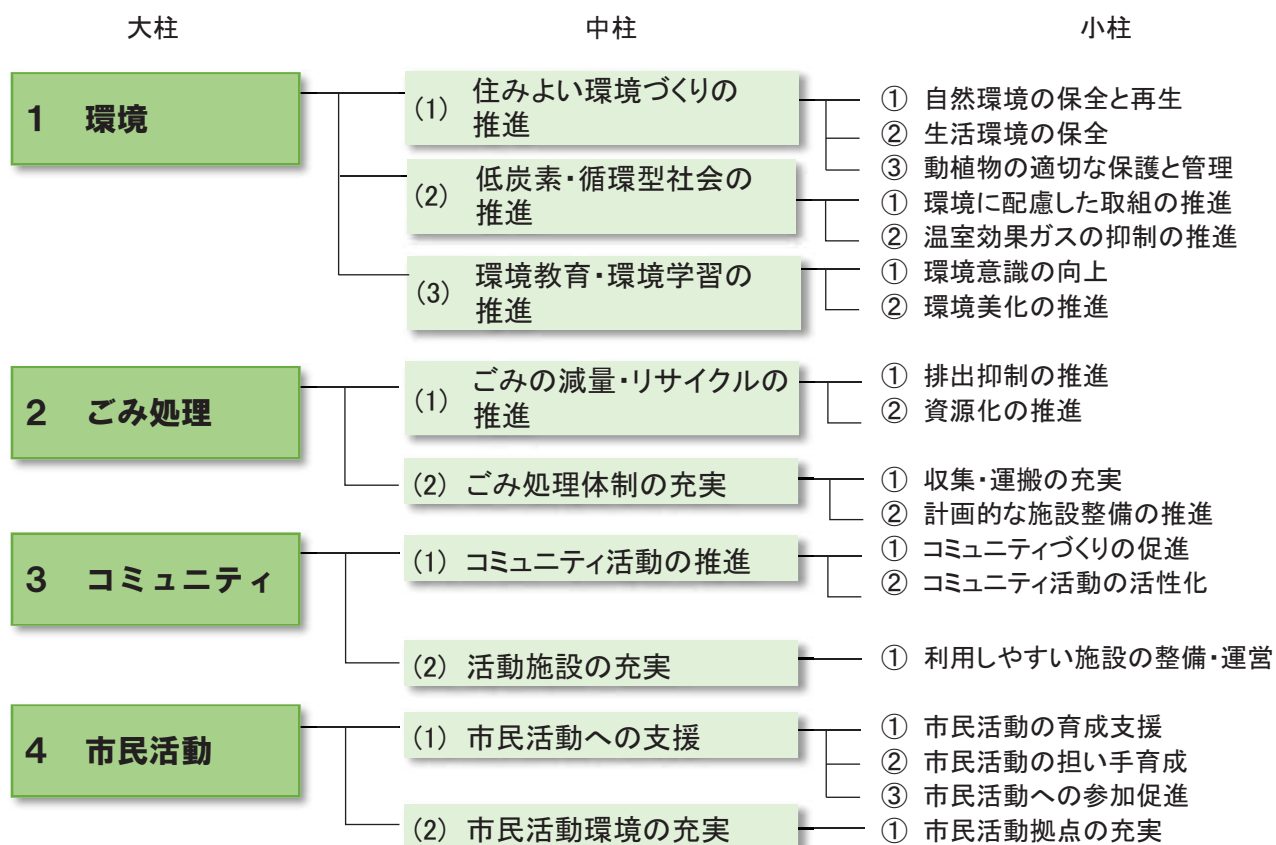
#### 「つながりのある元気なまち」と実感できるように

- 地域コミュニティの要である自治会・町内会やNPOなど市民活動団体の支援を継続し、住民主体のまちづくりを促進します。

#### 「自然・環境に恵まれたまち」と実感できるように

- 本市の魅力である自然環境を保全します。また、適切にごみを処理し、循環型社会の構築を推進します。

## 第4章 環境・コミュニティ





## 1 環境



### 目指す姿

本市の魅力である豊かな緑と水辺が守り育まれ、誰もが健康で安心して暮らせるまちを目指します。

また、環境への負荷が少なく、持続可能な社会が構築されているまちを目指します。

| 主な成果指標             | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度)        | 現状値<br>(年度)               | 目標値<br>(年度)           | 指標の説明                                  |
|--------------------|----|--------------------------|---------------------------|-----------------------|----------------------------------------|
| 典型7公害苦情受付件数        | 件  | 11<br>(H26)              | 7<br>(R 元)                | 6<br>(R7)             | 環境基本法で定義されている、騒音、振動、悪臭などの典型7公害に対する苦情件数 |
| 市事務事業の Co2 排出量の削減率 | %  | H25 年度比<br>1.16<br>(H26) | H25 年度比<br>-1.71<br>(R 元) | H25 年度比<br>-1<br>(R7) | 温室効果ガスの排出の抑制と安定化に向けた実効性のある具体的な取組を実施する  |
| 環境美化ポスターの応募者数      | 人  | 115<br>(H26)             | 185<br>(R 元)              | 200<br>(R7)           | 市内の小学生を対象に、環境美化をテーマに募集しているポスターの応募者数    |

#### 関連する個別計画

- ・第2次朝霞市環境基本計画(平成 24 年度～令和3年度)
- ・第3次朝霞市地球温暖化対策実行計画(平成 27 年度～令和3年度)
- ・第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(平成 26 年度～令和5年度)
- ・朝霞市みどりの基本計画(平成 12 年度～令和7年度)

## 具体的な施策

### (1) 住みよい環境づくりの推進

主担当課：環境推進課

#### 現状と課題

本市の魅力である快適で住みよい環境を形成してきた黒目川などの河川や、雑木林、段丘斜面林などの自然環境をこれからも保全する必要があります。

また、安全・安心の生活環境を保全するため、本市における水質、大気などの状況を継続的に捉えるとともに、騒音、振動、悪臭などの公害対策も引き続き取り組んでいく必要があります。

また、ペットの適正飼育や動植物の保護管理、有害鳥獣、害虫などからの被害対応など、多様な生物と市民が共生するための対応が必要となります。

#### ①自然環境の保全と再生

本市の魅力である豊かな自然環境を守るため、市民や市民団体と協働しながら、緑化の推進や農地、樹林などの緑地の保全及び水辺の生態系の保全、河川の水質の向上に努めます。

#### ②生活環境の保全

きれいな空気、水、土を保全し、住みよいまちにするため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭の防止などに努めます。

#### ③動植物の適切な保護と管理

ペットの適正な飼育を呼びかけるとともに、飼い犬の登録や狂犬病予防注射の啓発を行います。

鳥獣の保護や外来生物の防除、害虫の駆除など動植物と市民が共生していくために、適切な環境の保全を目指します。

| 主な関連指標の推移                    | 単位   | H28     | H29     | H30     | R 元     |
|------------------------------|------|---------|---------|---------|---------|
| 河川水質調査結果(黒目川・BOD 基準値 5mg/l)  | mg/l | 1.0     | 1.5     | 1.8     | 1.3     |
| 大気調査結果(市内平均・二酸化窒素基準 0.06ppm) | ppm  | 0.06 以下 | 0.06 以下 | 0.06 以下 | 0.06 以下 |
| 狂犬病予防注射接種率                   | %    | 65.9    | 65.7    | 64.4    | 62.2    |

**(2) 低炭素・循環型社会の推進**

主担当課：  
環境推進課、資源リサイクル課

**現状と課題**

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの増加は、気候変動を引き起こし、生態系にも大きな影響を与えています。持続可能な社会を構築するためには、市民・事業者・行政が共通認識の下、相互に連携を深め、環境への負荷の少ない活動を推進するとともに、温室効果ガスの排出抑制に取り組むことが必要となります。

**①環境に配慮した取組の推進**

市の事務事業における環境負荷の低減に取り組むとともに、市民一人一人が身近に実践できる資源の有効活用などに関する情報を提供します。

リサイクル商品などの普及とリサイクルプラザを拠点として、3R活動を積極的に進めます。

**②温室効果ガスの抑制の推進**

温室効果ガスの排出抑制に向け、市有施設におけるエネルギー消費の効率化を図るなど、市が率先して取り組むとともに、家庭や事業所での省エネルギー対策や太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用を促進し、地球環境の保全を推進します。

| 主な関連指標の推移            | 単位 | H28  | H29  | H30  | R 元  |
|----------------------|----|------|------|------|------|
| エコライフ DAY チェックシート回収率 | %  | 96.4 | 94.8 | 93.0 | 94.9 |
| 充電器施設の利用件数           | 件  | 590  | 463  | 43   | 63   |
| 太陽光パネル設置補助延べ件数       | 件  | 848  | 893  | 930  | 956  |

**(3) 環境教育・環境学習の推進**

主担当課：環境推進課

**現状と課題**

市全体の環境保全に向けて、市民一人一人の身近な環境への配慮が重要であり、環境保全への理解を進めることが必要となります。

**①環境意識の向上**

市民、事業者が環境に対する理解をさらに深められるよう、情報提供を行うとともに、環境施策に関する報告書の発刊やイベントの開催を通して、環境教育や学習の機会を提供します。

また、生物多様性の重要性に関する情報を発信するなど、理解と普及啓発に努めます。

**②環境美化の推進**

きれいなまちづくり運動や路上喫煙防止など、ポイ捨てや不法投棄の防止などモラルの向上に関する取組を進めながら、市民、事業者の自主的な環境美化活動を支援します。

また、市民団体や関係機関と連携し、不法投棄などの対策の充実に努めます。

| 主な関連指標の推移         | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|-------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 環境政策に係る報告書の発行種類   | 種類 | 2   | 2   | 2   | 2   |
| 不法投棄物処理件数         | 件  | 545 | 473 | 454 | 539 |
| きれいなまちづくり運動のゴミ回収量 | t  | 60  | 31  | 56  | 52  |



## 2 ごみ処理



### 目指す姿

市民、事業者、行政の三者の協働により、ごみの排出量の抑制と、ごみの再資源化への理解が進み、さらに推進された「低炭素・循環型社会」が構築されているまちを目指します。

| 主な成果指標         | 単位  | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度)   | 目標値<br>(年度)     | 指標の説明                                                                       |
|----------------|-----|-------------------|---------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 市民 1 人当たりごみ排出量 | g/日 | 603<br>(H26)      | 572<br>(R 元)  | 462<br>(R7)     | 限られた資源を有効に活用し、環境への負荷を低減させるため、ごみの減量化を目指す                                     |
| ごみ焼却処理施設の稼働率   | %   | 96.4<br>(H26)     | 97.8<br>(R 元) | 94.6 以上<br>(R7) | 適切な保全により処理能力低下を防止し、H26～30年度平均値の97.6%に対して3%以上低下させないよう維持する<br>(稼働率＝稼働日数／年間日数) |

#### 関連する個別計画

- ・第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(平成26年度～令和5年度)
- ・ごみ処理広域化基本構想(令和2年度～令和9年度)
- ・朝霞市クリーンセンター施設維持管理計画(令和2年度～令和10年度)

## 具体的な施策

### (1) ごみの減量・リサイクルの推進

主担当課：資源リサイクル課

#### 現状と課題

本市においては、ごみの分別の徹底と再資源化に継続的に取り組んでおり、ごみの排出量は減少傾向となっておりますが、将来的に人口増の影響でごみの排出量は増えることが懸念されることから、市民、事業者、行政の三者が連携して、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の意識を高め、さらにごみの減量化及び再資源化に取り組む必要があります。

#### ①排出抑制の推進

循環型社会の構築に向けて、市民、事業者、行政の連携・協働によりごみ排出量の削減に努めます。

#### ②資源化の推進

資源物のリサイクルを推進するため、分別収集の徹底を図り、集団資源回収を推進することにより、資源物回収の促進に努めます。

| 主な関連指標の推移 | 単位 | H28    | H29    | H30    | R 元    |
|-----------|----|--------|--------|--------|--------|
| 家庭ごみ総排出量  | t  | 31,123 | 30,816 | 30,606 | 31,177 |
| 事業ごみ総排出量  | t  | 6,535  | 6,804  | 7,055  | 7,263  |
| 資源化量      | t  | 8,482  | 8,514  | 8,337  | 8,838  |

### (2) ごみ処理体制の充実

主担当課：資源リサイクル課

#### 現状と課題

本市のごみ処理施設の一部は老朽化が進んでおり、ごみ処理広域化が実現するまでの間、施設の安定稼働のための維持管理を継続する必要があります。

また、し尿処理人口は、都市化とともに減少していますが、今後においても、一定のし尿処理が見込まれることから、朝霞地区一部事務組合によるし尿処理体制を維持していく必要があります。

#### ①収集・運搬の充実

市民の快適で衛生的な生活を確保するため、ごみの排出状況に対応した効率的な収集・運搬体制を構築し適正なごみ処理を行うとともに、朝霞地区一部事務組合で実施している、し尿処理事業が円滑に進むよう支援します。

#### ②計画的な施設整備の推進

広域化による新たなごみ処理施設の建設に向けて、計画的な施設整備を推進します。

また、既存施設は計画的な定例整備工事と延命工事を実施して、処理能力の維持に努めます。

| 主な関連指標の推移           | 単位 | H28    | H29    | H30    | R 元    |
|---------------------|----|--------|--------|--------|--------|
| ごみ集積所数              | ヶ所 | 4,903  | 5,021  | 5,149  | 5,298  |
| ごみ委託収集              | t  | 27,689 | 27,525 | 27,357 | 27,922 |
| 朝霞地区一部事務組合処理量(し尿処理) | kl | 11,889 | 11,887 | 11,493 | 10,761 |

### 3 コミュニティ



#### 目指す姿

市民が地域コミュニティ活動や文化活動を行える基盤を整え、地域住民のコミュニティ活動が活発に行われるまちを目指します。

| 主な成果指標               | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度)  | 目標値<br>(年度)  | 指標の説明                              |
|----------------------|----|-------------------|--------------|--------------|------------------------------------|
| 自治会・町内会加入世帯<br>数・加入率 | %  | 47.1<br>(H26)     | 41.4<br>(R元) | 41.4<br>(R7) | 市内の世帯数に対する自<br>治会・町内会加入世帯数・<br>加入率 |
| 市民センター利用率            | %  | 62.1<br>(H26)     | 59.6<br>(R元) | 61.2<br>(R7) | 利用可能枠に対する利用<br>率                   |

#### 関連する個別計画

- ・朝霞市公共施設等総合管理計画(平成28年度～)
- ・朝霞市公共施設等マネジメント実施計画(令和3年度～令和7年度)

## 具体的な施策

### (1) コミュニティ活動の推進

主担当課：地域づくり支援課

#### 現状と課題

地域コミュニティの要である自治会・町内会は、地域コミュニティの希薄化、市民の価値観の多様化、自治会・町内会が抱える課題などの様々な要因により加入率が低下しています。東日本大震災を契機に、自治会・町内会の果たす役割が防災・防犯など様々な面で再認識されたことから、自治会・町内会に加入し、住民相互の理解を深めておくことが大切になっています。

また、マンションなど共同住宅の居住世帯が増えていることから、居住形態にかかわらず地域でコミュニケーションを図りやすくする工夫のほか、住民ニーズを把握することが必要です。

地縁組織である自治会・町内会や目的型コミュニティであるNPOなどの市民活動団体が引き続き主体的に活動し、相互の連携が図れるように支援していくことが課題です。

#### ① コミュニティづくりの促進

市民が相互に連携し主体的にまちづくりに参加するように意識高揚を図り、自治会・町内会及びコミュニティ関係団体への助成を行います。

#### ② コミュニティ活動の活性化

自治会・町内会や自治会連合会の運営支援や不動産業界等の関係団体との連携を通じて、自治会・町内会への加入促進や住民相互の連携機会の創出を促進します。

朝霞市民まつり「彩夏祭」を通し、本市のシンボリックイベントとしてふるさと意識の醸成を行います。

| 主な関連指標の推移        | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 自治会運営費補助金交付団体数   | 団体 | 72  | 72  | 71  | 71  |
| コミュニティ協議会加盟団体数   | 団体 | 29  | 29  | 31  | 30  |
| 朝霞市民まつり「彩夏祭」来場者数 | 万人 | 70  | 71  | 70  | 71  |

### (2) 活動施設の充実

主担当課：  
地域づくり支援課、コミュニティセンター

#### 現状と課題

地域の活動拠点となる市民センター、コミュニティセンター、市民会館が、今後も利用しやすい施設として活用されるよう、老朽化する施設を適切に維持管理することが課題です。

#### ① 利用しやすい施設の整備・運営

利用者などのニーズを把握し利便性の向上を図るほか、適切に施設の維持管理及び改修を行います。

| 主な関連指標の推移        | 単位 | H28    | H29     | H30     | R 元     |
|------------------|----|--------|---------|---------|---------|
| 市民会館利用率          | %  | 45.1   | 49.0    | 51.3    | 40.4    |
| コミュニティセンター利用人数   | 人  | 98,741 | 102,277 | 129,128 | 101,137 |
| コミュニティセンター施設点検回数 | 回  | 12     | 12      | 12      | 12      |



## 4 市民活動



### 目指す姿

NPOなどの市民活動団体の活動の基盤が整い、活動に必要な情報の収集や相談、組織化や運営などへの支援が受けられることで、市民活動が活性化するまちを目指します。

| 主な成果指標        | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度) | 目標値<br>(年度) | 指標の説明                                                        |
|---------------|----|-------------------|-------------|-------------|--------------------------------------------------------------|
| NPO法人         | 法人 | 37<br>(H26)       | 47<br>(R元)  | 60<br>(R7)  | 主たる事業所が市内にあるNPO法人数                                           |
| 団体の施設利用回数(延べ) | 団体 | 398<br>(H26)      | 505<br>(R元) | 550<br>(R7) | 印刷機・ミーティングテーブルなどの設備利用、催しなどのポスター・チラシの設置、団体の活動や運営相談など、施設の利用団体数 |

#### 関連する個別計画

・朝霞市市民協働指針(平成 20 年度～)

## 具体的な施策

### (1) 市民活動への支援

主担当課:地域づくり支援課

#### 現状と課題

地域の課題解決に向けて、様々な分野の市民活動が広がっています。より多くの市民に市民活動へ参加する機会を提供するほか、活動の周知・啓発を行っていく必要があります。

また、市民活動団体が継続した活動を行っていくため、支援する側のスキル向上を図るなど、団体支援を行っていく必要があります。

#### ①市民活動の育成支援

市民活動団体などが自ら公共的サービスを担えるよう、自主性や自立性を促しながら自発的な活動を支援します。活動が継続されるよう、団体が抱える問題・課題の把握や整理を行い、団体相互の連携・交流が図れる支援を行っていきます。

#### ②市民活動の担い手育成

NPOなどの市民活動を支える人材の発掘や育成のために、市民活動の啓発やシニア世代などを対象としたセミナーを実施します。地域での活動に関心を持ってもらい、生きがいを持てる地域づくりとなるよう活動の担い手育成を行っていきます。

#### ③市民活動への参加促進

様々な市民活動やボランティアに関する情報を収集し提供するとともに、市民活動団体の活動を紹介するなど情報発信を行います。多くの方が参加されるように、活動の楽しさ、やりがいなどを知ってもらう機会を提供します。

| 主な関連指標の推移                   | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|-----------------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 市民活動ガイドブック掲載団体数             | 団体 | 82  | 66  | 68  | 74  |
| 市民活動に関する情報発信(広報、HP等での周知・啓発) | 回  | 12  | 12  | 12  | 12  |
| NPO やボランティア等との協働事業数         | 事業 | 65  | 68  | 73  | 73  |

### (2) 市民活動環境の充実

主担当課:地域づくり支援課

#### 現状と課題

市民活動の拠点施設として、市民や市民活動団体が利用しやすいように、市民活動支援ステーション・シニア活動センターの維持管理や設備の充実が必要です。

#### ①市民活動拠点の充実

市民活動支援ステーション・シニア活動センターでは、市民活動団体の運営や活動などに役立つ機器や備品を設置し、それらの備品を含め利用しやすい施設の維持管理をすることで、市民活動の一層の活性化を図ります。

| 主な関連指標の推移     | 単位  | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 団体の施設利用回数(延べ) | 団体数 | 660 | 525 | 515 | 505 |
| 施設点検回数        | 回   | 12  | 12  | 12  | 12  |

## 第5章 都市基盤・産業振興

### この章の施策の推進方針

#### 「安全・安心なまち」と実感できるように

- 誰もが安全に安心してまちを歩くことができるように、交通安全の確保に努めます。また、地震や集中豪雨などによる被害軽減を図るとともに、老朽化が進むインフラの安全性を確保します。

#### 「子育てがしやすいまち」と実感できるように

- 子どもと家族が暮らしやすい生活環境づくりのため、公園の整備や通学路の安全対策、歩行空間の整備を推進します。また、安心して健康な生活が営めるように、良好な住環境の形成に取り組みます。

#### 「つながりのある元気なまち」と実感できるように

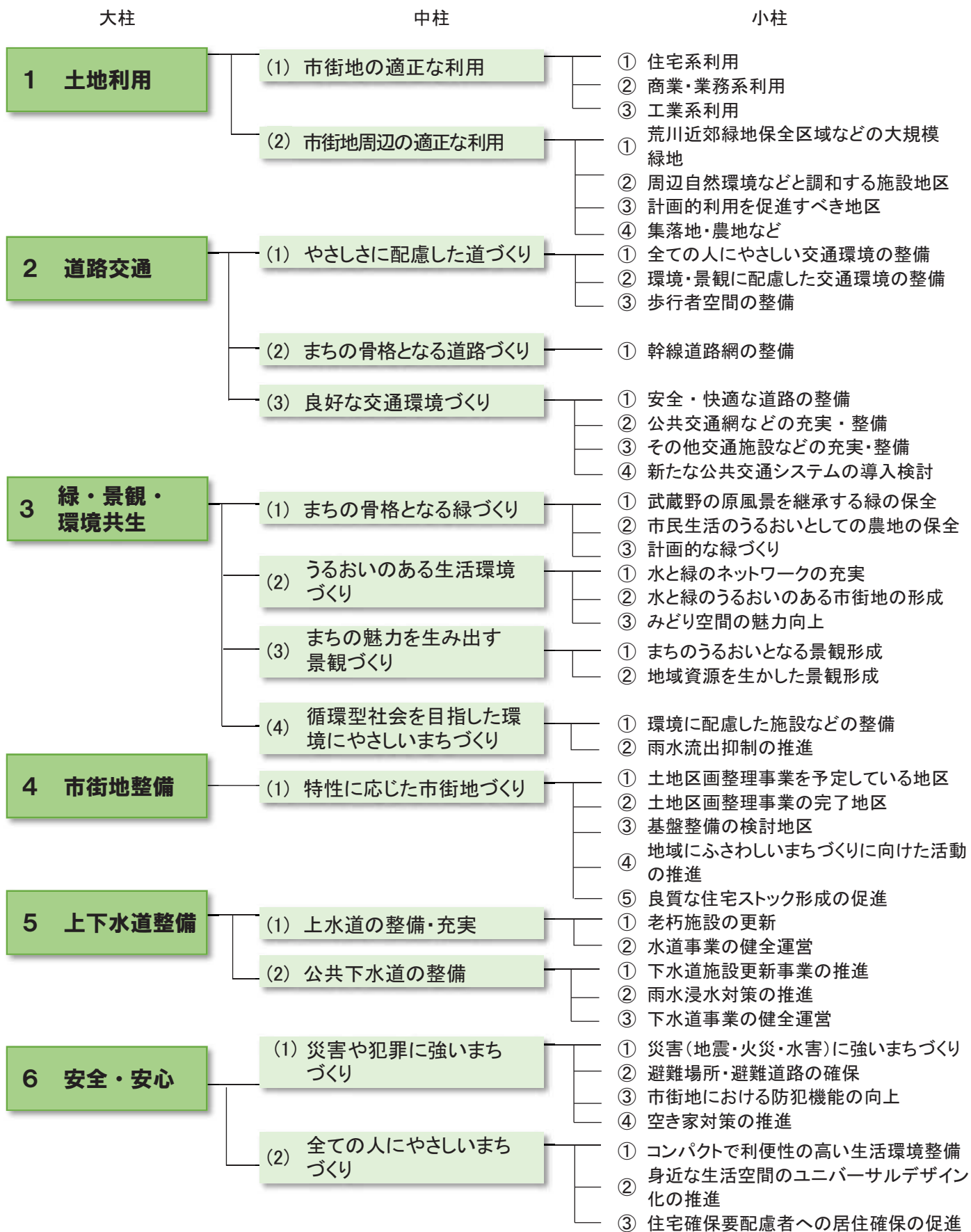
- 誰もが外出しやすいように、公共交通ネットワークの充実に取り組みます。また、土地利用の誘導やにぎわい空間の創出により、市内外の人々が訪れたいと感じる魅力あるまちづくりを進めます。

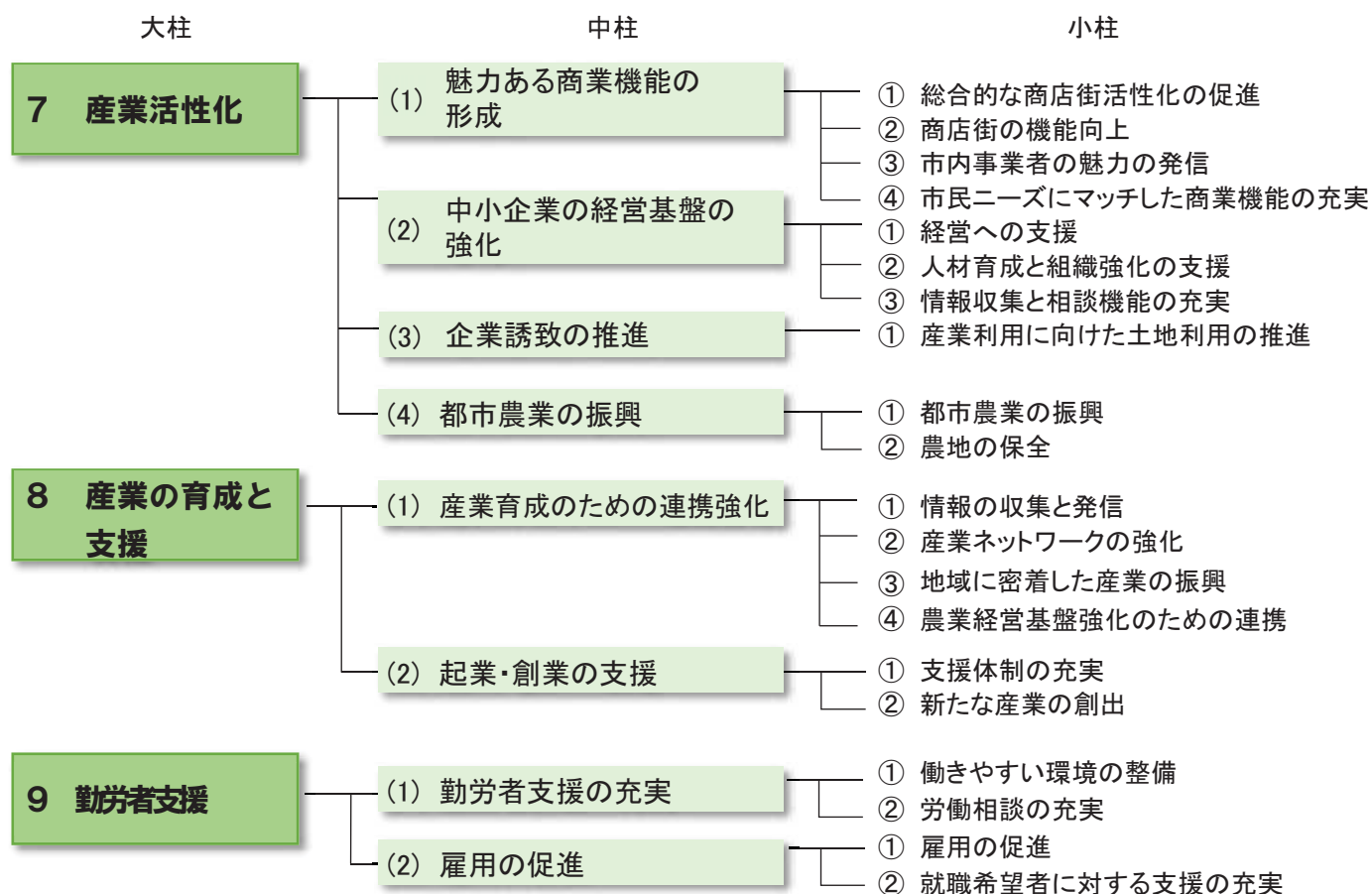
#### 「自然・環境に恵まれたまち」と実感できるように

- 身近な自然にふれあえる場や生物多様性の確保、美しい景観の保全と創出を図るため、都市に残された貴重な自然環境の保全に努めます。また、市民と行政の協働により緑の良好な維持管理等に取り組みます。



## 第5章 都市基盤・産業振興





## 1 土地利用



### 目指す姿

まちの限られた土地資源が有効に活用され、公共交通機関の利便性の高い地域を中心に市街地がまとまり、緑地・自然環境と調和した、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を行えるまちを目指します。

| 主な成果指標          | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度)     | 現状値<br>(年度)                 | 目標値<br>(年度)                    | 指標の説明                      |
|-----------------|----|-----------------------|-----------------------------|--------------------------------|----------------------------|
| 区画道路整備延長        | m  | 216<br>[6%]<br>(H26)  | 1,908<br>[51%]<br>(R元)      | 3,756<br>[100%]<br>(R7)        | 暫定逆線引き地区の区画道路の整備済み延長と整備率   |
| 市街化調整区域の適正な土地利用 | —  | 基地跡地の一部を暫定利用<br>(H26) | 東洋大学周辺の適正な医療施設の土地利用<br>(R元) | 国道 254 号バイパス周辺の適正な土地利用<br>(R7) | 目標年度において実施されている具体的な土地利用の内容 |

### 関連する個別計画

- ・朝霞市都市計画マスタープラン(平成17年度～令和7年度)
- ・朝霞市基地跡地利用計画(平成 27 年度～)
- ・朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備計画(平成 30 年度～)

## 具体的な施策

### (1) 市街地の適正な利用

主担当課:まちづくり推進課

#### 現状と課題

本市は、鉄道、幹線道路を軸に都心への交通利便性が高く、国道254号バイパスの整備推進など、さらなる広域交通ネットワークの形成が進展しています。駅周辺など拠点となる地区においては買い物や交流の場などの機能の充実を図るほか、主要な幹線道路沿道において周辺環境と調和した土地利用の促進を図ることが必要です。

本市は人口増加が続いており、開発需要もいまだ旺盛であることから、市街化区域において適切な土地利用を図っていくために、都市計画等のまちづくりに関する制度を適正に運用するとともに、都市基盤の整備に関する各種計画を的確に定め、着実に実行していく必要があります。

地域の拠点となる医療・福祉・教育施設の集約的な立地の検討が必要であるほか、基地跡地地区や公共施設跡地については、市全体若しくは、周辺地域の活性化に寄与する機能を持った土地利用が必要です。

旧暫定逆線引き地区の地区計画による地区施設の整備を進め、安全・安心なまちづくりを推進し、良好な住環境の地区の形成を進めることが必要です。

また、土地区画整理事業は効果的な整備手法の一つであるため、住民の合意形成が得られれば支援を検討していきます。

#### ①住宅系利用

低層・中高層住宅地や幹線道路沿道地区など、地域に応じて良好な住環境を維持します。

また、旧暫定逆線引き地区については、平成 23(2011)年 1 月に市街化区域に編入され宅地化開発が進む一方で、生産緑地地区などの都市農地の保全が図られていることから、良好な住環境の形成を促進します。併せて同地区の道路整備については、旧暫定逆線引き地区の区画道路整備計画に基づき、地区の状況などを踏まえて順次進めていきます。

#### ②商業・業務系利用

駅周辺では、魅力ある店舗の誘致や地区計画等による壁面後退区域の有効活用などにより商店街の活性化を図ることで、まちの回遊性の創出を促進します。

また、安心して買い物ができる空間の形成を目指し、地域住民の利便性向上を目指します。国道 254 号バイパス周辺については、地域の活性化に資する土地利用の促進を図ります。

#### ③工業系利用

工業生産活動の維持や利便を増進するため、建物用途の混在を防止するとともに、周辺の住環境との調和にも配慮するよう誘導を図ります。

| 主な関連指標の推移  | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 都市計画審議会の開催 | 回  | 5   | 4   | 5   | 3   |
| 地区計画届出件数   | 件  | 57  | 69  | 127 | 168 |



**(2) 市街地周辺の適正な利用**

主担当課:まちづくり推進課

**現状と課題**

市街化調整区域は、黒目川をはじめとする河川沿いの緑と水辺など優れた自然環境や優良な農地が残されており、これらをできる限り保全しながら、地域の状況に応じて、市街地と自然環境との調和を図りながら適切な土地利用が行われるようにしていく必要があります。

基地跡地地区については、基地跡地利用計画等に基づいた基地跡地(留保地)と周辺の公共施設との連携の創出など、まちの顔となる魅力ある活用が必要です。

市内の緑地は、朝霞市緑化推進条例に基づく保護地区・保護樹木の指定や首都圏近郊緑地保全法に基づく荒川近郊緑地保全区域の指定があり、今後も都市環境の保全、景観の維持や防災機能など、緑地の持つ役割を踏まえ、点在する斜面林、屋敷林などの保全が必要となります。

**① 荒川近郊緑地保全区域などの大規模緑地**

荒川河川敷には荒川近郊緑地保全区域が指定されており、生態系の保全・再生を図るための重要な区域として引き続き保全を図るとともに、レクリエーションの場としての活用を図ります。

**② 周辺自然環境などと調和する施設地区**

黒目川沿いに立地する東洋大学やわくわくどーむなどの公共的な施設の利用を維持するとともに、少子高齢化に対応するため、拠点的な病院の立地の推進や福祉施設の整備の促進を図ります。

また、国道 254 号バイパス周辺については、沿道利用の活用に向けて検討を進めます。上内間木における工場などの立地が見られる地区では、既存集落地や残存する農地・自然環境と調和のとれた土地利用の誘導を図ります。

**③ 計画的利用を促進すべき地区**

キャンプ朝霞跡地は、基地跡地利用計画等に基づいて周辺の公共施設との連携の創出を図りつつ、まちの顔となる魅力ある地区となるよう整備を進めていきます。

また、シンボルロードの有効活用のため庁内関係課や商工会等と連携するなど、官民連携のまちづくりを進めていきます。

**④ 集落地・農地など**

集落地や農地などが残存している地域においては、道路や排水施設の改善により環境の維持・向上を図ります。

| 主な関連指標の推移      | 単位 | H28     | H29     | H30     | R 元     |
|----------------|----|---------|---------|---------|---------|
| 都市計画審議会の開催     | 回  | 5       | 4       | 5       | 3       |
| 基地跡地整備基金年度末残高  | 千円 | 317,940 | 319,398 | 323,917 | 204,410 |
| 基地跡地暫定利用広場来場者数 | 人  | 68,428  | 72,174  | 85,705  | 91,664  |



## 2 道路交通



### 目指す姿

道路・橋梁が整備されて適切な維持管理がなされ、子どもから高齢者までの誰もが安全で快適に道路を利用できるまちを目指します。

また、市内の公共交通を多くの市民が快適に利用できるまちを目指します。

| 主な成果指標                  | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度)     | 目標値<br>(年度)     | 指標の説明                                      |
|-------------------------|----|-------------------|-----------------|-----------------|--------------------------------------------|
| 歩道整備延長(累計)              | m  | 76,191<br>(H26)   | 79,357<br>(R元)  | 80,227<br>(R7)  | 歩道の整備延長(右側・左側の合計)                          |
| 都市計画道路の整備率              | %  | 47<br>(H27)       | 54<br>(R元)      | 56<br>(R7)      | 都市計画道路の整備率＝<br>都市計画道路整備済み延長／都市計画決定されている総延長 |
| 市内循環バス(コミュニティバス)の年間利用者数 | 人  | 382,061<br>(H26)  | 415,286<br>(R元) | 320,000<br>(R7) | 市内循環バス(コミュニティバス)を1年間に利用した延べ人数              |

### 関連する個別計画

- ・朝霞市道路整備基本計画(令和元年度～令和10年度)
- ・朝霞市橋梁長寿命化修繕計画(令和2年度～令和51年度)
- ・朝霞市道舗装修繕計画(令和2年度～令和11年度)
- ・朝霞市都市計画マスタープラン(平成17年度～令和7年度)
- ・朝霞市地域公共交通計画(令和3年度～令和7年度)
- ・朝霞市歩道橋長寿命化計画(令和元年度～令和10年度)

## 具体的な施策

### (1) やさしさに配慮した道づくり

主担当課：道路整備課

#### 現状と課題

市民意識調査において、道路・橋梁については、重要度は高く満足度が低い取組項目であり、早急な取組が必要です。道路整備を進めるためには、多額の費用と時間を要することなどから、整備の優先順位を定め選択と集中の観点から、計画的に事業を進める必要があります。歩行者の安全・安心対策では歩道拡幅が求められており、歩道整備が困難な箇所は路面標示などの交通安全対策を行うことが重要です。

また、歩いて暮らせるまちなかづくりのため、歩行者中心の歩行者空間の整備が必要です。なお、道路空間に余裕が生まれる路線等については、ベンチ等休息スペースを設けるなどゆとりある道路空間の形成について検討する必要があります。

#### ① 全ての人にやさしい交通環境の整備

公共交通機関を利用する際の移動の利便性及び安全性に配慮した駅舎の整備、バリアフリーに配慮した公共交通車両の導入等を促進します。

歩道整備や交差点改良、道路改良を推進するとともに、ハンプ設置などの道路構造の変更や無電柱化、自転車道などについて検討していきます。

橋梁、歩道橋については、道路メンテナンスの義務化に伴い5年に1度の橋梁等の点検を実施し、適切な維持管理に努めます。

#### ② 環境・景観に配慮した交通環境の整備

道路及び沿道環境の整備に当たっては、地域の特性に応じた沿道空間と一体になった歩道、街路樹、ポケットパークなどの整備、維持管理に努めるとともに、街路樹管理計画の策定について検討していきます。

#### ③ 歩行者空間の整備

高齢者や障害のある人など誰もが安心して移動できるような道路交通環境の整備を目指し、拡幅予定路線の歩道整備に努めます。

ウォーカブル推進都市として、歩行空間の快適性向上を目指し、道路などの公共空間を有効活用するなど、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりを推進します。

| 主な関連指標の推移        | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 交通安全街頭活動回数       | 回  | 3   | 4   | 3   | 3   |
| 年間交通事故発生件数(人身事故) | 件  | 363 | 329 | 329 | 286 |
| 放置自転車等の撤去台数      | 台  | 522 | 495 | 416 | 369 |
| ノンステップバス導入補助金    | 台  | 1   | 1   | 3   | 2   |
| 道路清掃等実施件数        | 件  | 58  | 74  | 70  | 70  |
| 道路修繕工事実施件数       | 件  | 139 | 142 | 190 | 140 |
| 道路美化活動団体数        | 団体 | 19  | 19  | 21  | 22  |

## (2) まちの骨格となる道路づくり

主担当課:まちづくり推進課

### 現状と課題

市民意識調査において、道路・橋梁については、重要度は高く満足度が低い取組項目であり、道路整備基本計画に基づき、順次、整備及び改修に取り組む必要があります。都市計画道路は、交通を円滑に処理するだけでなく、市街地の骨格形成や防災空間、環境空間といった多様な機能を担います。このような重要な役割を發揮できるよう全線開通を目指し整備を推進します。

また、橋梁については、現在、早期架け替えが必要となる重大な損傷のある橋梁はありません。今後は、朝霞市橋梁長寿命化計画及び朝霞市歩道橋長寿命化計画により予防保全的修繕を行い、限られた財源の中で効果的な維持管理を行っていく必要があります。

### ① 幹線道路網の整備

都市計画道路や市内幹線道路については、歩行者の安全性を確保するため、歩車道の分離など整備に努めます。

また、整備済区間の道路空間の再配分や駅周辺の街路空間を創るストリートデザインについて検討します。

長期にわたり未整備となっている都市計画道路は、社会情勢の変化や制度改正等を踏まえ都市計画道路の必要性等について検証を行い、見直しの検討を行います。

| 主な関連指標の推移                   | 単位             | H28   | H29   | H30   | R 元    |
|-----------------------------|----------------|-------|-------|-------|--------|
| 用地取得率(駅東通線整備事業)             | %              | 58.3  | 58.3  | 58.3  | 64.4   |
| 整備率(岡通線整備事業)                | %              | 38.7  | 38.7  | 38.7  | 38.7   |
| 整備延長(志木和光線整備事業(国道254号バイパス)) | km             | 2.56  | 2.56  | 2.56  | 2.56   |
| 道路改良工事延長                    | m              | 490   | 205   | 180   | 700    |
| 道路舗装面積                      | m <sup>2</sup> | 4,781 | 9,121 | 5,620 | 13,540 |
| 橋梁改修工事件数(橋梁改修事業)            | 橋              | 1     | 0     | 1     | 1      |

### (3) 良好な交通環境づくり

主担当課:まちづくり推進課

#### 現状と課題

今後も歩行者の安全を第一に考えてゾーン30や生活道路の安全対策など、交通安全対策の取組が必要です。また、近年増加している自転車事故への対応としてマナーアップ啓発などを継続するとともに、歩行者や自転車利用者の安全・安心のための対策や啓発活動が必要です。

公共交通関連では、持続可能な地域公共交通の実現を目指し、公共交通空白地区の改善、効果的な市内循環バスの運行、鉄道駅の利便性向上などについて、地域公共交通協議会で検討し、施策を推進する必要があります。

自転車等駐車場については、駐車場を適切に管理しつつ、駅前広場周辺に放置される自転車への対応策を進めていく必要があります。

また、公共交通を補完する手段としてシェアサイクルの利用を推進する必要があります。

#### ①安全・快適な道路の整備

地域の特性に応じた交通安全施設の整備や歩道の整備に努めます。身近な生活道路は、交通安全施設の整備を充実させるとともに、自動車の交通量や速度の抑制などの交通規制の推進に努め、方策の検討に当たっては、地域住民などの意向を踏まえて進めていきます。

#### ②公共交通網などの充実・整備

朝霞市地域公共交通計画に基づき、駅施設の充実や路線バスの運行維持など、公共交通機関の利便性の向上や安全性の確保を図るための取組を関係機関と協働で進めます。市内循環バスを引き続き運行し、利用状況、市民の要望などを踏まえ、路線などの見直しを行います。

#### ③その他交通施設などの充実・整備

駅周辺の交通結節点機能(駅舎、自由通路、バス・タクシー乗場、周辺道路)を総合的に充実させるとともに、ユニバーサルデザイン化を図ります。駅周辺の歩行空間などを活用し、市民が利用しやすい自転車の駐輪場の整備に努めます。

#### ④新たな公共交通システムの導入検討

環境負荷の低減、二酸化炭素の排出量の削減などを目指し、自転車や公共交通機関利用への転換を促進するとともに、公共交通を補完するシェアサイクルの利用促進を図ります。公共交通空白地区の改善を目指し、地域の住民の意見を踏まえた新たな交通手段を検討します。

| 主な関連指標の推移      | 単位  | H28             | H29                 | H30                 | R 元                 |
|----------------|-----|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 外側線等路面標示・カラー舗装 | m・㎡ | 7,836m・<br>288㎡ | 7685.7m・<br>221.66㎡ | 6,908.3m・<br>275.5㎡ | 6,881.8m・<br>460.4㎡ |
| 道路反射鏡設置数       | 基   | 21              | 12                  | 12                  | 3                   |
| 自転車駐車場利用率      | %   | 96.4            | 94.2                | 96.0                | 92.0                |

### 3 緑・景観・環境共生



#### 目指す姿

子どもから高齢者までの幅広い世代が、都市における公園や緑のオープンスペースで自然とふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動などの活動を行うことのできる、人の暮らしと自然環境の美しさが融和したまちを目指します。

また、歩行者にやさしいゆとりある道路空間の形成を目指します。さらに、市民や地域主体で公園整備や管理が行われ、地域に密着した、朝霞市らしい、市民に愛される公園のあるまちを目指します。

朝霞らしい魅力ある景観をみんなでつくり、守ることで、誰もが住み続けたい、訪れたいと感じられるまちを目指します。

全ての人や生き物にやさしく、多くの市民が水辺に親しむことができる環境面への配慮が行き届いたまちを目指します。

| 主な成果指標           | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度)                    | 目標値<br>(年度) | 指標の説明                                     |
|------------------|----|-------------------|--------------------------------|-------------|-------------------------------------------|
| 市内全域における緑被面積の割合  | %  | 37.5<br>(H25)     | 36.1<br>(R元)                   | 37<br>(R7)  | 5年ごとに調査する緑被面積調査による市内全域の緑被面積の割合            |
| 公園・緑地管理ボランティア団体数 | 団体 | 17<br>(H26)       | 17<br>(R元)                     | 25<br>(R7)  | 公園や緑地を管理する市民ボランティア団体数                     |
| 景観の満足度           | %  | 34.7<br>(H25)     | 49.9<br>【緑・景観・環境共生の割合】<br>(R元) | 55<br>(R7)  | 市民意識調査の結果報告書の景観の満足度(満足している、まあ満足しているの合計割合) |
| 雨水流出抑制施設設置割合     | %  | 100<br>(H26)      | 100<br>(R元)                    | 100<br>(R7) | 開発事業件数に対する雨水流出抑制施設の設置割合                   |

#### 関連する個別計画

- ・朝霞市みどりの基本計画(改訂版)(平成 27 年度～)
- ・朝霞市景観計画(平成 27 年度～令和 16 年度)
- ・朝霞市都市計画マスタープラン(平成 17 年度～令和7年度)



## 具体的な施策

### (1) まちの骨格となる緑づくり

主担当課：みどり公園課

#### 現状と課題

市内の民有緑地や農地は、相続等により減少傾向にあります。生物多様性の保全や良好な景観形成に寄与する緑を、市民、事業者との連携や協働で保全し、質の維持・向上を図っていくことが必要です。担い手となる市民ボランティアの高齢化が進んでおり、参画する市民、事業者の裾野を広げていくことが求められています。

みどりの基本計画に基づき、生物多様性の保全や景観、多世代交流の観点から、緑をさらに質の高いものとしていくことが求められており、減少が進む緑を残すと同時に、人の集まる場所の緑化を進めていくことや魅力ある公園づくりを市民、事業者等との協働で進める必要があります。

#### ① 武蔵野の原風景を継承する緑の保全

本市に残る黒目川及びその周辺の農地や新河岸川や斜面林などには、武蔵野の面影を残す景観が保全されています。保護地区・保護樹木の指定やみどりのまちづくり基金の活用により、崖線に残存する斜面林などの緑地の保全及び緑化の推進に努めます。

#### ② 市民生活のうるおいとしての農地の保全

市内の農地は、市街地における貴重な緑地であるとともに、身近な農業の生産の場、災害時における防災空間、生物の生息・生育の場、さらには水源のかん養、地球温暖化の防止など多面的な機能を有することから、生産緑地地区として保全に努めます。

#### ③ 計画的な緑づくり

人口や土地利用の将来見通しを勘案し、位置や規模、目的に応じて街区公園などを計画・配置し整備を推進します。

また、公園として利用が可能な遊休地等の借地化の検討により街区公園の整備を推進します。

| 主な関連指標の推移           | 単位             | H28  | H29  | H30  | R 元  |
|---------------------|----------------|------|------|------|------|
| 生け垣等の設置延長(累計)       | m              | 516  | 516  | 523  | 526  |
| 1人当たりの公園面積(公園面積/人口) | m <sup>2</sup> | 2.22 | 2.22 | 2.18 | 2.19 |
| 都市公園維持管理箇所数         | 箇所             | 36   | 36   | 36   | 36   |
| 生産緑地指定地区数           | 箇所             | 2    | 2    | 2    | 2    |

### (2) うるおいのある生活環境づくり

主担当課：みどり公園課

#### 現状と課題

公園、緑地、道路など公共空間へのニーズの多様化に対し柔軟な対応が求められています。特に子どもの外遊び空間の充実について取り組む必要があります。

公園等の公共空間の新しい使い方により安全・安心を確保しながら、利用を促進する必要があります。

本来、多様な機能を有する都市公園の潜在的な能力を生かし、それぞれの地域の特性に応じた柔軟な活用を進める必要があります。

また、遊具など公園施設が老朽化しており、公園を安全で快適な環境に保つために計画的かつ適切な維持管理を市民や事業者など多様な主体と協働で行う必要があります。

特別緑地保全地区制度を活用して斜面林の公有地化を推進し、市民とともに管理を進めてきました。また、緑化推進条例に基づく保護地区、保護樹木制度等様々な制度を活用して生物多様性にも配慮した緑地の保全と民有地の緑化を推進しています。今後、緑



のネットワークや拠点づくりのため、公共施設や道路などを含めた緑化推進、緑地保全の取組を行っていく必要があります。

黒目川沿いの遊歩道や公園、道路のポケットパーク等をつなぐ散策路のネットワーク化について取り組む必要があります。

#### ①水と緑のネットワークの充実

市民に親しまれている黒目川をはじめ、潤いのある生活環境づくりには、緑と水辺の量を確保するとともに、質の確保が重要です。

そのため、水と緑に親しめる環境の確保や、周辺環境に調和した植樹などを市民と行政が一体となって推進します。

また、黒目川やシンボルロード周辺の回遊トレイルについて検討します。

#### ②水と緑のうろいのある市街地の形成

公共施設における敷地内緑化及び開発事業による緑化の推進に努めるとともに、湧水の保全・活用を図ります。

シンボルロードをはじめとする緑のオープンスペースなど、市民と行政が連携・協力して人々が集い憩える場、多様な活動の場の創出に取り組みます。

#### ③みどり空間の魅力向上

子どもの外遊び場の充実を目指し、移動プレーパーク等のモデル事業の実施に取り組みます。

公園の魅力伝え、機能が効果的に発揮できるように景観と調和した親しみのもてる分かりやすい公園サインの検討を進めます。

| 主な関連指標の推移    | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|--------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 保護地区面積       | ha | 8   | 9   | 9   | 9   |
| 花壇への草花の植付け回数 | 回  | 4   | 4   | 4   | 4   |

### (3) まちの魅力を生み出す景観づくり

主担当課：まちづくり推進課

#### 現状と課題

地域の特性を活かした景観を保全・創出し次代へ伝えていくため、一定規模の行為について届出制度を活用し、周辺の景観を大きく阻害しない施設づくりを誘導していく必要があります。

また、朝霞市景観計画に基づき、市民、事業者、行政と協働による景観づくりを進めることが求められています。なお、市内の中心を流れる黒目川は、貴重な自然環境であるとともに市民の憩いと交流の拠点であることから、その景観がシティ・セールス朝霞ブランド認定されています。今後、この優れた景観を積極的に内外に発信し、市のセールスポイントとして確立していくとともに、黒目川から眺望できる斜面林などの貴重な緑地保全や住宅地の緑化の推進、「にぎわい」景観の創出に向けた取組について検討する必要があります。

#### ①まちのうろいとなる景観形成

駅周辺では、本市の玄関口にふさわしい景観形成を図るとともに、国道、県道、都市計画道路などの主な幹線道路については、沿道のまちなみ形成や緑化など本市のシンボルにふさわしい魅力づくりに努めます。

シンボルロードの魅力向上と居心地がよく歩きたくなるまちなか空間の創出が図られるよう、夜間の良好な景観形成とまちづくりに寄与する自然と調和したイルミネーションの設置を推進します。

## ②地域資源を生かした景観形成

朝霞市景観計画に基づき、届出制度の活用による周辺の景観を大きく阻害しない施設づくりの誘導を行うとともに、地区の特性を生かした良好な景観形成に向けて協働による景観づくりを推進します。

シティ・セールス朝霞ブランドに認定された黒目川の優れた景観を保全するほか、市のセールスポイントとして積極的に内外に発信して行きます。

| 主な関連指標の推移   | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|-------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 景観づくり団体の認定数 | 団体 | -   | -   | 11  | 1   |
| 景観計画の届出件数   | 件  | 47  | 147 | 270 | 300 |
| 景観に関する情報発信  | 件  | 1   | 4   | 5   | 5   |

## （４）循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり

主担当課：  
まちづくり推進課

### 現状と課題

日常生活や事業活動による環境負荷の増大が地球の環境に様々な影響を及ぼしています。環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築する上で循環型社会の構築は早急に取り組むべき課題となっています。

健全な水環境の維持や再構築のため、道路の透水性舗装や公共施設・宅地等への浸透施設の設置、地下水のかん養を図るための施設の普及などの推進に取り組む必要があります。

### ①環境に配慮した施設などの整備

持続可能で魅力あるまちづくりを目指すため、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの考えを取り入れた施設整備に努めます。

環境に配慮した循環型社会の構築を目指すため、住宅の低炭素化や省エネ性能の向上等による環境にやさしい住宅の普及・啓発等に努めます。

### ②雨水流出抑制の推進

500 平方メートル以上の開発事業について、雨水の浸透又は貯留施設の設置を指導し、また、住宅の新築や建て替えにおいても浸透ますの設置をお願いするなど、雨水の流出抑制に努めます。

| 主な関連指標の推移                   | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|-----------------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 長期優良住宅、低炭素住宅、建築物省エネ住宅認定申請件数 | 件  | —   | 75  | 63  | 83  |

## 4 市街地整備



### 目指す姿

適正な宅地利用がなされ、防災、健康、衛生環境面などに配慮した、バランスのとれた住環境のあるまちを目指します。

| 主な成果指標                      | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度) | 目標値<br>(年度) | 指標の説明                           |
|-----------------------------|----|-------------------|-------------|-------------|---------------------------------|
| (仮称)あずま南地区土地<br>区画整理事業整備進捗率 | %  | —<br>(H26)        | 0<br>(R元)   | 66<br>(R7)  | 同地区整理事業における<br>事業費ベースの整備進捗<br>率 |

### 関連する個別計画

- ・朝霞市都市計画マスタープラン(平成17年度～令和7年度)
- ・朝霞市道路整備基本計画(令和元年度～令和10年度)

### 具体的な施策

#### (1) 特性に応じた市街地づくり

主担当課:まちづくり推進課

##### 現状と課題

住みたい、住み続けたいと感じるまちにしていけるため、今まで以上に周辺住宅地との調和などを促進し、良好な近隣関係や住環境の保持・向上を図る場合は、地区計画や建築協定などの地域住民や民間が主体で取り組むまちづくりが必要です。

朝霞駅周辺の不燃化を促進するため、防火、準防火地域の指定拡大が必要です。

マンションの老朽化や居住者の高齢化が進行していることから、マンションの管理の適正化への取組が必要です。

市外で買物をする市民が多く、また駅周辺等で商店が減少していることから、地域の活力を支える「おしゃれでにぎわいのあるまちづくり」のため、市民との協働、民間活力の活用を含め、有効な施策について多方面からの検討が必要です。

北朝霞地区の地区計画の見直しなどによるさらなるにぎわいの創出に向けて検討が必要です。

大字台地内の東地区の一部については、交通の利便性などの立地を生かした民間活用等によるまちづくりに、重点的に取り組むことが必要です。

本市は、人口の増加に伴い住宅総数が増加傾向となっており、また、既存の住宅については、旧耐震建築物等の築年数が経過した建築物も多く残っている状況です。このため、住宅の適正な管理等を推進し、安全で質の高い住宅ストックの充実を図ることが必要です。

##### ① 土地区画整理事業を予定している地区

現在、土地区画整理事業を予定している地区については、道路や公園などの都市基盤が整備された良好な市街地の形成を目指し、引き続き当該事業を推進します。

##### ② 土地区画整理事業の完了地区

土地区画整理事業の実施により、道路や公園などの都市基盤の整備が行われた地区については、当該都市基盤を適正に維持管理し、良好な住環境の維持に努めます。

【北朝霞・広沢・本町一丁目・向山・越戸・根岸台五丁目・岡一丁目・宮戸二丁目】

③基盤整備の検討地区

狭あい道路が多く、住宅などが密集する地区について、防災機能の向上を推進するとともに、道路や公園などのオープンスペースの確保を図り住環境の改善、向上に努めます。

④地域にふさわしいまちづくりに向けた活動の推進

良好な住環境を形成するため、住民が主体的にまちづくりのルールを決めることができる地区計画や建築協定などの制度の周知・啓発に努めます。

民間と連携した商業地のにぎわい創出や良好な市街地の形成に努めます。

⑤良質な住宅ストック形成の促進

市民が安心して暮らし続けられるよう、既存住宅のストック活用、維持、改善等について、民間の関係団体等と連携し、住まいに関する相談窓口等を実施します。マンションの管理不全を予防、改善するため、適正な管理への取組を支援するセミナー等を行います。

| 主な関連指標の推移           | 単位             | H28  | H29  | H30  | R 元  |
|---------------------|----------------|------|------|------|------|
| 1人当たりの公園面積(公園面積／人口) | m <sup>2</sup> | 2.22 | 2.22 | 2.18 | 2.19 |
| 地区計画届出件数            | 件              | 57   | 69   | 127  | 168  |

## 5 上下水道整備



### 目指す姿

水道事業の経営が安定し、適正な水道料金で安全・安心な水道水が安定的に供給されるまちを目指します。

下水道事業の持続的な運営を図りながら、快適で安全・安心なまちを目指します。

| 主な成果指標              | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度)  | 目標値<br>(年度)  | 指標の説明                                 |
|---------------------|----|-------------------|--------------|--------------|---------------------------------------|
| 基幹管路の耐震化率(上水道)      | %  | 31.1<br>(H26)     | 49.2<br>(R元) | 79<br>(R7)   | 市内給水の幹線となる重要管路の耐震化の割合                 |
| 老朽化管渠の修繕改築工事延長(下水道) | km | —<br>(H26)        | 調査点検<br>(R元) | 1.05<br>(R7) | 朝霞市下水道ストックマネジメント計画に基づき、修繕や改築を実施する管渠延長 |

### 関連する個別計画

- ・朝霞市水道事業耐震化計画(平成24年度～令和13年度)
- ・朝霞市水道事業基本計画(平成24年度～令和63年)
- ・朝霞市水道事業経営戦略(令和元年度～令和10年度)
- ・朝霞市雨水管理総合計画(令和2年度～)
- ・朝霞市下水道ストックマネジメント計画(令和2年度～)

### 具体的な施策

#### (1) 上水道の整備・充実

主担当課：  
水道施設課、上下水道総務課

#### 現状と課題

上水道は、高度経済成長期に整備をした水道施設が更新時期を迎えており、耐震化を含めた更新事業を計画的に進めています。しかしながら、水道料金収入の基となる給水量は、今後、人口は微増していくものの、大きな給水収益は見込めなくなるため、今後、更新する施設については、需要と供給のバランスから適正な施設規模を維持する必要があります。

#### ①老朽施設の更新

水道施設は、老朽化した配水管の更新を耐震化も含めて進めるとともに、引き続き安全・安心な水道水の安定供給に努めます。

#### ②水道事業の健全運営

人口は微増していくものの、大きな給水収益は見込めなくなります。一方で、老朽管の更新や耐震化費用の増大が見込まれるため、定期的に事業の見直しを行いつつ、中長期的な収支バランスを図るなど、水道事業の健全な運営に努めます。

| 主な関連指標の推移       | 単位 | H28   | H29   | H30   | R元    |
|-----------------|----|-------|-------|-------|-------|
| 耐震化率(導水管、配水本管)  | %  | 42.3  | 45.0  | 46.5  | 49.2  |
| 老朽管整備延長(配水支管)   | m  | 748   | 158   | 581   | 1,640 |
| 浄水場・取水施設維持管理箇所数 | 箇所 | 13    | 13    | 13    | 13    |
| 最終収納率(債権放棄時点)   | %  | 99.92 | 99.92 | 99.94 | 99.94 |

## (2) 公共下水道の整備

主担当課：  
下水道施設課、上下水道総務課

### 現状と課題

公共下水道については、新たに市街化区域に編入された旧暫定逆線引き地区の整備に取り組んできました。生活環境の改善と公共用水域の環境保全に向け、引き続き整備を進めるほか、整備済みの地域では公共下水道への未接続世帯の解消を図る必要があります。近年、下水道の排水能力を上回る局地的な豪雨が多発し浸水被害が発生しています。浸水被害を軽減するため、引き続き浸水対策を進めていく必要があります。下水道施設の老朽化が進んでいることから、計画的に更新事業を進めていくことが求められています。

### ① 下水道施設更新事業の推進

朝霞市下水道ストックマネジメント計画に基づき、更新事業を推進します。

### ② 雨水浸水対策の推進

朝霞市雨水管理総合計画に基づき、浸水被害を軽減するための対策工事を推進します。

また、雨水流出抑制の推進に努めます。

### ③ 下水道事業の健全運営

下水道施設は老朽化に伴う更新時期を迎え、インフラ再構築に多額の費用がかかることから、国庫補助金等の財源確保に努めるとともに、施設更新等の投資費用と、それに必要な財源が均衡する健全経営に努めます。

| 主な関連指標の推移          | 単位 | H28  | H29  | H30  | R 元  |
|--------------------|----|------|------|------|------|
| 下水道ストックマネジメント計画の推進 | —  | —    | —    | 基本計画 | 調査点検 |
| 污水管整備率             | %  | 96.5 | 96.6 | 97.6 | 97.7 |
| 排水機場等(5施設)の保守点検回数  | 回  | 152  | 152  | 152  | 152  |
| 雨水管整備率             | %  | 93.7 | 94.0 | 94.1 | 94.5 |
| 下水道使用料徴収率          | %  | 99.3 | 99.3 | 99.3 | 98.7 |



## 6 安全・安心



### 目指す姿

地域における防災対策が進み、地震・火災など災害の被害を最小限に抑えられるまちを目指します。

また、防犯環境づくりが進み、犯罪が起きにくいまちを目指します。

全ての人にやさしく、配慮が行き届いたまちを目指します。

| 主な成果指標                        | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度)   | 目標値<br>(年度) | 指標の説明                                                      |
|-------------------------------|----|-------------------|---------------|-------------|------------------------------------------------------------|
| 防火地域・準防火地域の指定地区数              | 地区 | 6<br>(H26)        | 10<br>(R元)    | 12<br>(R7)  | 目標年度において指定している防火地域・準防火地域の地区数                               |
| 「障害のある人に配慮した道路・建物・駅などの整備」の不満度 | %  | 25.6<br>(H23)     | 28.9<br>(H29) | 17<br>(R7)  | 第5次朝霞市障害者プラン及び第5期朝霞市障害福祉計画の策定時に、障害福祉課で実施したアンケート結果による不満度の割合 |

### 関連する個別計画

- ・朝霞市都市計画マスタープラン(平成17年度～令和7年度)
- ・朝霞市建築物耐震改修促進計画(令和3年度～令和7年度)
- ・朝霞市水道事業耐震化計画(平成24年度～令和13年度)
- ・朝霞市雨水管理総合計画(令和2年度～)
- ・朝霞市地域公共交通計画(令和3年度～令和7年度)

## 具体的な施策

### (1) 災害や犯罪に強いまちづくり

主担当課:まちづくり推進課

#### 現状と課題

近年、激甚な災害が各地で頻発している状況を踏まえ、重要な都市基盤であるインフラ等について、災害時に被害を最小限に抑えられるよう、必要な補修・改修・整備を行い、関係機関と連携して、災害に強いまちづくりを着実に進める必要があります。

防犯の観点からも、道路・公園等の公共空間における夜間照明の確保・充実など夜間の安全性の向上が必要です。

また、密集した市街地では不燃化の促進など防災性の向上が必要です。

震災に備えた上下水道の耐震化工事については引き続き、計画的に事業を進め、市街地における集中豪雨にも対処できる環境整備を計画的に実施していく必要があります。

都市化の進展による土地利用の変化に伴い雨水の浸透機能が低下し、集中豪雨時に浸水被害が頻発するなど、水循環の変化による問題が生じています。浸水被害の軽減や地下水のかん養を図るため雨水の流出を抑制する必要があります。

少子化・高齢化の進行、建築物の老朽化及び社会的ニーズの変化などに伴い、空き家の戸数は、今後、増加することが考えられるため、市民の安全・安心な生活環境を確保することが必要です。

#### ①災害（地震・火災・水害）に強いまちづくり

重要な都市基盤であるインフラ等について、災害時に被害を最小限に抑えられるよう、必要な補修・改修等を進めます。

密集した市街地における防災性の向上、商業業務地における不燃化を促進するとともに、建築物の耐震化を進めます。

集中豪雨時などによる浸水被害の軽減対策を進めます。

上下水道施設の耐震化や老朽化施設の更新を進めるとともに、災害時に飲料水を確保するため応急給水所の資機材の充実を図ります。

#### ②避難場所・避難道路の確保

避難地など多様な機能を持つオープンスペースの整備を行うとともに、無電柱化推進計画の策定や避難路・緊急輸送道路となる幹線道路の整備を進めます。

#### ③市街地における防犯機能の向上

犯罪の起きる環境（状況）に着目し、道路・公園等の公共空間における夜間照明の確保・充実などにより犯罪の誘発要因を取り除き、安全・安心な環境づくりを進めます。

道路や公園等の整備に際しては、見通しを良くするなど周辺建物との配置の関係を考慮し、防犯の視点を計画段階から取り入れた整備を進めます。

#### ④空き家対策の推進

住環境に悪影響を及ぼす管理不全な空き家にならないよう、空き家の予防や利活用等に係る取組を推進します。

| 主な関連指標の推移              | 単位 | H28  | H29  | H30  | R 元 |
|------------------------|----|------|------|------|-----|
| 防火地域及び準防火地域の指定拡大について検討 | —  | 情報収集 | 情報収集 | 情報収集 | 検討  |
| 耐震改修補助金申請件数            | 件  | 1    | 4    | 1    | 1   |
| 危険ブロック塀等撤去費補助金申請件数     | 件  | —    | —    | 40   | 66  |
| 水路改修延長                 | m  | 65   | 82   | 100  | 300 |
| 落橋防止対策整備割合(対策済橋数／対象橋数) | %  | 85   | 85   | 85   | —   |
| 側溝清掃実施件数               | 件  | 40   | 37   | 44   | 42  |



## (2) 全ての人にやさしいまちづくり

主担当課:まちづくり推進課

### 現状と課題

道路、公園や多くの人が利用する建築物などのユニバーサルデザイン化を図り、高齢者や障害のある人など全ての利用者に配慮された施設利用の円滑化が必要です。

駅から離れた地域ほど高齢化率が高く、さらなる高齢化が進行する推計であるため、バリアフリー化や移動支援の取組を充実して、お年寄りや障害のある人など誰もが「外出しやすいまちづくり」への取組が必要です。

高齢者や生活困窮者などが安心して暮らせる住環境整備等への対応は、福祉分野などの関連する機関と連携し、計画的に取り組んでいく必要があります。

### ①コンパクトで利便性の高い生活環境整備

高齢者や障害のある人など誰もが便利に暮らしやすい都市機能の集約と、地域の拠点にアクセスしやすい市内の面的な広域交通ネットワークの形成に取り組みます。

### ②身近な生活空間のユニバーサルデザイン化の推進

全ての人が円滑に移動できるような公共交通機関・施設の整備など、高齢者や障害のある人など全ての利用者に配慮された施設利用の円滑化を図ります。

### ③住宅確保要配慮者への居住確保の促進

住宅を自力で確保することが難しい低額所得者、高齢者、障害のある人などが、安心して暮らせる住宅を確保できる環境の実現に努めます。

| 主な関連指標の推移     | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|---------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 市営住宅入居管理戸数    | 戸  | 50  | 50  | 50  | 50  |
| ノンステップバス導入補助金 | 台  | 1   | 1   | 3   | 2   |
| 鉄道事業者への要望     | 回  | 2   | 2   | 2   | 2   |



## 7 産業活性化



### 目指す姿

商業・工業・農業いずれの市内の事業者においても様々な経営支援サービスを受けられることで経営が安定し、市内産業が活性化しているまちを目指します。

本市の交通利便性等の産業の立地優位性を踏まえ、事業所の増加を図る取組を推進することで、活気のあふれるまちを目指します。

| 主な成果指標                   | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度) | 目標値<br>(年度) | 指標の説明                                                             |
|--------------------------|----|-------------------|-------------|-------------|-------------------------------------------------------------------|
| 商店街活性化事業実施数              | 回  | 38<br>(H26)       | 22<br>(R元)  | 24<br>(R7)  | 商店街活性化推進事業補助金の交付対象となる事業の実施回数                                      |
| 中小企業融資実行件数               | 件  | 51<br>(H26)       | 27<br>(R元)  | 62<br>(R7)  | 市の中小企業融資制度の実行件数                                                   |
| 産業集積に係る土地利用のための庁内検討会開催回数 | 回  | 0<br>(H26)        | 1<br>(R元)   | 3<br>(R7)   | 産業利用に適した用地創出のための協議・検討回数                                           |
| 認定農業者数                   | 人  | 28<br>(H26)       | 28<br>(R元)  | 32<br>(R7)  | 農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業を目指すため作成する「農業経営改善計画」を市町村に提出して認定を受けた農業者 |

### 関連する個別計画

・朝霞市産業振興基本計画(平成31年度～令和10年度)

## 具体的な施策

### (1) 魅力ある商業機能の形成

主担当課：産業振興課

#### 現状と課題

「地域コミュニティの核」である商店街のにぎわいを維持するため、店舗経営の安定化や店主の高齢化や後継者不足に対応した相談体制の構築などの取組の推進のほかに、空き店舗等の有効な活用や魅力ある店舗の創業支援などに取り組む必要があります。

少子高齢化や市民のライフスタイルの変化に伴う、市民の買い物環境の整備などについて検討が必要です。

#### ①総合的な商店街活性化の促進

地域コミュニティの核となる商店街のにぎわいを創出、維持していくために、各商店の経営状況や空き店舗の実態の把握に努め、商工会や金融機関、民間事業者などと連携し、空き店舗の有効活用や後継者の育成、経営計画の作成支援等により商店街活性化の促進を支援します。

#### ②商店街の機能向上

空き店舗等を活用した起業支援の拠点づくりや地域住民の憩いの場となる共同スペース等の設置の促進を検討するとともに、商店会が実施する施設整備事業や活性化事業を支援します。

#### ③市内事業者の魅力の発信

商工会や商店街等と連携した「あさかの逸品」や「あさかばる」などの個店の魅力を発信する取り組みを効果的に進めるとともに、地域性を生かした商品開発や魅力的な個店づくりの支援などにより、市内の魅力的な商業機能を市内外へPRします。

#### ④市民ニーズにマッチした商業機能の充実

市内における買い物環境のさらなる充実と利便性の向上のために、商業機能の創出や誘致、また、商店会や商工会の活動を支援することで、市民ニーズにマッチした買い物環境づくりに努めます。

| 主な関連指標の推移   | 単位 | H28  | H29  | H30  | R 元  |
|-------------|----|------|------|------|------|
| 商工会組織率      | %  | 55.9 | 55.6 | 55.4 | 54.5 |
| 商工まつり出店数    | 店  | 107  | 104  | 109  | 110  |
| 商店街活性化事業実施数 | 件  | 30   | 23   | 22   | 22   |

## (2) 中小企業の経営基盤の強化

主担当課：産業振興課

### 現状と課題

市内事業者の大多数を占める小規模事業者・中小企業において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、経営状況が悪化しています。

また、事業者、従業員の高齢化も進んでおり、事業承継や人材不足の解消など総合的な操業継続の支援に取り組む必要があります。

地域経済の振興のため、市内事業者の商工会への加入促進に努めるとともに、中小企業の経営安定を支援するため、経営相談等の支援策を周知していく必要があります。

### ① 経営への支援

経営の安定を支援するため、中小企業融資制度の利用促進や同制度利用者に対する利子補給補助金を交付します。

また、商工会や金融機関などと連携し、経営相談や経営計画等の作成支援などによる経営支援を実施します。

### ② 人材育成と組織強化の支援

商工会や金融機関などと連携し、市内で継続して事業活動ができるよう、後継者や若手経営者の育成を支援します。

また、地域経済の振興のため、市内事業者の商工会への加入の促進を支援します。

### ③ 情報収集と相談機能の充実

事業者が本市で事業活動するメリットや魅力について情報を収集、発信するほか、商工会や金融機関などと連携し、市内で継続して事業活動ができるよう、情報提供や相談体制の充実に努めます。

| 主な関連指標の推移              | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|------------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 中小企業利子補給受付件数           | 件  | 419 | 406 | 378 | 333 |
| リフォーム資金補助件数(個人住宅分)     | 件  | 122 | 119 | 113 | 115 |
| リフォーム資金補助(対象工事の実施事業者数) | 件  | 46  | 41  | 42  | 39  |

## (3) 企業誘致の推進

主担当課：産業振興課

### 現状と課題

都心に近く、交通利便性が良い本市は、企業の立地条件としては優れているものの地域の宅地利用が進行する中で、産業利用に適した用地が不足し、新規企業の用地確保や事業拡大等による市内事業者の市内移転も困難となっていることから、産業利用に適した用地創出の検討が必要です。

### ① 産業利用に向けた土地利用の推進

関係機関と連携し、一般国道 254 号和光富士見バイパス周辺等での低・未利用地の有効活用や土地区画整理事業等の支援などを行い、産業利用に適した用地の創出や新たな企業立地の検討、多様な産業の誘致、既存事業者の市外流出の防止を目指します。

| 主な関連指標の推移                          | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|------------------------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 物販面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超える店舗数 | 店  | 13  | 13  | 13  | 13  |

#### (4) 都市農業の振興

主担当課：産業振興課

##### 現状と課題

農業従事者の高齢化、後継者不足、農地の減少に加え、農産物の価格の低下や肥料・資材の価格高騰など農業を取り巻く環境は依然として厳しいことから、農業経営の安定・生産性の向上・地産地消の拡大など農業振興のための総合的な取組を進めることが必要です。

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足等の影響から、農地・農家ともに減少傾向にあります。こうした状況のなか、優良農地の保全や耕作していない農地の再生等により、農地を保全していくことが必要です。

##### ①都市農業の振興

地産地消の充実や農産物直売の拠点整備、市民と生産者の交流の場づくりなどを進め、都市農業の振興を図ります。

##### ②農地の保全

遊休農地の把握・解消や農地の多面的機能の維持と向上を図るため、農地のパトロール強化や貸借を促進して農地の保全を図ります。

| 主な関連指標の推移            | 単位 | H28    | H29    | H30    | R 元    |
|----------------------|----|--------|--------|--------|--------|
| 認定農業者数               | 人  | 23     | 25     | 26     | 28     |
| 農業体験参加者数             | 人  | 988    | 913    | 1,531  | 1,631  |
| 浜崎農業交流センター地場産農産物購入者数 | 人  | 43,401 | 41,324 | 35,751 | 32,210 |
| 市民農園の利用区画数           | 区画 | 594    | 594    | 502    | 515    |
| 遊休農地解消率              | %  | 25     | 45     | 45     | 45     |

## 8 産業の育成と支援



### 目指す姿

起業・創業を希望する方が様々な支援を受けられるまちを目指します。

また、市民と事業者及び事業者同士の交流が活発に行われ、市の特性を生かした産業が育つまちを目指します。

| 主な成果指標         | 単位  | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度) | 目標値<br>(年度) | 指標の説明                                |
|----------------|-----|-------------------|-------------|-------------|--------------------------------------|
| あさか産業フェア参加事業所数 | 事業所 | 63<br>(H26)       | 58<br>(R元)  | 70<br>(R7)  | 事業者同士や市民と事業者交流の場である「あさか産業フェア」の参加事業所数 |
| 市の支援を受けて起業した件数 | 件   | 7<br>(H26)        | 6<br>(R元)   | 15<br>(R7)  | セミナー等に参加し、その後実際に起業した件数               |

### 関連する個別計画

・朝霞市産業振興基本計画(平成31年度～令和10年度)

### 具体的な施策

#### (1) 産業育成のための連携強化

主担当課:産業振興課

##### 現状と課題

市内事業者の同業種企業による連携の取組は進んでいないのが現状で、関係団体だけでなく民間事業者とも連携した連携推進の取組が必要です。

産・学・官の連携と異業種交流の体制づくりの支援について検討する必要があります。

農業就業人口の減少が見込まれる中、農業人材を持続的に育成することが必要なことから、新たな農業経営者の育成や確保に取り組み、農業経営基盤強化の促進を図る必要があります。

##### ①情報の収集と発信

商工会や金融機関、民間事業者などと連携し、市内の産業の育成につながる情報を収集するとともに、産業文化センターを拠点として「あさか産業フェア」などの同業種や異業種交流の機会を通じて市内商工業の情報を発信します。

##### ②産業ネットワークの強化

経営資源の相互活用や共同受注等の効率的な企業運営に企業間の連携が効果があることから、商工会等の既存ネットワークを強化し、事業者間、技術者間の多様な関係づくりを進め、事業課題の解決に繋がるようなネットワーク基盤の構築と強化を図ります。

##### ③地域に密着した産業の振興

商工会等の団体が持つ既存のネットワークを強化していくとともに、関係経済団体や金融機関、大学などと連携し、本市の地域特性に合った企業の誘致や魅力的な個店の進出・創出支援などにより、地域に密着した産業の振興を図ります。



#### ④農業経営基盤強化のための連携

あさか野農業協同組合・商工会・市内飲食店・市民・行政などの関係機関との連携強化による地産地消の充実や農産物直売の拠点整備、市民と生産者が交流できる場づくりなどを推進し、農業の担い手の育成や確保に努めます。

| 主な関連指標の推移    | 単位 | H28   | H29   | H30   | R 元   |
|--------------|----|-------|-------|-------|-------|
| 商工会組織率       | %  | 55.9  | 55.6  | 55.4  | 54.5  |
| あさか産業フェア出店者数 | 者  | 59    | 63    | 57    | 56    |
| 産業文化センター利用件数 | 件  | 4,508 | 4,703 | 4,638 | 4,255 |

## (2) 起業・創業の支援

主担当課:産業振興課

### 現状と課題

起業に関する相談・セミナーのより一層利用しやすい環境づくりや起業後における継続的な支援について取り組んでいく必要があります。

地域課題の解決に取り組むコミュニティ・ビジネスなど、市民の経験や能力を活用した起業の支援について検討する必要があります。

#### ①支援体制の充実

起業家育成相談や起業家育成支援セミナーの開催、実質無利子の起業家育成資金融資制度の実施のほか、商工会や金融機関などの関係機関が連携し、市内で起業を目指す方を継続的に支援します。

また、空き店舗等を生かした起業支援の拠点づくりについて検討します。

#### ②新たな産業の創出

起業家育成支援セミナーの開催などを通じて、事業者や行政、NPO 等と地域住民が協力し、地域課題の解決に取り組むコミュニティ・ビジネスなど、市民の経験や能力を生かした新たな産業の創出を支援します。

| 主な関連指標の推移      | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|----------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 起業家育成相談件数      | 件  | 38  | 31  | 57  | 35  |
| 起業家育成セミナー実施回数  | 回  | 3   | 3   | 3   | 3   |
| 起業家育成セミナー参加人数  | 人  | 22  | 31  | 28  | 41  |
| 市の支援を受けて起業した件数 | 件  | 5   | 9   | 3   | 6   |

## 9 勤労者支援



### 目指す姿

勤労者である市民や市内事業所に勤める方が職場での悩み事等について身近な場所で相談を受けられ、労働関係法令を遵守した環境で働けるまちを目指します。

市内事業者が地域から人材を雇用できるとともに、就職を希望する市民がきめ細かな支援を受けられるまちを目指します。

| 主な成果指標                | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度) | 目標値<br>(年度) | 指標の説明                            |
|-----------------------|----|-------------------|-------------|-------------|----------------------------------|
| ワーク・ライフ・グッドバランス認定企業件数 | 件  | —<br>(H26)        | —<br>(R 元)  | 30<br>(R7)  | 市のワーク・ライフ・グッドバランス企業認定制度による認定企業件数 |
| 市の支援を受けて就職した人数        | 人  | 8<br>(H26)        | 12<br>(R 元) | 13<br>(R7)  | セミナー参加者等に対するアンケート調査結果による就職人数     |

### 関連する個別計画

・朝霞市産業振興基本計画(平成31年度～令和10年度)

### 具体的な施策

#### (1) 勤労者支援の充実

主担当課:産業振興課

##### 現状と課題

暮らしやすく働きやすいまちの実現に向けて、市内企業の多様な働き方やワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組を支援していく必要があります。

雇用形態が多様化する中において、相談体制の整備などによる勤労者支援を充実していく取組が必要です。

##### ①働きやすい環境の整備

事業者労働者の働きやすい環境のあり方や整備することの重要性等について理解してもらい、労働の意思を持つ方が働きたいと思える事業者を増やし、市内企業への就職・定着を図るとともに、関係機関と連携し、労働関係法令等の周知に努めます。

##### ②労働相談の充実

労働や雇用問題、社会保険などについて、社会保険労務士による相談会を実施します。

また、国や県の労働関係機関と連携し、各機関が実施している各種相談の周知に努めます。

| 主な関連指標の推移   | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|-------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 労働・社会保険相談件数 | 件  | 21  | 15  | 17  | 20  |
| 内職相談(求職)件数  | 件  | 181 | 206 | 151 | 157 |

## (2) 雇用の促進

主担当課：産業振興課

### 現状と課題

就職に関する相談・セミナーをより一層利用しやすい環境づくりが求められています。地域における雇用の確保について、関係機関と連携し推進していく必要があります。

### ①雇用の促進

朝霞公共職業安定所や朝霞地区雇用対策協議会、埼玉県雇用開発協会などの関係機関と連携し、合同就職面接会の開催などを通じて、地域での雇用の促進に努めます。

### ②就職希望者に対する支援の充実

朝霞公共職業安定所等の関係機関と連携した就職支援セミナーや就職支援相談の実施を通じて、就職を希望する方が希望する企業に就職ができるよう支援を実施します。

| 主な関連指標の推移         | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|-------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 就職支援セミナー実施回数(市主催) | 回  | 3   | 3   | 3   | 2   |
| 就職支援セミナー参加者数(市主催) | 人  | 22  | 23  | 11  | 33  |
| 就職相談実施回数          | 回  | 24  | 24  | 24  | 24  |
| 就職支援相談件数          | 件  | 26  | 24  | 9   | 16  |

## 第6章 基本構想を推進するために

### この章の施策の推進方針

#### 「安全・安心なまち」と実感できるように

- 市民一人一人の人権意識を高め、お互いの個性を尊重し、認め合える環境づくりに努めます。

#### 「子育てがしやすいまち」と実感できるように

- 性別や国籍にかかわらず、誰もがのびのびと子育てでき、また健やかに成長できる環境づくりを推進します。

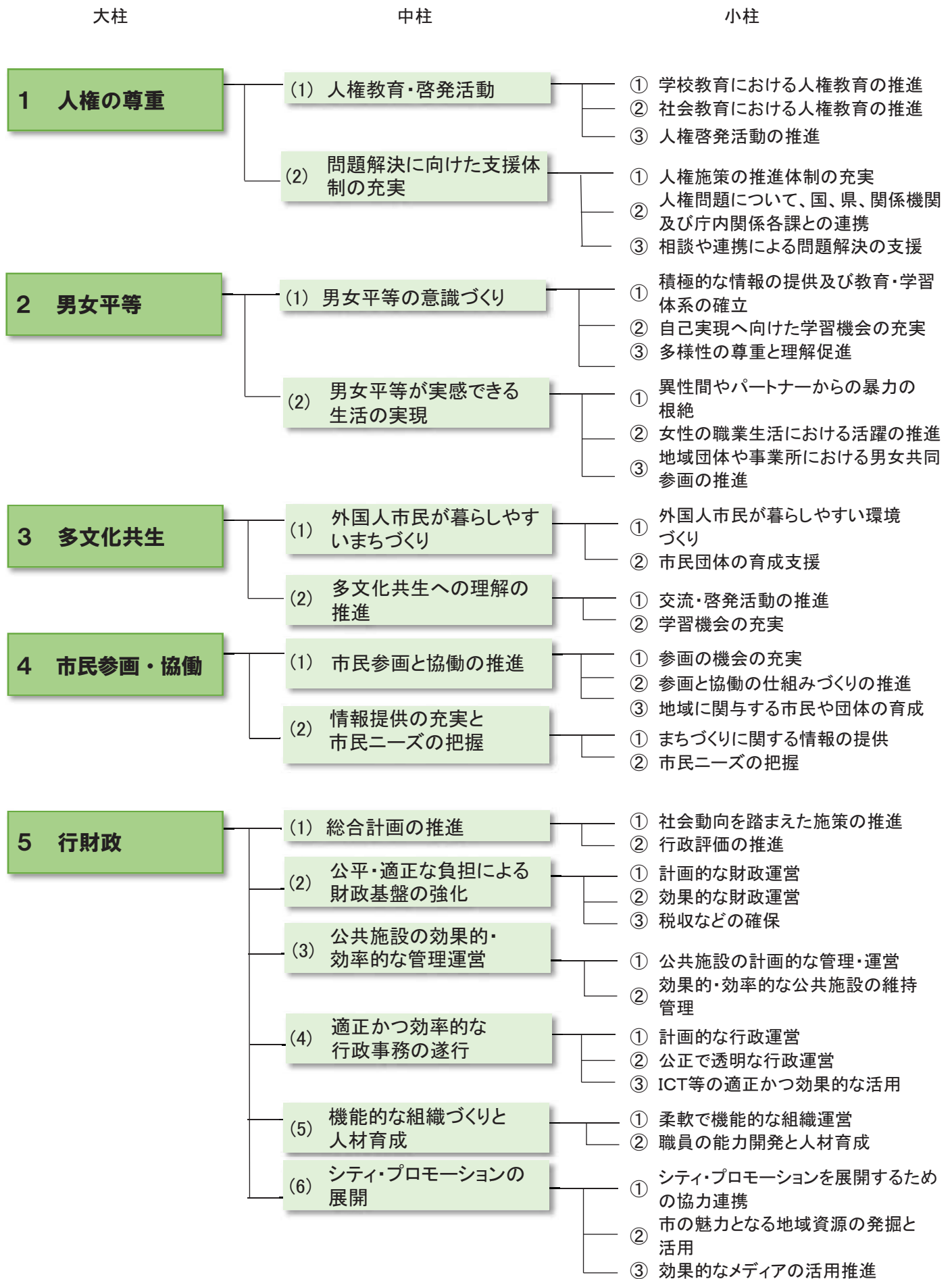
#### 「つながりのある元気なまち」と実感できるように

- 市民ニーズを的確に把握するとともに、多くの人が気軽にまちづくりに参加できるよう環境整備を進めます。

#### 「自然・環境に恵まれたまち」と実感できるように

- 本市の魅力である自然環境を生かしたシティ・プロモーションを推進します。

## 第6章 基本構想を推進するために



## 1 人権の尊重



### 目指す姿

市民一人一人の人権意識・人権感覚が高まり、憲法で保障された基本的人権を互いに尊重し、認め合う、差別のない明るいまちを目指します。

| 主な成果指標                  | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度) | 目標値<br>(年度) | 指標の説明                                             |
|-------------------------|----|-------------------|-------------|-------------|---------------------------------------------------|
| 人権に関する研修会・講演会参加者数       | 人  | 600<br>(H26)      | 646<br>(R元) | 630<br>(R7) | 人権研修会などの年間参加者数                                    |
| 人権施策や人権問題に関する関係機関との連携件数 | 件  | 13<br>(H26)       | 14<br>(R元)  | 13<br>(R7)  | 人権施策庁内連絡会、庁内人権問題研修推進員研修会の開催や国、県などの関係機関の会議等に参加した件数 |

#### 関連する個別計画

- ・第2期朝霞市教育振興基本計画(令和3年度～令和7年度)
- ・第3次朝霞市生涯学習計画(平成29年度～令和8年度)
- ・朝霞市人権・同和行政実施計画(平成30年度～令和4年度)

### 具体的な施策

#### (1) 人権教育・啓発活動

主担当課:人権庶務課、教育指導課、生涯学習・スポーツ課

##### 現状と課題

人権尊重意識の醸成に向けて、人権教育、啓発活動などに取り組んできました。しかし、現代社会においては社会環境の変化に伴い、いじめや児童虐待、ドメスティック・バイオレンス(DV)、インターネット上での誹謗・中傷など、様々な人権問題が発生しています。女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題など、様々な人権問題の解決に向けて、学校・地域・家庭など、それぞれの状況に応じた人権教育の推進を図る必要があります。

また、社会経済の発展に伴い、人権問題は複雑化・多様化の傾向にあり、人権問題の正しい認識と理解を深めるための情報提供や啓発活動の推進を図る必要があります。

##### ①学校教育における人権教育の推進

学校の教育活動全体を通じて、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、豊かな人権感覚を育成できる教育活動を推進します。

また、教職員が人権に関する正しい理解と認識を持って、人権教育を推進します。

##### ②社会教育における人権教育の推進

市民などの人権尊重意識の高揚と様々な人権問題についての正しい理解や認識を深めるための講演会や研修会、講座などの学習機会の提供に努めます。

また、学校・地域・家庭など、それぞれの状況に応じた人権教育を推進します。

### ③人権啓発活動の推進

市民一人一人が、お互いの個性を認め合い、思いやる心を大切にできるよう、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人、同和問題など、様々な人権問題についての正しい理解と認識を深める啓発活動を推進します。

| 主な関連指標の推移   | 単位 | H28   | H29   | H30   | R 元   |
|-------------|----|-------|-------|-------|-------|
| 人権擁護委員の活動件数 | 件  | 6     | 6     | 6     | 6     |
| 人権作文応募者数    | 人  | 8,723 | 8,795 | 8,931 | 8,708 |

## (2) 問題解決に向けた支援体制の充実

主担当課：人権庶務課

### 現状と課題

人権侵害の事案は、全国的に増加傾向にあります。人権侵害被害者などを支援するため、相談体制の充実や、市民などが相談しやすい環境づくりが必要です。

また、国、県、関係機関及び庁内関係各課との連携を強化する必要があります。

### ①人権施策の推進体制の充実

人権施策の推進に当たっては、「朝霞市人権施策庁内連絡会」や「庁内人権問題研修推進員」などを活用しながら、計画的、効果的に人権施策を推進します。

### ②人権問題について、国、県、関係機関及び庁内関係各課との連携

様々な人権問題の解決に向け、国、県、近隣市町村、学校、事業所、民間団体などの関係機関や庁内関係各課との連携に努めます。

### ③相談や連携による問題解決の支援

人権問題に関する市民などからの相談に対し、市及び関係機関が設置する各種相談窓口などと連携しながら人権侵害被害者の救済や支援に努めます。

| 主な関連指標の推移                  | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|----------------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 人権施策庁内連絡会、人権問題研修推進員研修の開催回数 | 回  | 3   | 3   | 3   | 4   |
| 法律相談件数                     | 件  | 696 | 660 | 648 | 611 |



## 2 男女平等



### 目指す姿

全ての人が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍できるまちを目指します。

| 主な成果指標                             | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度)   | 目標値<br>(年度)  | 指標の説明                              |
|------------------------------------|----|-------------------|---------------|--------------|------------------------------------|
| 社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等であるとする市民の割合 | %  | 8.1<br>(H26)      | 8.0<br>(R 元)  | 20.0<br>(R7) | 社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等であるとする市民の割合 |
| 配偶者等から暴力を受けた場合に誰かに相談する割合           | %  | 59.4<br>(H26)     | 58.3<br>(R 元) | 80.0<br>(R7) | 配偶者等から暴力を受けた場合に誰かに相談する割合           |

#### 関連する個別計画

・第2次朝霞市男女平等推進行動計画(平成28年度～令和7年度)

### 具体的な施策

#### (1) 男女平等の意識づくり

主担当課:人権庶務課

##### 現状と課題

急速な社会環境の変化とともに、多様なライフコース(個人が一生の間にたどる道筋)が志向されるようになってきています。しかしながら、家庭・地域・職場などの市民生活に密着した場では、依然として性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行が根強く残っており、日々の生活の中で、無理解や偏見による不平等や生きづらさを抱えている人がいます。このようなことから、引き続き、男女平等の意識づくりに向けた取組が求められています。

また、若年層を対象とした性と生殖に関する健康と権利についての正しい理解と人それぞれ違った性の指向が認められ、尊重される地域社会の実現が求められています。

##### ①積極的な情報の提供及び教育・学習体系の確立

性別による固定的な役割分業意識の解消に向け、気づきと改善する力を養えるよう積極的に情報提供し、学習機会の充実に努め人材育成を図ります。

##### ②自己実現へ向けた学習機会の充実

市民一人一人が、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し自己実現が図れるよう、働く場での男女共同参画の意識の向上に努めるとともに、能力開発のための学習機会の提供や活動支援のための情報提供などに努めます。

### ③多様性の尊重と理解促進

主に若年層を対象とした、性と生殖に関する健康と権利についての正しい理解を推進し、また、性の指向は多様であることへの意識醸成を図り、無理解と偏見のない、一人一人が尊重される地域社会の実現に努めます。

| 主な関連指標の推移          | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|--------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 男女平等推進事業の協働する市民の人数 | 人  | 19  | 19  | 19  | 22  |
| あさか女と男セミナー参加人数     | 人  | 161 | 129 | 157 | 132 |

## (2) 男女平等が実感できる生活の実現

主担当課:人権庶務課

### 現状と課題

これまで、男女平等推進条例の制定及び男女平等推進行動計画の策定、また、配偶者暴力相談支援センター事業の開始や女性センターの開所など、様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、全国的にドメスティック・バイオレンス(DV)などの深刻な問題やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)などの課題も顕在化しています。

また、女性があらゆる場面で活躍できるための情報提供や施策を展開するなど、引き続き、男女平等が実感できる生活の実現に向けた取組が求められています。

### ①異性間やパートナーからの暴力の根絶

異性間やパートナーからの暴力の防止に向けた積極的な情報提供や、被害者の保護や自立支援に向けた相談体制の充実及び多機関連携の強化を図り、異性間やパートナーからの暴力の根絶に努めます。

### ②女性の職業生活における活躍の推進

女性活躍推進法の基本理念を踏まえた市町村推進計画に基づき、女性があらゆる場面において活躍できるための情報提供や施策を展開します。また、市が率先し、管理的地位の女性職員を増やすなど、政策や方針の立案・決定の場への女性の参画を図ります。

### ③地域団体や事業所における男女共同参画の推進

町内会や自治会などの地域団体における女性の参画を推進するための情報提供を積極的に行い、男女平等に関する意識醸成に努めます。

また、男女平等の推進に寄与し活動している女性センター登録団体と協働し、男女平等社会の実現に努めます。

| 主な関連指標の推移    | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|--------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 女性総合相談年間相談件数 | 件  | 99  | 67  | 42  | 47  |
| DV 相談年間相談件数  | 件  | 335 | 360 | 459 | 606 |

### 3 多文化共生



#### 目指す姿

地域で暮らす外国人市民を含めた市民がお互いの理解を深め、それぞれの文化や生活習慣について積極的に理解し、尊重しあって共生できるまちを目指します。

| 主な成果指標         | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度) | 目標値<br>(年度) | 指標の説明                                                        |
|----------------|----|-------------------|-------------|-------------|--------------------------------------------------------------|
| 多文化共生事業の実施回数   | 回  | 42<br>(H26)       | 56<br>(R元)  | 61<br>(R7)  | 多文化共生を推進する事業の実施回数                                            |
| 多文化推進サポーター実働回数 | 回  | 20<br>(H26)       | 16<br>(R元)  | 36<br>(R7)  | 外国人市民への情報提供のサポートや、保育園や地域での外国の文化の紹介などを行う「多文化推進サポーター」の年間実働延べ回数 |

関連する個別計画  
・朝霞市国際化基本指針

#### 具体的な施策

##### (1) 外国人市民が暮らしやすいまちづくり

主担当課:地域づくり支援課

##### 現状と課題

多くの外国人市民が本市に在住しており、今後、さらに増加することが想定されます。外国人市民が、地域で孤立したり、生活習慣などの相互理解不足からトラブルに発展することがないように、地域社会と外国人市民をつなぎ、地域での話し合いを基にお互いの文化を理解しながら、生活上の問題などを相談・解決することができるよう、関係団体や関係機関等と連携を図りつつ、サポートする必要があります。

##### ①外国人市民が暮らしやすい環境づくり

ゴミの分別方法や各種相談、支援制度などの生活に密着した情報を多言語で発信することにより、外国人市民が安心して生活できる環境を整備し、相互理解の促進に努めます。

##### ②市民団体の育成支援

身近な相互理解の機会を増やすため、多文化共生や外国人市民との交流を進める市民団体や NPO 法人、「外国人総合相談センター埼玉」等の国・県の関係機関と連携し、多文化共生活動を支援していきます。

| 主な関連指標の推移                  | 単位 | H28 | H29 | H30 | R元  |
|----------------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 多文化推進サポーター活動延べ人数           | 人  | 19  | 16  | 16  | 16  |
| 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒に支援した割合 | %  | —   | 100 | 100 | 100 |

## (2) 多文化共生への理解の推進

主担当課:地域づくり支援課

### 現状と課題

多文化共生に市民が関心を持てるように、さらなる意識啓発が求められます。多文化共生に対する理解の促進に向けては、多文化共生に取り組んでいる関係団体や関係機関等との連携を進める必要があります。

また、小学校においては教員が主体的に外国語活動の事業に取り組むための指導力の向上が必要です。

### ①交流・啓発活動の推進

異なる文化への理解を深め、ともに共生し、生きていく社会を目指します。市民活動団体や関係機関と連携し、外国人市民を交えた交流会等の開催及び周知を行い、異文化に触れる機会を増やすことで相互理解の促進に努めます。

### ②学習機会の充実

小学校における外国語活動の充実に向け、ALT(専任外国語講師)の配置や中学校における AET(英語指導助手)による授業など、外国語の教科指導の充実に努めます。

| 主な関連指標の推移                     | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|-------------------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 多文化共生に関する情報発信(広報、HP 等での周知・啓発) | 回  | 12  | 12  | 12  | 12  |
| 英語指導助手配置人数(小学校/中学校)           | 人  | 5/5 | 5/5 | 6/5 | 6/5 |

## 4 市民参画・協働



### 目指す姿

情報公開の総合的な推進を図ることにより、公正で透明な行政を推進するとともに、多くの人が気軽にまちづくりに参加できるよう環境整備を進め、市政への参画が市民にとって身近であるまちを目指します。

| 主な成果指標              | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度) | 現状値<br>(年度) | 目標値<br>(年度) | 指標の説明                       |
|---------------------|----|-------------------|-------------|-------------|-----------------------------|
| NPO やボランティア等との協働事業数 | 事業 | 61<br>(H26)       | 73<br>(R 元) | 100<br>(R7) | NPO やボランティア等と協働して実施した事業数    |
| 広報あさかアンケート          | %  | —<br>(H26)        | 44<br>(R 元) | 60<br>(R7)  | 広報あさかアンケートでの紙面の見やすさが良いを選ぶ割合 |

関連する個別計画

・朝霞市民協働指針(平成 20 年度～)

### 具体的な施策

#### (1) 市民参画と協働の推進

主担当課:政策企画課、  
地域づくり支援課

##### 現状と課題

審議会の委員の公募ほか、意見交換会、パブリック・コメントなどの実施により、市の様々な施策の計画段階から実施、評価に至るまで、市民参画の機会を設けています。若い世代や子育て世代など、幅広く市民がまちづくりや地域の課題に関われるよう、市政に参画しやすい仕組みづくりを推進することが求められています。

また、特定の課題を効果的に解決していくためには、その課題についてよく知る市民や関係団体等、当事者の参画や協働が求められます。

さらには政策の実行段階での市民の事業への参画など、協働のまちづくりも求められています。

自治基本条例の制定や協働指針の改定などを検討していくことが課題です。

##### ① 参画の機会の充実

審議会等の公募委員のほか、懇談会やヒアリング調査、パブリック・コメントなどにより、市の施策の計画段階から実施、評価に至るまで、市民参画の機会の充実に取り組みます。実施に当たっては、若い世代や子育て世代の方も参加しやすくなるよう、時間、場所等を工夫するほか、市内の様々な関係団体や当事者などとの意見交換を実施するなど、参画の機会が増えるように全庁で取り組みます。

##### ② 参画と協働の仕組みづくりの推進

市民と市が市民参画や協働についての理解を深め、推進するための制度や環境づくりに取り組みます。

また、市民参画や協働のあり方などを定める条例の制定、指針の策定等について検討します。

### ③地域に関与する市民や団体の育成

講座や講演会等の開催を通し、地域での活動に関心を持つ人材を発掘するとともに、お互いのつながりづくりのきっかけとなる機会を提供することで、これから実際に地域に関与する活動に取り組む担い手を育成します。

| 主な関連指標の推移                 | 単位  | H28  | H29   | H30   | R 元   |
|---------------------------|-----|------|-------|-------|-------|
| 公募委員候補者登録数                | 人   | 58   | 163   | 218   | 160   |
| 審議会等における公募市民委員の割合         | %   | 9.17 | 10.36 | 11.30 | 11.58 |
| 団体の市民活動支援ステーション施設利用回数(延べ) | 団体数 | 660  | 525   | 515   | 505   |
| NPO やボランティア等との協働事業数       | 事業  | 65   | 68    | 73    | 73    |

## (2) 情報提供の充実と市民ニーズの把握

主担当課:シティ・プロモーション課、市政情報課

### 現状と課題

広報については、これまで広報紙やホームページのほか様々な広報手段の拡充を図ってきました。引き続き、新たな情報提供手段の可能性を探りつつ、各年代層に対して、それぞれ最も効果的な広報手段や内容を検討する必要があります。

また、広聴については、引き続き広聴の在り方について検討するとともに、行政からの発信だけではなく、時代に即したデジタル技術を活用し、市民からの意見を聴取するための方法等について検討していく必要があります。

### ①まちづくりに関する情報の提供

広報紙やホームページなどの広報媒体の充実を図り、行政情報を分かりやすく市民に提供します。

また、新たな情報提供手段の可能性等を研究し、それぞれの特性を生かした迅速かつ効果的な情報提供を行います。

### ②市民ニーズの把握

各種計画を策定する際には市民ニーズを幅広く収集するとともに、市政モニター制度の充実を図り、各課が保有する個別の懸案事項について市民ニーズを収集します。

また、市民の意向を反映するため「市への意見・要望」を継続し、市民の個々の要望を伺います。

| 主な関連指標の推移     | 単位    | H28     | H29       | H30       | R 元       |
|---------------|-------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 広報あさか配布部数     | 部     | 64,400  | 65,000    | 65,300    | 65,800    |
| 広報あさかアンケート結果  | %     | 34.4    | 25.9      | 39.2      | 44.0      |
| ホームページアクセス数   | 回     | 910,000 | 1,032,338 | 1,199,024 | 1,580,925 |
| ツイッターのフォロワー数  | フォロワー | 6,301   | 7,352     | 8,244     | 9,212     |
| 市への意見・要望の収集件数 | 件     | 136     | 138       | 152       | 170       |
| 市政モニター実施回数    | 回     | 4       | 4         | 5         | 6         |



## 5 行財政



### 目指す姿

安定した財源を確保しつつ、効果的で効率的な行財政運営を行っていくことで、市民が必要とするサービスが将来にわたって適切かつ持続的に提供されるまちを目指します。

| 主な成果指標                                   | 単位 | 前期基本計画<br>開始前(年度)                       | 現状値<br>(年度)    | 目標値<br>(年度)     | 指標の説明                                                                                                      |
|------------------------------------------|----|-----------------------------------------|----------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年度目標を達成した施策<br>の割合                       | %  | 88.4<br>(4段階評価<br>でA,Bの割<br>合)<br>(H26) | 82.9<br>(R元)   | 100<br>(R7)     | 後期基本計画の年度評価<br>で達成度をA, B, Cのい<br>ずれかとした施策の割合<br>(5段階評価)                                                    |
| 市税収納率(現年分)                               | %  | 98.7<br>(H26)                           | 99.0<br>(R元)   | 99.2<br>(R7)    | 市税収入額を調定額で除<br>したもの                                                                                        |
| 維持管理費の削減率                                | %  | —<br>(H26)                              | 0<br>(R元)      | —5<br>(R7)      | 公共施設の維持管理費に<br>ついて、令和2年度の実績<br>値に対し、新手法等の導入<br>により削減した割合                                                   |
| 事務改善及び職員提案の<br>応募件数[入賞件数]                | 件  | 80[17]<br>(H26)                         | 94[10]<br>(R元) | 100[10]<br>(R7) | 各年度における全課から<br>出された事務改善件数の<br>合計                                                                           |
| 市民満足度アンケートに<br>おいて「満足」と回答した<br>市政モニターの割合 | %  | 44.3<br>(H27)                           | 39.0<br>(R元)   | 50<br>(R7)      | 暮らしの中で将来像の実<br>現が実感できているか<br>についてアンケートを実施<br>し、「5満足」、「4やや満<br>足」のいずれかを選択した<br>市政モニターの割合(全3<br>4問の平均、5段階評価) |
| 市に愛着を感じている市<br>民の割合                      | %  | —<br>(H26)                              | 82.2<br>(R元)   | 92.9<br>(R7)    | 市に愛着を「感じている」<br>「どちらかといえば感じて<br>いる」と答えた市民の割合                                                               |

#### 関連する個別計画

- ・第5次朝霞市総合計画実施計画(毎年度策定)
- ・第2期朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和3年度～令和7年度)
- ・朝霞市公共施設等総合管理計画(平成28年度～)
- ・朝霞市公共施設等マネジメント実施計画(令和3年度～令和7年度)
- ・朝霞市シティ・プロモーション取組基本方針(平成28年度～)

### 具体的な施策

#### (1) 総合計画の推進

主担当課:政策企画課

##### 現状と課題

本市における将来の人口推移などの社会状況の変化を見極めながら、新たに顕在化してきた行政課題等を適切に調査・把握し、計画を着実に遂行していく必要があるほか、市



の財政状況などを踏まえ、効果的かつ効率的な行財政運営を図っていく必要があります。  
また、SDGs 等の国際社会の動向や日本の社会情勢に留意するとともに、国や県の方針や計画を踏まえ、柔軟に施策を推進していくことが求められています。

#### ① 社会動向を踏まえた施策の推進

持続可能なまちづくりを行うため、SDGs の理念と目標を踏まえながら、総合計画の各施策に取り組みます。

また、将来にわたって活力ある地域社会を実現します。

#### ② 行政評価の推進

地域の特性を生かして施策の推進を図り、限られた財源の中でも新たな行政課題や行政需要に対応するため、行政活動によって生み出された成果を測定し、その結果を次の活動へと結び付けられるようにします。

| 主な関連指標の推移                       | 単位 | H28  | H29  | H30  | R 元  |
|---------------------------------|----|------|------|------|------|
| 市民満足度アンケート(34 項目)結果の平均点         | 点  | 3.26 | 3.30 | 3.23 | 3.29 |
| 市の施策評価のための外部評価委員会開催回数           | 回  | 7    | 7    | 8    | 9    |
| まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証のための審議会開催回数 | 回  | 1    | 1    | 2    | 2    |

## (2) 公平・適正な負担による財政基盤の強化 主担当課:財政課、収納課

### 現状と課題

厳しい財政状況の中、持続可能な行財政運営を行うためには財源の安定的な確保が不可欠です。歳入の根幹である市税の確保のため、相談業務の充実や納付環境の整備などに努めながら、的確な滞納整理を行い、収納率の向上を図っています。引き続き、事業の選択と集中の実施や中期的な財政計画を策定する必要があります。

#### ① 計画的な財政運営

多様で高度化する市民ニーズに応える効率的で安定した行政サービスを提供するため、実施計画に基づいた中期的な財政推計を策定するとともに、社会経済環境、国の経済予測及び財政計画の動向を注視しながら、計画的な財政運営を図ります。

#### ② 効果的な財政運営

厳しい財政状況の中、限られた財源を最大限活用し、最少の経費で最大の効果をあげるため、事業の選択と集中、事務事業の見直し、経常経費の節減合理化を行い、効果的な財政運営を図ります。

#### ③ 税収などの確保

収納率の向上のため、口座振替の奨励のほか、コンビニエンスストアでの収納を引き続き実施していくとともに、クレジットカードによる収納やスマートフォン決済などのキャッシュレス納税を奨励し、納税者の利便性の向上に努めます。

また、休日・夜間納税相談や電話催告により納税を促すとともに、差押などの滞納処分を適切に行い、税収の確保を図ります。

| 主な関連指標の推移        | 単位 | H28     | H29     | H30     | R 元     |
|------------------|----|---------|---------|---------|---------|
| 財政計画の策定(改定)      | —  | 策定(改定)  | 策定(改定)  | 策定(改定)  | 策定(改定)  |
| 基金利子積立額          | 千円 | 837     | 766     | 714     | 162     |
| 依存財源比率           | %  | 35.9    | 35.9    | 36.5    | 36.9    |
| 口座振替件数(市税徴収事業)   | 件  | 77,743  | 77,418  | 77,920  | 78,407  |
| コンビニ収納件数(市税徴収事業) | 件  | 108,493 | 110,400 | 118,453 | 119,791 |

### (3) 公共施設の効果的・効率的な管理運営

主担当課：  
政策企画課、財産管理課

#### 現状と課題

市民が安全・安心に公共施設を利用できるように効果的・効率的な管理を行っていくとともに、財政状況を踏まえながら経営戦略的な視点で管理、活用し、今後の公共施設の在り方を検討していく必要があります。

#### ① 公共施設の計画的な管理・運営

市の公共施設を安全に利用していただくとともに、市の建物、道路、橋梁、上下水道などの機能を有効に活用するため、公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化対策などに取り組みます。

#### ② 効果的・効率的な公共施設の維持管理

業務委託や指定管理者制度をはじめとした民間のノウハウを活用するなど、管理運営経費の削減やサービスの向上を図ります。

| 主な関連指標の推移                    | 単位             | H28    | H29     | H30     | R 元     |
|------------------------------|----------------|--------|---------|---------|---------|
| 普通財産(未利用地)の管理面積              | m <sup>2</sup> | 41,849 | 41,849  | 41,849  | 9,218   |
| 普通財産の活用面積                    | m <sup>2</sup> | 6,640  | 6,602   | 6,440   | 39,077  |
| 市庁舎利用上の事故件数(庁舎施設改修事業)        | 件              | 0      | 0       | 0       | 0       |
| 維持修繕件数(庁舎管理事業)               | 件              | 44     | 36      | 36      | 44      |
| 文化・スポーツ振興公社管理運営施設の利用件数(公園除く) | 人              | 99,773 | 126,454 | 121,934 | 100,000 |

### (4) 適正かつ効率的な行政事務の遂行

主担当課：政策企画課、  
市政情報課、財産管理課

#### 現状と課題

AIやRPAといった技術の活用の広がりや、働き方改革の推進などを受けて、市民サービスの向上や職場全体の業務の効率化を図っていく必要があります。

#### ① 計画的な行政運営

各種計画の進行管理を効果的に実施し、施策、事業の効果と効率を見極めながら、市民の多様なニーズに柔軟に対応できる市政運営に取り組みます。

#### ② 公正で透明な行政運営

公正で透明な行政運営を図るため、市政に関する情報を積極的に公表又は提供し、情報の共有化を図ります。

また、情報公開制度の円滑で適正な運用を図るため、公文書の適正な管理に努めるとともに、個人情報についても適切な取扱いの徹底に努めます。

#### ③ ICT等の適正かつ効果的な活用

ICTやAI、RPA等の適正かつ効果的な活用のほか、テレワークなどの環境整備等により、業務の効率化や行政サービスの充実とともに、市民の利便性の向上に努めます。

| 主な関連指標の推移                    | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|------------------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 情報公開請求件数                     | 件  | 19  | 16  | 15  | 19  |
| 不正な入札件数                      | 件  | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 工事・委託及び賃貸借契約の検査の実施率          | %  | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 例月出納検査・決算審査・定例監査・工事監査等監査実施回数 | 回  | 16  | 16  | 16  | 16  |
| ネットワークシステム停止時間(メンテナンス作業除く)   | 分  | 225 | 10  | 315 | 0   |

## (5) 機能的な組織づくりと人材育成

主担当課:政策企画課、職員課

### 現状と課題

社会情勢や地方分権に合わせ、市民のニーズに的確に対応していくため、組織機構の見直しを柔軟に行っていくとともに、職員の適正配置に努めていくことが必要です。

また、人材育成基本方針に基づいた職員研修や職場づくりを進めるため、研修課題や研修ニーズの把握に努め、地域の課題解決を図ることができる人材を育成する必要があります。

### ①柔軟で機能的な組織運営

市民ニーズや行政課題への対応に当たっては、部署間の連絡を密にして、柔軟な組織運営に努め、統一性を持って取り組みます。

### ②職員の能力開発と人材育成

人材育成基本方針に基づき、職員研修の充実や人を育てる職場づくりの推進を図るとともに、人事考課制度を活用することで職員の能力開発を効果的に進め、多様化する市民ニーズに対応できる職員の育成を図ります。

| 主な関連指標の推移             | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|-----------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 派遣研修の参加者数             | 人  | 186 | 217 | 228 | 207 |
| 人事考課制度の実施率            | %  | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 採用者数                  | 人  | 25  | 25  | 46  | 32  |
| 人事異動の割合(保育士・技能労務職を除く) | %  | 28  | 34  | 39  | 28  |

## (6) シティ・プロモーションの展開

主担当課:シティ・プロモーション課

### 現状と課題

市広報、ホームページ、SNSなどを活用し、地域で輝いている人や場所などを本市の魅力として発信しています。今後、シティ・プロモーションの方針を策定し、当該方針に沿って、市民、関係機関、市内外事業者等と協力、連携しながらプロモーションを展開していく必要があります。

### ①シティ・プロモーションを展開するための協力連携

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の射撃会場市であることをはじめとして、市の魅力を市の内外へPRするため、庁内の各部署や関係機関、市民、民間企業、市内事業者等と連携して事業を展開していきます。

### ②市の魅力となる地域資源の発掘と活用

「シティ・セールス朝霞ブランド」などの既存の地域資源のさらなる活用を検討するほか、市の魅力となり得る新たな地域資源を発掘し活用します。

### ③効果的なメディアの活用推進

市独自の発信手段に限らず、様々なメディア等を活用しながら、より効果的なシティ・プロモーションを展開していきます。

| 主な関連指標の推移                | 単位 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|--------------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 市民や事業者等との連携によるプロモーションの機会 | 回  | —   | —   | 10  | 11  |
| PR ロゴ使用申請受理件数(庁舎外)       | 件  | —   | —   | 7   | 18  |



## 第2部 第5次朝霞市総合計画 総論

※基本構想策定時（平成28年3月時点）の内容です。

## 第1章 総合計画について

### 1 総合計画の目的と経緯

総合振興計画は、平成23（2011）年の地方自治法改正により市町村における策定義務がなくなり、今後の策定については各市町村の判断にゆだねられました。しかし、本市では、市政を総合的かつ計画的に推進するため、引き続き基本構想を策定し、中・長期的な視点から市民のみなさんと市がともに目標とする将来像を描き、その実現に向けて、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを総合的、体系的に示すこととしました。

本市ではこれまでに、総合振興計画を、昭和50（1975）年から平成18（2006）年まで、10年ごとに第1次から第4次まで策定し、計画的な市政運営に努めてきました。

平成27（2015）年度をもって現在の第4次総合振興計画の計画期間が終了するにあたり、新たなまちづくりの方向性を示すため、平成28（2016）年度を初年度とする第5次総合計画を策定します。

なお、本計画は、第4次まで総合振興計画という名称で策定してきましたが、都市基盤の整備などに重点を置く「開発」重点の時代から、環境や文化などを含めたトータルな都市の価値を追求する時代へと転換していくことをイメージして、今回の第5次計画から「振興」を外して、「総合計画」という名称を採用することとしました。



朝霞市役所

## 2 総合計画の構成と期間

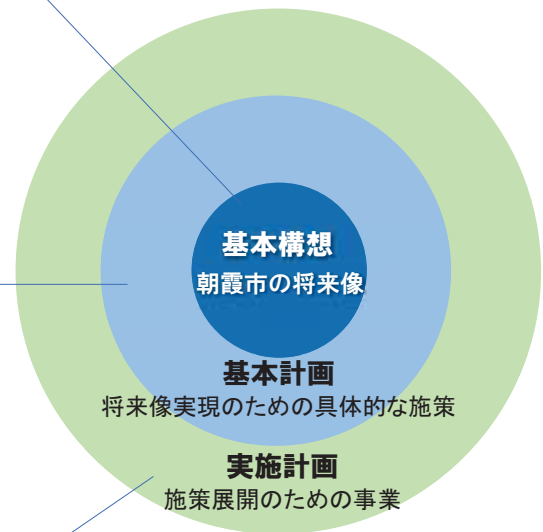
第5次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

**基本構想**は、市民と行政がともに実現を目指す将来像と、その実現に向けた政策の方向性を示すものです。構想期間は、平成 28(2016)年度から令和 7(2025)年度までの 10 年間とします。

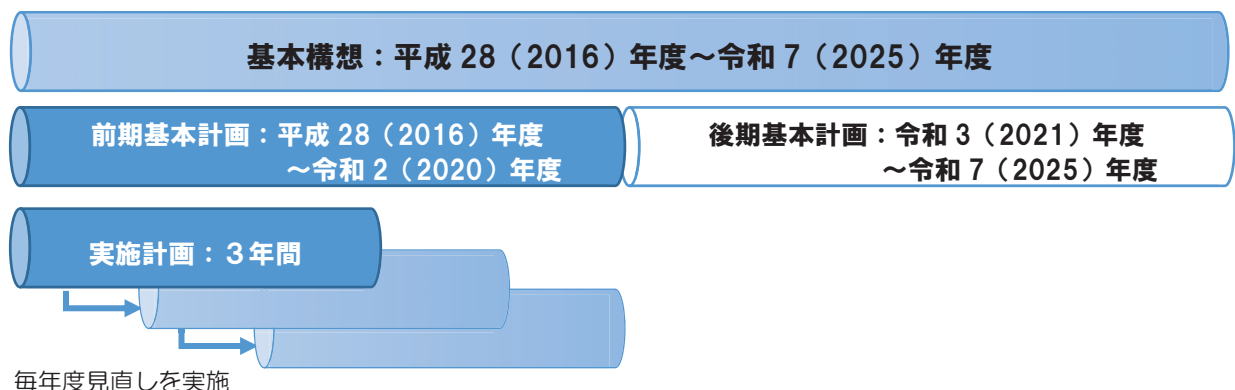
**基本計画**は、基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別に、体系的に示すもので、前期と後期に分け、それぞれ 5 年間で計画期間とします。

前期：平成 28(2016)年度から  
令和 2(2020)年度まで  
後期：令和 3(2021)年度から  
令和 7(2025)年度まで

**実施計画**は、基本計画に定めた各施策を展開するためのより具体的な事務や事業の内容を示すもので、各年度の予算編成の基礎となります。3 年間で計画期間とし、毎年度、内容を見直します。



### 【基本構想・基本計画・実施計画の計画期間】





## 第2章 総合計画策定の背景・前提

### 1 朝霞市の概況

#### （1）朝霞市の歴史

この地域における人々の足跡は、今から3万年前の旧石器時代まで遡ることができます。柵塚古墳を始めとして、中世の城跡である岡の城山、江戸時代に建てられた国の重要文化財である旧高橋家住宅、川越街道の宿場町として栄えた膝折宿など、それぞれの時代をしのばせる歴史的な遺産も数多く残されています。

明治22（1889）年に町村制が施行され、のちに本市を構成することとなる<sup>ひざおり</sup>膝折村と<sup>うちまぎむら</sup>内間木村が成立しました。大正3（1914）年には東上鉄道（現在の東武東上線）が開通し、昭和7（1932）年の東京ゴルフ倶楽部の移転を契機に、膝折村は町制を施行し、朝霞町と改称しました。

昭和16（1941）年には赤羽から陸軍被服<sup>しょうふく</sup>廠分廠が、市ヶ谷から陸軍予科士官学校が移転してきました。戦後、これらの施設は米軍基地として利用され、返還後は自衛隊の駐屯地や公共施設の用地として利用されてきました。

昭和30（1955）年に朝霞町と内間木村が合併し、新しい朝霞町となり、昭和42（1967）年3月15日に市制が施行され、埼玉県で27番目の市として朝霞市が誕生しました。



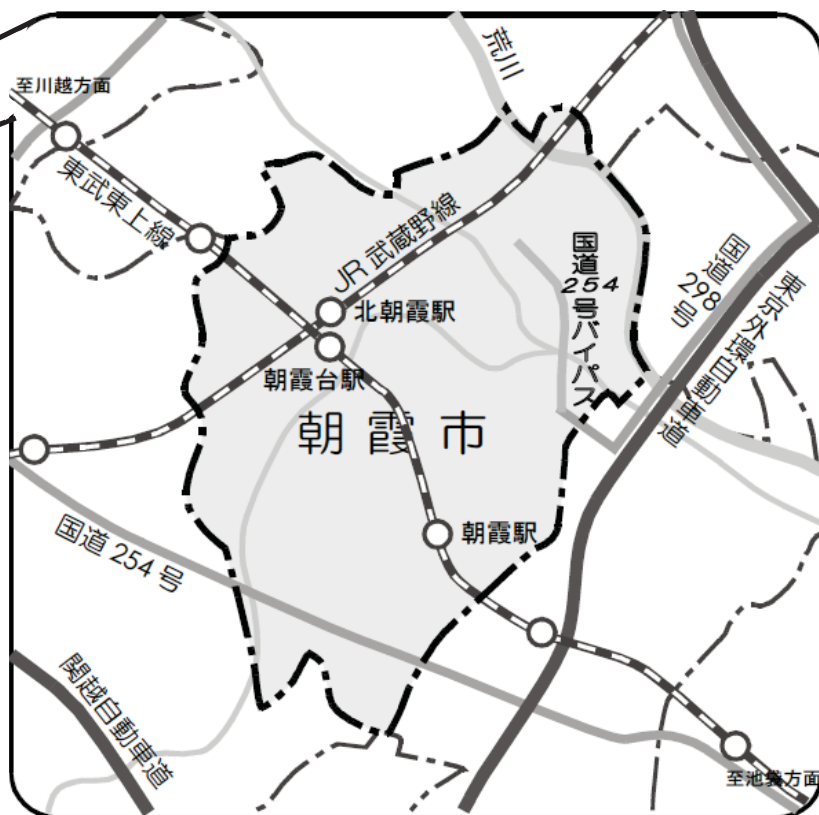
## （２）朝霞市の地勢と人口

本市は、県庁所在地であるさいたま市から約9 km、東京都心から約20 kmの距離にあり、市の南部が東京都練馬区と接する埼玉県南西部に位置しています。

本市の地形は、武蔵野台地と荒川低地に大別され、その間の斜面林が武蔵野の面影を残しています。また、荒川とほぼ並行して新河岸川が流れ、市の中央部には東西に黒目川が流れるなど、変化に富んだ地形となっています。

交通の面では、本市の南部を国道254号（川越街道）、東部の市境を外かく環状線が通り、高速道路に容易にアクセスすることができます。また、北西から南東の方向には都心と直結する東武東上線と東京メトロ有楽町線・副都心線（東急東横線、みなとみらい線と相互乗入）、南西から北東の方向にはさいたま市など県央地域と結ぶＪＲ武蔵野線が走り、都市交通の重要な結節点となっています。

こうした武蔵野の面影を残す自然景観や交通の利便性を背景として、市の人口は市制施行以来、増加を続けており、人口増加率は全国や首都圏と比較しても高く、平成27（2015）年4月1日現在（住民基本台帳）で134,709人となっています。本市の特徴は、市民の平均年齢が若く、生産年齢人口の割合が高いことです。また、高齢化の傾向もゆるやかで、出生率も隣接する東京都に比べ高いのですが、それでも少子高齢化の傾向は明らかですし、高齢者など一人暮らし世帯の増加は今後の課題となります。



## 2 人口・財政・都市計画に関する整理

第 5 次総合計画の基本構想を検討する際の基本的なデータとして、人口・財政・都市計画の 3 つの観点から本市の現状を確認し、課題を整理しました。

### (1) 人口

#### ①人口統計等にみる朝霞市の特徴

##### ■平均年齢

日本全体の平均年齢は、平成 26（2014）年時点で 45.7 歳です。この計画の最終年度である令和 7（2025）年の予測は 48.3 歳になります。本市の平均年齢が、平成 26（2014）年時点で 41.7 歳ですから、全国平均を 4 歳も下回る若い人の多いまちということになります。

資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）』

##### ■人口動態

最近の本市の人口の変化の内訳をみると、出生数は、年間 1,400 人前後で、死亡者数は、800 人前後となっていることから、500～600 人の自然増が続いています。一方、転入・転出数は、ほぼ同程度で、わずかに増加傾向を示しているに過ぎません。

資料：統計あさか

##### ■出生率

我が国の合計特殊出生率をみると、第 1 次ベビーブーム期には 4.3 を超えていましたが、昭和 25（1950）年以降急激に低下し、平成 17（2005）年には過去最低である 1.26 まで落ち込みました。

第 2 次安倍内閣の下で創設された「まち・ひと・しごと創生本部」では、平成 26（2014）年秋、人口減少の抑制に向けた長期ビジョンと戦略をまとめました。長期ビジョンは、令和 42（2060）年でも日本の人口を 1 億人程度に維持できる将来展望を示すことを目的としています。同ビジョンでは、合計特殊出生率を 1.8 程度までに改善することを目指すことが明記されています。

本市の平成 25（2013）年の合計特殊出生率は 1.43 で、全国平均とほぼ同じですが、埼玉県の 1.33 や東京都の 1.13 に比べ高くなっています。今後も引き続き、子どもを安心して産み、育てられるためのよりよい環境をつくっていくことが課題となります。

資料：統計あさか、人口動態統計、「平成 25 年埼玉県の人口動態概況」の都道府県別人口動態総覧

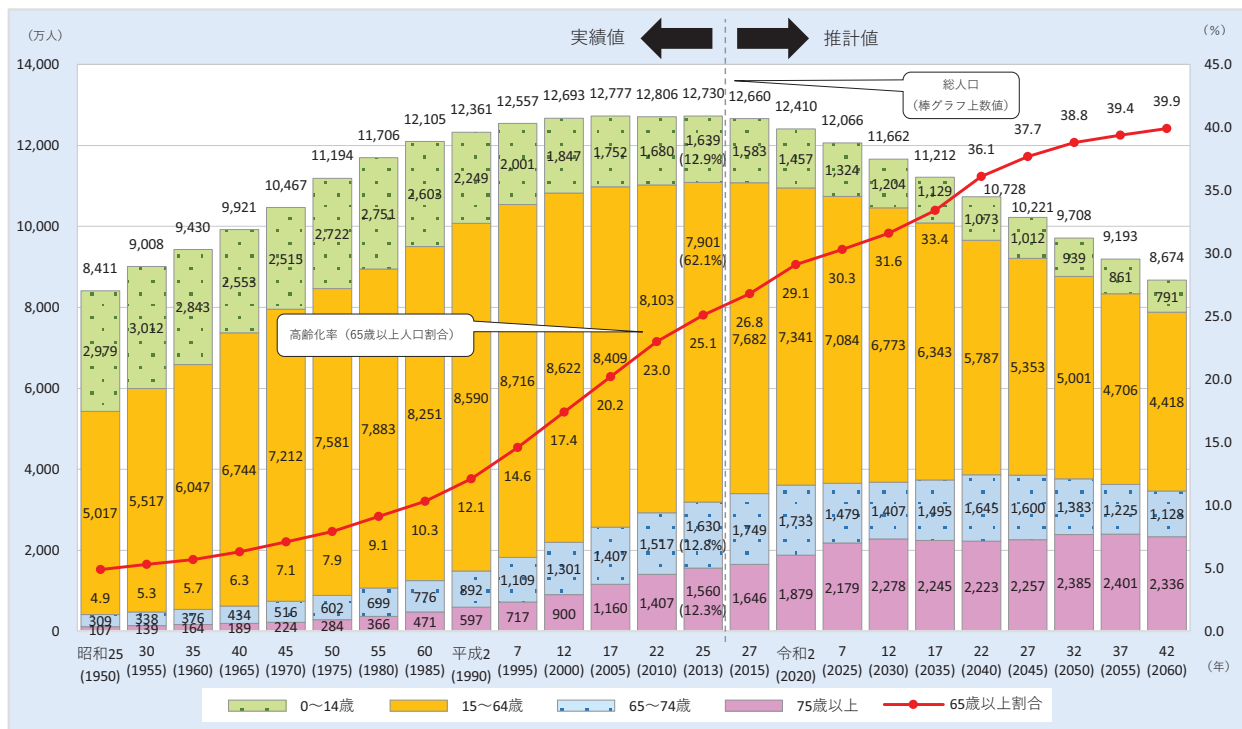
## ■高齢化

いわゆる「団塊の世代」（昭和 22（1947）年～昭和 24（1949）年に生まれた人）が 65 歳以上となる平成 27（2015）年の高齢者は 3,395 万人となり、「団塊の世代」が 75 歳以上となる令和 7（2025）年には 3,657 万人に達すると見込まれています。その後も高齢者人口は増加を続け、令和 42（2060）年には、2.5 人に 1 人が 65 歳以上、4 人に 1 人が 75 歳以上に達するといわれています。

本市の高齢化率は、平成 26（2014）年 1 月 1 日現在で 17.8%です。全国の高齢化率は平成 25（2013）年 10 月 1 日現在で 25.1%であり、本市は全国に比べ緩やかに高齢化が進展しています。しかし、本市の「高齢者福祉計画」では、本市の 75 歳以上の人口が平成 26（2014）年から令和 7（2025）年までに約 1.5 倍になると試算していることから、本市も高齢化に伴う課題から目を背けることはできません。

資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）』

【高齢化の推移と将来推計】



資料：厚生労働省『高齢社会白書（平成 26 年版）』

## ■世帯の構成 ～一人暮らしの増加～

平成22（2010）年には、東京都特別区では2世帯に1世帯が一人暮らし世帯となっています。

本市の平成22（2010）年の世帯構成は、核家族世帯が56.0%、単独世帯が37.5%、その他多世代同居などの世帯は6.5%となっています。特に高齢者の単独世帯は平成12（2000）年と比較すると2倍に増加しています。

一人暮らしの高齢者の健康や日々の暮らしをどのように見守っていくかが今後も重要な課題となります。

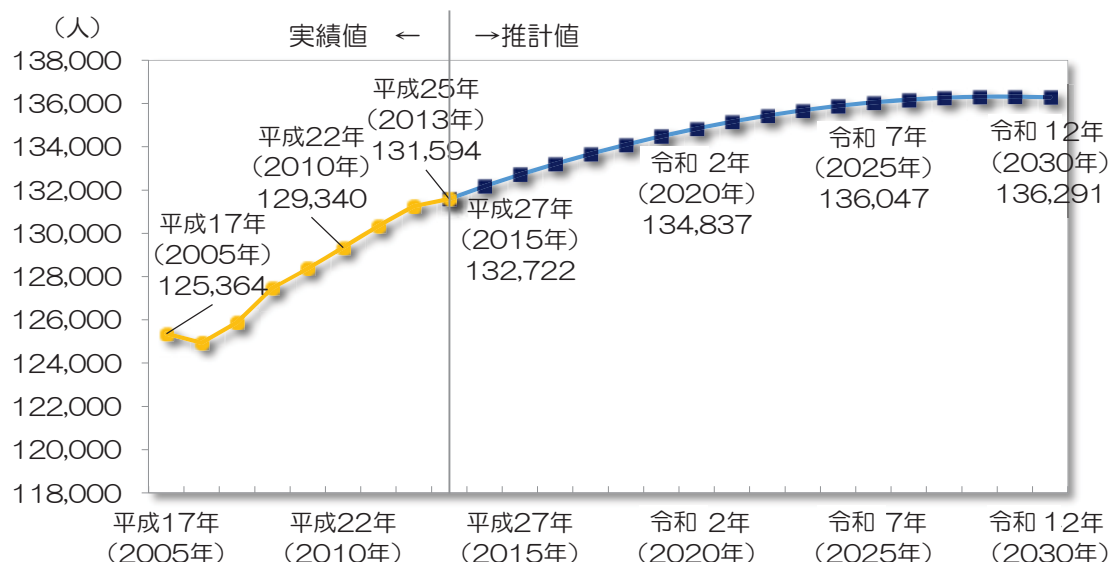
資料：国勢調査

## ②将来人口

### ■総人口の推計

全国的には人口の減少局面へと移行していますが、本市では東京メトロ副都心線の開業など交通利便性が一層向上しており、人口は少しずつ増加しています。今後も市街化区域に編入された地域を中心に宅地開発が行われる見込みがあることなどから、この計画の最終年度である令和7（2025）年の人口を約136,000人になると推測しました。もちろん、今後の人口構成の変化においては、少子高齢化の傾向はより顕著になると予測されます。

【本市の人口の推移と将来推計】

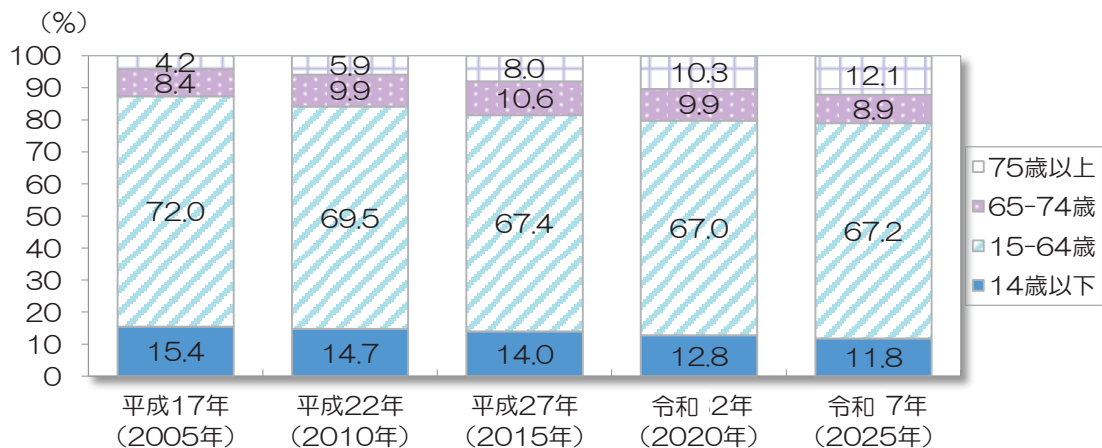


**将来人口（令和7年見込み） 約136,000人**

## ■人口構成比

本市の人口構成比をみると、14歳以下の割合は減少し、生産年齢人口（15～64歳）の割合は、ほぼ横ばいで推移するとみられますが、75歳以上の割合は増加すると見込んでおり、高齢化は着実に進むとみられます。

【本市の年齢4区分別人口構成比（平成17・22・27、令和2・7年）】

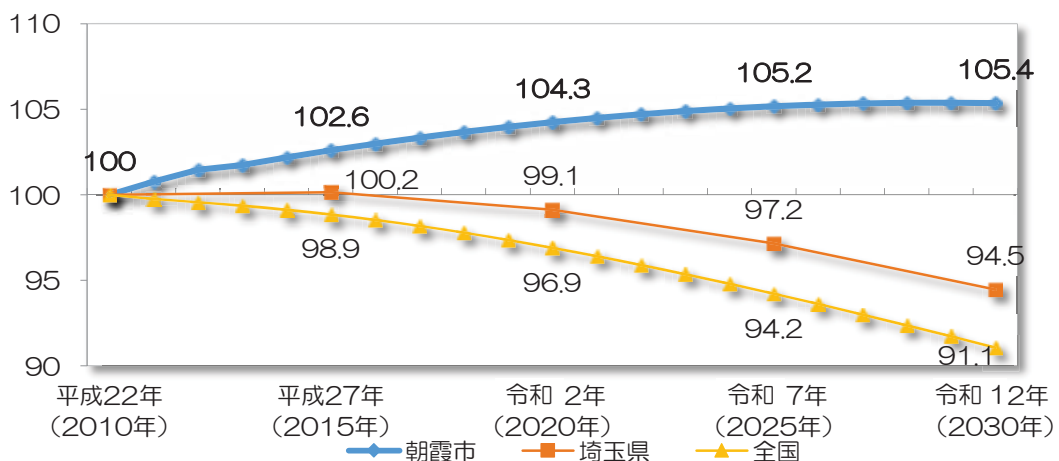


## ■将来人口の全国、埼玉県との比較

全国的には人口減少が進み、埼玉県においても平成27（2015）年以降は人口が減少すると見込まれています。一方、本市においては、今後15年近くにわたり人口の増加が進むと見込んでいます。

【人口の推移と将来推計（全国、埼玉県との比較）】

※平成22（2010）年=100とした場合の指数



注：全国は国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成24年1月推計）』、埼玉県は同『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』に基づき指数を算出



## （２）財政

本市は、これまで市民の皆さんの納税により安定した財政基盤を維持してきました。現在も、本市の歳入の６割近くを市税収入で賄うことのできる自立性の高い自治体であることに変わりはありません。

しかし、少子高齢化の進行、インフラや公共施設などの都市基盤の老朽化対策、安全・安心のまちづくりなど、社会の変化や市民の価値観の多様化に対応しながら市民の皆様の生活をしっかりと支えていくためには、先を見通した適正な行財政運営に努める必要があります。

したがって、今後、歳入の大幅な伸びは期待できない一方、歳出の増加が見込まれることから、歳入に見合った財政運営をする必要があり、改めて政策の選択と集中による持続可能な行政の実現を目指す必要があります。

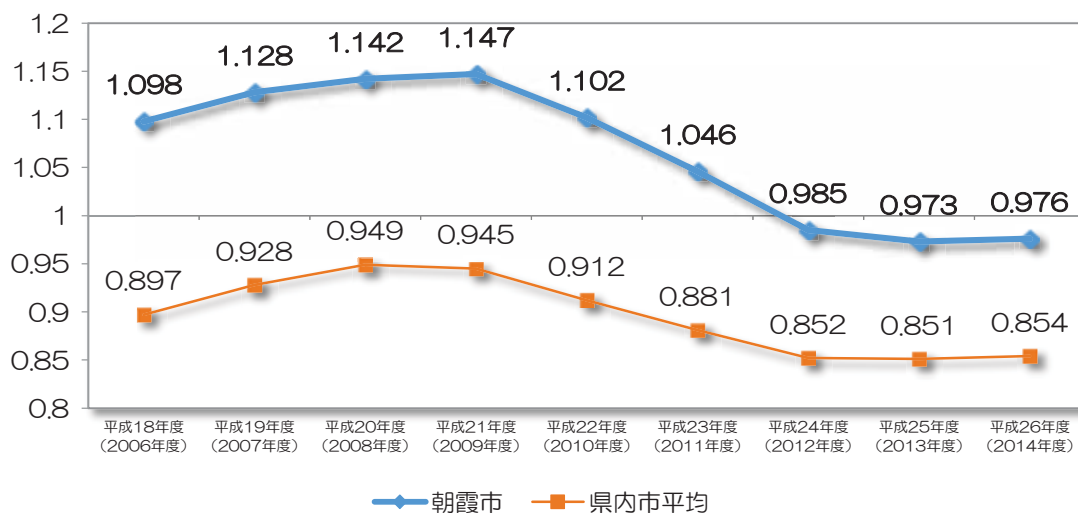
### ①主要な財政指標

#### ■財政力指数

標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で調達できるかを示した指標で、財政力指数が大きいほど財政力が強いとみることができます。

本市は県内市平均に比べ財政力が強く、平成23(2011)年度までは「1」を上回っていましたが、平成21(2009)年度をピークに低下しています。

【財政力指数の推移】



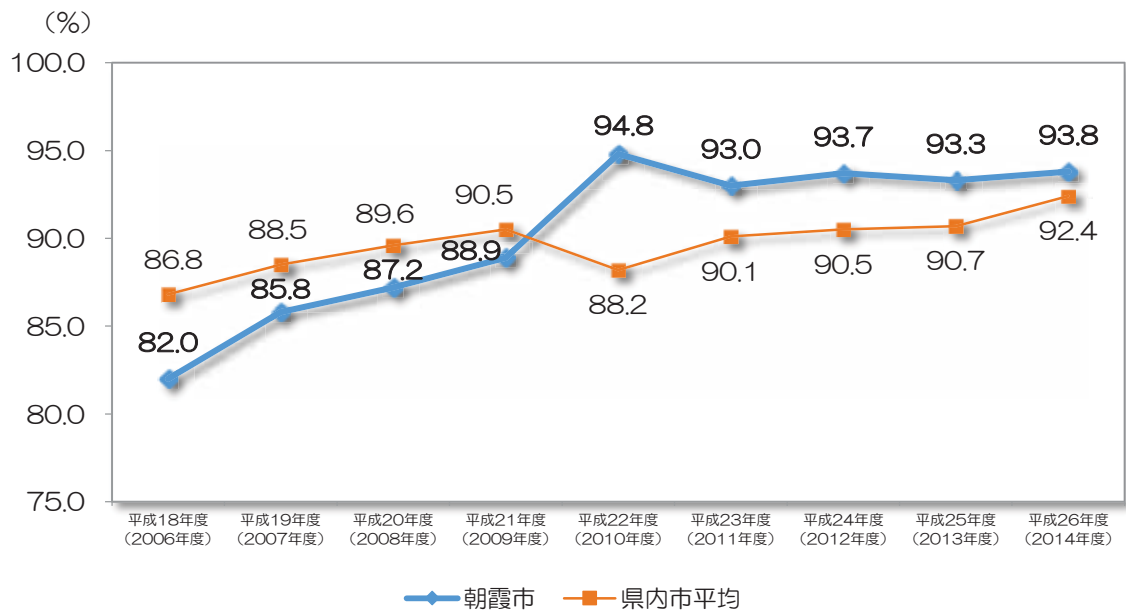


## ■経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための比率で、人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、市税、地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源や減税補てん債（特例分）及び臨時財政対策債がどの程度充当されているかを見る指標です。

この比率が低いほど財政構造に弾力性があることになります。

【経常収支比率の推移】



## ②一般会計

### ■歳入、歳出

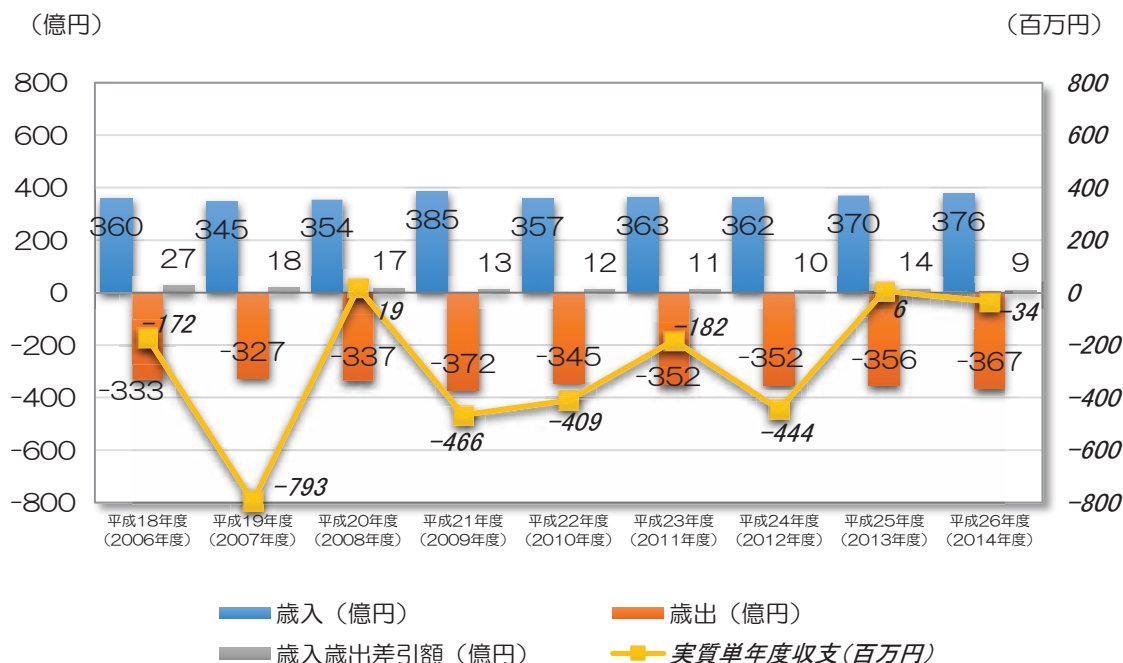
平成21（2009）年度決算から実質単年度収支の赤字が続いていましたが、平成25（2013）年度決算で黒字となったものの、平成26（2014）年度で再び赤字となりました。

歳入の6割近くを占める市税は、平成20（2008）年のいわゆる「リーマンショック」以降収入が大きく落ち込みましたが、平成25（2013）年度には平成20（2008）年度以前の水準に持ち直しつつあります。しかし、今後は市税収入の大幅な伸びは期待できないと見込まれます。

歳出については、生活保護や高齢者福祉、保育などの民生費及び予防接種や健康づくりなどの保健衛生費といった社会保障費が、高齢化や国の政策変更の影響を受けて増加傾向にあり、今後も一層の増加が予想されます。

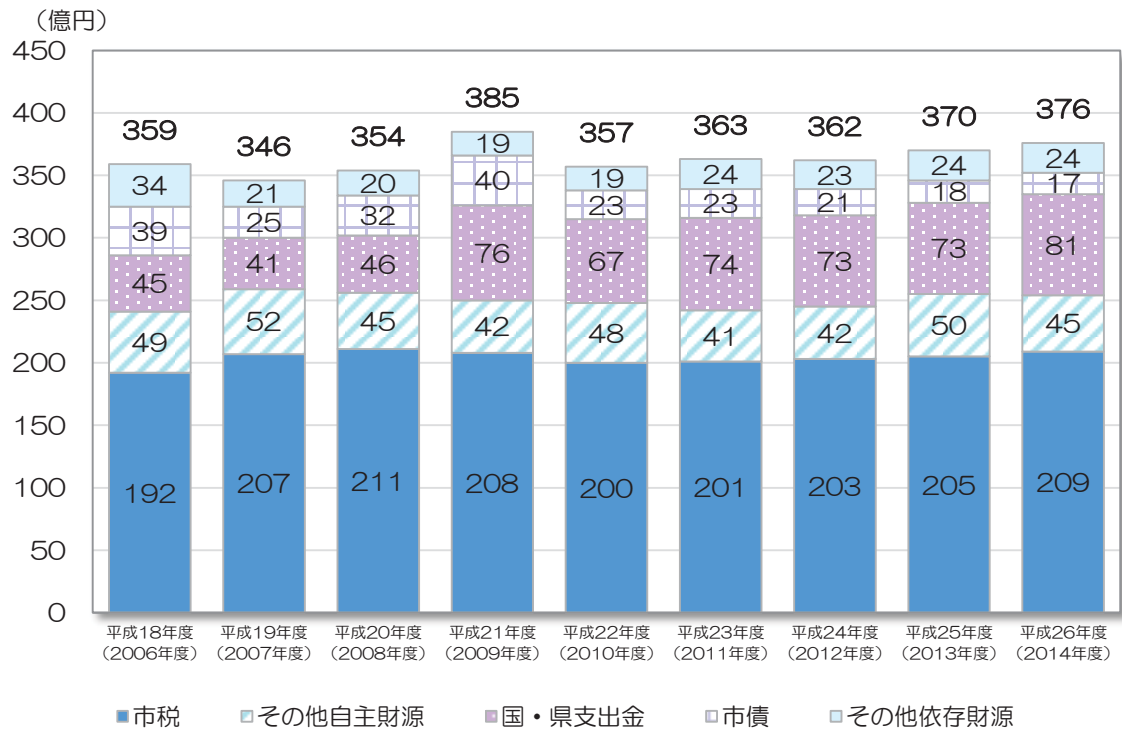
将来にわたって健全な財政運営を図るためには、歳入財源の確保に努めるとともに、歳出では事業の優先度を政策的に判断し、既存事業の徹底した見直しをするなど限られた財源の効果的・効率的な活用を努めていかなくてはなりません。

【歳入・歳出の推移】

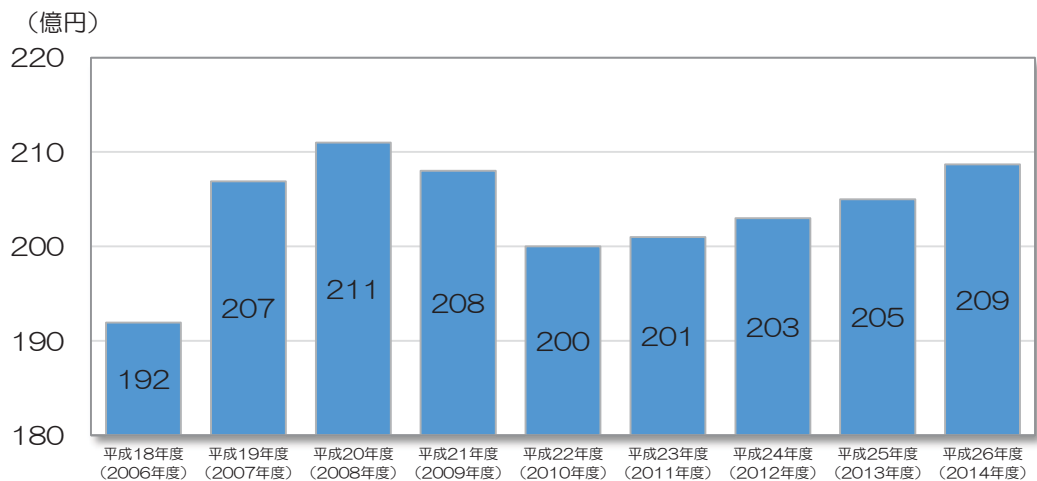


注：実質単年度収支は、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立金や債務を繰り上げて償還した繰上償還金）や赤字要素（積立金取崩し額）も考慮した、当該年度だけの実質的な収支を表すものです。

## 【歳入の推移】



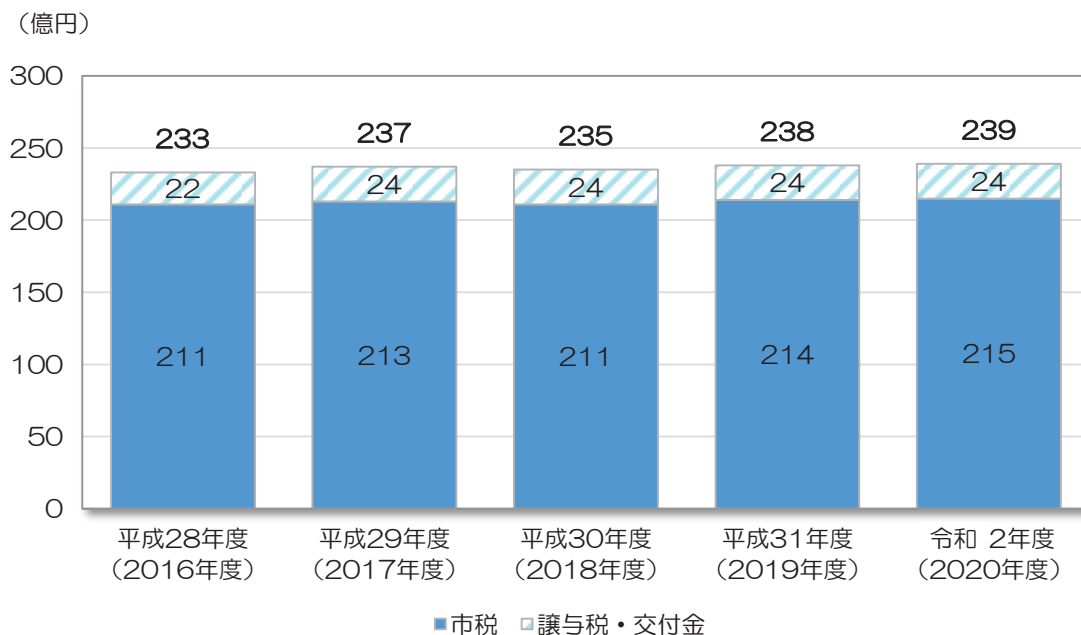
## 【市税収入の推移】



(単位: 千円)

| 歳入      | 平成18年度<br>(2006年度) | 平成19年度<br>(2007年度) | 平成20年度<br>(2008年度) | 平成21年度<br>(2009年度) | 平成22年度<br>(2010年度) | 平成23年度<br>(2011年度) | 平成24年度<br>(2012年度) | 平成25年度<br>(2013年度) | 平成26年度<br>(2014年度) |
|---------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 市民税(個人) | 8,012,719          | 9,176,921          | 9,342,374          | 9,330,321          | 8,694,649          | 8,595,616          | 8,992,563          | 9,110,183          | 9,189,758          |
| 市民税(法人) | 1,248,972          | 1,380,302          | 1,405,986          | 1,048,846          | 771,291            | 870,836            | 917,903            | 847,986            | 910,391            |
| 固定資産税   | 8,040,531          | 8,227,793          | 8,388,085          | 8,501,051          | 8,546,379          | 8,588,113          | 8,350,834          | 8,410,543          | 8,597,231          |
| その他     | 1,889,628          | 1,904,038          | 1,920,255          | 1,902,551          | 1,937,942          | 2,049,574          | 2,045,002          | 2,163,937          | 2,171,795          |
| 市税合計    | 19,191,850         | 20,689,054         | 21,056,700         | 20,782,769         | 19,950,261         | 20,104,139         | 20,306,302         | 20,532,649         | 20,869,175         |

### 【今後の主要な一般財源の収入見込み】



注：今後の主要な一般財源の収入見込みの前提条件

＜市税収入＞

現時点で判明している税制改正などによる影響を概算で見込んでいます。

○個人市民税：平成27（2015）年度の収入見込額をもとに、過去の実績や経済動向などを踏まえて、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

○法人市民税：計画期間中の税制改正による減を見込んでいます。

○固定資産税：土地は地価の上昇による増を見込んでいます。家屋は新築による増とともに、平成30（2018）年度は、評価替えに伴う前年度からの減を見込んでいます。

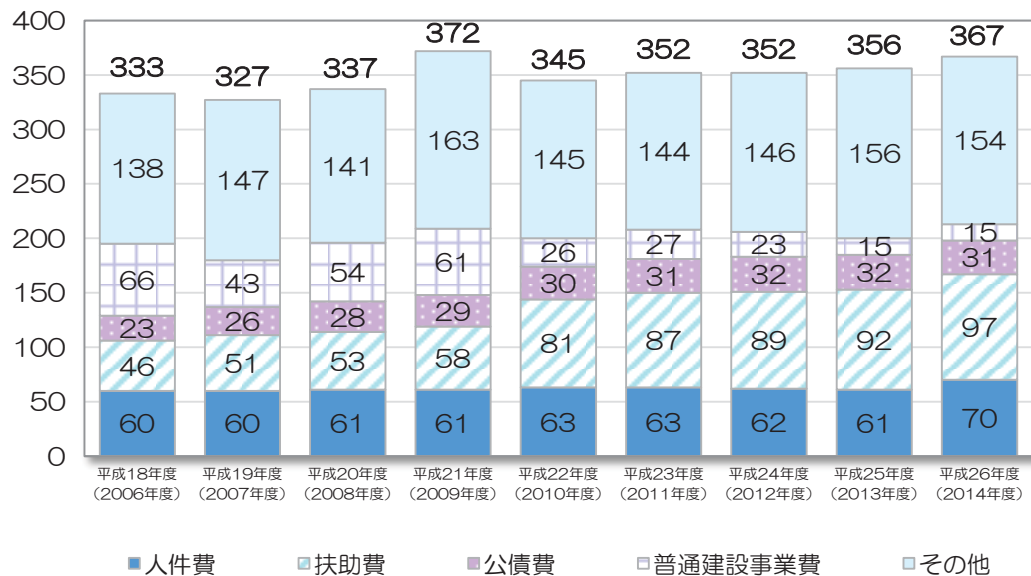
○市たばこ税：計画期間中の税制改正による増を見込む一方、喫煙率の低下による売り上げ本数の減少を見込んでいます。

＜地方譲与税、各種交付金＞

地方譲与税や各種交付金（地方消費税交付金、利子割交付金、配当割交付金など）については、景気や制度改正等に連動することから、現時点では、計画期間中ほぼ横ばいで推移するものと想定しています。

## 【歳出（性質別）の推移】

（億円）



人件費…市職員の給与、市長・市議会議員の報酬等

扶助費…生活保護や児童福祉、障害福祉などの社会保障に要する経費

公債費…地方債の元金の返済や利子の支払いにかかる経費

普通建設事業費…道路、学校などの施設の建設事業などに要する経費

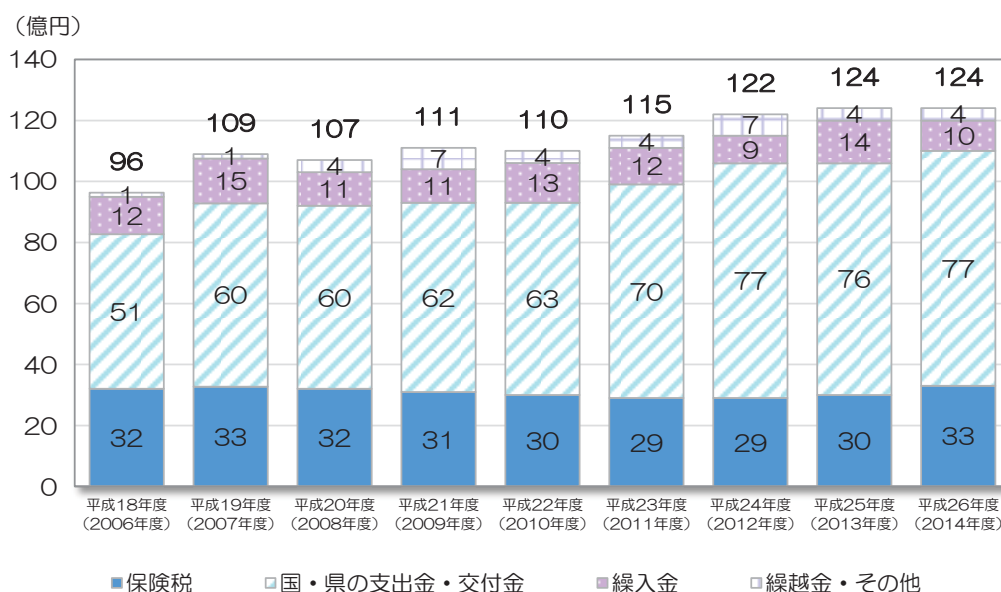
その他…委託料などの物件費、各種団体に対する補助費等、施設の修繕料などのための維持補修費、財政調整基金などに積み立てる積立金など

### ③特別会計

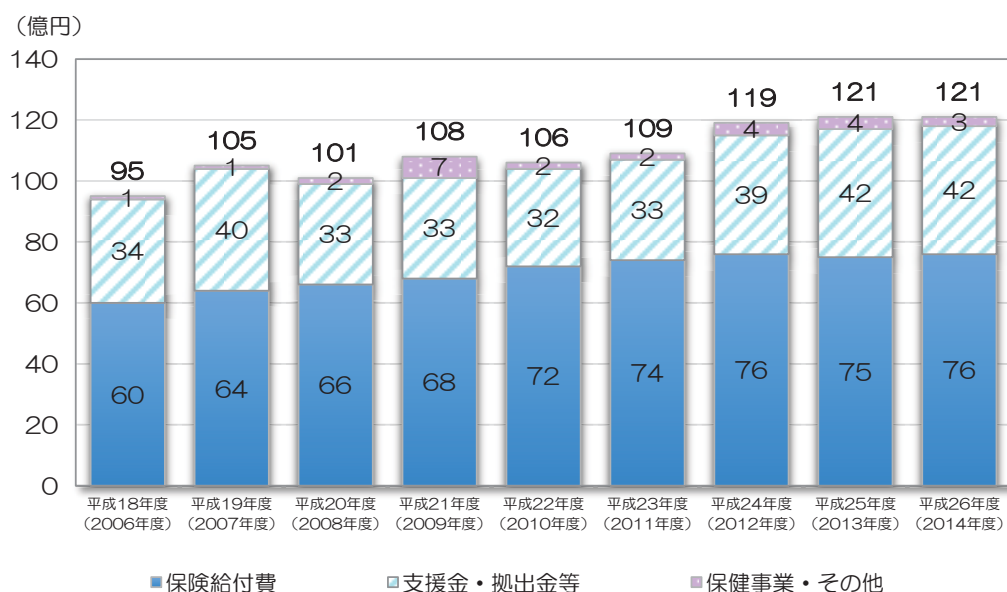
#### ■国民健康保険

加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより医療費が増加傾向となり、低所得者の加入者が多い中での財源確保は引き続き厳しさを増すことが予想されます。また、平成30（2018）年度より都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、地域におけるきめ細かい事業を行う市町村とともに国保の運営を担うことが予定されています。

【歳入の推移】



【歳出の推移】

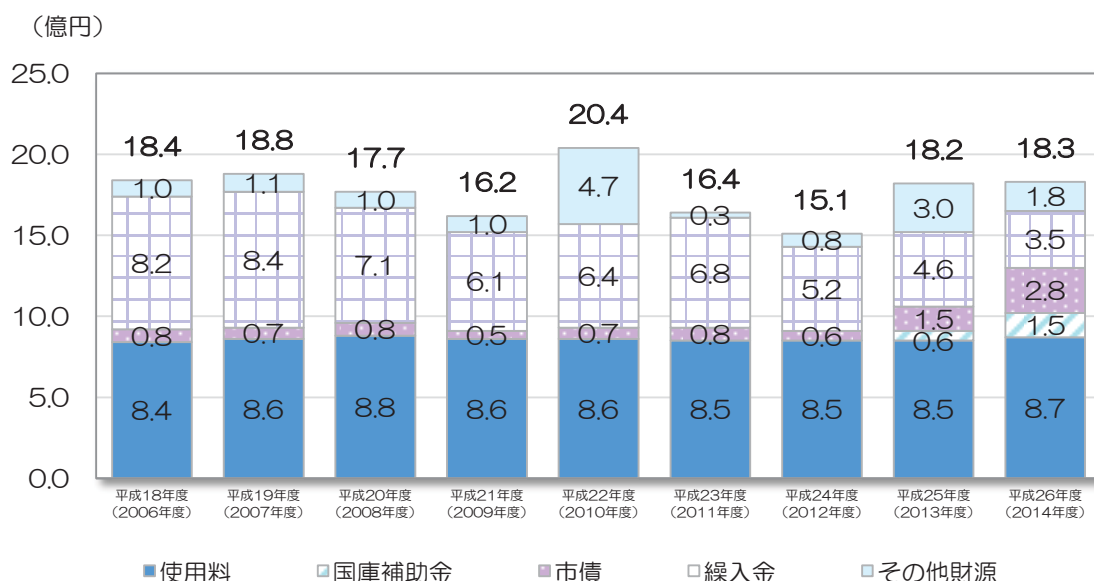


## ■下水道事業

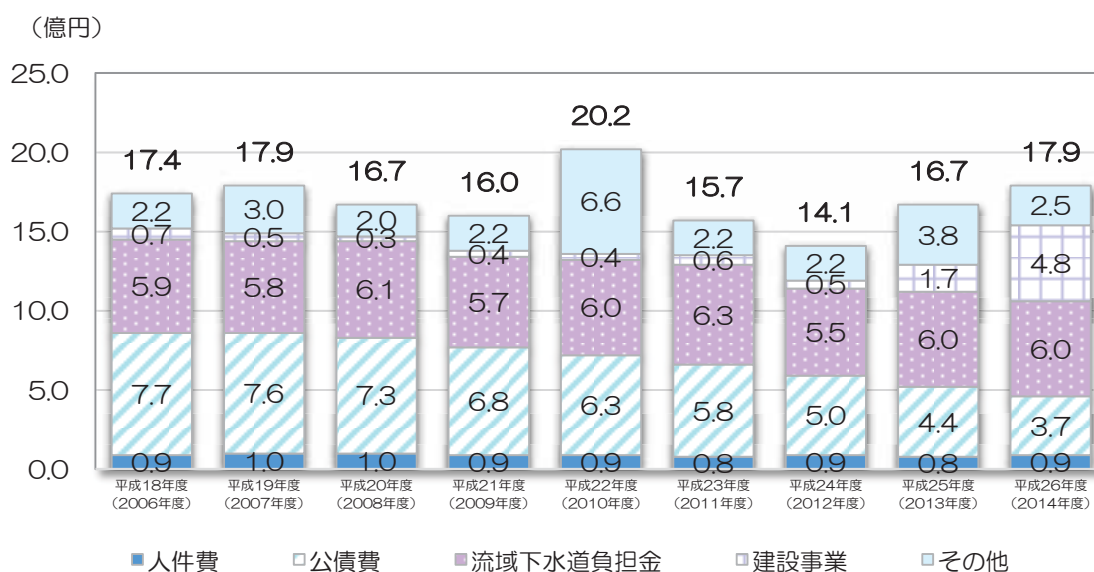
歳入については、主要な歳入である下水道使用料は、旧暫定逆線引き地区での公共下水道の接続が増えることにより増加が見込まれるものの、節水意識の高まりなどによる使用水量の減少が見込まれることから、横ばい傾向が続くものと見込んでいます。

歳出については、旧暫定逆線引き地区での下水道整備に加え、今後対応が必要となる既存施設の老朽化対策などにより建設費等の増加が見込まれます。

【歳入の推移】



【歳出の推移】

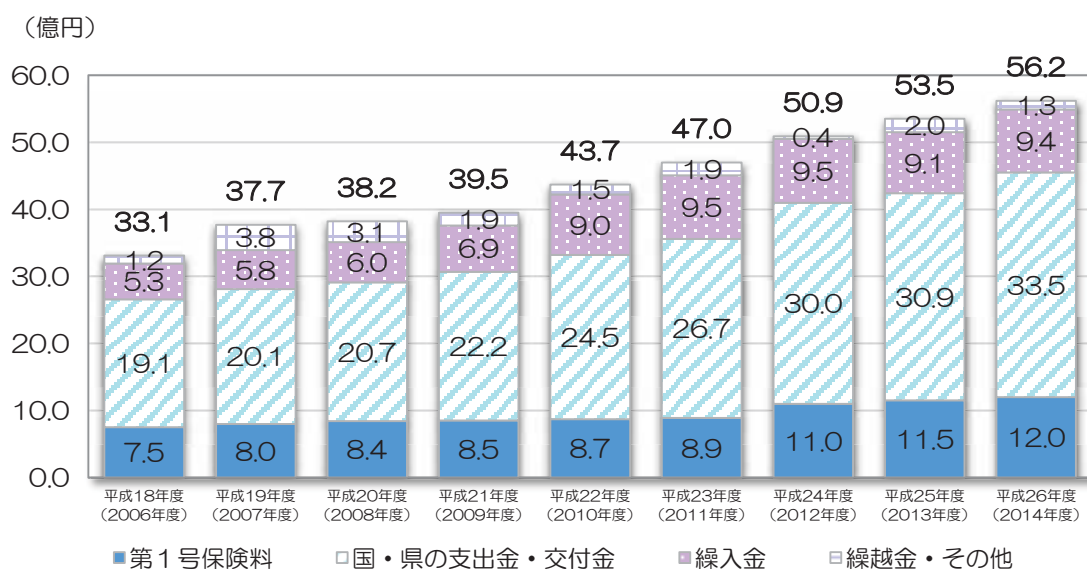




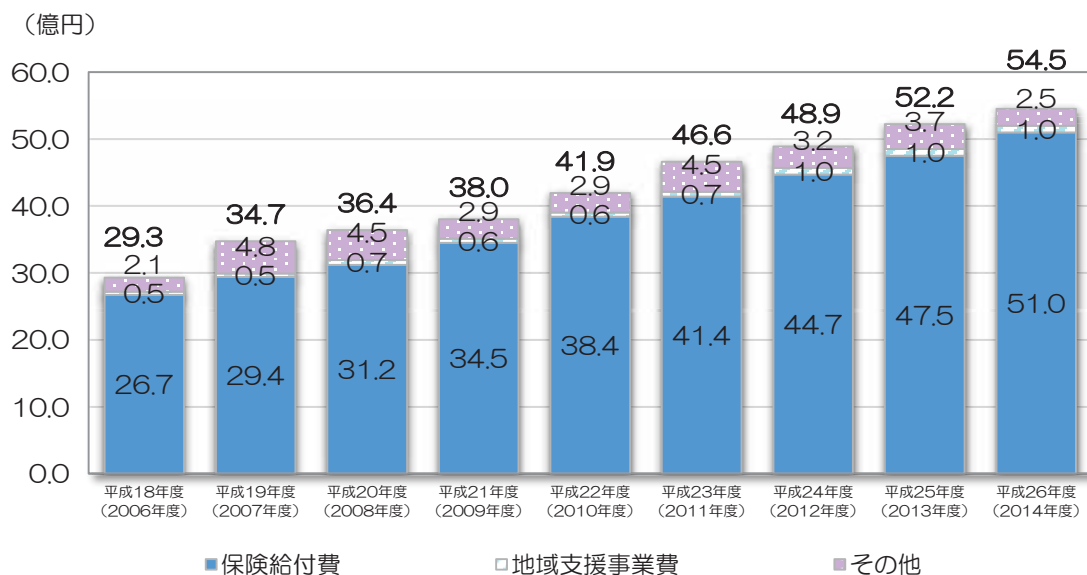
## ■介護保険

団塊の世代が全て後期高齢者（75歳以上）となる平成37（2025）年には、65歳以上の高齢者に占める後期高齢者の割合が57.6%となります。要介護認定者に占める後期高齢者の割合が約8割を占めていることから、歳出における保険給付費の増加とそれに伴う第1号被保険者（65歳以上）保険料の上昇が見込まれます。

【歳入の推移】



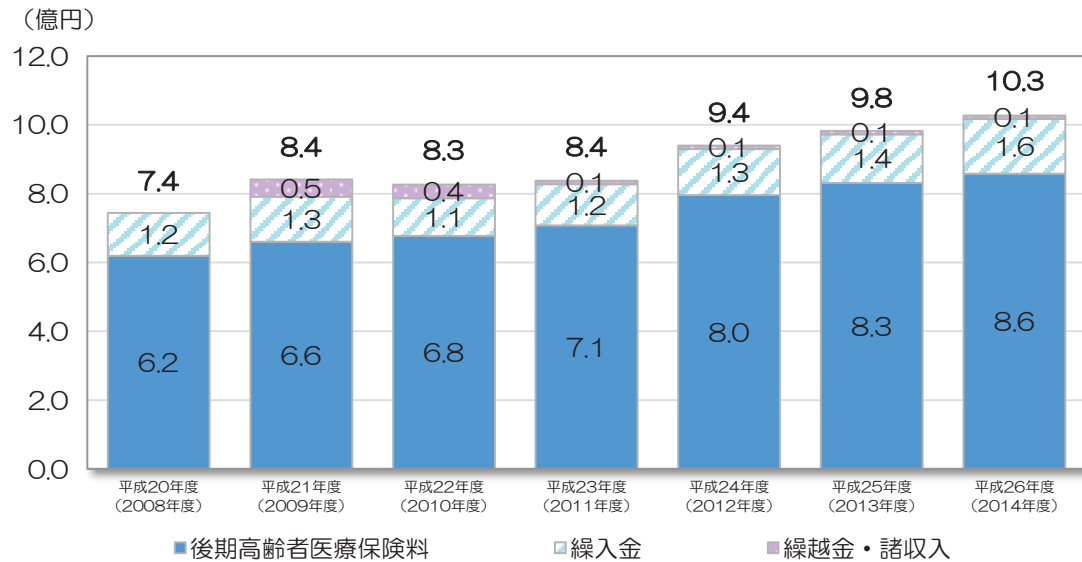
【歳出の推移】



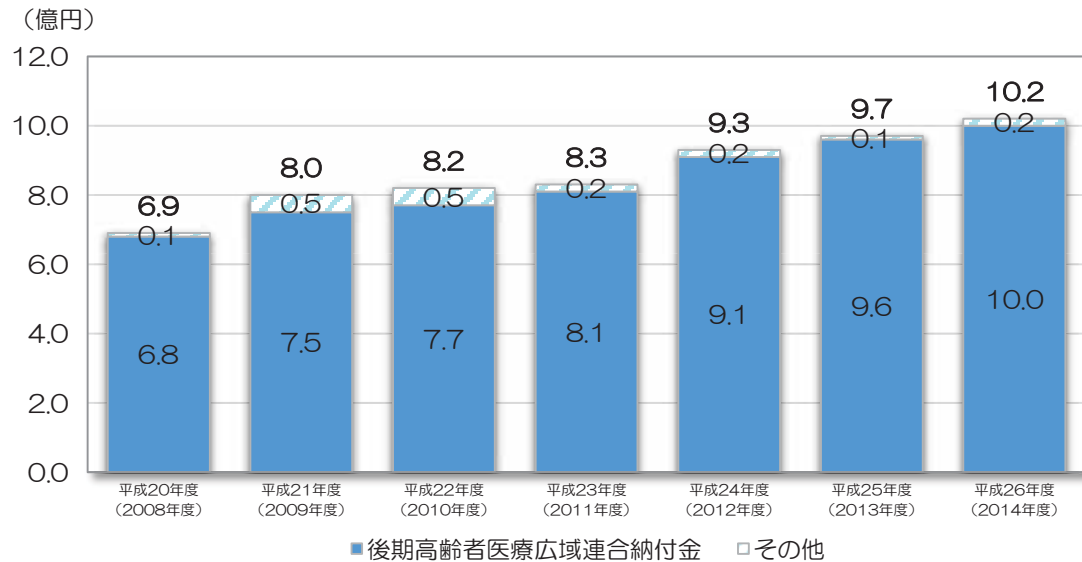
## ■後期高齢者医療

首都圏では、今後、後期高齢者数が急増すると推計されていることから、埼玉県後期高齢者医療広域連合が負担する医療給付費の増加とそれに伴い、本市においても後期高齢者が負担する保険料の上昇が見込まれます。

【歳入の推移】



【歳出の推移】

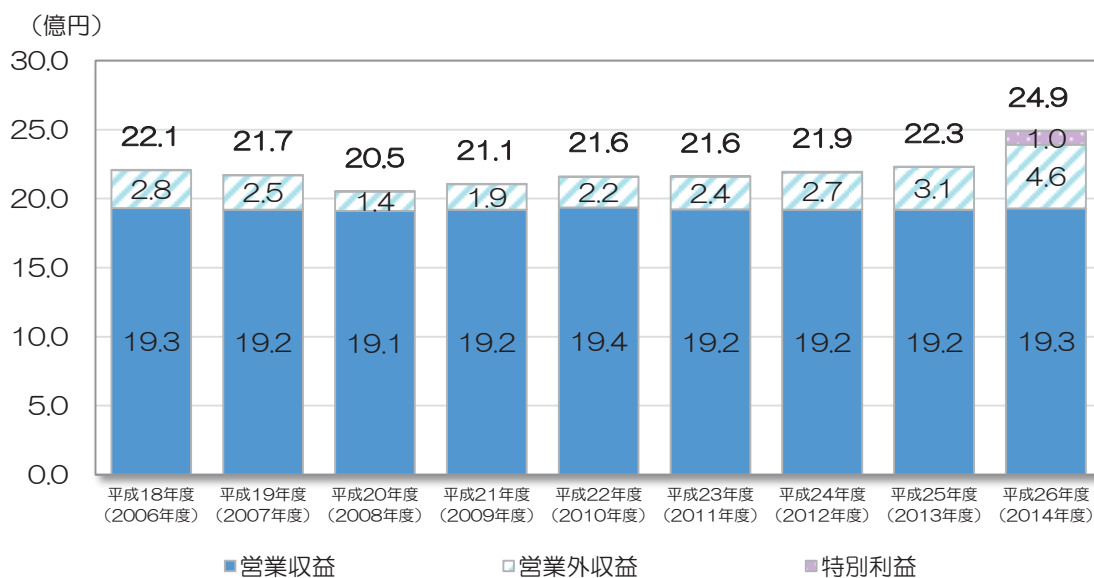


#### ④公営企業会計（水道事業）

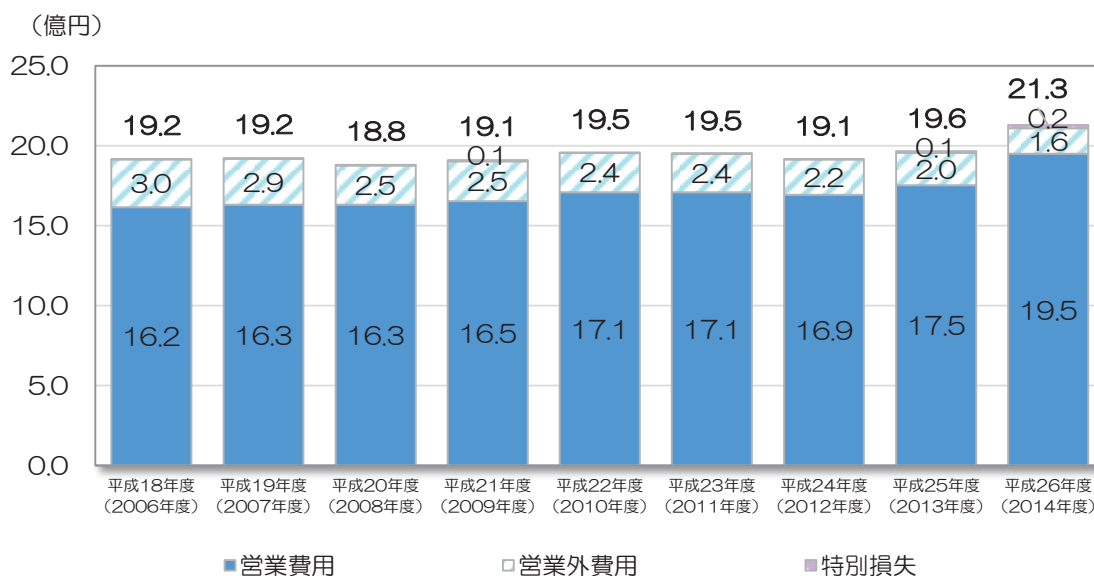
将来にわたって安定した水道サービスの提供には、老朽化した管路施設や浄水場等の適切な時期の更新、耐震化などを図ることが必要です。

事業の財源となる水道料金収入の確保を図るとともに、効率的な運営に努めなければなりません。

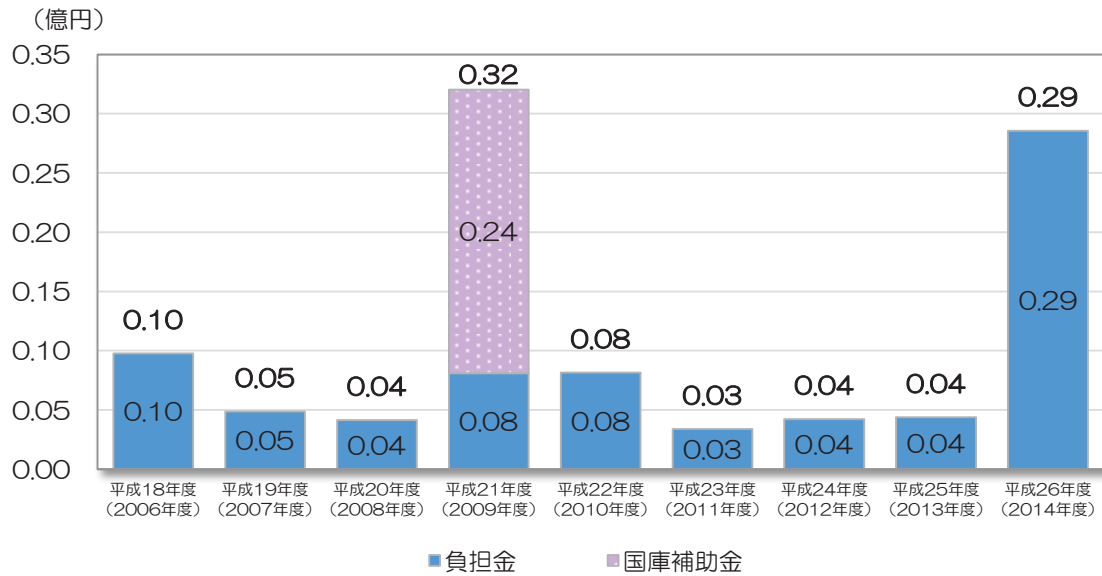
【収益的収入の推移】



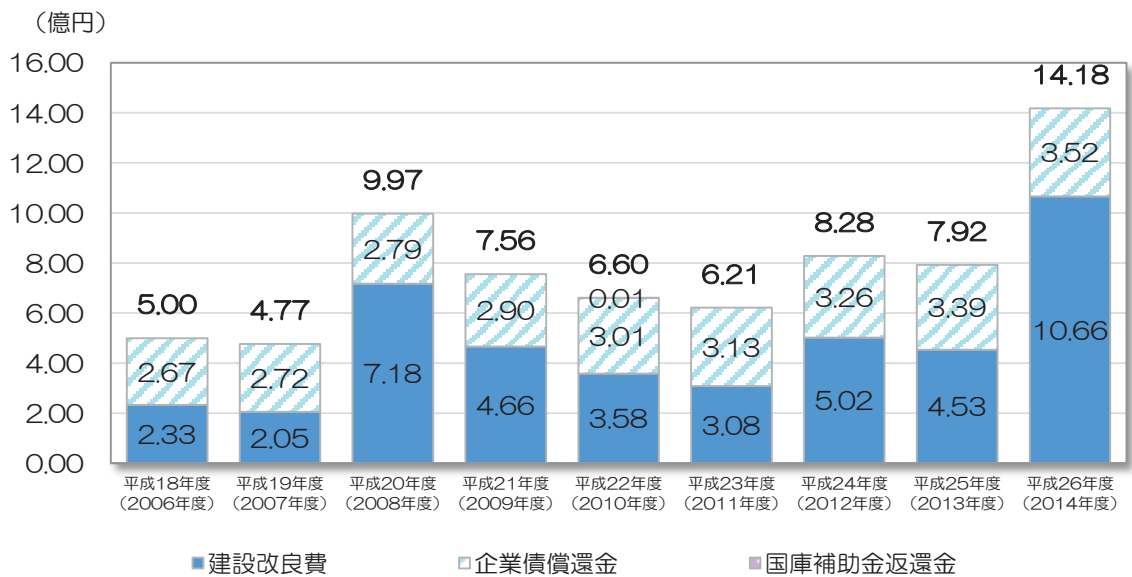
【収益的支出の推移】



### 【資本的収入の推移】



### 【資本的支出の推移】

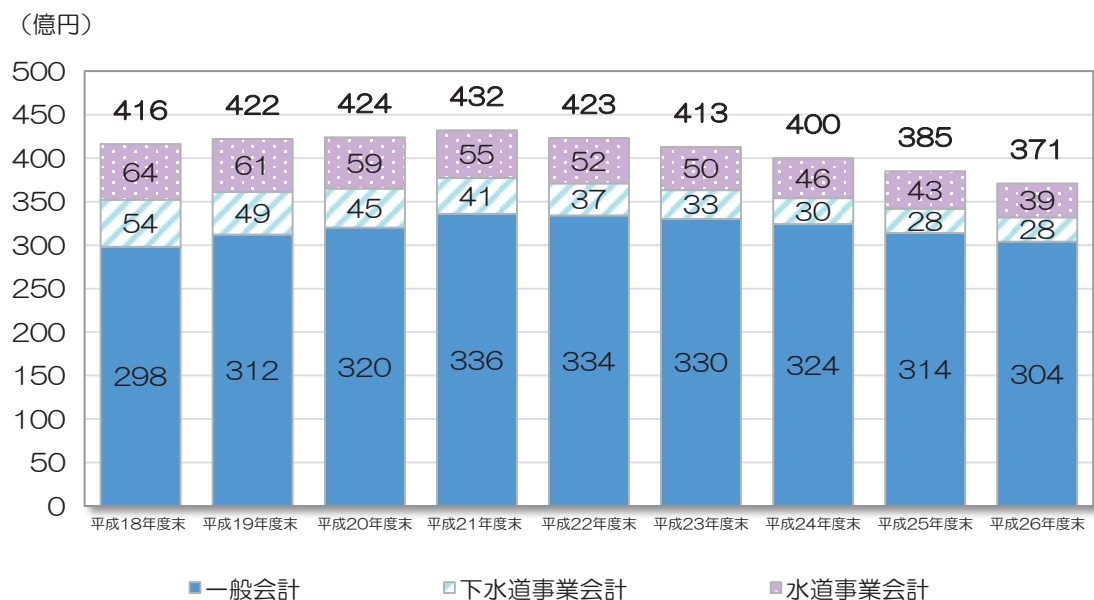


注：資本的収入が資本的支出に不足する額は、減価償却費等の内部留保資金や積立金等で補てんしています。

## ⑤市債残高

市債残高とは、市が資金調達のために行う借金の残高のことで、道路や学校、保育園などの公共施設を整備するときなどに借り入れるものです。過去6年の市債残高は、減少傾向にあります。

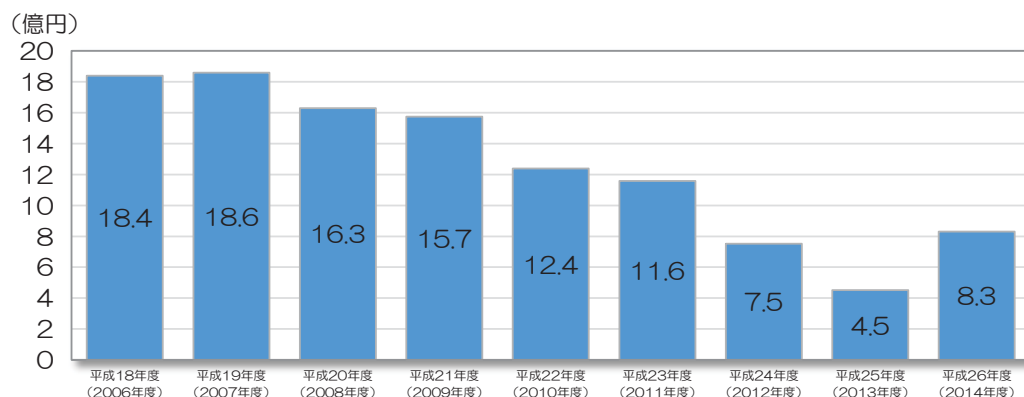
【市債残高の推移】



## ⑥財政調整基金

財政調整基金は、大幅な税収の減少や災害の発生による思わぬ支出の増加など、予期しない収入減少や不時の支出増加に備え、長期の計画的な財政運営を行うために積み立てているお金で、ある程度の残高は確保しておく必要があることから、今後も積み増しを行う必要があります。

【財政調整基金残高の推移】



### (3) 都市計画

#### ①現状

本市は、埼玉県内で4番目に住民の平均年齢が若く、少なくとも今後10年間は人口の微増が続くことが予測されているまちです。

また、東京都区部に隣接し、鉄道や国道など幹線道路を軸に交通の利便性が高いまちです。都心に近い住宅都市でありながら、武蔵野の面影を残す黒目川や岡地域から根岸台にかけての緑や湧水、市街地の中心に形成された基地跡地の自然など、環境や景観の面からも価値の高い社会的資源を有しています。

#### ②課題

第4次総合振興計画で残された主な課題点は以下のとおりです。

- 国道254号和光富士見バイパスの整備が進められることによって、沿道の開発が進み、地域の印象が大きく変化することが見込まれます。このため、農地等の保全とともに、景観に配慮した秩序ある土地利用等に留意していく必要があります。
- 市街化調整区域から市街化区域に編入した旧暫定逆線引き地区の5地区は50ヘクタールを越える規模です。今後、市はこれらの地区について良好な市街地の形成に取り組む必要があります。
- 過去の浸水被害等を教訓として、引き続き適切な防災対策に努めるとともに、住宅が密集する地域の防火・防災対策や環境整備に留意していく必要があります。
- 本市の南部を横断する国道254号の沿道についても、隣接する住宅等に配慮しながら、商業施設の誘致などを検討する必要があります。
- キャンプ朝霞跡地については、平成20(2008)年の朝霞市基地跡地利用計画の基本理念や見直し検討委員会での結果を踏まえた、具体的な活用策を検討する必要があります。
- 旧第四小学校などの公共施設や根岸台3丁目の大規模な工場跡地とその周辺については、市全体もしくは、周辺地域の活性化に寄与する機能を持った土地利用を拓けていく必要があります。

### ③方針

第5次総合計画における今後10年間の本市の魅力を最大限に生かすまちづくりを、財政状況も含めて今後も進めていくことが基本となります。

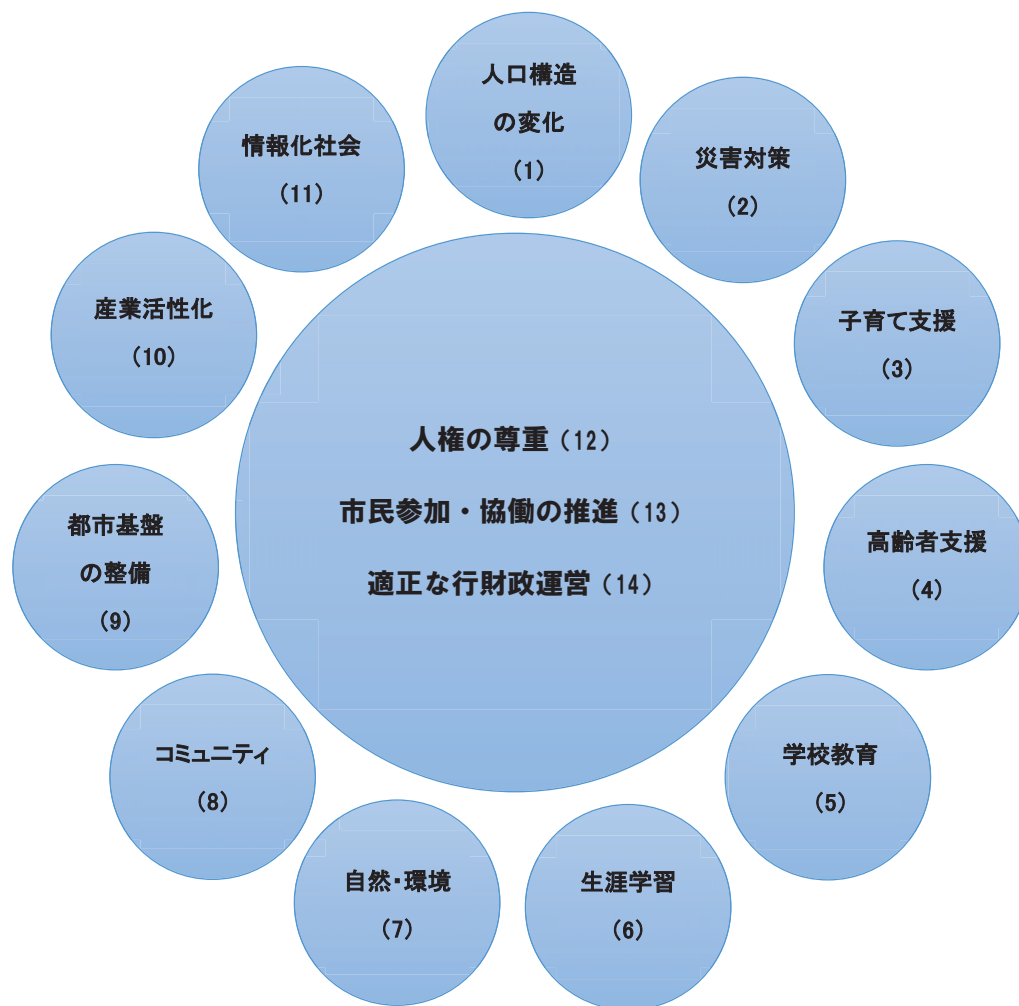
- 子どもも大人も安心して歩ける歩行者に優しい道路の整備をさらに進めるとともに、集中豪雨など内水による浸水被害の軽減や、住宅が密集する地区などの防火・耐震対策や生活道路・公園などの整備による大規模災害に対する減災対策が必要です。
- 今後加速化が予測される少子高齢化や人口減少に備えるために、適正な医療体制や地域福祉体制を構造的に支えるまちづくりが必要です。また、高齢者や障害のある人などが外出しやすいまちを目指し、さらにバリアフリー化を進めていく必要があります。
- 駅周辺を拠点とした交通ネットワークを充実しつつ、公共施設など社会資本の適正な分散化と集約化を進め、より便利で生活しやすい都市環境の形成に努力していく必要があります。
- 市内の中央を流れる黒目川や湧水、斜面林、いわゆる武蔵野の北東端の印象的な自然景観が市内に現在も豊富に残されているほか、基地跡地に形成された自然など、暮らしにゆとりとうるおいを生み出すため、社会的資産を活かした都市空間を整備していく必要があります。
- この総合計画の策定に当たって実施した市民意識調査と青少年アンケートの結果では、「買い物が不便である」「気にいった店やショッピングセンター、スーパーマーケットなどが少ない」という回答が多くありました。特に、青少年からは「おしゃれな街並みやお店」に対する期待が多く寄せられました。住宅都市としての環境を守りつつ、地域での消費欲求にも応えうる「おしゃれ」な空間演出によって地域の産業振興や雇用の創出に結び付けて行く必要があります。



### 3 社会の潮流・まちづくりの課題

市民懇談会「あさか お・も・て・な・し カフェ」などを通じて、市民のみなさんから出された意見のほか、総合振興計画審議会で実施したワークショップなどを基に、計画策定にあたって重要と考える社会の潮流やまちづくりの課題を以下のとおり整理します。

【本市を取り巻く社会の潮流・まちづくりの課題】



## （１）人口構造の変化

日本の人口は、平成20（2008）年をピークに減少し始め、高齢化率も年々上昇しています。人口減少や少子高齢化が続くことで、社会の活力低下や経済へのマイナスの影響などが懸念されます。そのような中、人口減少を食い止め、東京圏への人口の流入を抑え、それぞれの地域で住みよい環境を確保することで、将来にわたって活力ある社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと創生（地方創生）」に向けた取組が始まっています。

一方、本市は、高齢化率が全国平均と比べて低く、現在も人口が増加しています。市が行った人口推計でも、今後しばらくは人口増加が続くと予想していますが、将来的には人口減少、高齢化が見込まれています。子どもを産み育てやすく住み続けたいと思えるまちづくりを進め、将来にわたって本市の活力を維持し続けることが必要です。

## （２）災害対策

平成23（2011）年3月11日に東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）が発生したことや、その震災を受け、首都直下地震の被害想定が見直されたことなどから、防災対策の必要性、緊急性が再認識されています。また、近年短時間の集中豪雨による土砂災害や竜巻など局地的な災害が多発しており、その対策が求められています。

本市においても、防災、減災に配慮したインフラ、公共施設、防災拠点の整備や、住宅の耐震化等に引き続き取り組むとともに、市民一人一人の災害への備えに加え、地域の防災力を高めていくことが必要です。

## （３）子育て支援

近年、全国的には少子化が進行している一方で、都市部においては待機児童数の増加が問題となっており、子どもを産んでも働き続けられる労働環境の整備など、子育てしやすい環境づくりが求められています。国においては平成25（2013）年に子ども・子育て関連3法を施行し、子育て支援を総合的に推進する取組を進めています。

本市においては、比較的若い世代が多く住んでおり、保育園の待機児童の解消などが課題となっていることから、幼児期の教育と保育の充実、地域の子育て支援などに取り組み、子育てのしやすさを実感できるまちづくりが必要です。

## （４）高齢者支援

高齢化が進む中で、介護、医療などの支援を安定して提供することが求められています。高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、地域で包括的な支援・サービスを提供する「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

本市においては、平成27（2015）年からの10年間で、高齢者に占める75歳以上の割合が増加することが見込まれ、今後、高齢者福祉サービスの需要増に対応するとともに、高齢者が健康で、地域で安心して暮らし、活躍できる地域社会をつくるため、医療、保健、福祉、労働、教育分野の連携を強化することが必要です。

## （５）学校教育

---

これからの社会を生きる子どもたちには、これまで以上に自ら課題を発見し解決する力、物事を多様な観点から考察する力などが求められています。また、学力格差の拡大やいじめ、不登校、体罰など、学校を取り巻く問題の解決が求められています。

本市においても、未来を担う子どもたちが、自ら学び、自ら考え、行動する力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」を身につけ、心身ともに健やかに成長していく環境を整える必要があります。また、子どもたちの学力の向上を図るとともに、いじめや不登校の解消に向け、子ども一人一人に対するきめ細かな対応が必要です。

## （６）生涯学習

---

近年、価値観やライフスタイルの多様化が進むとともに、生涯現役志向の高まりから、人々の学習に対するニーズが増加しつつあります。また、様々な社会問題の解決に向けて、一人一人が生涯にわたり学び続け、その成果を社会に生かせる「生涯学習社会」の実現が期待されています。

本市においても、生涯学習施設の機能を充実させることはもちろんのこと、市民の主体性を尊重した生涯学習、スポーツ活動、文化活動を活性化するとともに、市民が学んだことを地域に還元し、地域における学びの循環を図っていく必要があります。

## （７）自然・環境

---

地球温暖化の深刻度が一段と増加しており、温室効果ガスの削減に向けた取組が国際的な課題となっています。また、福島第一原子力発電所の事故を受け、エネルギーの多様な供給体制の確立が求められています。

本市は自然環境に恵まれ、交通等の利便性もよく、市民意識調査では多くの市民が住み続けたいと回答しています。したがって、都市としての利便性・安全性を確保しつつ、環境負荷の低減に努めるとともに、黒目川などの河川、湧水、斜面林、雑木林などの豊かな自然環境を保全していく必要があります。

## （８）コミュニティ

---

住民の地域社会への帰属意識の希薄化や高齢化などにより、地域コミュニティの弱体化が問題視されています。一方で、東日本大震災の経験をきっかけに、緊急時における地域コミュニティ（絆）の重要性が再認識されています。

本市では自治会加入率の低下が問題となっている一方で、NPOなどの市民活動団体は増加傾向にあります。様々なコミュニティ活動の発展を支援するとともに、各団体との連携や協力を促進する必要があります。

## （９）都市基盤の整備

高齢化による社会保障や公共施設の老朽化対策に必要な経費の増加により、新たな都市基盤の整備に必要な経費の確保は難しくなることが見込まれます。

一方で、本市では歩道がない狭い道路も少なくないことから、子どもから高齢者まで誰もが安心して快適に利用できる道路・交通環境づくりが今後ますます重要となります。

このため、安全・安心なまちづくりや地域活性化のための都市基盤の整備など、優先度の高い事業の重点的な推進とともに、計画的な施設の維持管理が必要です。

## （１０）産業活性化

近年、産業構造が変化する中で、非正規労働者の大幅増加による経済格差などが問題となっています。国では、成熟産業から成長産業への移行、「多元的」な働き方の推進等の取組が進められています。また、若者の雇用の安定や女性が活躍する社会の実現などが求められています。

本市においては、工場の減少や市外への移転のほか、商店街における空き店舗の増加などによる中心市街地の空洞化、農地の減少、従事者の高齢化や後継者不足など、様々な問題を抱えていることから、現在の産業基盤を維持し続けるために今後の産業政策の在り方を検討することが必要です。

## （１１）情報化社会

近年、携帯電話に代わりスマートフォン・タブレット端末の普及により、場所にとらわれず、双方向での情報交換や即時的な情報共有が容易になってきています。一方で、情報格差や個人情報の漏洩のほか、インターネットを通じたいじめ・犯罪など新たな問題も発生しています。

本市においては、市民と市がともにまちづくりを進めていくために、様々なコミュニケーション手段を活用し、情報の共有を進めていくとともに、市民の意向を随時把握するための広聴システムの拡充が求められます。そして、誰もが安心して情報機器を利活用できる環境づくりを進めることが必要です。

## (12) 人権の尊重

---

近年、いじめや配偶者等からの暴力、子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待など、人権侵害が増加しています。また、性別による役割分業意識や人権を軽視した社会慣行が依然として残っており、様々な人権問題に対する教育や啓発に引き続き取り組む必要があります。

本市においても、様々な人権問題への理解を深めるとともに、被害を受けた人を支援するほか、加害にいたる社会的背景にも目を向け、問題解決に当事者とともに取り組む環境づくりを進めていくことが必要です。

## (13) 市民参加・協働の推進

---

市民のニーズや地域の課題が多様化する中で、行政だけでなく、市民や地域の団体などと協働して、地域における課題の解決を図る取組が増加しています。

本市においては、多くの市民がまちづくりへの参加に興味を持っており、協働による取組も増加傾向にあります。多様化する市民ニーズや地域の課題に対応するためにも、これまで以上に市民が市政に参画する道筋を固め、地域の団体・企業との協働を幅広い分野で展開することが必要です。

## (14) 適正な行財政運営

---

国と地方の役割分担の見直しにより、国から地方への権限移譲が進んでおり、地方自治体の役割は益々大きくなっています。また、国や地方自治体の財政は、社会保障関係費や少子化対策のほか、社会資本整備費に係る歳出が年々増加する一方で、税収の低迷が続くなど、構造的な問題を抱えています。

本市においても、今後も財政運営がさらに厳しくなることが予想されており、健全で安定的な財政運営を進めていくための経営感覚に優れた行政運営を行う必要があります。また、よりよいまちづくりを行うための体力や経営力を向上させるため、マネジメントの仕組みの改善や庁内の人材育成を進めていくことが必要です。



## 第3部 第5次朝霞市総合計画 基本構想

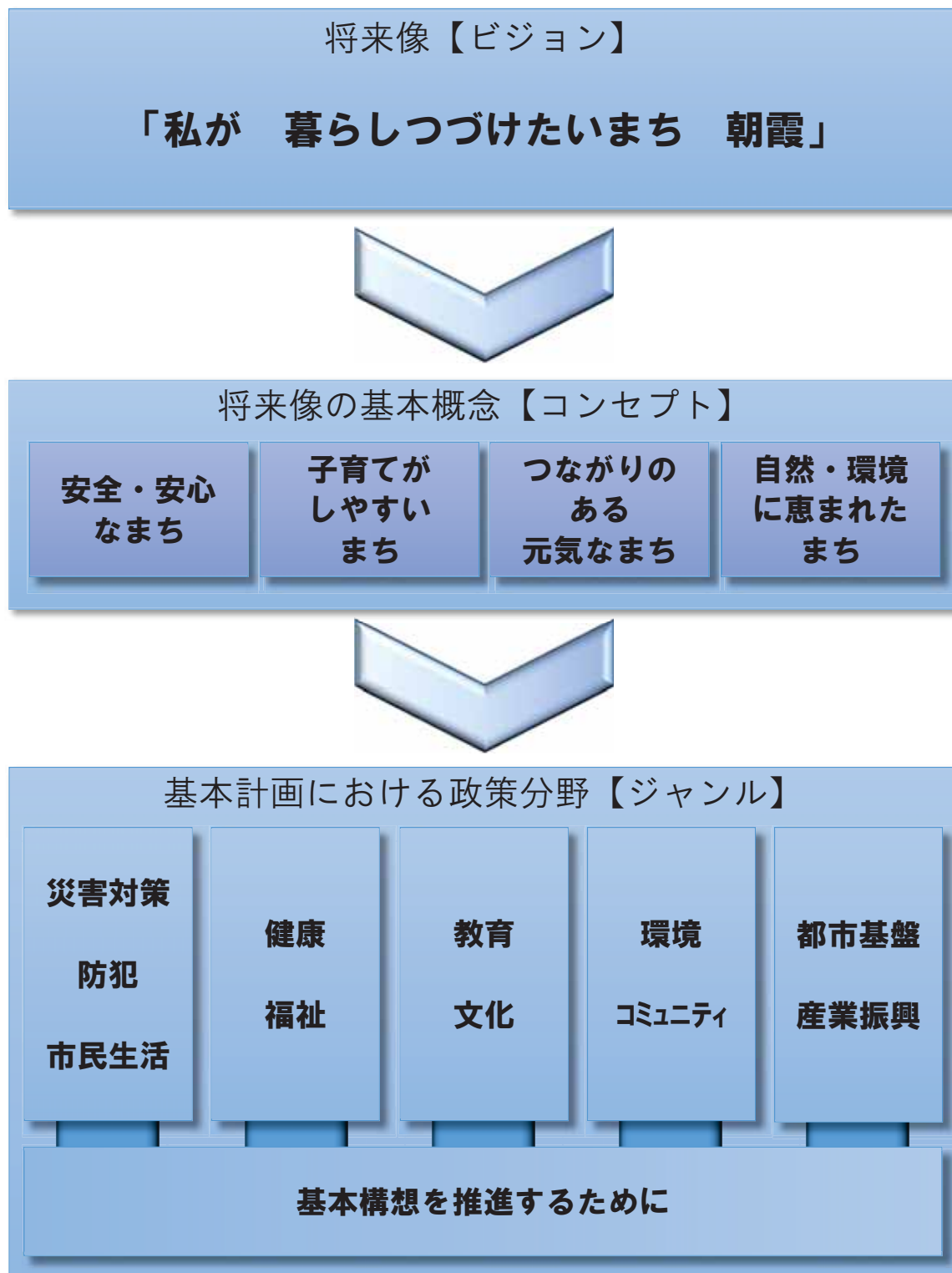
※平成27年12月29日に朝霞市議会で議決された内容です。





## 第1章 基本構想について

### 1 基本構想の構成図



## 2 基本構想の概要

基本構想は、市民と市がともに実現を目指す将来像とその実現に向けた政策の方向性を示すもので、平成 28(2016)年度を初年度として、令和 7(2025)年度を目標年次とする 10 年間の計画です。

## 3 基本構想の構成

国が進めている地方分権など様々な社会状況の変化を受け、今後はますます市民と市の協働でまちづくりを進めていくことが求められます。そこで、第 5 次総合計画の基本構想は、これまでのように市の政策分野に沿って体系的に方針を示すのではなく、まちづくりの主役である市民と市が共有できるものとなるよう、新しい構成としています。

### 政策を立案・推進する際の留意点【ポイント】

思いやりをもった  
まちづくり

参加と協働  
によるまちづくり

経営的な視点をもったまちづくり

## 第2章 朝霞市の将来像

### 1 将来像（ビジョン）

# 私が 暮らしつつ置きたいまち 朝霞

朝霞のまちには、子どもからお年寄りまで、たくさんの方が暮らしています。このまちに住んでいる人、学んでいる人、働いている人、活動している人など、「朝霞に関わりのある一人一人が主人公である」との意味を込めて、将来像の主語を“私”としています。

“私”が、朝霞というまちを愛し、「朝霞に暮らしつつ置きたい」、「朝霞で暮らしてみたい」と思えるような、魅力的で住みやすいまちにしていきたいと思ひます。

### 2 将来像の基本概念（コンセプト）

「私が 暮らしつつ置きたい」と思えるまちであるために、日々の安全・安心や、人々のつながり、元気やうるおい・やすらぎなどは、誰にとっても欠かせません。また、将来にわたって暮らしつつ置けるために、未来を担う子どもを育てやすいことや、私たちが暮らす環境が守られていることなども大切です。

このようなことから、具体的にどのようなまちであれば、「私が 暮らしつつ置きたい」と思えるのか、「私たちのまちはこうありたい」、「こうあつてほしい」という想いを、「安全・安心なまち」、「子育てがしやすいまち」、「つながりのある元気なまち」、「自然・環境に恵まれたまち」という4つの基本概念（コンセプト）としてまとめました。

この4つの基本概念（コンセプト）を私たちと行政が共有し、みんなで同じ方向を向いて力を合わせて取り組んでいきたいと考えています。

## 安全・安心なまち

“安全・安心なまち”とは、私が「日常生活において安全で安心して暮らしていける」と実感できるまちであるとともに、「災害時には、みんなで助け合って乗り越えられる」と思えるまちです。

日常生活においては、安心して平穏に子どもを育てられたり、老後を過ごせたりすることが必要です。また、誰もが安全に不自由を感じることなく行動でき、不安をかかえずに日々を過ごせることが必要です。

また、災害による被害をできるだけ少なくするよう日頃から備えをし、万一、災害が起きても、みんなで助け合って乗り越えていける、そのようなまちにしていきたいと思います。

### 【政策づくりに当たって重視すべき事項】

#### ◆ 人にやさしいまちへ

- ・誰もが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保
- ・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備

#### ◆ 支え合う心で安全・安心なまちへ

- ・地震災害時の避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備
- ・集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策
- ・上下水道などのインフラ、公共施設などの計画的な耐震化・老朽化対策
- ・防災、減災のための自助、共助、公助による地域防災計画の推進
- ・市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などの支援
- ・警察や消防などの関係機関、地域の事業者との連携
- ・社会的弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人、低所得者などが地域で自立した生活を営むために必要な支援
- ・市民が安心して暮らせるための社会保障制度の適正な運営

## 子育てがしやすいまち

“子育てがしやすいまち”とは、私が「このまちで子どもを育て、その喜びを実感できる」まちです。

そのためには、子どもたちがのびのびと成長し、学び、遊べる良好な環境が整い、私が安心して楽しく子どもを育てるための様々な支援が充実していることが必要です。

さらに、自然や文化に接しながら、子どもたちが心豊かに成長し、質の高い教育を受けられる、そのようなまちにしていきたいと思います。

### 【政策づくりに当たって重視すべき事項】

- ◆ 子育てしやすいまちへ
  - ・妊娠から出産・子育てと、ライフスタイルに合せた支援体制とサービスの充実
- ◆ 子どもたちがいきいきと育つまちへ
  - ・全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりの推進
  - ・急激な社会の変化に対応するための教職員の資質向上や教育内容の充実
  - ・虐待やいじめ、不登校等の問題を解決するための、子どもの個性と人権を尊重した教育の推進
  - ・障害のある人となない人がともに学ぶことのできる教育制度（インクルーシブ教育システム）を踏まえた、一人一人の障害等に応じた教育の充実

## つながりのある元気なまち

“つながりのある元気なまち”とは、私が「いきいきと暮らし、様々な人々と絆（きずな）を結び、自分らしい人生を送れている」と実感できるまちです。

そのためには、個人の価値観やライフスタイル、異なる文化的背景をお互いに尊重し合いながら、地域に住む人々が連帯し、私たちの誰もが住みやすいまちにしていくことが必要です。

また、近くににぎわいのある商店街があるなど、各施設がまちのなかにバランス良く存在していれば、地域で働く機会も増え、より活気のあるまちになるはずです。そのような元気なまちにしていきたいと思います。

### 【政策づくりに当たって重視すべき事項】

#### ◆ つながりのあるまちへ

- 自治会やボランティアなどコミュニティ活動の活性化と連携の促進による住民の地域意識の醸成
- 生涯学習に対する市民の関心の高まりに対するスポーツや芸術文化などの活動支援及び学び合いによるまちづくりの推進
- NPOなど市民活動団体への支援
- 多文化共生の考えのもと、お互いを理解しあうためのコミュニケーションの促進
- コミュニティバス運行や路線バスとの連携による公共交通ネットワークの充実

#### ◆ 元気なまちへ

- 高齢者の豊富な知識や経験の活用、学習活動・就業への支援
- いつまでも、住み慣れた地域で暮らし続けるための福祉サービスの質の向上
- 健康づくりの取組の充実
- 消費者ニーズに対応できる商業の振興、商店街の活性化
- 起業家や中小企業への効果的な支援
- 雇用機会の創出と労働環境の充実の支援

## 自然・環境に恵まれたまち

“自然・環境に恵まれたまち”とは、私が「四季折々の草花、動物たち、川や湧水などの自然が豊かだ」、「まちの歴史や文化伝統を大切に次の世代に手渡していける」と実感できるまちです。

そのためには、豊かな自然や環境を守り、育て、さらに魅力を引き出していくことが何よりも大切です。

まちの自然・環境のすばらしさを、誰もが自信を持って語り合い、歴史や文化伝統を誇れるようなまちを創り出したいと思います。

### 【政策づくりに当たって重視すべき事項】

- ◆ 自然・環境がいきるまちへ
  - ・ 自然と調和した適正な土地利用の促進
  - ・ 市民との協働による河川環境や樹林地、湧水、公園緑地などの保全・活用
  - ・ 地域の特色を生かした美しい景観の保全・創出
  - ・ 環境保全のための活動の支援、環境にやさしいまちづくり
  - ・ 循環型社会の構築に向けた市民と行政が一体となった取組の推進
- ◆ 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ
  - ・ 朝霞のあゆみを後世に伝えていくための地域の歴史や伝統文化の継承・保護
  - ・ 恵まれた自然や環境を生かした朝霞独自の文化の継承・創出・育成
  - ・ まちの活性化を図るため、市民と市の協力によるまちの魅力（文化・環境・ひと）の発信



### 第3章 政策を立案・推進する際の留意点（ポイント）

本市は、総合計画が市の最上位計画であることから、全ての施策の整合を図りつつ、財政状況や時代の流れに対応していくため、計画の達成度だけでなく、効果などもわかりやすく評価できるよう努めるとともに、その評価結果を踏まえ、施策や事業を柔軟に見直すものとします。

また、将来像の確実な実現に向け、あらゆる政策を立案・推進する際の留意点として、「**思いやりをもったまちづくり**」、「**参加と協働によるまちづくり**」、「**経営的な視点をもったまちづくり**」の3点を掲げます。

市民と市は、この留意点（ポイント）を共有し、ともにまちづくりを進めていきます。

#### 思いやりをもったまちづくり

##### ①人権を尊重し共助の心をもつ

- ・市民は、お互いに尊重し合い、支えあう心を大切にします。
- ・市民と市は、人種や国籍、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず公平に社会で活躍できるまちの実現に向けて取り組みます。

##### ②ユニバーサルデザインの視点をもつ

- ・市民と市は、子ども、高齢者、障害のある人など、誰にとっても暮らしやすいまちの実現に向けて取り組みます。

## 参加と協働によるまちづくり

### ①お互いの情報を共有する

- ・本市は、まちづくりの現状や課題などの情報を市民へ積極的に提供します。
- ・市民と市、または市民同士で、それぞれの特性を最大限に生かしてまちづくりを進められるよう、お互いが有する情報を積極的に共有します。

### ②誰もが参加できるようにする

- ・本市は、市民一人一人の思いを大切にし、まちづくりに生かすことができるよう、一人一人の市民に合った多様なまちづくりへの参加の機会を提供し、市民もまちづくりへ積極的に参加します。

### ③市民と市がそれぞれの役割を果たす

- ・市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、自らの意思と責任でまちづくりに参加するように努めます。
- ・本市は、参加と協働によるまちづくりを推進し、市民活動を支援します。

## 経営的な視点をもったまちづくり

### ①目標達成に向け、計画的かつ柔軟に取り組む

- ・本市は、中長期的視点から持続可能な計画を立て、社会状況に変化が生じたときは手段を柔軟に見直して対応します。
- ・本市は、持続可能なまちとなるよう、現在のみならず将来を見据えた取組を実施します。

### ②経営資源を最大限に生かして取り組む

- ・本市は、市へ納められた税金が、このまちをよくするために役立っていると市民が実感できるよう、常に行政改革に取り組み、最小のコストで最大の効果が上げられる経営を進めます。
- ・本市は、まちづくりの担い手を育て、まちの基盤を整えるなど、将来のために必要な投資を継続的に行います。

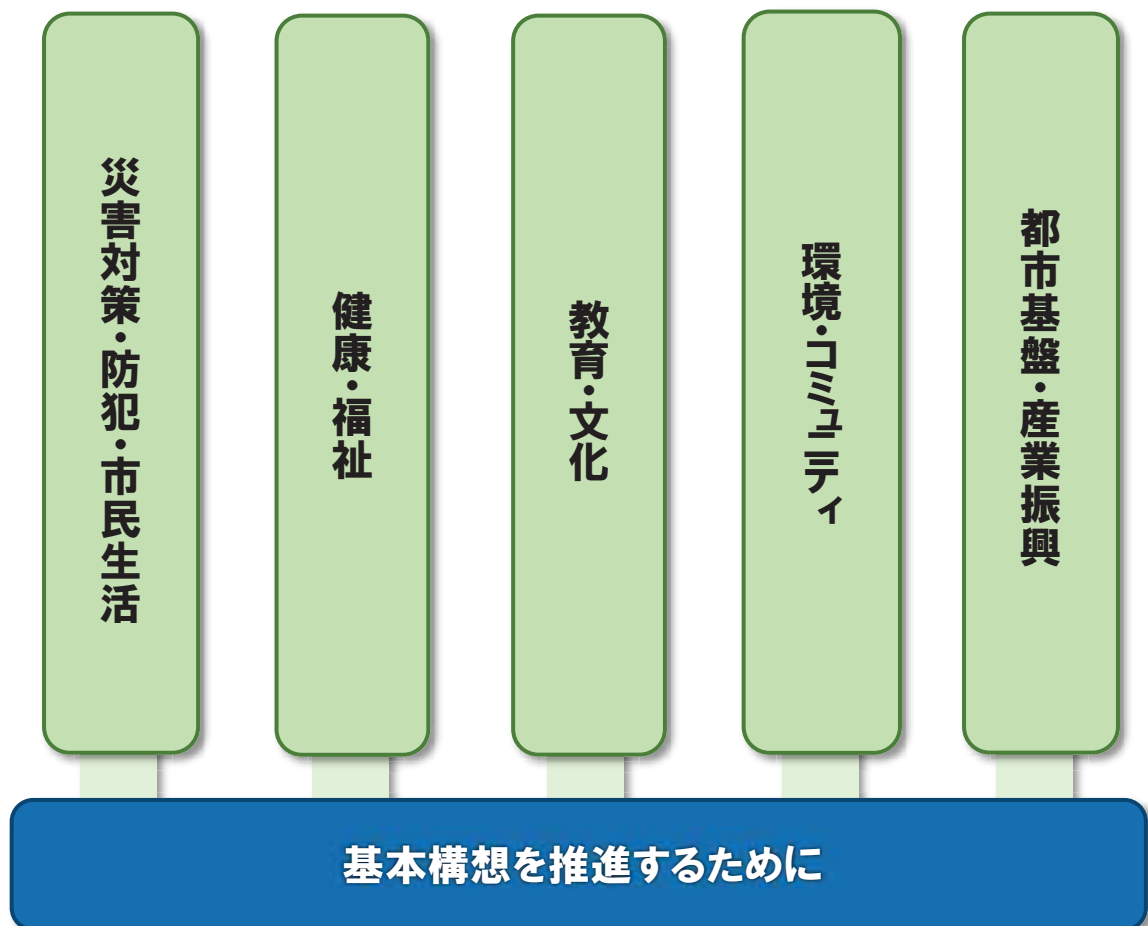
### ③公正で透明な行政運営に努める

- ・本市は、公正な行政運営に努めるとともに、基本構想・基本計画に掲げる目標の達成状況、事業の取組状況など、市政に関する情報などをこれまで以上に積極的に公開して行政の透明性を高め、市民への説明責任を果たします。

## 第4章 政策分野（ジャンル）

本市は、将来像の実現に向け、5つに分けた政策分野と基本構想を推進するための考え方について、具体的な施策を立案し取組を進めます。

これらの分野をより具体的、体系的にしたものが次項以降に掲げる基本計画です。





## **第 4 部 資料編**

# 1 策定の経過

平成31(2019)年

| 月 日          | 項 目               |                                                                                                      |
|--------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3月           | 前期基本計画の総括         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 後期基本計画の策定を開始するに当たり、前期基本計画の総括を行った。</li> </ul>                |
| 4月3日<br>～12日 | 後期基本計画の策定に向けた意見募集 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 後期基本計画の策定に向け、将来に向けて市が取り組むべきことやまちの課題等について意見を募集した。</li> </ul> |

令和元(2019)年

| 月 日             | 項 目             |                                                                                                                                                                       |
|-----------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5月3日            | 第1回策定委員会        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 後期基本計画策定方針について</li> <li>● 庁内策定部会について</li> <li>● 市民意識調査及び青少年アンケートについて</li> </ul>                                              |
| 5月13日           | 第1回審議会          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 会長、副会長の選出</li> <li>● 諮問</li> <li>● 後期基本計画策定方針(案)について</li> <li>● 意識調査の実施について</li> </ul>                                       |
| 5月30日           | 策定方針決定          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 後期基本計画策定方針の決定</li> </ul>                                                                                                     |
| 5月31日           | 第2回審議会          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 後期基本計画策定方針について</li> <li>● 市民意識調査・青少年アンケートの実施について</li> <li>● 後期基本計画の策定に向けた意見募集の結果について</li> <li>● 前期基本計画の総括評価結果について</li> </ul> |
| 6月5日            | 職員説明会           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 後期基本計画の趣旨について</li> <li>● 策定方針について</li> <li>● 庁内策定部会について</li> </ul>                                                           |
| 7月16日<br>～8月9日  | 市民意識調査・青少年アンケート | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基礎資料として活用するため、まちづくりに対する市民及び青少年の意向把握を行った。</li> </ul>                                                                          |
| 9月28日<br>～10月6日 | 分野別市民懇談会        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 後期基本計画の骨子を検討するに当たって、分野別に懇談会を開催し、まちの課題・理想のあり方等について意見を伺った。</li> </ul>                                                          |
| 10月28日          | 第2回策定委員会        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基礎調査の結果について</li> <li>● 市民意識調査・青少年アンケートの結果について</li> <li>● 分野別市民懇談会等の結果について</li> </ul>                                         |
| 11月15日          | 第3回審議会          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基礎調査の結果について</li> <li>● 市民意識調査・青少年アンケートの結果について</li> <li>● 分野別市民懇談会等の結果について</li> </ul>                                         |
| 11月25日          | 第3回策定委員会        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本構想の見直しについて</li> </ul>                                                                                                      |

令和2(2020)年

| 月 日   | 項 目      |                                                                       |
|-------|----------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1月21日 | 第4回策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 後期基本計画 骨子(素案)について</li> </ul> |
| 1月31日 | 第4回審議会   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 後期基本計画 骨子(素案)について</li> </ul> |

|                   |            |                                                         |
|-------------------|------------|---------------------------------------------------------|
| 2月10日             | 第5回策定委員会   | ● 後期基本計画 骨子(素案)の修正について                                  |
| 2月14日             | 全員協議会      | ● 後期基本計画の策定状況について                                       |
| 2月14日<br>～3月6日    | 職員コメント     | ● 後期基本計画 骨子(案)について職員に周知し、意見を募集した。                       |
| 2月14日<br>・2月18日   | 職員説明会      | ● 策定の経過、基礎調査の結果、後期基本計画 骨子(案)の概要をパネルに掲示し、職員への説明を行った。     |
| 2月14日<br>～3月16日   | パブリック・コメント | ● 後期基本計画 骨子(案)について周知し、意見を募集した。                          |
| 2月15日<br>・2月20日   | 市民意見交換会    | ● 策定の経過、基礎調査の結果、後期基本計画 骨子(案)の概要をパネルに掲示し、市民と職員で意見交換を行った。 |
| 4月16日             | 第6回策定委員会   | ● パブリック・コメント等の回答について<br>● 後期基本計画 骨子(修正案)について            |
| 5月15日             | 第5回審議会     | ● 後期基本計画 骨子(修正案)について                                    |
| 6月29日             | 第7回策定委員会   | ● 後期基本計画 骨子(修正案)について<br>● 後期基本計画(素案)について                |
| 7月22日             | 骨子決定       | ● 後期基本計画 骨子の決定                                          |
| 7月28日             | 第6回審議会     | ● 後期基本計画(素案)について                                        |
| 8月5日              | 第7回審議会     | ● 後期基本計画(素案)について                                        |
| 8月8日              | 分野別市民懇談会   | ● 分野別に懇談会を開催し、後期基本計画(素案)について意見を伺った。                     |
| 9月29日             | 第8回策定委員会   | ● 後期基本計画(素案)について                                        |
| 10月16日            | 第8回審議会     | ● 後期基本計画(素案)について                                        |
| 11月9日             | 第9回策定委員会   | ● 後期基本計画(素案)について                                        |
| 11月12日<br>～12月2日  | 職員コメント     | ● 後期基本計画 骨子(案)について職員に周知し、意見を募集した。                       |
| 11月12日<br>～12月11日 | パブリック・コメント | ● 後期基本計画(素案)について周知し、意見を募集した。                            |
| 11月20日<br>・11月28日 | 市民意見交換会    | ● 策定の経過、後期基本計画(素案)の概要をパネルに掲示し、市民と職員で意見交換を行った。           |
| 11月24日            | 全員協議会      | ● 後期基本計画(素案)について                                        |

## 令和3(2021)年

| 月 日   | 項 目       |                  |
|-------|-----------|------------------|
| 1月12日 | 第10回策定委員会 | ● 後期基本計画(素案)について |
| 1月21日 | 第9回審議会    | ● 後期基本計画(案)について  |
| 2月3日  | 審議会答申     | ● 審議会からの答申       |
| 月 日   | 第11回策定委員会 | ● 後期基本計画(案)について  |
| 月 日   | 庁議        | ● 後期基本計画(案)について  |
| 月 日   | 後期基本計画策定  | ● 後期基本計画の策定      |



## 2 朝霞市総合計画審議会

### (1) 朝霞市総合計画条例

平成 27 年 10 月 2 日条例第 36 号

#### (目的)

**第1条** この条例は、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、市民に対し総合計画の策定過程を明確にし、当該過程への市民参加を推進し、かつ、市民の協力と理解の下に総合計画を策定し、もって市のまちづくりの施策を着実に実施することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市のまちづくりの指針となるもので、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市民と市がともに実現を目指すまちの将来像及びその実現に向けた施策の方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別及び体系別に示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示す計画をいう。

#### (総合計画の策定等)

**第3条** 市長は、市の最上位計画として総合計画を総合的見地から策定するとともに、基本構想又は基本計画の策定に当たっては、市民の意見を十分に反映させるための措置を講ずるものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

3 個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

#### (議会の議決)

**第4条** 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、第7条の朝霞市総合計画審議会の意見を聴いた上で議会の議決を経なければならない。

#### (公表)

**第5条** 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

#### (策定後の措置)

**第6条** 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するための必要な措置を講ずるほか、当該施策の実施状況について公表するものとする。

#### (朝霞市総合計画審議会の設置)

**第7条** 市長は、基本構想又は基本計画の策定又は変更に関し、必要な事項を調査審議するため、朝霞市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

**第8条** 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本構想又は基本計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本構想又は基本計画に関し市長が必要と認めること。

(組織)

**第 9 条** 審議会は、20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の議会の議員
- (2) 市の執行機関の委員
- (3) 市内の公共的団体等の役員及び職員
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

(会長及び副会長)

**第 10 条** 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

**第 11 条** 委員の任期は、委嘱の日から基本構想又は基本計画を策定又は変更する日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

**第 12 条** 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第 13 条** 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。

(庶務)

**第 14 条** 審議会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(雑則)

**第 15 条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(朝霞市総合振興計画審議会条例の廃止)

- 2 朝霞市総合振興計画審議会条例（昭和 45 年朝霞市条例第 7 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の朝霞市総合振興計画審議会条例の規定により調査及び審議が行われた基本構想又は基本計画は、第 4 条の規定により意見を聴いたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年朝霞市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。（次のよう略）

## (2) 委員名簿

令和2(2020)年1月6日から

◎会長、○副会長

| 選出枠                                 | 人数 | 候補者                               |
|-------------------------------------|----|-----------------------------------|
| 第1号 市の議会の議員                         | 3人 | 黒川 滋、田辺 淳、山下 隆昭                   |
| 第2号 市の執行機関の委員                       | 2人 | 齊藤 義之、平木 倫子                       |
| 第3号 市内の公共的団体等の役員及び職員                | 5人 | 伊藤 博行、小林 光夫、<br>○鈴木 龍久、高橋 健治、松尾 哲 |
| 第4号 知識経験を有する者                       | 5人 | 小澤 隆、白井 康之、◎中村 年春、<br>星野 敦子、水村 容子 |
| 第5号 公募による市民または公募委員候補者<br>名簿に登録された市民 | 5人 | 池田 悦子、小川 和世、島根 道子、<br>大門 和幸、平井 昭南 |

令和元(2019)年5月13日から令和2(2020)年1月5日まで

◎会長、○副会長

| 選出枠                                 | 人数 | 候補者                               |
|-------------------------------------|----|-----------------------------------|
| 第1号 市の議会の議員                         | 3人 | 船本 祐志、山口 公悦、山下 隆昭                 |
| 第2号 市の執行機関の委員                       | 2人 | 齊藤 義之、平木 倫子                       |
| 第3号 市内の公共的団体等の役員及び職員                | 5人 | 伊藤 博行、小林 光夫、<br>○鈴木 龍久、高橋 健治、松尾 哲 |
| 第4号 知識経験を有する者                       | 5人 | 小澤 隆、白井 康之、◎中村 年春、<br>星野 敦子、水村 容子 |
| 第5号 公募による市民または公募委員候補者<br>名簿に登録された市民 | 5人 | 池田 悦子、小川 和世、島根 道子、<br>大門 和幸、平井 昭南 |

## 3 市民参画による計画づくり

### (1) 市民意識調査

#### ① 調査の目的

まちづくりに対する市民の意向を把握し、基礎資料として活用するために行ったもの。

#### ② 調査の方法

- 調査対象 市内居住の 18 歳以上の男女  
(平成 31 (2019) 年 4 月 1 日時点満年齢)
- 対象者数 3,000 人 (住民基本台帳から無作為抽出)
- 調査方法 郵送配布、郵送回収
- 調査期間 令和元 (2019) 年 7 月 16 日送付、8 月 9 日締切

#### ③ 調査項目

朝霞市の「住みよさ」について、日頃の地域との関わりについて、市政について、市の全般的な取組について、まちづくりへの市民の参加について、これからのまちづくりについて、自由意見

#### ④ 回収結果

- 調査票発送数 3,000 票
- 有効回収数 1,098 票
- 有効回収率 36.6%

### (2) 青少年アンケート

#### ① 調査の目的

まちづくりに対する青少年の意向を把握し、基礎資料として活用するために行ったもの。

#### ② 調査の方法

- 調査対象 市内居住の 12 歳以上 18 歳未満の男女  
(平成 31 (2019) 年 4 月 1 日時点満年齢)
- 対象者数 1,000 人 (住民基本台帳から無作為抽出)
- 調査方法 郵送配布、郵送回収
- 調査期間 令和元 (2019) 年 7 月 16 日送付、8 月 9 日締切

#### ③ 調査項目

朝霞市について日頃感じていること、これからのまちづくりについて、日頃の地域との関わりについて、自由意見

#### ④ 回収結果

- 調査票発送数 1,000 票
- 有効回収数 362 票
- 有効回収率 36.2%

## (3) 分野別市民懇談会

## 令和元（2019）年度

## ① 開催目的

後期基本計画の骨子を検討するに当たり、まちの課題・理想のあり方等についての意見を聴くために、分野別に開催したもの。

## ② 開催概要

- 日時 令和元（2019）年9月28日（土）、10月5日（土）、6日（日）
- 参加者 計87人

| 回・分野        | 開催日時                 | テーマ                                | 参加者 |
|-------------|----------------------|------------------------------------|-----|
| 第1回<br>都市建設 | 9月28日（土）<br>午前10時～   | 未来を拓（ひら）くまちづくり<br>～次世代につながるインフラ整備～ | 24人 |
| 第2回<br>教育   | 9月28日（土）<br>午後1時30分～ | 生きる力を育む朝霞の教育<br>～学校教育と生涯学習～        | 8人  |
| 第3回<br>総務   | 10月5日（土）<br>午前10時～   | 「私が暮らしたいまち朝霞」の実現を目指して<br>～行財政・防災～  | 18人 |
| 第4回<br>市民環境 | 10月5日（土）<br>午後1時30分～ | 住みよい環境づくり<br>～生活環境・産業振興・コミュニティ～    | 16人 |
| 第5回<br>健康福祉 | 10月6日（日）<br>午前10時～   | こどもから高齢者まで暮らしたいまち朝霞<br>～朝霞の健康・福祉～  | 21人 |

## ③ 開催方法

前半の「テーマトーク」では、市の職員が各分野の現状と課題について説明を行い、後半の「グループディスカッション」では、まちの課題や望ましい姿（あるべき姿）、まちをよくしていくためのアイデアのほか、市政全般に関して日頃感じていることなどについて参加者と職員とで意見交換を行った。

## ④ 開催結果

意見・提案 全239件（都市建設分野60件、教育分野20件、総務分野57件、市民環境分野53件、健康福祉分野49件）

## 令和2（2020）年度

## ① 開催目的

後期基本計画の素案について周知するとともに意見を聴き、計画づくりを進めていく上で意見を反映するために、分野別に開催したもの。

## ② 開催概要

- 日時 令和2（2020）年8月8日（土）
- 参加者 計78人

| 部・分野        | 開催日時                 | テーマ                  | 参加者 |
|-------------|----------------------|----------------------|-----|
| 第1部<br>市民環境 | 8月8日（土）<br>午前9時30分～  | 環境・ごみ処理・コミュニティ・産業振興等 | 23人 |
| 第2部<br>都市建設 | 8月8日（土）<br>午前10時45分～ | 都市計画・交通政策・上下水道等      | 18人 |
| 第3部<br>健康福祉 | 8月8日（土）<br>午後1時30分～  | 地域福祉                 | 15人 |
| 第4部<br>教育   | 8月8日（土）<br>午後2時45分～  | 学校教育・生涯学習等           | 12人 |
| 第5部<br>総務   | 8月8日（土）<br>午後4時～     | 災害対策・人権・行財政等         | 10人 |

### ③ 開催方法

前半の「テーマトーク」では、市の職員が後期基本計画（素案）について説明を行い、後半の「質問・意見の回答」では、市民と職員で意見交換を行った。

### ④ 開催結果

意見・提案 全 88 件（都市建設分野 10 件、教育分野 27 件、総務分野 35 件、市民環境分野 6 件、健康福祉分野 15 件※複数分野に係る意見があるため総数は 88 件を超える）

## （４）市民意見交換会

### 令和元（2019）年度

#### ① 開催目的

後期基本計画 骨子（案）について周知し、意見を聴くために開催したもの。

#### ② 開催概要

- 日時 令和2（2020）年2月15日（土） 午前10時から正午まで、  
2月20日（木） 午後5時から午後7時まで
- 参加者 計21人

#### ③ 開催方法

策定の経過、基礎調査の結果、後期基本計画 骨子（案）の概要等をパネルに掲示し、市民と職員で意見交換を行った。

#### ④ 開催結果

意見・提案 全 37 件（提出された質問・意見はパブリック・コメントとして扱った）

### 令和2（2020）年度

#### ① 開催目的

後期基本計画（素案）について周知し、意見を聴くために開催したもの。

## ② 開催概要

- 日時 令和2（2020）年11月20日（金） 午後5時から午後7時まで、  
11月28日（土） 午前10時から正午まで
- 参加者 計19人

## ③ 開催方法

後期基本計画（素案）の概要等をパネルに掲示し、市民と職員で意見交換を行った。

## ④ 開催結果

意見・提案 全17件（提出された質問・意見はパブリック・コメントとして扱った）

## （5）キーパーソン・ミーティング

## ① 実施目的

後期基本計画の策定を開始するに当たって、計画づくりを進めていく上での参考とするため、将来に向けて市が取り組むべきことやまちの課題等について意見を募集したもの。

## ② 実施概要

- 実施期間 令和元（2019）年6月6日（木）から12月8日（日）まで
- 人数 計534人

| 部会       | 所管課          | キーパーソン                                              | 人数 |
|----------|--------------|-----------------------------------------------------|----|
| 総務       | 人権庶務課        | 人権擁護委員                                              | 5  |
|          | 人権庶務課        | あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員                          | 4  |
|          | 人権庶務課        | 朝霞市男女平等推進事業企画・運営協力員                                 | 1  |
|          | 政策企画課        | あさか100とも                                            | 4  |
|          | 政策企画課        | 朝霞の自治を進める市民の会                                       | 5  |
|          | シティ・プロモーション課 | プロモーションワークショップ参加者                                   | 25 |
| 市民<br>環境 | 産業振興課        | 農業経営改善計画認定申請者（認定農業者）                                | 2  |
|          | 地域づくり支援課     | NPO法人等の市民活動団体、ボランティア団体、サロン活動団体等全29団体（市民活動団体交流会 参加者） | 43 |
|          | 資源リサイクル課     | 店頭啓発活動時の来店者                                         | 71 |
|          | 環境推進課        | 環境審議会第3号委員                                          | 2  |
|          | 資源リサイクル課     | 朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会                                  | 4  |
|          | 産業振興課        | 朝霞市商工会 青年部                                          | 2  |
|          | 環境推進課        | あさか環境市民会議                                           | 6  |
|          | 地域づくり支援課     | 朝霞市コミュニティ協議会常任理事会<br>正・副会長及び常任理事                    | 13 |
|          | 環境推進課        | 美化推進員懇談会                                            | 7  |
|          | 資源リサイクル課     | 市内コンビニオーナー（15店）                                     | 15 |
|          | 産業振興課        | 農業経営改善計画認定申請者（認定農業者）                                | 2  |
|          | 産業振興課        | 朝霞市商工会 商業部会・商店会長                                    | 11 |



|          |          |                            |    |
|----------|----------|----------------------------|----|
|          | 地域づくり支援課 | 消費者教室を受講された方               | 93 |
|          | 資源リサイクル課 | 朝霞市廃棄物減量等推進審議会委員           | 10 |
|          | 地域づくり支援課 | 朝霞の自治を進める市民の会              | 6  |
|          | 地域づくり支援課 | 葬祭セミナーに参加された方              | 37 |
| 健康<br>福祉 | 福祉相談課    | 朝霞地区保護司会朝霞支部               | 16 |
|          | 長寿はつらつ課  | 朝霞市地域密着型サービス運営委員会委員        | 6  |
|          | 健康づくり課   | 健康あさか普及員                   | 11 |
| 都市<br>建設 | まちづくり推進課 | 都市計画審議会委員                  | 10 |
|          | まちづくり推進課 | 朝霞市景観審議会委員                 | 9  |
| 教育       | 文化財課     | 令和元年第1回文化財保護審議委員会議         | 7  |
|          | 学校給食課    | 親子料理教室参加者（親子で64人）          | 64 |
|          | 教育総務課    | 教育委員会委員                    | 4  |
|          | 文化財課     | 令和元年度第1回朝霞市博物館協議会          | 7  |
|          | 図書館      | ライブラリーミーティング参加者            | 3  |
|          | 図書館      | 図書館友の会                     | 5  |
|          | 図書館      | 図書館協議会委員                   | 6  |
|          | 中央公民館    | 各公民館利用サークル会員（各館3サークルずつ計6館） | 18 |

## （６）小・中学生の声を聴く機会

### 令和元（2019）年度

#### ① 実施目的

小・中学生の意識、ニーズを把握し、基礎資料として活用するために行ったもの。

#### ② 実施概要

- 日時 第1回 令和元（2019）年7月13日（土）・14日（日）  
第2回 10月19日（土）  
第3回 10月26日（土）
- 参加者 計581人

#### ③ 実施方法

市のイベントに参加する小学生および中学生に対し、「朝霞を将来どんなまちにしたいですか？」という質問項目を示し、シールによる投票形式で回答を集めた。

#### ④ 実施結果

回答票数 全1,622票

### 令和2（2020）年度

#### ① 実施目的

小・中学生に対し後期基本計画の骨子を周知し、まちづくりに対する関心を高めるとともに、ニーズを把握し施策へ反映するために行ったもの。

② 実施概要

- 公開期間 令和2（2020）年7月27日（月）から8月31日（月）まで

③ 実施方法

後期基本計画の骨子を紹介する3分程度の動画を公開し、市ホームページのアンケート機能等を使って、小・中学生にも回答しやすい簡易な選択式アンケートを実施した。

④ 実施結果

- 視聴合計回数 439回
- 意見 全10件

（7）青少年の声を聴く機会

**令和元（2019）年度**

① 実施目的

青少年の意識、ニーズを把握し、基礎資料として活用するために行ったもの。

② 実施概要

- 日時 大学生インタビュー 令和（2019）元年  
7月13日（土）、14日（日）、9月13日（金）  
高校生アンケート 令和元（2019）年9月
- 参加者 大学生17人、高校生18人

③ 実施方法

大学生はインタビュー形式で、高校生はアンケート用紙で、市の印象や特徴について調査した。

**令和2（2020）年度**

① 実施目的

青少年に対し後期基本計画の骨子を周知し、まちづくりに対する関心を高めるとともに、ニーズを把握し施策へ反映するために行ったもの。

② 実施概要

- 公開期間 令和2（2020）年7月27日（月）から8月31日（月）まで

③ 実施方法

後期基本計画の骨子を紹介する3分程度の動画を公開し、市ホームページのアンケート機能を使ったアンケートを実施した。

④ 実施結果

- 視聴合計回数 239回
- 意見 全7件

(8) パブリック・コメント等

**後期基本計画の策定に向けた意見募集（令和元（2019）年度）**

① 実施目的

後期基本計画の策定を開始するに当たって、計画づくりを進めていく上での参考とするため、将来に向けて市が取り組むべきことやまちの課題等について意見を募集したもの。

② 実施概要

- 募集期間 平成31（2019）年4月1日（月）から12日（金）まで
- 意見提出方法 郵送、F a x、電子メールまたは直接持参のいずれか

③ 実施結果

意見 全26件（意見提出者数6人）

**後期基本計画 骨子（案）（令和元（2019）年度）**

① 実施目的

後期基本計画 骨子（案）について周知するとともに意見を聴き、計画づくりを進めていく上で意見を反映するために実施したもの。

② 実施概要

- 募集期間 令和2（2020）年2月14日（金）から3月13日（金）まで
- 意見提出方法 郵送、F a x、電子メールまたは直接持参のいずれか

③ 実施結果

意見 全212件（意見提出者数26人）

**後期基本計画（素案）（令和2（2020）年度）**

① 実施目的

後期基本計画（素案）について周知するとともに意見を聴き、計画づくりを進めていく上で意見を反映するために実施したもの。

② 実施概要

- 募集期間 令和2（2020）年11月12日（木）から12月11日（金）まで
- 意見提出方法 郵送、F a x、電子メールまたは直接持参のいずれか

③ 実施結果

意見 全104件（意見提出者数13人）

## 4 主な個別計画一覧

| 政策分野等               | 大柱            | 計画名                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章<br>災害対策・防犯・市民生活 | 防災・消防         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市地域防災計画(平成28年度～)</li> <li>● 国民保護計画(平成19年度～)</li> </ul>                                                                                                                                                 |
|                     | 生活            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第4次朝霞市防犯推進計画(令和3年度～)</li> <li>● 朝霞市公共施設等総合管理計画(平成28年度～令和47年度)</li> <li>● 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画(令和3年度～令和7年度)</li> </ul>                                                                                      |
| 第2章<br>健康・福祉        | 地域福祉          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第4期朝霞市地域福祉計画(令和3年度～令和7年度)</li> </ul>                                                                                                                                                                     |
|                     | 子育て支援・青少年育成   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)</li> <li>● 第3次朝霞市生涯学習計画(平成29年度～令和8年度)</li> <li>● 第2期朝霞市教育振興基本計画(令和3年度～令和7年度)</li> </ul>                                                                                 |
|                     | 高齢者支援         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)</li> </ul>                                                                                                                                                           |
|                     | 障害者支援         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第5次朝霞市障害者プラン(平成30年度～令和5年度)</li> <li>● 第6期朝霞市障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)</li> </ul>                                                                                                                               |
|                     | 保健・医療         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● あさか健康プラン21(第2次)(平成26年度～令和4年度)</li> <li>● 朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画(平成26年度～)</li> <li>● 朝霞市自殺対策計画(令和2年度～令和6年度)</li> </ul>                                                                                       |
|                     | 社会保障          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)(平成30年度～令和5年度)</li> <li>● 第3期朝霞市特定健康診査等実施計画(平成30年度～令和5年度)</li> </ul>                                                                                                       |
| 第3章<br>教育・文化        | 学校教育          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期朝霞市教育振興基本計画(令和3年度～令和7年度)</li> <li>● 第2期朝霞市教育大綱(令和3年度～令和7年度:予定)</li> <li>● 朝霞市 ICT 教育推進計画(令和2年度～令和5年度)</li> </ul>                                                                                      |
|                     | 生涯学習          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期朝霞市教育振興基本計画(令和3年度～令和7年度)</li> <li>● 第3次朝霞市生涯学習計画(平成29年度～令和8年度)</li> <li>● 第3次朝霞市立図書館サービス基本計画(令和3年度～令和7年度)</li> <li>● 第2次朝霞市子ども読書活動推進計画(平成29年度～令和3年度)</li> <li>● 第2期朝霞市教育大綱(令和3年度～令和7年度:予定)</li> </ul> |
|                     | スポーツ・レクリエーション | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期朝霞市教育振興基本計画(令和3年度～令和7年度)</li> <li>● 第3次朝霞市生涯学習計画(平成29年度～令和8年度)</li> <li>● 第2期朝霞市スポーツ推進計画(令和3年度～令和12年度)</li> <li>● 第2期朝霞市教育大綱(令和3年度～令和7年度:予定)</li> </ul>                                               |
|                     | 地域文化          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期朝霞市教育振興基本計画(令和3年度～令和7年度)</li> <li>● 第3次朝霞市生涯学習計画(平成29年度～令和8年度)</li> <li>● 第2期朝霞市教育大綱(令和3年度～令和7年度:予定)</li> </ul>                                                                                       |
| 第4章<br>環境・コミュニティ    | 環境            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2次朝霞市環境基本計画(平成24年度～令和3年度)</li> <li>● 第3次朝霞市地球温暖化対策実行計画(平成27年度～令和3年度)</li> <li>● 第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(平成26年度～令和5年度)</li> <li>● 朝霞市みどりの基本計画(平成12年度～令和7年度)</li> </ul>                                         |
|                     | ごみ処理          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(平成26年度～令和5年度)</li> <li>● ごみ処理広域化基本構想(令和2年度～令和9年度)</li> <li>● 朝霞市クリーンセンター施設維持管理計画(令和2年度～令和10年度)</li> </ul>                                                                              |

|                     |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                     | コミュニティ    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市公共施設等総合管理計画(平成 28 年度～令和 47 年度)</li> <li>● 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画(令和3年度～令和7年度)</li> </ul>                                                                                                                                                   |
|                     | 市民活動      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市市民協働指針(平成 20 年度～)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                           |
| 第5章<br>都市基盤・産業振興    | 土地利用      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市都市計画マスタープラン(平成17 年度～令和7年度)</li> <li>● 朝霞市基地跡地利用計画(平成 27 年度～)</li> <li>● 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備計画(平成 30 年度～)</li> </ul>                                                                                                                    |
|                     | 道路交通      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市道路整備基本計画(令和元年度～令和10年度)</li> <li>● 朝霞市橋梁長寿命化修繕計画(令和2年度～令和51年度)</li> <li>● 朝霞市道舗装修繕計画(令和2年度～令和11年度)</li> <li>● 朝霞市都市計画マスタープラン(平成 17 年度～令和7年度)</li> <li>● 朝霞市地域公共交通計画(令和 3 年度～令和 7 年度)</li> <li>● 朝霞市歩道橋長寿命化計画(令和元年度～令和 10 年度)</li> </ul> |
|                     | 緑・景観・環境共生 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市みどりの基本計画(改訂版)(平成 27 年度～)</li> <li>● 朝霞市景観計画(平成 27 年度～令和 16 年度)</li> <li>● 朝霞市都市計画マスタープラン(平成 17 年度～令和7年度)</li> </ul>                                                                                                                    |
|                     | 市街地整備     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市都市計画マスタープラン(平成 17 年度～令和7年度)</li> <li>● 朝霞市道路整備基本計画(令和元年度～令和 10 年度)</li> </ul>                                                                                                                                                          |
|                     | 上下水道整備    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市水道事業耐震化計画(平成 24 年度～令和 13 年度)</li> <li>● 朝霞市水道事業基本計画(平成 24 年度～令和 63 年)</li> <li>● 朝霞市水道事業経営戦略(令和元年度～令和 10 年度)</li> <li>● 朝霞市雨水管理総合計画(令和 2 年度～)</li> <li>● 朝霞市下水道ストックマネジメント計画(令和 2 年度～)</li> </ul>                                       |
|                     | 安全・安心     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市都市計画マスタープラン(平成 17 年度～令和7年度)</li> <li>● 朝霞市建築物耐震改修促進計画(令和3年度～令和7年度)</li> <li>● 朝霞市水道事業耐震化計画(平成24年度～令和13年度)</li> <li>● 朝霞市雨水管理総合計画(令和 2 年度～)</li> <li>● 朝霞市地域公共交通計画(令和 3 年度～令和 7 年度)</li> </ul>                                          |
|                     | 産業活性化     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市産業振興基本計画(平成31年度～令和10年度)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                     |
|                     | 産業の育成と支援  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市産業振興基本計画(平成31年度～令和10年度)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                     |
|                     | 勤労者支援     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市産業振興基本計画(平成31年度～令和10年度)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                     |
|                     |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 第6章<br>基本構想を推進するために | 人権の尊重     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期朝霞市教育振興基本計画(令和 3 年度～令和 7 年度)</li> <li>● 第3次朝霞市生涯学習計画(平成 29 年度～令和 8 年度)</li> <li>● 朝霞市人権・同和行政実施計画(平成 30 年度～令和 4 年度)</li> </ul>                                                                                                          |
|                     | 男女平等      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画(平成 28 年度～令和7年度)</li> </ul>                                                                                                                                                                                             |
|                     | 多文化共生     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市国際化基本指針</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                     |
|                     | 市民参画・協働   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市民協働指針(平成 20 年度～)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                            |
|                     | 行財政       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第5次朝霞市総合計画実施計画(毎年度策定)</li> <li>● 第2期朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和3年度～令和7年度)</li> <li>● 朝霞市公共施設等総合管理計画(平成28年度～令和 47 年度)</li> <li>● 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画(令和3年度～令和7年度)</li> <li>● 朝霞市シティ・プロモーション取組基本方針(平成 28 年度～)</li> </ul>                           |

## 5 基本概念（コンセプト）と施策の関係

| コンセプト                   |   |                        |                        |                           |   |                         |   |                                                      |   |                               |   |                                            |   |
|-------------------------|---|------------------------|------------------------|---------------------------|---|-------------------------|---|------------------------------------------------------|---|-------------------------------|---|--------------------------------------------|---|
| 安全・安心なまち                |   |                        |                        |                           |   |                         |   | 子育てがしやすい                                             |   |                               |   |                                            |   |
| 政策づくりに当たって重視すべき事項       |   |                        |                        |                           |   |                         |   |                                                      |   |                               |   |                                            |   |
| ◆1                      |   | ◆2                     |                        |                           |   |                         |   | ◆1                                                   |   | ◆2                            |   |                                            |   |
| 人にやさしいまちへ               |   | 支え合う心で安全・安心なまちへ        |                        |                           |   |                         |   | 子育てしやすいまちへ                                           |   | 子どもたちがいきいきと育つまちへ              |   |                                            |   |
| 1                       | 2 | 1                      | 2                      | 3                         | 4 | 5                       | 6 | 7                                                    | 8 | 1                             | 2 | 3                                          |   |
| 誰もが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保 |   | ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備 |                        | 地震災害時の避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備 |   | 集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策      |   | 上下水道などのインフラ、公共施設などの計画的な耐震化、老朽化対策                     |   | 防災、減災のための自助、共助、公助による地域防災計画の推進 |   | 市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などの支援              |   |
|                         |   |                        |                        |                           |   | 警察や消防などの関係機関、地域の事業者との連携 |   | 社会的弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人、低所得者などが地域で自立した生活を営むために必要な支援 |   | 市民が安心して暮らせるための社会保障制度の適正な運営    |   | 妊娠から出産・子育てと、ライフスタイルに合った支援体制とサービスの充実        |   |
|                         |   |                        |                        |                           |   |                         |   |                                                      |   | 全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりの推進   |   | 虐待やいじめ、不登校等の問題を解決するための、子どもの個性と人権を尊重した教育の推進 |   |
| 章・大柱・中柱・施策名             |   |                        |                        |                           |   |                         |   |                                                      |   |                               |   |                                            |   |
| 1                       | 1 | 1                      | 防災対策の推進                |                           |   |                         | ● |                                                      | ● |                               |   |                                            |   |
| 1                       | 1 | 2                      | 地域防災力の強化               |                           |   |                         |   |                                                      | ● |                               |   |                                            |   |
| 1                       | 1 | 3                      | 消防体制の充実                |                           |   |                         |   |                                                      |   |                               |   |                                            |   |
| 1                       | 2 | 1                      | 防犯のまちづくりの推進            |                           |   |                         |   |                                                      | ● | ●                             |   |                                            |   |
| 1                       | 2 | 2                      | 消費者の自立支援の充実            |                           |   |                         |   |                                                      | ● |                               |   |                                            |   |
| 1                       | 2 | 3                      | 安心できる葬祭の場の提供           |                           |   |                         |   |                                                      |   |                               |   |                                            |   |
| 2                       | 1 | 1                      | 地域共生社会の構築              |                           |   |                         |   |                                                      |   | ●                             |   |                                            |   |
| 2                       | 1 | 2                      | 生活困窮者等への支援             |                           |   |                         |   |                                                      |   | ●                             |   |                                            |   |
| 2                       | 2 | 1                      | 子どもたちが健やかに育つ環境整備       |                           |   |                         |   |                                                      |   |                               |   |                                            | ● |
| 2                       | 2 | 2                      | 子育て家庭を支えるための環境整備       |                           |   |                         |   |                                                      |   |                               |   |                                            | ● |
| 2                       | 2 | 3                      | 幼児期等の教育・保育の充実          |                           |   |                         |   |                                                      |   |                               | ● |                                            |   |
| 2                       | 2 | 4                      | 青少年の健全育成の充実            |                           |   |                         |   |                                                      |   |                               |   |                                            | ● |
| 2                       | 3 | 1                      | 健康で活躍できる地域社会の推進        |                           |   |                         |   |                                                      |   |                               |   |                                            |   |
| 2                       | 3 | 2                      | 自立のためのサービスの確立          |                           |   |                         |   |                                                      |   | ●                             | ● |                                            |   |
| 2                       | 3 | 3                      | 安全・安心な生活ができる環境整備       |                           |   |                         |   |                                                      |   | ●                             |   |                                            |   |
| 2                       | 3 | 4                      | 地域包括ケアシステムの推進          |                           |   |                         |   |                                                      |   | ●                             | ● |                                            |   |
| 2                       | 4 | 1                      | 共に生きる社会の実現             |                           |   |                         |   |                                                      |   | ●                             |   |                                            |   |
| 2                       | 4 | 2                      | 地域における自立生活支援           |                           |   |                         |   |                                                      |   | ●                             |   |                                            |   |
| 2                       | 4 | 3                      | 自立に向けた就労の支援            |                           |   |                         |   |                                                      |   | ●                             |   |                                            |   |
| 2                       | 5 | 1                      | 健康づくりの支援               |                           |   |                         |   |                                                      |   |                               |   |                                            |   |
| 2                       | 5 | 2                      | 保健サービスの充実              |                           |   |                         |   |                                                      |   |                               | ● |                                            |   |
| 2                       | 5 | 3                      | 地域医療体制の充実              |                           |   |                         |   |                                                      |   |                               | ● |                                            |   |
| 2                       | 6 | 1                      | 社会保障制度の適正な運営           |                           |   |                         |   |                                                      |   |                               |   |                                            |   |
| 3                       | 1 | 1                      | 朝霞の次代を担う人材の育成          |                           |   |                         |   |                                                      |   |                               |   | ●                                          | ● |
| 3                       | 1 | 2                      | 確かな学力と自立する力の育成         |                           |   |                         |   |                                                      |   |                               |   | ●                                          | ● |
| 3                       | 1 | 3                      | 質の高い教育を支える教育環境の整備充実    |                           |   | ●                       |   |                                                      |   |                               |   | ●                                          | ● |
| 3                       | 1 | 4                      | 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進 |                           |   |                         |   |                                                      |   |                               |   | ●                                          |   |
| 3                       | 2 | 1                      | 生涯学習活動の推進              |                           |   |                         |   |                                                      |   | ●                             |   | ●                                          |   |
| 3                       | 2 | 2                      | 学びを支える環境の充実            |                           |   | ●                       |   |                                                      |   |                               |   | ●                                          |   |
| 3                       | 3 | 1                      | スポーツ・レクリエーション活動の推進     |                           |   |                         |   |                                                      |   | ●                             |   | ●                                          |   |
| 3                       | 3 | 2                      | 利用しやすい施設の提供            |                           |   | ●                       |   |                                                      |   |                               |   |                                            |   |
| 3                       | 4 | 1                      | 歴史や伝統の保護・活用            |                           |   |                         |   |                                                      |   |                               |   | ●                                          |   |
| 3                       | 4 | 2                      | 芸術文化の振興                |                           |   |                         |   |                                                      |   | ●                             |   |                                            |   |
| 3                       | 4 | 3                      | 地域文化によるまちづくり           |                           |   |                         |   |                                                      |   |                               |   |                                            |   |
| 4                       | 1 | 1                      | 住みよい環境づくりの推進           |                           |   |                         |   |                                                      |   |                               |   |                                            |   |
| 4                       | 1 | 2                      | 低炭素・循環型社会の推進           |                           |   |                         |   |                                                      |   |                               |   |                                            |   |
| 4                       | 1 | 3                      | 環境教育・環境学習の推進           |                           |   |                         |   |                                                      |   |                               |   |                                            |   |

[illegible]



| コンセプト                   |                        |                           |                        |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
|-------------------------|------------------------|---------------------------|------------------------|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------|
| 安全・安心なまち                |                        |                           |                        |                                  |                               |                               |                         | 子育てがしやすい                                             |                            |                                     |                             |                                            |
| 政策づくりに当たって重視すべき事項       |                        |                           |                        |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| ◆1                      | ◆2                     |                           |                        |                                  |                               |                               |                         | ◆1                                                   | ◆2                         |                                     |                             |                                            |
| 人にやさしいまちへ               | 支え合う心で安全・安心なまちへ        |                           |                        |                                  |                               |                               |                         | 子育てしやすいまちへ                                           | 子どもたちがいきいきと育つまちへ           |                                     |                             |                                            |
| 1                       | 2                      | 1                         | 2                      | 3                                | 4                             | 5                             | 6                       | 7                                                    | 8                          | 1                                   | 2                           | 3                                          |
| 誰もが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保 | ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備 | 地震災害時の避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備 | 集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策     | 上下水道などのインフラ、公共施設などの計画的な耐震化・老朽化対策 | 防災、減災のための自助・共助、公助による地域防災計画の推進 | 市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などの支援 | 警察や消防などの関係機関、地域の事業者との連携 | 社会的弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人、低所得者などが地域で自立した生活を営むために必要な支援 | 市民が安心して暮らせるための社会保障制度の適正な運営 | 妊娠から出産・子育てと、ライフスタイルに合った支援体制とサービスの充実 | 全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりの推進 | 虐待やいじめ、不登校等の問題を解決するための、子どもの個性と人権を尊重した教育の推進 |
| 章・大柱・中柱・施策名             |                        |                           |                        |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 4                       | 2                      | 1                         | ごみの減量・リサイクルの推進         |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 4                       | 2                      | 2                         | ごみ処理体制の充実              |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 4                       | 3                      | 1                         | コミュニティ活動の推進            |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 4                       | 3                      | 2                         | 活動施設の充実                |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 4                       | 4                      | 1                         | 市民活動への支援               |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 4                       | 4                      | 2                         | 市民活動環境の充実              |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 5                       | 1                      | 1                         | 市街地の適正な利用              |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 5                       | 1                      | 2                         | 市街地周辺の適正な利用            |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 5                       | 2                      | 1                         | やさしさに配慮した道づくり          | ●                                |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 5                       | 2                      | 2                         | まちの骨格となる道路づくり          | ●                                | ●                             |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 5                       | 2                      | 3                         | 良好な交通環境づくり             |                                  | ●                             |                               | ●                       | ●                                                    |                            |                                     |                             |                                            |
| 5                       | 3                      | 1                         | まちの骨格となる緑づくり           |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 5                       | 3                      | 2                         | うるおいのある生活環境づくり         |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 5                       | 3                      | 3                         | まちの魅力を生み出す景観づくり        |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 5                       | 3                      | 4                         | 循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 5                       | 4                      | 1                         | 特性に応じた市街地づくり           | ●                                |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 5                       | 5                      | 1                         | 上水道の整備・充実              |                                  |                               | ●                             |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 5                       | 5                      | 2                         | 公共下水道の整備               |                                  |                               | ●                             | ●                       |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 5                       | 6                      | 1                         | 災害や犯罪に強いまちづくり          |                                  | ●                             | ●                             | ●                       |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 5                       | 6                      | 2                         | 全ての人にやさしいまちづくり         |                                  | ●                             | ●                             |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 5                       | 7                      | 1                         | 魅力ある商業機能の形成            |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 5                       | 7                      | 2                         | 中小企業の経営基盤の強化           |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 5                       | 7                      | 3                         | 企業誘致の推進                |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 5                       | 7                      | 4                         | 都市農業の振興                |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 5                       | 8                      | 1                         | 産業育成のための連携強化           |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 5                       | 8                      | 2                         | 起業・創業の支援               |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 5                       | 9                      | 1                         | 勤労者支援の充実               |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 5                       | 9                      | 2                         | 雇用の促進                  |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 6                       | 1                      | 1                         | 人権教育・啓発活動              |                                  | ●                             |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             | ●                                          |
| 6                       | 1                      | 2                         | 問題解決に向けた支援体制の充実        |                                  | ●                             |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 6                       | 2                      | 1                         | 男女平等の意識づくり             |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 6                       | 2                      | 2                         | 男女平等が実感できる生活の実現        |                                  | ●                             |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 6                       | 3                      | 1                         | 外国人市民が暮らしやすいまちづくり      |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 6                       | 3                      | 2                         | 多文化共生への理解の推進           |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 6                       | 4                      | 1                         | 市民参画と協働の推進             |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 6                       | 4                      | 2                         | 情報提供の充実と市民ニーズの把握       |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 6                       | 5                      | 1                         | 総合計画の推進                |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 6                       | 5                      | 2                         | 公平・適正な負担による財政基盤の強化     |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 6                       | 5                      | 3                         | 公共施設の効果的・効率的な管理運営      | ●                                |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 6                       | 5                      | 4                         | 適正かつ効率的な行政事務の遂行        |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 6                       | 5                      | 5                         | 機能的な組織づくりと人材育成         |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |
| 6                       | 5                      | 6                         | シティ・プロモーションの展開         |                                  |                               |                               |                         |                                                      |                            |                                     |                             |                                            |

[illegible]

## 6 SDGs と施策の関係

| 章・大柱・中柱・施策名 |   |   |                        | SDGs の 17 の目標 |          |                |               |                 |                 |
|-------------|---|---|------------------------|---------------|----------|----------------|---------------|-----------------|-----------------|
|             |   |   |                        | 一、貧困をなくそう     | 二、飢餓をゼロに | 三、すべての人に健康と福祉を | 四、質の高い教育をみんなに | 五、ジェンダー平等を実現しよう | 六、安全な水とトイレを世界中に |
| 1           | 1 | 1 | 防災対策の推進                |               |          |                |               |                 |                 |
| 1           | 1 | 2 | 地域防災力の強化               |               |          |                |               |                 |                 |
| 1           | 1 | 3 | 消防体制の充実                |               |          |                |               |                 |                 |
| 1           | 2 | 1 | 防犯のまちづくりの推進            |               |          |                |               |                 |                 |
| 1           | 2 | 2 | 消費者の自立支援の充実            |               |          |                |               |                 |                 |
| 1           | 2 | 3 | 安心できる葬祭の場の提供           |               |          | ●              |               |                 |                 |
| 2           | 1 | 1 | 地域共生社会の構築              |               |          | ●              |               |                 |                 |
| 2           | 1 | 2 | 生活困窮者等への支援             | ●             |          | ●              |               |                 |                 |
| 2           | 2 | 1 | 子どもたちが健やかに育つ環境整備       | ●             |          | ●              |               |                 |                 |
| 2           | 2 | 2 | 子育て家庭を支えるための環境整備       |               |          | ●              |               |                 |                 |
| 2           | 2 | 3 | 幼児期等の教育・保育の充実          |               |          | ●              |               |                 |                 |
| 2           | 2 | 4 | 青少年の健全育成の充実            |               |          | ●              |               |                 |                 |
| 2           | 3 | 1 | 健康で活躍できる地域社会の推進        |               |          | ●              |               |                 |                 |
| 2           | 3 | 2 | 自立のためのサービスの確立          |               |          | ●              |               |                 |                 |
| 2           | 3 | 3 | 安全・安心な生活ができる環境整備       |               |          | ●              |               |                 |                 |
| 2           | 3 | 4 | 地域包括ケアシステムの推進          |               |          | ●              |               |                 |                 |
| 2           | 4 | 1 | 共に生きる社会の実現             |               |          | ●              |               |                 |                 |
| 2           | 4 | 2 | 地域における自立生活支援           |               |          | ●              |               |                 |                 |
| 2           | 4 | 3 | 自立に向けた就労の支援            |               |          | ●              |               |                 |                 |
| 2           | 5 | 1 | 健康づくりの支援               |               |          | ●              |               |                 |                 |
| 2           | 5 | 2 | 保健サービスの充実              |               |          | ●              |               |                 |                 |
| 2           | 5 | 3 | 地域医療体制の充実              |               |          | ●              |               |                 |                 |
| 2           | 6 | 1 | 社会保障制度の適正な運営           | ●             |          | ●              |               |                 |                 |
| 3           | 1 | 1 | 朝霞の次代を担う人材の育成          |               |          | ●              | ●             |                 |                 |
| 3           | 1 | 2 | 確かな学力と自立する力の育成         |               |          | ●              | ●             |                 |                 |
| 3           | 1 | 3 | 質の高い教育を支える教育環境の整備充実    |               |          | ●              | ●             |                 |                 |
| 3           | 1 | 4 | 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進 |               |          | ●              | ●             |                 |                 |
| 3           | 2 | 1 | 生涯学習活動の推進              |               |          | ●              | ●             |                 |                 |
| 3           | 2 | 2 | 学びを支える環境の充実            |               |          | ●              | ●             |                 |                 |
| 3           | 3 | 1 | スポーツ・レクリエーション活動の推進     |               |          | ●              | ●             |                 |                 |
| 3           | 3 | 2 | 利用しやすい施設の提供            |               |          | ●              | ●             |                 |                 |
| 3           | 4 | 1 | 歴史や伝統の保護・活用            |               |          | ●              | ●             | ●               |                 |
| 3           | 4 | 2 | 芸術文化の振興                |               |          | ●              | ●             |                 |                 |
| 3           | 4 | 3 | 地域文化によるまちづくり           |               |          |                |               |                 |                 |
| 4           | 1 | 1 | 住みよい環境づくりの推進           |               |          |                |               |                 | ●               |
| 4           | 1 | 2 | 低炭素・循環型社会の推進           |               | ●        |                |               |                 |                 |
| 4           | 1 | 3 | 環境教育・環境学習の推進           |               |          |                | ●             |                 |                 |

| SDGs の 17 の目標 |                           |               |                        |                     |                      |                |                     |              |              |                     |                           |
|---------------|---------------------------|---------------|------------------------|---------------------|----------------------|----------------|---------------------|--------------|--------------|---------------------|---------------------------|
|               | 一. エネルギーをみんなに<br>そしてクリーンに | 二. 働きがいも経済成長も | 三. 産業と技術革新の基盤を<br>つくろう | 四. 人や国の不平等をなく<br>そう | 五. 住み続けられるまちづく<br>りを | 六. つくる責任 つかう責任 | 七. 気候変動に具体的な対策<br>を | 八. 海の豊かさを守ろう | 九. 陸の豊かさを守ろう | 十. 平和と公正をすべての人<br>に | 十一. パートナリシップで目標<br>を達成しよう |
|               |                           |               |                        |                     | ●                    |                |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        |                     | ●                    |                |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        |                     | ●                    |                |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        |                     | ●                    |                |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        |                     |                      | ●              |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        |                     |                      |                |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        |                     |                      |                |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        |                     |                      |                |                     |              |              | ●                   |                           |
|               |                           |               |                        |                     |                      |                |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        |                     |                      |                |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        |                     |                      |                |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        |                     |                      |                |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        |                     |                      |                |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        |                     |                      |                |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        |                     | ●                    |                |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        |                     |                      |                |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        |                     |                      |                |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        |                     |                      |                |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        |                     |                      |                |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        |                     |                      |                |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        |                     |                      |                |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        | ●                   | ●                    |                |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        | ●                   | ●                    |                |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        | ●                   | ●                    |                |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        | ●                   | ●                    |                |                     |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        | ●                   | ●                    |                |                     |              |              |                     | ●                         |
|               |                           | ●             |                        |                     |                      |                | ●                   |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        | ●                   | ●                    |                |                     |              |              |                     | ●                         |
|               |                           |               |                        | ●                   | ●                    | ●              |                     |              |              |                     | ●                         |
|               | ●                         |               |                        | ●                   | ●                    |                |                     |              |              |                     | ●                         |
|               |                           |               |                        | ●                   | ●                    |                |                     |              |              |                     | ●                         |
|               |                           |               |                        |                     | ●                    |                |                     | ●            | ●            |                     |                           |
|               | ●                         |               |                        |                     | ●                    | ●              | ●                   |              |              |                     |                           |
|               |                           |               |                        |                     | ●                    |                |                     |              |              |                     | ●                         |

|             |   |   |                        | SDGs の 17 の目標 |           |                 |                |                  |                  |
|-------------|---|---|------------------------|---------------|-----------|-----------------|----------------|------------------|------------------|
| 章・大柱・中柱・施策名 |   |   |                        | 1. 貧困をなくそう    | 2. 飢餓をゼロに | 3. すべての人に健康と福祉を | 4. 質の高い教育をみんなに | 5. ジェンダー平等を実現しよう | 6. 安全な水とトイレを世界中に |
| 4           | 2 | 1 | ごみの減量・リサイクルの推進         |               |           |                 |                |                  |                  |
| 4           | 2 | 2 | ごみ処理体制の充実              |               |           |                 |                |                  |                  |
| 4           | 3 | 1 | コミュニティ活動の推進            |               |           |                 |                |                  |                  |
| 4           | 3 | 2 | 活動施設の充実                |               |           |                 |                |                  |                  |
| 4           | 4 | 1 | 市民活動への支援               |               |           |                 |                |                  |                  |
| 4           | 4 | 2 | 市民活動環境の充実              |               |           |                 |                |                  |                  |
| 5           | 1 | 1 | 市街地の適正な利用              |               |           |                 |                |                  |                  |
| 5           | 1 | 2 | 市街地周辺の適正な利用            |               |           |                 |                |                  |                  |
| 5           | 2 | 1 | やさしさに配慮した道づくり          |               |           |                 |                |                  |                  |
| 5           | 2 | 2 | まちの骨格となる道路づくり          |               |           |                 |                |                  |                  |
| 5           | 2 | 3 | 良好な交通環境づくり             |               |           |                 |                |                  |                  |
| 5           | 3 | 1 | まちの骨格となる緑づくり           |               |           |                 |                |                  |                  |
| 5           | 3 | 2 | うるおいのある生活環境づくり         |               |           |                 |                |                  |                  |
| 5           | 3 | 3 | まちの魅力を生み出す景観づくり        |               |           |                 |                |                  |                  |
| 5           | 3 | 4 | 循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり |               |           |                 |                |                  |                  |
| 5           | 4 | 1 | 特性に応じた市街地づくり           |               |           |                 |                |                  |                  |
| 5           | 5 | 1 | 上水道の整備・充実              |               |           |                 |                |                  | ●                |
| 5           | 5 | 2 | 公共下水道の整備               |               |           |                 |                |                  | ●                |
| 5           | 6 | 1 | 災害や犯罪に強いまちづくり          |               |           |                 |                |                  |                  |
| 5           | 6 | 2 | 全ての人にやさしいまちづくり         |               |           |                 |                |                  |                  |
| 5           | 7 | 1 | 魅力ある商業機能の形成            |               |           |                 |                |                  |                  |
| 5           | 7 | 2 | 中小企業の経営基盤の強化           |               |           |                 |                |                  |                  |
| 5           | 7 | 3 | 企業誘致の推進                |               |           |                 |                |                  |                  |
| 5           | 7 | 4 | 都市農業の振興                |               |           |                 |                |                  |                  |
| 5           | 8 | 1 | 産業育成のための連携強化           |               |           |                 |                |                  |                  |
| 5           | 8 | 2 | 起業・創業の支援               |               |           |                 |                |                  |                  |
| 5           | 9 | 1 | 勤労者支援の充実               |               |           |                 |                |                  |                  |
| 5           | 9 | 2 | 雇用の促進                  |               |           |                 |                |                  |                  |
| 6           | 1 | 1 | 人権教育・啓発活動              |               |           | ●               | ●              | ●                |                  |
| 6           | 1 | 2 | 問題解決に向けた支援体制の充実        |               |           | ●               |                |                  |                  |
| 6           | 2 | 1 | 男女平等の意識づくり             | ●             |           | ●               |                | ●                |                  |
| 6           | 2 | 2 | 男女平等が実感できる生活の実現        | ●             |           |                 |                |                  |                  |
| 6           | 3 | 1 | 外国人市民が暮らしやすいまちづくり      |               |           |                 | ●              |                  |                  |
| 6           | 3 | 2 | 多文化共生への理解の推進           |               |           |                 | ●              |                  |                  |
| 6           | 4 | 1 | 市民参画と協働の推進             |               |           |                 | ●              |                  |                  |
| 6           | 4 | 2 | 情報提供の充実と市民ニーズの把握       |               |           |                 |                |                  |                  |
| 6           | 5 | 1 | 総合計画の推進                |               |           |                 |                |                  |                  |
| 6           | 5 | 2 | 公平・適正な負担による財政基盤の強化     |               |           |                 |                |                  |                  |
| 6           | 5 | 3 | 公共施設の効果的・効率的な管理運営      |               |           |                 |                |                  |                  |
| 6           | 5 | 4 | 適正かつ効率的な行政事務の遂行        |               |           |                 |                |                  |                  |
| 6           | 5 | 5 | 機能的な組織づくりと人材育成         |               |           |                 |                |                  |                  |
| 6           | 5 | 6 | シティ・プロモーションの展開         |               |           |                 |                |                  |                  |

| SDGs の 17 の目標 |                       |               |                    |                  |                   |                 |                  |               |               |                  |                        |
|---------------|-----------------------|---------------|--------------------|------------------|-------------------|-----------------|------------------|---------------|---------------|------------------|------------------------|
|               | 1. エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 8. 働きがいも経済成長も | 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう | 10. 人や国の不平等をなくそう | 11. 住み続けられるまちづくりを | 12. つくる責任 つかう責任 | 13. 気候変動に具体的な対策を | 14. 海の豊かさを守ろう | 15. 陸の豊かさを守ろう | 16. 平和と公正をすべての人に | 17. パートナリーシップで目標を達成しよう |
|               |                       |               |                    |                  | ●                 | ●               |                  |               |               |                  |                        |
|               |                       |               |                    |                  | ●                 |                 |                  |               |               |                  | ●                      |
|               |                       |               |                    |                  | ●                 |                 |                  |               |               |                  | ●                      |
|               |                       |               |                    |                  | ●                 |                 |                  |               |               |                  | ●                      |
|               |                       |               |                    |                  | ●                 |                 |                  |               |               |                  | ●                      |
|               |                       |               |                    |                  | ●                 |                 |                  |               | ●             |                  |                        |
|               |                       |               |                    |                  | ●                 |                 |                  |               |               |                  |                        |
|               |                       |               |                    |                  | ●                 |                 |                  |               |               |                  |                        |
|               |                       |               |                    |                  | ●                 |                 |                  |               |               |                  |                        |
|               |                       |               |                    |                  | ●                 |                 |                  |               |               |                  | ●                      |
|               |                       |               |                    |                  | ●                 |                 |                  |               | ●             |                  |                        |
|               |                       |               |                    |                  | ●                 |                 |                  |               | ●             |                  |                        |
|               |                       |               |                    |                  | ●                 |                 |                  |               |               |                  |                        |
|               |                       |               |                    |                  |                   |                 |                  | ●             |               |                  |                        |
|               |                       |               |                    | ●                | ●                 |                 |                  |               |               |                  |                        |
|               | ●                     | ●             | ●                  |                  |                   |                 |                  |               |               |                  |                        |
|               | ●                     | ●             | ●                  |                  |                   |                 |                  |               |               |                  |                        |
|               | ●                     |               |                    |                  |                   |                 |                  |               |               |                  |                        |
|               | ●                     |               | ●                  |                  |                   |                 |                  |               |               |                  |                        |
|               | ●                     |               |                    |                  |                   |                 |                  |               |               |                  |                        |
|               |                       |               |                    | ●                |                   |                 |                  |               |               | ●                |                        |
|               |                       |               |                    | ●                |                   |                 |                  |               |               | ●                |                        |
|               | ●                     |               |                    |                  |                   |                 |                  |               |               | ●                |                        |
|               |                       |               |                    | ●                |                   |                 |                  |               |               |                  |                        |
|               |                       |               |                    | ●                |                   |                 |                  |               |               |                  |                        |
|               |                       |               |                    |                  | ●                 |                 |                  |               |               |                  | ●                      |
|               |                       |               |                    |                  | ●                 |                 |                  |               |               |                  | ●                      |
|               |                       |               |                    |                  | ●                 |                 |                  |               |               |                  | ●                      |
|               |                       |               |                    |                  | ●                 |                 |                  |               |               |                  | ●                      |
|               |                       |               |                    |                  | ●                 |                 |                  |               |               | ●                | ●                      |
|               |                       |               |                    |                  |                   |                 |                  |               |               | ●                | ●                      |
|               |                       |               |                    |                  |                   |                 |                  |               |               | ●                | ●                      |

## 7 前期基本計画中の主な出来事

| 政策分野                  | 平成 28 (2016) 年度                                                                                                                                                                                                      | 平成 29 (2017) 年度                                                                                                                                                                  |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 章<br>災害対策・防犯・市民生活 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熊本地震 (4 月)</li> <li>・ 協定締結 (朝霞警察署、朝霞市自治会連合会)</li> <li>・ 台風 9 号、本市で初めて避難準備情報を発令 (8 月)</li> <li>・ 「あさが防災」リーフレット作成</li> </ul>                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風 21 号の大雨に伴う避難勧告の発令 (10 月)</li> <li>・ 雨量計設置 (七小)</li> <li>・ 第 5 分団詰所改築工事</li> <li>・ 防犯灯 L E D 化促進</li> </ul>                           |
| 第 2 章<br>健康・福祉        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括ケア推進係設置</li> <li>・ 朝霞市障害者ふれあいセンター開所</li> <li>・ 朝霞市日本語手話言語条例施行</li> </ul>                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 朝霞市健康づくり推進条例施行</li> <li>・ 待機児童緊急対策策定</li> <li>・ 子育て世代包括支援センター開設</li> <li>・ 健康マイレージ事業開始</li> </ul>                                       |
| 第 3 章<br>教育・文化        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第五小学校給食調理等業務委託開始</li> <li>・ 博物館入館 100 万人達成</li> </ul>                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第四小学校給食調理等業務委託開始</li> <li>・ 改定版あさかみどころマップ発行</li> <li>・ 越生町との相互交流に係る覚書</li> </ul>                                                        |
| 第 4 章<br>環境・コミュニティ    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナンバーカードを利用した住民票等のコンビニ交付開始</li> </ul>                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治会町内会加入促進活動</li> </ul>                                                                                                                 |
| 第 5 章<br>都市基盤・産業振興    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 朝霞市都市計画マスタープラン (平成 28 年 11 月改訂版) 策定</li> </ul>                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内循環バスわくわく号の運行一部変更</li> <li>・ 岡一丁目土地区画整理事業完了</li> <li>・ 根岸台三丁目地区の地区計画策定</li> <li>・ 泉水・岡浄水場の配水ポンプ制御設備工事完了</li> </ul>                     |
| 第 6 章<br>基本構想を推進するために | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オリンピック・パラリンピック準備室設置</li> <li>・ リオデジャネイロオリンピック出場選手壮行会</li> <li>・ 協定締結 (日本郵便株式会社)</li> <li>・ 朝霞市長選挙</li> <li>・ 市制施行 50 周年、市キャラクターの発表、記念映像制作</li> <li>・ 旧憩いの湯解体工事完了</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市制施行 50 周年記念式典</li> <li>・ 朝霞市定員管理方針策定</li> <li>・ 市役所庁舎耐震化工事完了</li> <li>・ 旧猪苗代湖自然の家解体工事完了</li> <li>・ シティ・セールス朝霞ブランド認定 (2 点追加)</li> </ul> |



| 平成 30（2018）年度                                                                                                                                                                                                                       | 令和元（2019）年度                                                                                                                                                                                | 令和 2（2020）年度                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府北部地震（6 月）</li> <li>・平成 30 年西日本豪雨（7 月）</li> <li>・雨量計設置（グリーンセンター）</li> </ul>                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年東日本台風（10 月）</li> <li>・防災フェア、講演会（12 月）</li> <li>・避難所開設キット作成着手</li> </ul>                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線デジタル化整備工事完了</li> <li>・避難所における感染症対策</li> <li>・雨量計設置（朝霞県税事務所、根岸台市民センター）</li> <li>・洪水ハザードマップ改訂</li> <li>・防災倉庫建設</li> </ul>              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉相談課設置</li> <li>・児童館ランドセル来館事業開始</li> <li>・地域のつながりを考える市民フォーラム</li> <li>・地域のつながりを考える学習会（3 回）</li> </ul>                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育・保育の無償化</li> <li>・ほんちよう児童館開館</li> <li>・中国武漢にて、新型コロナウイルス感染症の発生（12 月）</li> </ul>                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言（4～5 月）</li> <li>・臨時特別定額給付金の支給</li> <li>・あさかスマイルキッズ臨時特別給付金の支給</li> </ul>                                                             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜崎学校給食センター施設改修完了</li> <li>・小・中学校屋内運動場空調設備整備開始（5 年間）</li> </ul>                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・スクール設置（一中・四小）</li> </ul>                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新学習指導要領実施（小学校）</li> <li>・第八小学校の自校給食施設等整備工事完了</li> <li>・総合体育館施設改修完了</li> <li>・コミュニティ・スクール設置（二小・五小・九小）</li> </ul>                            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会町内会加入促進活動</li> </ul>                                                                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会設置</li> </ul>                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝霞和光資源循環組合設立</li> </ul>                                                                                                                    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅政策係設置</li> <li>・水道事業経営戦略策定</li> <li>・シェアサイクル実証実験開始</li> <li>・根岸台 5 丁目土地区画整備事業完了</li> <li>・朝霞駅ホームドア設置（上り線）</li> <li>・岡浄水場中央監視制御設備更新工事完了</li> <li>・産業振興条例施行</li> <li>・産業振興基本計画策定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通協議会の設置</li> <li>・岡通線整備開始</li> <li>・新電元工業株式会社と事業用定期借地権設定契約を締結</li> <li>・シンボルロード整備工事完了</li> <li>・観音通線全線開通</li> <li>・朝霞駅ホームドア設置（下り線）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業が公営企業会計へ移行</li> <li>・宮戸二丁目土地区画整理事業完了</li> <li>・アサカストリートテラス</li> <li>・シンボルロードイルミネーション「あさか冬のあかりテラス」開始</li> <li>・島の上公園展望テラス設置</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・オリンピック・パラリンピック室設置</li> <li>・シティ・プロモーション課設置</li> <li>・市民会館耐震化工事完了</li> <li>・保健センター耐震化工事完了</li> <li>・協定締結（株式会社セブン・イレブン・ジャパン）</li> </ul>                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレジットカードによる市税等収納開始</li> <li>・消費税増税 10%（10 月）</li> <li>・朝霞市議会議員選挙</li> </ul>                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォン決済による市税等収納開始</li> <li>・国勢調査</li> <li>・朝霞市長選挙</li> </ul>                                                                             |

## 8 前期基本計画からの変更点

記号 ☆新たに追加した施策  
●名称を変更した施策

### 前期基本計画の施策体系

#### 第1章 災害対策・防犯・市民生活

##### 1 防災・消防

- (1)防災対策の推進
- (2)地域防災力の強化
- (3)消防体制の充実

##### 2 生活

- (1)防犯のまちづくりの推進
- (2)消費者の自立支援の充実
- (3)安心できる葬祭の場の提供



### 後期基本計画の施策体系

#### 第1章 災害対策・防犯・市民生活

##### 1 防災・消防

- (1)防災対策の推進
- (2)地域防災力の強化
- (3)消防体制の充実

##### 2 生活

- (1)防犯まちづくりの推進
- (2)消費者の自立支援の充実
- (3)安心できる葬祭の場の提供

#### ポイント

- ・ 激甚な災害が頻発している状況を踏まえ、災害情報や避難に係る発令など、正確で迅速な情報伝達にあらためて重点を置くとともに、自主防災組織や地域防災アドバイザーを中心に地域防災力を強化します。
- ・ 特殊詐欺など、近年の犯罪傾向が著しく変化していることから、警察などと連携し、犯罪を起こさなくいまちの実現に取り組みます。

前期基本計画の施策体系

後期基本計画の施策体系

第2章 健康・福祉

第2章 健康・福祉

- 1 子育て支援・青少年育成
  - (1) 幼児期等の教育と保育の充実
  - (2) 子どもたちが健やかに育つ環境づくり
  - (3) 子育て家庭を支えるための環境づくり
  - (4) 青少年の健全育成の充実
- 2 高齢者支援
  - (1) 健康・生きがいづくりと介護予防の支援
  - (2) 自立のためのサービスの確立
  - (3) 安全・安心な生活ができる環境の整備
- 3 障害者支援
  - (1) 共生社会の実現
  - (2) 地域における自立生活支援
  - (3) 自立した社会生活・就労支援
- 4 地域福祉・社会保障
  - (1) 地域福祉の推進
  - (2) 社会保障制度の運営
- 5 保健・医療
  - (1) 健康づくりの支援
  - (2) 保健サービスの充実
  - (3) 医療体制の充実

- 1 地域福祉
  - (1) 地域共生社会の構築 ●
  - (2) 生活困窮者等への支援 ●
- 2 子育て支援・青少年育成
  - (1) 子どもたちが健やかに育つ環境整備 ●
  - (2) 子育て家庭を支えるための環境整備 ●
  - (3) 幼児期等の教育・保育の充実 ●
  - (4) 青少年の健全育成の充実 ●
- 3 高齢者支援
  - (1) 健康で活躍できる地域社会の推進 ●
  - (2) 自立のためのサービスの確立 ●
  - (3) 安全・安心な生活ができる環境整備 ●
  - (4) 地域包括ケアシステムの推進 ☆
- 4 障害者支援
  - (1) 共に生きる社会の実現 ●
  - (2) 地域における自立生活支援 ●
  - (3) 自立に向けた就労の支援 ●
- 5 保健・医療
  - (1) 健康づくりの支援 ●
  - (2) 保健サービスの充実 ●
  - (3) 地域医療体制の充実 ●
- 6 社会保障
  - (1) 社会保障制度の適正な運営 ●

ポイント

- ・ 平成30(2018)年の社会福祉法の改正により、地域福祉計画が福祉分野の共通事項を定める上位計画として位置付けられたことから、「地域福祉」を1番目の大柱に位置付け、全ての人が参加する地域共生社会を構築します。
- ・ 経済的な困難を抱える子育て家庭が一定数存在することから、独り親家庭の支援を含め、子どもの貧困対策に取り組むほか、相談件数が増加傾向にある児童虐待について、未然防止等の適切な対応を図るため、関係機関、地域が連携する体制をさらに充実させます。

## 前期基本計画の施策体系

## 後期基本計画の施策体系

## 第3章 教育・文化

## 1 学校教育

- (1) 朝霞の次代を担う人材の育成
- (2) 確かな学力と自立する力の育成
- (3) 質の高い教育を支える教育環境の整備充実
- (4) 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

## 2 生涯学習

- (1) 生涯学習活動の推進
- (2) 学習しやすい環境整備の充実(公民館)
- (3) 学習しやすい環境整備の充実(図書館)
- (4) 学習しやすい環境整備の充実(博物館)

## 3 スポーツ・レクリエーション

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (2) スポーツ施設の整備充実

## 4 地域文化

- (1) 歴史や伝統の保護・活用
- (2) 芸術文化の振興
- (3) 地域文化によるまちづくり

## 第3章 教育・文化

## 1 学校教育

- (1) 朝霞の次代を担う人材の育成
- (2) 確かな学力と自立する力の育成
- (3) 質の高い教育を支える教育環境の整備充実
- (4) 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進 ●

## 2 生涯学習

- (1) 生涯学習活動の推進
- (2) 学びを支える環境の充実 ●

## 3 スポーツ・レクリエーション

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (2) 利用しやすい施設の提供 ●

## 4 地域文化

- (1) 歴史や伝統の保護・活用
- (2) 芸術文化の振興
- (3) 地域文化によるまちづくり

## ポイント

- ・ 令和2(2020)年度からの新たな学習指導要領や令和元年度より開始している学校運営協議会(コミュニティ・スクール)など、新しく生じた学校教育の考え方を施策に取り入れ、取組を進めます。
- ・ 学びの成果を支える仕組みづくりや価値観の多様化への対応に取り組み、人生100年時代を見据えた生涯学習活動を推進するほか、3つの中柱を1つの中柱「学びを支える環境の充実」に統合し、計画的な施設の修繕等を通して、学びを支える環境を充実させます。

## 前期基本計画の施策体系

## 後期基本計画の施策体系

## 第4章 環境・コミュニティ

## 1 環境

- (1) 住みよい環境づくりの推進
- (2) 循環型社会の推進
- (3) 低炭素社会の推進
- (4) 環境教育・環境学習の推進

## 2 ごみ処理

- (1) ごみの減量・リサイクルの推進
- (2) ごみ処理体制の充実

## 3 コミュニティ

- (1) コミュニティ活動の推進
- (2) 活動施設の充実

## 4 市民活動

- (1) 市民活動への支援
- (2) 市民活動環境の充実

## 第4章 環境・コミュニティ

## 1 環境

- (1) 住みよい環境づくりの推進
- (2) 低炭素・循環型社会の推進 ●
- (3) 環境教育・環境学習の推進

## 2 ごみ処理

- (1) ごみの減量・リサイクルの推進
- (2) ごみ処理体制の充実

## 3 コミュニティ

- (1) コミュニティ活動の推進
- (2) 活動施設の充実

## 4 市民活動

- (1) 市民活動への支援
- (2) 市民活動環境の充実

## ポイント

- ・ 双方が密接に関連している再生可能エネルギーの普及と再資源化について、1つの中柱「低炭素・循環型社会の推進」へと統合し、相乗効果を生み出しながら一体的に取り組めます。
- ・ 価値観の多様化等の様々な要因により自治会・町内会の加入率が低下していることから、地域コミュニティに参画するきっかけとなる機会を創出することなどを通し、引き続きコミュニティ活動を推進します。

前期基本計画の施策体系

第5章 都市基盤・産業振興

1 土地利用

- (1)市街地の適正な利用
- (2)市街地周辺の適正な利用

2 道路交通

- (1)やさしさに配慮した道づくり
- (2)まちの骨格となる道路づくり
- (3)良好な交通環境づくり

3 緑・景観・環境共生

- (1)まちの骨格となる緑づくり
- (2)うるおいのある生活環境づくり
- (3)まちの魅力を生み出す景観づくり
- (4)循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり

4 市街化整備

- (1)特性に応じた市街地づくり
- (2)上水道の整備・充実
- (3)公共下水道の整備

5 安全・安心

- (1)災害や犯罪に強いまちづくり
- (2)全ての人にやさしいまちづくり

6 産業の育成と支援

- (1)産業育成のための連携強化
- (2)起業・創業の支援

7 産業活性化

- (1)魅力ある商工業機能の形成
- (2)中小企業の経営基盤の強化
- (3)都市農業の振興

8 勤労者支援

- (1)勤労者支援の充実
- (2)雇用の促進

9 シティ・セールス朝霞ブランド

- (1)シティ・セールス朝霞ブランドの育成
- (2)シティ・プロモーションの展開

後期基本計画の施策体系

第5章 都市基盤・産業振興

1 土地利用

- (1)市街地の適正な利用
- (2)市街地周辺の適正な利用

2 道路交通

- (1)やさしさに配慮した道づくり
- (2)まちの骨格となる道路づくり
- (3)良好な交通環境づくり

3 緑・景観・環境共生

- (1)まちの骨格となる緑づくり
- (2)うるおいのある生活環境づくり
- (3)まちの魅力を生み出す景観づくり
- (4)循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり

4 市街地整備

- (1)特性に応じた市街地づくり

5 上下水道整備 ☆

- (1)上水道の整備・充実
- (2)公共下水道の整備

6 安全・安心

- (1)災害や犯罪に強いまちづくり
- (2)全ての人にやさしいまちづくり

7 産業活性化 ☆

- (1)魅力ある商業機能の形成
- (2)中小企業の経営基盤の強化
- (3)企業誘致の推進
- (4)都市農業の振興

8 産業の育成と支援

- (1)産業育成のための連携強化
- (2)起業・創業の支援

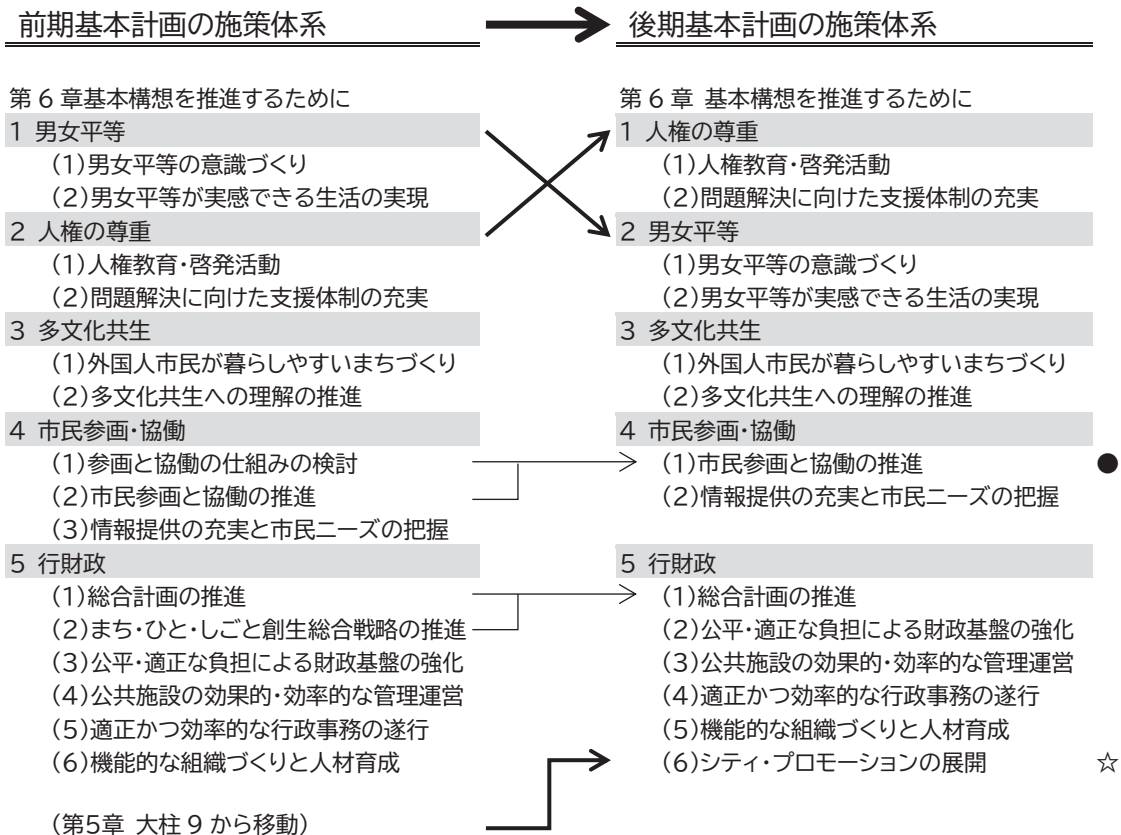
9 勤労者支援

- (1)勤労者支援の充実
- (2)雇用の促進

(第6章 大柱5 中柱(6)へ移動)

ポイント

- ・ 水道事業と同様に下水道事業も令和2(2020)年度から公営企業会計へと移行したことを踏まえ、新たな大柱として「5 上下水道」を設け、老朽化が進む上下水道施設の長寿命化等を含めて、インフラの再構築に計画的に取り組めます。
- ・ 平成30(2018)年度末に策定した朝霞市産業振興基本計画の内容を踏まえ、大柱「7 産業活性化」に中柱「(7)企業誘致の推進」を追加し、朝霞の地域特性に合った産業の集積を推進するための朝霞型企業誘致に取り組めます。



ポイント

- 産業振興の一施策として位置付けていた「シティ・プロモーションの展開」は、全庁挙げて取り組む施策へと位置付けを見直し、将来像「私が 暮らしつづけたいまち 朝霞」の実現に向け、本市の魅力を継続的に発信することで、愛着を持って暮らし続ける人を増やすためのシティ・プロモーションを展開します。

その他の変更点

- 後期基本計画では、序章において新たに SDGs を踏まえて施策を推進することを明示し、SDGs が掲げる理念や目標を身近なものに感じながら施策を推進し、引き続き持続可能な社会の実現を目指します。



## 9 用語解説

| 用語                      | 解説                                                                                                                             |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あ行                      |                                                                                                                                |
| アクセス                    | 目的地まで接続する経路や交通機関などのこと。または目的地まで行き来すること。                                                                                         |
| 朝霞アートマルシェ               | 朝霞駅南口・東口駅前広場で、秋に開催されているイベント。手作り作品の展示販売、アート作品づくり体験等が行われる。                                                                       |
| あさか産業フェア                | 朝霞市産業文化センターで開催されているイベント。市内商工業の商品や製品の展示販売、ものづくり体験イベント等が行われる。                                                                    |
| あさかの逸品                  | 朝霞市商工会が、朝霞の風土、歴史、素材等を生かしたアイデアのある商品、製法、品質、機能等の商品特性に優れた朝霞市をアピールできる商品を認定し、朝霞らしさをPRしていく取組。                                         |
| あさかばる                   | 期間中にチケットを買うことで、市内店舗で限定メニューの飲食等ができるイベント。                                                                                        |
| あさか女と男セミナー              | 男女平等に関する情報の提供や、学びを通じて男女平等を推進し、地域の人材育成につなげることを目的に実施する連続セミナーのこと。セミナーは、「あさか女（ひと）と男（ひと）セミナー企画・運営協力員」と協働で実施している。                    |
| 荒川近郊緑地保全区域              | 首都圏近郊緑地保全法に基づき、良好な自然的環境を形成している樹林地、水辺地等について国土交通大臣が指定する区域のこと。                                                                    |
| 安心見守り通報システム             | 65 歳以上の一人暮らし高齢者等を対象としたシステムで、設置した機器の緊急ボタンを押すことで消防署に緊急通報され、救急隊員が駆けつける通報システム。                                                     |
| 維持管理費                   | 施設を定期的に運営していくための清掃や、設備の点検などに係る費用のこと。                                                                                           |
| 維持補修費                   | 市の歳出を性質別に区分した費目の 1 つで、公共施設を修繕するなど、その効用を維持するために要する経費のこと。                                                                        |
| 一時保育                    | 保護者の労働又は病気等により家庭での保育が一時的に困難な児童を保育園で保育する事業。                                                                                     |
| 一般国道 254 号<br>和光富士見バイパス | 一般国道 254 号は東京都文京区を起点に埼玉県西部地域を縦貫し、長野県松本市に至る延長 284 k m の路線。うち当該バイパスは、和光市内の東京外かく環状道路から朝霞市、志木市を経て富士見市内の一般国道 463 号までの延長 6,850m を指す。 |
| 一般廃棄物                   | 産業廃棄物以外の廃棄物をいう。                                                                                                                |
| インクルーシブ教育               | 障害のある方が精神及び身体的な能力などを最大限度までに発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障害のない方と障害のある方が共に学ぶ仕組み。                                                   |
| インフラ                    | インフラストラクチャーの略称。経済活動や社会生活を円滑に維持し、発展させるために必要な基礎的な施設。道路、通信手段、教育・衛生施設等がそれに含まれる。                                                    |
| ウォークアブル推進都市             | 国内外の先進事例などの情報共有や政策づくりに向けた国と地方とのプラットフォームに参加し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成に向けた取組を推進している地方公共団体。                                          |
| エコライフ DAY               | 地球温暖化防止など環境に配慮した生活を参加者にしてもらい、その成果を二酸化炭素の削減量の形でまとめ、公表する取組。                                                                      |
| 延長保育                    | 保育園で、通常の保育時間を延長して行う保育。                                                                                                         |
| オープンスペース                | 道路、公園、広場、河川、農地などの建築によって覆われていない土地や空間。                                                                                           |
| か行                      |                                                                                                                                |
| 回遊性                     | ある一定の区域内を一巡するように移動できること。                                                                                                       |
| 核家族                     | 夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子のみの世帯もしくはひとり親と未婚の子のみの世帯のこと。                                                                                     |



|           |                                                                                                                                                                                   |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学習指導要領    | 文部科学省が定める、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準のこと。                                                                                                                                           |
| 学校運営協議会   | 学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べるため、保護者や地域住民などから構成される組織。この組織を設置した学校はコミュニティ・スクールと呼ばれる。                                                                                              |
| 学校応援団     | 埼玉県の取組で、学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。                                                                                                              |
| 家庭教育学級    | 保護者などが子育てやしつけ、子どもとの関わり方などについて、学んだり、話し合ったり、情報交換しながら、家庭教育について考える場。                                                                                                                  |
| 帰国児童生徒    | 海外日本人学校などから帰国した児童生徒。                                                                                                                                                              |
| 基地跡地      | キャンプ朝霞跡地の留保地。昭和 20（1945）年、陸軍予科士官学校などの旧軍事施設の跡地を利用するためにアメリカ軍が進駐し「キャンプ朝霞」をつくった。                                                                                                      |
| 基地跡地利用計画  | 平成 16（2004）年に「朝霞市基地跡地利用計画策定委員会」を設置し、検討した結果を基に「朝霞市基地跡地利用計画書」を策定し、平成 20（2008）年に国へ提出した。その後、平成 23（2011）年の国家公務員宿舎建設の中止を受け、状況の変化への対応や新たな将来展望も踏まえ、平成 27（2015）年に現行の基本計画を基礎としつつ所要の見直しを行った。 |
| キャリア教育    | 望ましい勤労観、職業観及び職業に関する知識や技術を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。                                                                                                            |
| 旧暫定逆線引き地区 | 農地等が残り、当分の間、市街地整備の見通しが明確でない区域について、用途地域を残したまま一旦市街化調整区域に編入し、その後、土地区画整理事業等の計画的な整備の実施が確実となった時点で市街化区域に再編入するとした地区。昭和 59 年から平成 15 年まで運用していた埼玉県独自の制度。                                     |
| 旧耐震建築物    | 昭和 56（1981）年に改正された建築基準法以前の耐震基準のこと。                                                                                                                                                |
| 旧高橋家住宅    | 根岸台 2 丁目にあり、江戸時代中期までに建てられたと推定される県内でも最も古いかやぶき民家の一つ。その住宅・敷地が平成 13（2001）年に重要文化財の指定を受けた。                                                                                              |
| 狭あい道路     | 建築基準法において必要とされる幅員 4m に満たない道路のこと。                                                                                                                                                  |
| 教科等指導員    | 教育委員会学校教育部教育指導課が行う学校訪問に際し、教科等の指導内容や指導方法等についての指導、助言機能を充実するために教育委員会が委嘱した、市内小・中学校の教員。                                                                                                |
| 狂犬病       | 狂犬病ウイルスを原因とする致死性の疾患。                                                                                                                                                              |
| 共生社会      | 障害を理由とする差別を解消し、障害のある方とない方が分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会。                                                                                                     |
| 協働        | 市民同士、あるいは市民と行政などがそれぞれの役割分担のもとに、目的を共有し、協力・協調する取組のこと。                                                                                                                               |
| グリーンインフラ  | 自然環境が有する多様な機能を活用し整備されたインフラ。                                                                                                                                                       |
| グローバル化    | 人やモノ、情報などが従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模でやりとりが行われること。                                                                                                                                        |
| 景観計画      | 朝霞市景観計画は、景観法第 8 条に規定される計画で、本市の良好な景観づくりのための基本となる計画である。平成 27（2015）年に策定された。                                                                                                          |
| ケースワーカー   | 生活保護を受けている人に対して、生活指導や助言などを行う職員のこと。                                                                                                                                                |
| 健康あさか普及員  | 市とともに市民の健康づくりを推進していくボランティア。                                                                                                                                                       |
| 健康寿命      | 平均寿命のうち、心身ともに自立し、健康的に生活できる年数。                                                                                                                                                     |
| 建築協定      | 住宅地としての環境または商店街としての利便性を維持増進するために土地の所有者等が敷地、構造、高さ、用途等について建築基準法で定められている基準に対して附加する基準を定めることができる協定のこと。                                                                                 |
| 権利擁護      | 判断能力が不十分な人で、家族や親族等の援助する人がいない等、ひとりで生活していくには不安のある人に対して、福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的な金銭管理、書類等預かり等、安心して日常生活を送れるよう支援を行うこと。                                                              |
| 後期高齢者     | 75 歳以上の高齢者。65～74 歳の高齢者は前期高齢者という。                                                                                                                                                  |

|                    |                                                                                                                                                                   |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公共下水道              | 主として市街地における下水を排除、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。                                                                                                                      |
| 公共施設               | 市が所有又は借用して運営している施設の総称。建物や公園だけでなく、道路、橋梁、上水道、下水道とそれらの関連施設も含まれる。                                                                                                     |
| 公共施設等総合管理計画        | これからの公共施設の姿を考え、公共施設を持続可能なものとするために、行動すべき事項を取りまとめたもの。                                                                                                               |
| 口腔機能               | 食べる、話す、呼吸することのほか、笑う、怒る等の感情表現も含めた口の働きのこと。                                                                                                                          |
| 合計特殊出生率            | 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に出産するとしたときの子どもの数に相当。                                                                                       |
| 更新                 | 既存の施設を新たに取え替えること、改築又は修繕を行うこと。                                                                                                                                     |
| 更生訓練               | 身体障害のある人の経済的自立及び日常生活上の自立を目的として行われる様々な訓練やリハビリテーションのこと。                                                                                                             |
| 交通結節点              | 鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、自動車からその他の交通機関に乗り換えるための駅前広場のように交通動線が集中する箇所のこと。                                                                                                |
| 高齢化率               | 総人口に占める 65 歳以上（高齢者）人口の割合。                                                                                                                                         |
| コミュニティ・スクール        | 保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設置し、学校と保護者や地域の住民が共に知恵を出し合いながら、児童生徒の豊かな成長を支えていく仕組みを備えた学校。                                                                                 |
| コミュニティ・ビジネス        | 市民等が主体的に、地域の抱える課題に対してビジネス手法を用いて解決する事業全般を指す。                                                                                                                       |
| さ行                 |                                                                                                                                                                   |
| サロン                | 身近な地域で様々な人が気軽に集える「場」のこと。自治会館や空き店舗など、地域の様々な場所で開かれている介護者の談話室。                                                                                                       |
| シェアサイクル            | 自転車を共同利用する交通システムのことで、利用者はどこかの拠点（ポート）からでも借り出して、好きなポートで返却ができる新たな都市交通手段のこと。                                                                                          |
| 市街化区域              | 都市計画法に定める都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。                                                                                                         |
| 市街化調整区域            | 都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化が抑制される区域。宅地造成などの開発は原則として制限される。                                                                                                              |
| 自主防災組織             | 「自分たちの地域は自分たちで守る」との理念のもと、地域住民の連携に基づき自主的に結成される組織で、平時には資機材の整備や防災訓練の実施、災害時には地域の初期消火、救出・救護等を行う。                                                                       |
| 市政モニター             | 「広聴」の一手法として、本市において平成 26（2014）年に開始した制度。市政に対する市民の意見や要望を聴取することで、市民の市政への関心を高め、市民参加を促進するとともに、市民ニーズの把握及び行政効果の測定を行うことにより、これを広く市政に反映させることを目的としている。                        |
| 持続可能な開発のための教育（ESD） | 環境・貧困・人権・平和・開発といった世界規模の課題を自らの問題と捉え、一人一人が自分にできることを考え、実践していくことを身に付け、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。ESD とは Education for Sustainable Development の略。 |
| 持続可能な開発目標（SDGs）    | 平成 27（2015）年に国連サミットで採択された。「誰一人取り残さない社会」を理念とし、先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標と、それを実現するための 169 のターゲットから構成され、令和 12（2030）年を期限としている。SDGs とは Sustainable Development Goals の略。   |
| シティ・セールス朝霞ブランド     | 本市の誇れる歴史、文化、景観、行事及び産品等の地域資源を市の内外に周知することにより、本市のイメージ向上及び郷土意識の醸成を図ることを目的として認定したもの。                                                                                   |
| シティ・プロモーション        | 都市の魅力を市外に向けて発信することにより、都市のイメージアップや知名度の向上を図り、外部から観光客や定住者、企業を呼び込んだり、地域住民の愛着を形成する取組。                                                                                  |
| 指定管理者制度            | 公共施設の管理や運営を、民間などに行わせる制度。市は、施設の管理運営に必要な経費を指定管理料としてまとめて支払う。                                                                                                         |

|                           |                                                                                                                          |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| シニア活動センター                 | シニア世代（おおむね 50 歳以上）の方が、これまで培った知識や経験を地域活動に生かせる講座の企画及び現在活動している団体の情報の収集や提供などを行う施設。市民活動支援ステーションと併設。                           |
| 市民活動支援ステーション              | NPO などの市民活動を支援するため、団体活動の PR のためのポスター掲示や、市民活動に関する資料を配布できるほか、参加や運営の相談に応じる施設。シニア活動センターと併設。                                  |
| 市民活動団体                    | NPO などの市民が自発的な意志に基づいて、豊かで活力ある地域社会の実現を目指し社会に貢献しようとする活動を、営利を目的とせず継続的に行っている組織。                                              |
| 市民農園                      | 住民が小面積に区画割した農地で農作業の体験ができる農園。                                                                                             |
| 社会福祉協議会                   | 地域福祉の推進を目的とし、都道府県・市区町村に設置されている団体のこと。福祉・介護サービス事業、障害のある人など要援護者の生活相談事業をはじめ、様々な社会福祉事業を実施している。                                |
| 斜面林                       | 武蔵野台地及び荒川低地の間にある崖や斜面など地形差の生じている部分に残されている緑のこと。                                                                            |
| 住環境                       | 住宅をとりまく環境のこと。身近な居住空間から、住宅の周囲、地域などが構成要因とされ、自然環境、交通環境、教育環境、医療環境など、居住する場をとりまく環境を指す。                                         |
| 住宅ストック                    | ある一時点における既存の住宅数のこと。                                                                                                      |
| 重度心身障害                    | 障害の程度の重い人のことで、概ね身体障害者手帳 3 級以上、療育手帳 B 以上、精神障害者保健福祉手帳 2 級以上を指す。                                                            |
| 住民基本台帳                    | 住民基本台帳法で定められた氏名、生年月日、性別、住所などの項目が記載された住民票を編成したもの。住民の方々に関する事務処理の基礎データとなる。                                                  |
| 集落地                       | 一般に、自然的条件及び地域住民の社会生活の一体性、その他からみた社会的条件に照らし、一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域のこと。主に市街化調整区域において人が集まって生活している地域を指す。                    |
| 就労移行支援                    | 一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施するサービス。対象者は、一般企業への就労を希望する人など。                                                            |
| 主権者教育                     | 政治の仕組みについての知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担う力を育むための教育。                                      |
| 主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング） | 主体的な学びとは、学習活動を見通し、振り返り、課題を解決していこうとすること。対話的な学びとは、学び合い等、他者と協働すること等によって、多様な見方・考え方を学ぶこと。深い学びとは、見方・考え方を働かせて、自分自身の次の課題を見つけること。 |
| 循環型社会                     | 資源の採取や破棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最少にするような物質循環が保たれた地域社会。                                |
| 生涯学習                      | 人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など、様々な場や機会において行う学習のこと。                        |
| 障害者虐待防止センター               | 障害者虐待防止法に基づき、養護者などから虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した場合の通報、届け出をはじめ、虐待の防止、保護、相談等を行うとともに、支援、その他啓発活動等を実施するため設置される組織。                   |
| 障害者就労支援センター               | 障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害のある人が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労及び生活に関する支援を総合的に行う機関のこと。                                         |
| 障害者自立支援協議会                | 障害者総合支援法に基づき、地域の関係者が集まり、地域の課題などの共有、地域の関係機関によるネットワーク構築、地域の社会資源の開発、改善、地域相談事業の運営評価及び障害福祉計画策定にあたっての意見の具申などを行う機関のこと。          |
| 障害者総合支援法                  | 応益負担を原則とする障害者自立支援法を改正し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などを定め、平成 25（2013）年から施行された法律。                                  |
| 障害福祉サービス                  | 障害者総合支援法第 88 条に規定する法定サービスであり、同法により、障害のある人の地域生活の充実、就労による自立などを一元的に支援することとなった。                                              |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小学校専任外国人講師（ALT） | 小学校の外国語の授業において、担任の授業補助を行う外国人講師。ALT とは、Assistant Language Teacher の略。                                                                                                                                                                             |
| 少子高齢化           | 少子化とは出生率の低下により子どもの数が少なくなることであり、高齢化とは人口に対し高齢者人口が占める割合が高いこと。少子高齢化が進むと、社会保障負担の増加、人口減少による経済の活力低下の可能性などが懸念される。                                                                                                                                        |
| 情報活用能力          | 情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的資質。プログラミング的思考や ICT を活用する力を含む、言語能力や問題発見・解決能力と同様に、教科等の枠を越えて、全ての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力。                                                                                                                              |
| 女性活躍推進法         | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律のこと。女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成 27(2015)年に成立した。民間企業等（一般事業主、常時雇用する労働者の数が 100 人以下の一般事業主については努力義務）並びに国及び地方公共団体の機関（特定事業主）に、事業主行動計画の策定・公表等が義務付けられている。また、地方公共団体は、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定を努力義務とされている。 |
| 女性センター          | 愛称：それいゆぶらざ。市民の交流や講座の開催、また、DV 相談や女性総合相談など男女平等に関するさまざまな施策を推進する総合的な拠点施設。「それいゆ」はフランス語で太陽の意味で「女性も男性も光り輝けるように応援する場所となるように」の思いから生まれた愛称。                                                                                                                 |
| 女性総合相談          | 本市が行っている相談で、親族間のもめごとや対人関係などの悩みや問題を抱える女性に対して、専門の相談員が応じている相談。                                                                                                                                                                                      |
| 人権作文            | 日常の家庭生活や学校生活等の中で得た体験に基づく作文を書くことを通して、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として実施している。                                                                                                                                                   |
| 人生 100 年時代      | 多くの人が 100 年以上生きることが当たり前となる時代。「日本では、平成 19（2007）年に生まれた子どもの半数が 107 歳より長く生きる」との推計があり、平成 29（2017）年に政府において発足した「人生 100 年時代構想会議」では生涯にわたる学習の重要性に関する議論がなされた。                                                                                               |
| 浸透ます            | 雨水を地下に浸透させやすくするために、底と横に穴があいている雨水ますのこと。都市水害の防止、地下水の確保や湧水の復活などの効果が期待される。                                                                                                                                                                           |
| シンボル            | 都市や場所の顔として、地域社会にその個性として認知される象徴となる要素を指す。                                                                                                                                                                                                          |
| スクールガード         | 各学校の実情に応じて学校内外の巡回、登下校の安全確保や通学路の防犯パトロールなど、学校安全体制及び学校安全ボランティア（スクールガード）の活動に対して、指導を行う者。                                                                                                                                                              |
| スクールサポーター       | 小学校 3 学年から 6 学年並びに中学校の通常学級における学級担任及び教科担任の補助として、児童生徒の学校生活への適応に係る支援並びに学習指導の補助に従事する。                                                                                                                                                                |
| 生活支援員           | 何らかの支援が必要な状態の方に対して、家事や身体介護などのサポートを行う職種。                                                                                                                                                                                                          |
| 生活習慣病           | 食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称。                                                                                                                                                                                                     |
| 生活道路            | 一般的には、幹線道路網が整備されたその網の内部で、住民が幹線道路、鉄道駅、学校等の公共施設などに移動する際に利用する日常生活上密接なかわりをもつ市町村道レベルの道路を指す。                                                                                                                                                           |
| 生産年齢人口          | 15 歳から 64 歳の人口。生産的な活動に就いている労働力の中核となる年代の人口。                                                                                                                                                                                                       |
| 生産緑地            | 市街化区域内の農地を保全することにより、良好な都市環境の形成を図るもの。なお、生産緑地に指定を受けると、原則、農地等としての管理を 30 年間継続することが義務付けられる。                                                                                                                                                           |
| 青少年を守り育成する家     | 「青少年を守り育成する家」のシンボルマークプレートを取付け、登下校など、子どもたちが助けを求めてきたときに、緊急避難先として協力する住宅、事業所など。                                                                                                                                                                      |
| 精神保健福祉士         | 精神保健福祉士法に基づく精神障害のある人の保健・福祉に関する専門職。精神障害のある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練やその他の援助を行う。                                                                                                                                                      |



|                 |                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 性と生殖に関する健康と権利   | リプロダクティブ・ヘルス／ライツともいう。1994 年カイロの国際人口開発会議において提唱された概念で、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持ち、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康な子どもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利。 |
| 成年後見制度          | 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者、統合失調症、高次脳機能障害、遷延性意識障害などのために判断能力が不十分な人を保護するための制度。                                                                                                                                                                                    |
| 生物多様性           | あらゆる生物種によって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を指すことに加え、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでも含めた幅広い概念。                                                                                                                                                                      |
| 性別による固定的な役割分業意識 | 男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」のように、性別を理由として役割を分ける考え方のこと。                                                                                                                                                     |
| 全国学力・学習状況調査     | 文部科学省が実施する、全国的に子供たちの学力・学習状況を把握するための調査。小学校 6 年生及び中学校 3 年生を対象としている。                                                                                                                                                                                      |
| ゾーン 30          | 道路幅員が狭く、住宅が密集している地域の通過通行車両の速度抑制を図るため、地域全体を 30 キロの速度規制とする対策。                                                                                                                                                                                            |
| た行              |                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 第 1 号被保険者       | 介護保険制度において、市町村の区域内に住所を有し、40 歳以上を被保険者という。このうち、65 歳以上を第 1 号被保険者、40 歳以上 65 歳未満を第 2 号被保険者という。                                                                                                                                                              |
| 待機児童            | 保育園への入園申請がなされており、入園条件を満たしているにもかかわらず、保育園に入園できない状態にある児童。                                                                                                                                                                                                 |
| ダブルケア           | 晩婚化と出産年齢の高齢化により、育児と介護に同時に携わる際の負担等の問題。                                                                                                                                                                                                                  |
| 多文化共生           | 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。                                                                                                                                                                                     |
| 団塊の世代           | 昭和 22（1947）年～昭和 24（1949）年頃の第 1 次ベビーブーム時代に生まれた世代のこと。                                                                                                                                                                                                    |
| 地域共生社会          | 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。                                                                                                                             |
| 地域ケア会議          | 医療・介護等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤整備を同時に進めることを目的に設置された会議体のこと。                                                                                                                                                                                  |
| 地域包括ケアシステム      | 地域住民に対する医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを、関係者が連携・協力して一体的・体系的に提供する体制のこと。                                                                                                                                                                                           |
| 地域包括支援センター      | 地域の保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援するため、介護保険法により設置された中核機関。介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援をはじめ、「地域ケア会議」の開催等を行う。                                                                                                                                             |
| 地域防災計画          | 地域に係る災害対策全般に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に策定した計画。                                                                                                                                                                              |
| 地下水のかん養         | 地下に雨水を浸透させて、地下水の量を増やすこと。地下水を増やすことは、水害防止や、地盤沈下防止への効果が期待できる。                                                                                                                                                                                             |
| 地区計画            | 都市計画法に基づき、地区の将来に向けてのまちづくりの方向性を定めるとともに、地区内で建物を建築したり開発等をする場合に守らなくてはならない地区独自のルールを定めた計画。                                                                                                                                                                   |
| 中学校社会体験チャレンジ事業  | 中学生による職場体験活動。1 年生または 2 年生で 3 日間実施している。                                                                                                                                                                                                                 |
| 中学校英語指導助手       | 中学校英語授業における、日本人教師を補助する英語の指導助手。                                                                                                                                                                                                                         |
| 中学校自由選択制度       | 定員の範囲内で居住地で決められている通学すべき指定校以外の中学校への入学を認める制度。                                                                                                                                                                                                            |

|             |                                                                                                                                      |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長寿命化        | 予防保全や適切な改修等により、公共施設の延命化を図り、長く安全に利用していくこと。                                                                                            |
| 貯留施設        | 雨水を一時的に溜めておき、下水道や河川に排水できる能力以上の水が一度に流れないように抑える施設。                                                                                     |
| 低・未利用地      | 適正な土地利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称。                                                    |
| 低学年補助教員     | 小学校低学年における基礎学力の定着、規律ある態度の育成を図るため、学級担任を補助する補助教員。                                                                                      |
| 低層・中高層住宅地   | 用途地域でいう、低層住居専用地域、及び中高層住居専用地域から住居地域のまでの土地利用をイメージしたもの。                                                                                 |
| テレワーク       | Tele（離れたところ）と Work（働く）を合わせた造語で、ICT 技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。                                                                    |
| 透水性舗装       | アスファルトに混合する粗骨材の割合を多くして、路面に隙間をつくることにより、雨水を、舗装体を通して直接地中に浸透させる舗装工法のこと。                                                                  |
| 特定健康診査      | メタボリックシンドローム（内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧症は生活習慣病の改善により予防可能）に着目し、生活習慣病の予防や早期発見、生活習慣の改善並びに健康管理が図られることを目的とし、40～74 歳の医療保険加入者全員を対象に実施している健診。 |
| 特別支援学級補助員   | 発達障害等を有する児童生徒の学習や学校生活を支援する非常勤職員で、年間を通して随時、必要な学校に配置される人のこと。                                                                           |
| 特別緑地保全地区    | 都市緑地法第 12 条に基づき指定される緑地であり、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築物・工作物の新築や改築、宅地造成、樹木の伐採などの行為を制限することにより、現状凍結的に緑地を保全する制度。                            |
| 都市計画        | 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のこと。                                                                                |
| 都市計画道路      | 都市計画法に規定された都市施設の一つであり、都市計画で決定された道路をいう。一般的に幹線道路以上の道路規格が対象となり、都市における円滑な移動の確保や、都市環境、都市防災等の面で、良好な都市空間を形成する機能などを果たす。                      |
| 都市公園        | 都市計画公園及び地方公共団体が定める都市計画区域内において設置する公園のこと。                                                                                              |
| 土地区画整理事業    | 土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地を面的に整備する代表的な市街地開発事業。区域内の土地を換地（交換・分合）し、土地所有者等から土地を減歩（一部を提供）してもらい、それを道路や公園等の新たな公共用地として整備し、宅地を整形化して土地利用増進を図る。     |
| な行          |                                                                                                                                      |
| 認知症サポーター    | 都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。                                        |
| ネットワーク      | 網の目のようなつながりのこと。情報の伝達網のこと。                                                                                                            |
| 農業経営基盤強化促進法 | 効率的安定的な農業経営を育成し、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に農用地の利用集積、経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずることにより、農業の発展に寄与することを目的とし制定された法律。                   |
| ノウハウ        | ものごとのやり方に関する技術知識。知る（know）と、方法（how）という意味の英単語からきている言葉。                                                                                 |
| ノーマライゼーション  | 障害のある人と健常者が区別されことなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。                                                                           |
| ノンステップバス    | 出入口の段差を無くし、乗降を容易にした低床バスのこと。                                                                                                          |
| は行          |                                                                                                                                      |
| バリアフリー      | 障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。近年では、床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面に限らず、社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられる。                     |

|                 |                                                                                                                                                                               |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ハンプ             | 自動車の速度抑制のために道路面に設置する凸型の構造物。                                                                                                                                                   |
| ひきこもり           | 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態のこと。                                                                                                                      |
| 避難行動要支援者        | 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。                                                                                          |
| 避難所             | 地震や台風等の災害時に避難した住民等を一時的に滞在させる施設。なお、避難場所は、災害が発生したり、発生するおそれがある場合等の緊急時に一時的に避難する場所のこと。                                                                                             |
| 病児保育            | 病気又は病気の回復期であり、入院加療の必要はない状態で、集団保育が困難な児童を保育する事業。                                                                                                                                |
| ファミリー・サポート・センター | 子育てと仕事を両立できる社会環境を築くために、手助けを受けたい方と、していただける方に登録していただき、保育園の送迎や、一時的な預かりなどの相互援助活動を行う事業。                                                                                            |
| 福祉的就労           | 障害などの理由により企業で働けない人のために、障害施設などで働く場を提供すること。                                                                                                                                     |
| 扶助費             | 市の歳出を性質別に区分した費目の1つで、生活保護、児童福祉、障害者福祉等に関する給付額で、主に法令により支出が義務付けられ、自治体が任意に減らすことのできない義務的経費のこと。                                                                                      |
| 普通建設事業費         | 市の歳出を性質別に区分した費目の1つで、道路、学校などの施設の建設事業などに要する経費のこと。                                                                                                                               |
| 不登校             | 病気や経済的理由以外の何かしらの理由で、登校せず、長期欠席すること。                                                                                                                                            |
| 壁面後退区域          | 道路境界線から一定の距離をとって建物を建築しなければならない制限を設けている区域。道路と建物との間に空間を確保することで、採光や通風、防火などについて、良好な住環境を形成するだけでなく、景観を向上させることを目的とする。                                                                |
| 放課後子ども教室        | 全ての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行うもの。                                                                                          |
| 防火地域・準防火地域      | 都市計画法に定める地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防ぐため、建築物を構造面から規制する地域のこと。主に商業地域等の高密度の土地利用が行われる市街地やその周辺地において指定される。                                                                               |
| ポケットパーク         | 僅かなスペースを活用し、都市環境の改善や憩いの場の創出などを目的に整備される小さな公共空間のこと。                                                                                                                             |
| ボランティア          | 自発的な意志に基づいて、人や社会に貢献する活動。                                                                                                                                                      |
| ま行              |                                                                                                                                                                               |
| みどりの基本計画        | 都市緑地法に基づき、市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画のこと。平成12（2000）年に当初策定した本市の計画では、都市公園や緑地の整備、緑のまちづくり推進のための施策等が盛り込まれている。また、平成28（2016）年には、上位・関連計画の改訂や計画の達成度や施策の検討等を踏まえ「朝霞しみどりの基本計画」として計画を改訂した。 |
| みどりのまちづくり基金     | 市内の貴重な緑地の保全及び緑化の推進を図るために必要な土地の取得や良好な景観の形成、生物多様性の保全に資する緑化事業等に要する財源に充てるために設置された基金。                                                                                              |
| 民生委員・児童委員       | 厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動に従事する人のこと。地域での社会福祉に関わる相談対応や、高齢者の相談・見守り、児童虐待の防止・早期発見等、様々な地域課題に対応している。                                                                                 |
| や行              |                                                                                                                                                                               |
| 屋敷林             | 農家などの北側に植栽することにより北風から家屋を守る防風機能をもった緑のこと。                                                                                                                                       |
| 遊休農地            | 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。または、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地。                                                                           |
| ユニバーサルデザイン      | 「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。                                                                                                        |



|              |                                                                                                                                                                 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 要介護認定        | 高齢者が要介護状態や要支援状態にあるか、要介護（要支援）状態にあるとすれば、どの程度の介護を必要とするか介護認定審査会で判定される。認定の基準は全国一律に客観的に定められていて、介護を必要とする度合いの低い方から要支援 1～2 と要介護 1～5 の 7 段階に分けられる。                        |
| 予防保全         | 事前に施設の不具合の兆候等を把握し、不具合が起こらないように、定期的に管理する保全方法のこと。                                                                                                                 |
| ら行           |                                                                                                                                                                 |
| ライフステージ      | 人間の一生において節目となるできごと（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のことをいう。                                                                                            |
| 緑化推進条例       | 市内にある緑地の保護及び緑化の推進に関する必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の形成に寄与することを目的として、平成元（1989）年に施行された条例のこと。                                                                           |
| レクリエーション活動   | 仕事や勉強の疲れを癒やし、元気を回復するために行う娯楽活動。言葉遊びや計算など頭を使う脳トレ、身体を動かすもの、手先や指先を使うものなどがある。                                                                                        |
| レファレンス       | 資料や情報を求めている人と適切な情報源を図書館員が手助けをして結びつけるサービス。                                                                                                                       |
| わ行           |                                                                                                                                                                 |
| ワーク・ライフ・バランス | 「仕事と生活の調和」を意味し、仕事と仕事以外の生活の調和を図り、両方を充実させる働き方・生き方のこと。                                                                                                             |
| ワークショップ      | 「作業所」、「勉強会」といった意味を持つ。計画づくりにおいては、まちづくりに関心のある市民が、身近な問題を持ち寄って将来のまちづくりを話し合いながら考えてもらう機会やアイデアを出し合うための市民の集まりのことを指す。                                                    |
| 数字、アルファベット   |                                                                                                                                                                 |
| 3R           | リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の 3 つの R（アール）の総称。それぞれ、物を大切に使いごみを減らすこと、使える物は繰り返し使うこと、ごみを資源として再び利用すること、を表す。                                               |
| 5G           | 第 5 世代移動通信システム。超高速、超低遅延及び多数同時接続といった特長を有し、単なるコミュニケーション基盤に留まらず、生活・産業・社会基盤への展開が期待されている。                                                                            |
| 8050 問題      | 80 代の親と 50 代の働いていない独身の子どもが同居する世帯に代表される生活問題。生活に困窮するほかにも、多様な問題を抱えている状況があることを示す。                                                                                   |
| AI           | Artificial Intelligence の略称で、人工知能のこと。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理技術。                                                                            |
| BOD          | 生物化学的酸素要求量のこと。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。                                                                                              |
| CO2          | 二酸化炭素のこと。温室効果ガスの一つに当たる。18 世紀以降、二酸化炭素の排出が急激に増えたことが、地球温暖化の主な原因と考えられている。                                                                                           |
| DV           | Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略称で、直訳すると「家庭内暴力」を意味しており、配偶者やパートナー、恋人その他親密な関係にある又はあった者が、相手に対して振るう身体的・性的・精神的・経済的暴力のことをいう。                                       |
| DV 相談        | 本市が行っている相談で、夫婦、パートナーや恋人その他親密な関係にある（あった）者同士の間で振るわれる暴力に関する相談。                                                                                                     |
| GIGA スクール構想  | 義務教育を受ける児童生徒 1 人につき 1 台の学習用情報端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境を整備し、子どもたち一人一人の個性に合わせた ICT 教育を実現するための構想。                                                                       |
| ICT          | Information and Communication Technology の略称。情報・通信に関連する技術一般の総称。                                                                                                 |
| NPO          | 「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」という。 |
| PR           | Public Relations の略称。企業や自治体等が、事業内容等を良く知ってもらうため、情報を発信したり、意見を受け入れたりすること。                                                                                          |

|      |                                                                                                                                                                                                |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| RPA  | Robotics Process Automation の略称。ロボットによる業務自動化。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化することを指す。                                                                                                  |
| SDGs | Sustainable Development Goals の略称で、平成 27（2015）年に国連サミットで採択された、持続可能な開発目標のことを指す。令和 12（2030）年を期限とした、先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標と、それを実現するための 169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」を理念とし、経済、社会、環境を巡る広範囲な課題に取り組むもの。 |
| SNS  | Social Networking Service の略称。一般に、インターネットを介し、登録された利用者同士が交流できるサービスのことを指す。                                                                                                                       |